## 立命館

# 国際関係論集

## 第 9 号

次 説 ゆらぐ戦没者追悼、ゆらぐ国家 -1950年代から1970年代における靖国神社をめぐる言説の変遷を通して-(1)共和主義原則ライシテの規範としての可能性に向けて ― ライシテの根幹と現状………………………… 笹 下 加 代 (25)Toward the Development of ASEAN Security Community (ASC): (43)Identifying the Key Factors ...... Agus Trihartono 江戸時代におけるロシア論 —18 世紀末から 19 世紀初頭期にかけて— ………… SHIPITKO, Uliana A. (69)韓国と日本における市民社会の比較研究 ―参加民主主義を目指す両国の政治改革運動― · · · · · · · · · · 朴 貞 (93)近代朝鮮における抵抗運動と民族形成に関する一考察……… 金 容 賛 (119)ドイツの労働市場改革の成果と今後の課題 ―ハルツ改革を中心に― 浩 (139)日本と韓国の農村における国際結婚 ~実態と原因、問題点を中心に比較・分析~………… 馬 貞 兪 (159)スポーツのグローバル化におけるアスリートの移動研究の到達点とその限界 ―プロ野球のグローバル化における新たなスポーツ労働移民フロー回路の拡大と変容へ― 

2009年10月

立命館大学国際関係学会

#### 論 説

### ゆらぐ戦没者追悼、ゆらぐ国家

-1950年代から1970年代における靖国神社をめぐる言説の変遷を通して-

伊藤健一郎

目次

はじめに

第1章: 敗戦から50年代初頭にかけての戦争観、国家観

1-1:原点としての神道指令

1-2:日本遺族厚生連盟結成とその性質

1-3:指導者責任観の成立

第2章:50年代半ばから60年代にかけての戦没者をめぐる意識の変化

2-1:日本遺族会の結成

2-2:靖国神社国家護持法案の準備段階

2-3:日本遺族会の性質の変化

2-4:靖国を取り巻く空気

2-5:靖国神社の政治的、社会的機能についての議論

2-5-1:安田武の議論:「死者への謙虚さ」

2-5-2:橋川文三の議論

第3章:1970年代の靖国神社

3-1:靖国神社法案と反靖国運動

3-2:国家と死-戦没者の認識-

3-3:若い世代と靖国-戦争体験の風化と戦争責任-

3-4:指導者責任観の動揺-A級戦犯の合祀

おわりに

#### はじめに

靖国神社は、日本人が戦争をどのように記憶しているのかを映し出す鏡である。靖国神社のありかたをめぐる議論が戦後 60 年以上経過した現在において未だ紛糾するという事実は、国民の戦争観、国家観、国際関係観に何らかの変化が生じていることを示唆している。「靖国神社」は、流動化の傾向を強める不安定な時代への反動として、過去の栄光へと没入したいという輪郭の不明瞭な社会的な欲求を受け止めるのである。しかし、独善的歴史観のみが靖国神社を特徴づけるわけではない。むしろ、戦後日本国家の「正しさ」のゆらぎが今日の靖国神社をめぐる問題系を形作っているのである。

戦後における靖国神社論争の変遷過程を分析するうえで欠かせないのは、靖国論争を構成する要素の分節化であろう。まず、靖国神社の性質として、それは近代国民国家が常備軍の設立と並行して建設してきた戦没者追悼顕彰施設の日本的形態であるといえる。靖国神社は正確には「国のために死んだもの」を追悼する施設でさえなく、その起源は明治政府樹立のための政治運動の過程で落命したとりわけ当時の支配権力によって弾圧された浪士らの慰霊顕彰のために創設されたものである。その意味で、靖国神社には明治維新前後の内戦状態における党派的性質によって規定されている。

また、靖国神社は WWI 後のヨーロッパにおいて考案された「無名戦士の墓」に見られるような「戦没者」のカテゴリーの境界線を意図的に曖昧にさせるような機制に立脚していない」。 靖国神社においては個々の戦没者の氏名・出身地・戦没地などの具体的データをもとに戦没者を「祭神」として「合祀」してゆく。このことは不可避的に合祀の対象となる戦没者とそこから合祀の対象から排除される戦没者とが明確に示されてしまうことを意味する。その線引きの過程で本来人間の意志を超越した次元の行為と認識される「慰霊」の恣意性が表面化しやすいのである。

次に日本における戦没者追悼は「敗戦国」であるという事実に大きく規定される。敗戦という事実が「通常の」戦没者追悼を困難にしているのだ。日本の敗戦は二重性をもつ。第一にそれは物質的な意味で敗戦であった。第二にそれは大義の次元における敗戦でもあった。一つ目の意味の敗戦においては政策を立案した権力中枢の日本国家を敗北・崩壊に至らしめた責任が問われることになる。この戦争責任に重点を置く議論の利点は、戦争責任を指導者層に限定することにより具体的な責任追及が可能になることであるが、不可避的に国民からの戦争協力の契機を遮蔽してしまう。

一方、二つめの敗戦はより根源的である。価値の総体の準拠点であった「国家」というもの

の自明性がゆらいでしまうからだ。国家の無謬性のほころびは戦没者追悼にもゆらぎをもたら す。そのゆらぎの中心に靖国神社は位置している。

エティエンヌ・バリバールはグローバル化の進展と平行して 90 年代後半以降、とりわけ先 進国において移民排斥運動が台頭してきた事態を、国家の不全性に対する国民の「無力感」と「不安」によって説明している。バリバールによれば、経済的繁栄が依拠しているグローバル化の潮流の中において任意の国家が自由裁量を発揮できる領域は急激に縮小している。その傾向は経済の領域においてもっとも顕著に現れるわけであるが、その反動として、国家が全能の政策主体として振舞うことが可能な分野、すなわち人口管理の分野における断固とした政策が求められるようになる<sup>2</sup>。このことは靖国神社問題にも重要な示唆を与えるものだ。戦没者追悼の国家的営みは、他国の介入を排除すべき神聖かつ当然の国家的権利である、という主張はまさに国家が頼るにたる存在であることを明示的に提示することを要請しているのである。また国家の正しさを確認するためにも、歴史的事実の浄化が必要とされることになるから、戦没者追悼の領域に歴史解釈をめぐる論争が吸引されることになる。

バリバールの指摘は一国を代表する首相による参拝が紛糾する論争の中心となっていることと符合する。国家の不全性の感覚に起因する不安は、その国家がその国家に残された強さを国民にむけて演出することで緩和されるからであり、靖国神社はそうした国民からの要請と国家からの応答が出会う格好の舞台なのである。同様にテッサ=モーリス・スズキは90年代以降、先進国で顕著となってきた戦没者追悼式典の興隆のなかに靖国神社を位置づけた上で、東アジア諸国の経済成長が従来の日本の主導的地位を相対化し、国家的自負心を回復しようとする欲求が靖国神社参拝をささえる国民層にあるのではないか、と指摘している。また小熊英二も対米従属コンプレックス(=不全感)を解消のはけ口として、自国の歴史の肯定的解釈が用意され、その帰結としてアジアにおける日本の孤立を招来し、その孤立状態が逆説的に再度、対米従属と付随する不全感に帰結するという悪循環の存在を指摘している。スズキや小熊の指摘は靖国論争を世界政治の文脈の中で、よりマクロな視点から俯瞰するために重要な議論である。

靖国神社が近代国民国家の中で果たした役割についてはこれまで様々な議論がなされてきた。たとえば高柳信一は靖国神社とは、疎外された人々の鬱屈した負のエネルギーを国家への忠誠へと反転させ、回収するための制度であると喝破した<sup>4</sup>。高橋哲哉は戦没者の「英霊」化により遺族の悲哀を歓喜に変えるという「魂の錬金術」に国家の政治的戦略を的確に描きだした<sup>5</sup>。こうした議論を踏まえつつ、本稿は、主に 1950 年代後半から 1970 年代初頭における靖国神社を巡る言説の推移を論じる。靖国神社という戦後日本社会が抱えたアポリアに当時の知

識人たちがどのような態度で向き合ったのかを明らかにすることの今日的意義は大きい。一方では死の意味づけを求める遺族の感情の根深さにたじろぎ、同時に国家的戦没者追悼の冷徹な機制に対して怒りを表明した知識人たちの葛藤と苦渋に満ちた言葉から私たちが汲み取ることのできるものは多いのである。たしかに戦争の形態の変化に連動する形で「戦死」の記憶のされかたも変化してゆくだろう。しかし必ず記憶の様式には回収されえない部分は残余する。そこから生じる違和感に敏感に感応し、その根本を執拗に問い続ける忍耐強い知性こそがまさに必要とされていると、私は考えるからだ。

#### 第1章: 敗戦から50年代初頭にかけての戦争観、国家観

本章では主に敗戦から 1950 年代初頭までの靖国神社周辺のうごき、戦没者追悼にかんする 議論を整理しつつ、どのような戦争観ひいては国家観が形成されたのかを整理する。

#### 1-1:原点としての神道指令

戦後の靖国神社の在り方を大きく規定することになる出来事が、1945 年 12 月 15 日に起こった。GHQによる「神道指令」である。GHQの民間情報局宗教課が作成した神道指令の骨子は、以下のように要約することができる。すなわち、①形式的制約としての厳格な政教分離、②神社神道の教義や儀式の非軍国主義化、③、①と②の条件を満たしている宗教にのみ信教の自由を認める、の3点である。②の「非軍国主義化」とは、戦没者の顕彰、自民族優越主義の宣伝などを排除することを指す。つまり神道指令は、靖国神社がその宗教性を維持したまま、国家との関係を維持することを禁じたのである。その神道指令を受容することで、靖国神社は国家から分離した宗教法人として再出発した。

今後論を進める上で、是非とも確認しておきたい重要な論点のひとつが、靖国神社の国家の財政的援助からの分離、そして宗教法人化は占領政策によって「強制された」ものであったか否かという論点がある。いわゆる「靖国派」による議論のひとつの特徴は、GHQの政策の強制性が強調されることである。たとえば小堀桂一郎は神道指令を「日本国民の精神的弱体化を画策した、初期占領政策の大いなる眼目といふべきものであつた。より具体的に言えば、日本の国家構造という肉体から国民宗教という魂を抜き取って、日本国を霊魂なく形骸のみの国、謂はば生ける屍にしようとの目論見に発っしたもので6」あると述べている。小堀の発言より冷静なものではあるが、戦後の神道界のオピニオンリーダー的存在であった葦図珍彦は、靖国神社を「近代国家主義の思想」に立脚した施設であり、「戦没者への表敬の場」と規定しており、「これをつぶさねばいかんというのが GHQ にあった7」と述懐している。では GHQ は日

本が戦没者に敬意を表すための施設を保持することを否定したのか。事実はそうではない。 GHQ が問題視したのは、神社神道と国家主義との連結であった。重要なことに、GHQ は国家的戦没者追悼施設の保持を国家の当然の権利として認めている。たとえば、GHQ において宗教政策の立案の中心にいた事務官の「政府も一般大衆も戦没者を記念するための正常で非宗教的な手段を与えられていないために、(戦没者追悼のための) これらの神社を私的というより公的な施設とみなしがち $^8$ 」である、という証言は戦没者追悼のための「正常で非宗教的」な施設があるべきだ、という認識に基づいて、日本におけるその「不在」を問題としているわけである。靖国神社の存続にかんして、GHQ が一方的にその廃止を日本政府に告知したわけでは決してない。GHQ にとっての目下の課題は、靖国神社を宗教施設として存続させるか、あるいは戦没者追悼の「正常で非宗教的な」メモリアル的な施設として残すかというものであった。

今日の宗教法人の形態での存続に至った過程はGHQ-日本政府とりわけ文部省ー靖国神社の3者を中心とする相互交渉の結果である。ここですべてのアクターの行動を分析することは省略するが、とりわけ肝心と思われるGHQと日本政府との間の交渉過程についてのべる。

終戦の年の 11 月 10 日の閣議決定において日本政府は靖国神社を「単なる記念碑又は廟」ではなしに「一箇の神社として存続す」方針を打ち出している。その決定をうけて GHQ と終戦連絡局がもった折衝において、GHQ 側のバンス大尉は、「靖国神社を今後は戦死者の記念碑的なものにするという意見もあるが、日本政府はどう考えるか」という内容の質問を日本側の担当者に伝えている。注目すべきは、この時点で GHQ からはすでに明確な形で選択肢が提示されているという点、そして日本政府は戦没者追悼施設ではなしに宗教施設として靖国神社を存続させることを「選択した」という事実である。

#### 1-2:日本遺族厚生連盟結成とその性質

靖国神社が占領政策の下、自身から「軍国主義的なもの」を取り除くため、そこに祀られている戦没者の扱いについて模索している頃、社会レベルでは、敗戦をきっかけとして戦死者・戦没者の存在は忘れられる傾向にあった。軍人恩給は停止され、神道指令の徹底化により戦死者・戦没者を公的に賛美するような慰霊追悼は禁止された10。赤澤史郎が述べているように、「戦死者・戦没者のことなどさっさと忘れて、金儲けに邁進していくような精神に立脚していた」11戦後において、戦没者の追悼は私的で、かつ特定の宗教と結びつかない形で行われるようになった。その一例として、戦没者の遺稿集や戦争体験者の回想録の刊行を通しての戦死の慰撫などがあげられよう。

一方の戦没者遺族は、1947年11月に日本遺族厚生連盟を結成している。連盟結成の背景に は、1945年11月24日にGHQから日本政府に提出された「恩給および手当て」に関する覚 書に基づき、翌46年2月1日から実施された旧軍人軍属戦没遺族への公務扶助料などの処遇 停止がある。連盟規約第三条には「本連盟は戦争犠牲者および社会公共の為の殉職者の遺族を 会員とした団体もって組織する」とあり、その目的は、第四条「本連盟は会員の相互扶助、慰 藉救済の道を開き道義の高揚、品性の涵養につとめ、平和日本の建設に邁進すると共に、戦争 の防止と、世界恒久の平和の確立を期し、以って全人類の平和の福祉に貢献すること」である とされていたが、実際には経済的困窮状況にある遺族らの救済を主たる目的とする実務的な全 国組織であった。後に「英霊の顕彰」を要求するようになる遺族会とは、明らかに異なる性質 を持っていたことがわかる。また、この時期の靖国神社は、後の「軍国主義」とか「国家主義」 などといった言葉で語られることはまずなく、60年代後半から70年代後半に顕著になるよう な、日本社会から「逸脱する」動きを見せてはいなかった。戦没者慰霊の様式にのみ着目して も、終戦直後の1947年に開始された靖国神社の「みたま祭り」は従来の靖国神社にはみられ なかった一般の民間人戦争犠牲者の慰霊を含むものであったし12、筑波藤麿宮司の任期末期 にあたる 1965 年に境内に建立された「招魂社」は慰霊対象を限定しないという意味で平和主 義的発想に立脚するものであったといえる13。

#### 1-3:指導者責任観の成立

以上、赤澤が指摘したような50年代前半までの日本社会における戦没者を取り巻く意識は、当時の戦争観に大きく影響されている。吉田裕は著書、『日本人の戦争観』において、伊藤正徳14の示した戦争観は当時の国民の戦争観を凝縮するものだとして以下のように要約している。すなわち、①15年戦争が「侵略戦争」と明言されないまでも、満州事変以降の戦争が大義名分を欠いた正当化できない戦争であり、日中戦争を太平洋戦争の根本的原因と認識する。②戦争責任の面では「指導者責任観」がとられ、一般の将兵には責任がないことが強調される。また、一般将兵の犠牲的精神や祖国愛が高く評価される。③「大日本帝国」時代をすべて肯定しないまでも、「栄光」の連合艦隊にたいする強い共感が、その時代へのノスタルジーとなってあらわれる傾向がある。④アジアにおける抗日戦力と自治能力を過小評価する傾向にあるため、日本人による加害性を認識する契機が欠如している15。ここでは特に②「指導者責任観」についてのべる。

「指導者責任観」とは簡潔に言えば、総動員体制下における国民の戦争協力を「しかたなかったこと」として判断を保留する態度である。それは国民側による「ダマサレタ」という意識

と補完関係にあり、体制への積極的・消極的同意や協力、また兵士として犯したもろもろの行為の原因を「戦争」という特殊な状況に限定し、戦没者を含む国民を「被害者」として表象することが可能となる。この被害者意識の持つ社会的・政治的機能は、当時生まれた新たな価値である「戦後民主主義」を受容するための潤滑油となり、50年代後半になるとそれは完全に社会に定着すると同時に、国民の戦争協力や戦争責任の問題は棚上げにされた16。

#### 第2章:50年代半ばから60年代にかけての戦没者をめぐる意識の変化

1950年代初頭は赤澤が述べるように、当時の日本社会にあった主な戦争観の影響から、社会は戦没者をすっかり忘れていたかのようであった。 戦没者の追悼はあくまで私的な領域で行われ、戦没者慰霊にたいする目立った国家の介入も見られなかった。しかし、50年代半ばから60年代において戦没者をめぐる意識に変化が生じ、それを契機として靖国観、戦争観にも推移が見られる。

#### 2-1:日本遺族会の結成

1947年に日本遺族厚生連盟が結成されたことは、前章で述べたとおりだが、1953年3月になると、連盟は財団法人日本遺族会へと発展的解消を遂げる。ここで注目すべきは、同年 10月 17日に変更された以下の「寄付行為の目的」である。

第二条 この会は英霊の顕彰、戦没者の遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開く と共に道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本の建設に貢献すること を目的とする<sup>17</sup>。

新たに認可された「寄付行為」の目的からは「戦争の防止」「世界恒久平和」「人類」の福祉といった文言が消え、代わって「英霊の顕彰」が登場している。同年8月には、遺族会の運動が実り、軍人恩給が再開され軍人軍属の遺族には公務扶助料が給付されるようになる<sup>18</sup>。つづいて同年11月16日の第4回戦没者遺族大会では、初めて靖国神社の国家護持が決議される<sup>19</sup>。翌年1954年の第5回大会では靖国神社の祭祀費用の国家負担を決議し、56年以来毎年、靖国神社の国家護持を決議するようになった。以上のように、遺族会の関心は戦没遺族の処遇改善から「英霊」顕彰へと徐々に、しかし確実に移行していく<sup>20</sup>。

#### 2-2:靖国神社国家護持法案の準備段階

第5回大会の決議を受け、結成直後の自由民主党は靖国神社への財政援助を可能にするため 法整備に着手する。それより前の1954年2月14日、その法案の準備段階として「衆議院海 外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会」が開かれた。そこへ参考人として、憲法 学者の大石善雄と国会図書館長である金森徳次郎が召喚され、合祀活動への国庫支出にたいし て意見を述べている。神社は非宗教であるから国家による財政支援は合憲、とする大石の見解 はその後の靖国神社推進運動の底流をなすものであり、それはおおよそ次のような発言からう かがえる。

いやしくも日本国民ならば、それが仏教徒だろうとキリスト教徒だろうとその他の 宗教だろうと、国民としての立場においては、ひとしくこれらの祭神に対しては崇敬の念をささぐべきは、日本国民の最小限度の道徳的義務であります。靖国神社は …宗教を超越したものである<sup>21</sup>。

大石の関心は日本人の「健全な国家意識」を回復することであり、そのために靖国神社の国家護持は必要であると彼は主張する。 大石はすべての神社に共通する「普遍的性格」を「国民道徳的性格」だとし、「宗教的性格」は「特殊的、偶然的」なものと考えている<sup>22</sup>。大石は、特別立法で靖国神社を宗教法人から除外、合憲とすることで靖国神社国家護持は可能であるとの結論を述べた。

大石とは対照的に金森は、靖国神社の宗教的性格を重くとらえ、「現在のところ、このままで国の費用をあてはめるということは、まず困難」との認識を示した。彼は非宗教的な「ヤスクニ・メモリアル」や「靖国記念堂」といったものに改変することで、財政支援が可能になるとの展望を持っていた<sup>23</sup>。靖国神社の国家護持をめぐる両者の意見の対立は、その後も続く議論の原型をなしている。両者には、戦没者の鎮魂のための国家的枠組が必要であるという認識は共通しているが、前者はそれを靖国神社に仮託し、後者は国民的合意の形成を要請するのである。

1956 年3月になると、自民党は「靖国○社法草案要綱」を作成し、社会党は対抗案として「靖国平和堂(仮称)に関する法律草案要綱」をまとめている。自民党法案に「靖国○社」とあるように、「神社」と明記しないことで、靖国神社の宗教色を弱め、そうして国家管理を可能にしようとする意図がみられる。社会党案も、より宗教色の弱い表現を使用してはいるが、

現に宗教施設としてある靖国神社を法律によって非宗教化することが、信教の自由の侵害にあたるのではないかという問題意識が両者ともに欠如している<sup>24</sup>。

#### 2-3:日本遺族会の性質の変化

1957 年1月に第9回全国戦没者遺族大会が開かれ、靖国神社大村益次郎像前に約6000人が集った。この大会において遺族は、戦没者の公務扶助料の引き上げと、戦没学徒兵の遺族への遺族年金の支給を要求した。遺族会は国家からの経済的支援の向上を次年度の予算編成の時期にあわせて要求することになるため、交渉相手は必然的に政権与党の自民党周辺となる25。呼応するように1961年8月、3代目会長に自由民主党元政調会長でもある賀屋興宣が就任した。賀屋が会長に就任する以前の1959年8月に日本遺族会の次世代を担う遺児を教育するための研修会が、開催されている。その研修会に参加した遺児からの感想を掲載した『日本遺族通信』には、以下の感想が含まれていた。

「愛国精神とか英霊精神とかいう言葉は私達の世代では殆ど死語と化しています。… だから私達の父の行為の崇高な精神を私達がうけつぐという論理の中に大きな断絶があるのではないかと思うのです」(二四歳、公務員)<sup>26</sup>

このような「感想」は、決して遺族会が期待するものでないことは明瞭であり、この時点において遺族会にも反対意見を許容する寛容性が保持されていたと言える。しかし賀屋の会長就任以降は年長の遺族が語る「犠牲」や「英霊」に違和感を表明する意見は次第に消えていった。ジャーナリストの田中伸尚は、遺族会の変化について「戦没者遺族の複雑な思いを内部にかかえながら歩んできた日本遺族会は、賀屋時代の十五年間(1961 年から 1977 年)に、『靖国信徒』の宗教団体に変質したかのようであった 27」と評している28。

#### 2-4: 靖国を取り巻く空気

靖国神社の政治的、社会的位置の変化とともに、高度経済成長期の1960年代は戦没者慰霊の持つ意味も大きく形骸化した。1963年5月14日、政府は「全国戦没者追悼式の実施に関する件」を閣議決定し、それ以降毎年8月15日に政府主催の全国戦没者追悼式の執行を決定した。「今次の大戦における全戦没者に対し、国をあげて追悼のまことをささげる」ことを目的とした式典は、戦争への歴史的評価を保留したまま、日本人だけに対しての内向きの慰霊追悼の形をとっている。池田勇人元首相の次の式辞にみられる表現も、過去の戦争のあいまいな位置づけを見るうえで重要だ。

戦後わが国は平和を礎として文化と経済にいちじるしい発展をとげたが、この底には 祖国の栄光を確信して散った多くの人々の願いがあったことを忘れてはならない<sup>29</sup>。

池田元首相の言葉は、「戦没者」と今日の「平和」を安易な等式で結びながら、戦没者に対する「意味づけ」をなしている。「忘れてはならない」とあるわりに日本がアメリカの寛大な庇護の下、冷戦構造の受益者となり戦後発展を可能にした点、日本軍が周辺諸国に与えた加害責任については「忘れられている」。しかし実のところ本当に「忘れられた」のは、全国戦没者追悼式典そのものであったといえるかもしれない。同年8月14日には、黒金泰美元官房長官が追悼式当日の正午に黙祷をささげるよう国民に求める談話を発表する。しかし吉田裕が指摘するように、60年代の後半になると黙祷という追悼表現自体が形式化してゆく30。

#### 2-5: 靖国神社の政治的、社会的機能についての議論

本節では、1950 年代後半から 1960 年代において靖国神社の政治的、社会的位置の変化に対してどのような反応があったのかを、簡潔に紹介する。

#### 2-5-1:安田武の議論:「死者への謙虚さ」

まず評論家の安田武である。安田武はソ連抑留体験もある元学徒兵であった。彼は靖国神社の国家護持法案が提出された 1968 年、日本戦没学生記念会機関紙『わだつみのこえ』 31 (1968 年、41 号) に掲載された遺族からの手紙に衝撃を受ける。日本遺族会の会員でもあり、同時にわだつみ会の会員である戦没学生の母親は「全国戦没者の慰霊祭が国の手で行われることは当然のことだと思います。若い学生の方たちは…絶対にのがれることのできない国の命令にしたがって祖国のためということをせめての心の支えとして…戦地に向かいました。またその霊をおまつりしてある靖国神社を国がながく守りつづけることもまた当然で、戦没者の方たちは自分が戦死すれば靖国の神としてまつられるのだと信じていたのですから」と純粋に国家による慰霊を要求し、戦没者慰霊にも靖国神社国家護持にも批判的なわだつみ会に対しては「わり切れぬ想いでございます」と訴えている。安田はその母親の手紙への感想を、率直に語っている。

母親のこの訴えとうまくコミュニケートできるかどうかは、重大な問題である。紀元

節復活や靖国神社国家護持にかんして、会がたとえば反対の声明を発表したとするようなことよりも、はるかに重大である。私は衝撃をうけ、烈しい焦燥を感じた。どういう方法で、どういう言葉で、うまくコミュニケートできるだろうか…32。

安田は「遺族の気持、意向を置き去りにしたまま、靖国神社国家護持反対を主張すること」に対して躊躇した。安田は「遺族を第一に尊重し、戦没者へのふかい哀悼の情を彼らと共有しながら、彼らを納得させ、同時に権力の暗い意図を挫折せしめなければならない」と考えるがゆえに、遺族感情を考慮に入れない遺族批判を批判する。

それ[国家護持]は遺族の「悲願」であり、願いは純粋なのだ。政治が利用している彼らの純粋さを、政治の次元において否定することは、逆効果しか生まない。そもそも、戦死者たちの戦死自体が純粋なのだった。純粋であったと遺族たちは信じている。信じていたいのだ<sup>33</sup>。([] 補足筆者)

保守政党はその「純粋さ」につけこんで「利用」したが、安田はむしろその「純粋さ」を「尊重」することからはじめようとする。その安田があくまでも靖国国家護持に反対するのは政治的立場の違いからではなく、それが国民的承認を得ていないからだ。国家護持に対しての安田の立場は明瞭だ。

国民世論のなかに、すくなくない「反対」が存在する場合、意見の「不一致」が顕著にみとれる事柄に関しては、すくなくとも「決定」を延期すべきだ、という平凡な「常識」がどうして根付かないのか…靖国神社の国家護持は、イデオロギー以前の問題として、まず国民的規模による同意が得られないという事実において反対である34。

安田は戦没者に執着しつづける遺族の心情の純粋さを、貴重なものとして評価している。 「死者への謙虚さ」をもっとも大切にした安田にとって、合意不在のまま政治的次元で国家護 持が進行することは許されないことであった<sup>35</sup>。

#### 2-5-2: 橋川文三の議論

橋川文三は「靖国を国家で擁護するのは国民総体の心理だという論法は、しばしば死に直面 したときの個々の戦没者の心情、心理にたいする思いやりを欠き、生者の御都合によって死者 の魂を勝手に描きあげ、規制してしまおうという政治の緩慢さがみられる」36と述べている。 彼の言う「緩慢さ」とはすなわち、体制側の語る歴史を批判することさえも規制してしまうよ うな政治的態度である。橋川は次のように述べる。

歴史の中で死者のあらわしたあらゆる苦悶、懐疑は切りすてられ、封じ込められてしまいます。そしてそれは、ひいては歴史に対する一切の批判の異論を認めないという深い根拠をしだいに形づくる可能性があるわけです。たとえば「大東亜戦争」を批判することは「英霊」に対してあいすまないというような露骨な政治の論理が横行し始めないという保証はほとんどなくなるということもおこるはずです³7。

橋川は「英霊」礼讃の論理が、戦争にたいする理性的な反省を封殺する危険性に警鐘をならす。 しかし一方で橋川は、靖国神社を単純に政治的目的をもった「軍国主義」と結びつけて批判することについては、次のように違和を唱えている。

靖国神社の問題を考える場合、すべてそれが死者の怨念をおさめるという政治的目的 のための虚構の施設であったとすることは、やはり歴史的にも片手落ちとなります 38。

橋川は、1章でごく簡単にふれた GHQ の神道指令が、靖国神社を政治的なものとして解釈してしまう契機となった可能性が十分にあると指摘している $^{39}$ 。また橋川は、この時期から複雑化した靖国神社問題の要因として、次の2点を挙げている。まず靖国神社の非軍国主義的性格、そして民衆の側からの自発的な靖国信仰である $^{40}$ 。つまり日露戦争前後において、靖国神社が民衆に定着した背景には、直系家族制度の崩壊にともなう家の祭祀が空洞化してしまったことへの不安感があり、その空隙を埋める形で国家による祭祀が受容される契機が生じた。たとえ無名の一個人であっても、国民からの崇拝を恒久的に得られるような祭祀形態を欲しており、そういった人々の欲求に応えることによって、靖国神社は定着していったからである $^{41}$ 。

橋川の靖国論の骨子は、以下3点に要約することができる。①靖国神社は国家が戦没者を排他的に占有することを可能にする。②靖国神社は民衆の「死後も日本にとどまりたい」という思いを受け止める。③靖国神社は戦没者の思いを反映する側面があるため、生き残った者の政治的立場を明確に表明することを困難にする。このような橋川の立場は、侵略戦争を含む日本の近代の評価と戦没者慰霊とを分離したうえで、戦没者の多様な念願を記憶しつつ、靖国神社

そのものには政治的関与を慎むというものである。

戦争の非人間性、国家の暴力性を自覚していた橋川、安田らにとって「国家のための死」に 意味を付与しようとする政治の「緩慢さ」は拒否されるべきものだった。しかし、一方では死 に何らかの意味をもとめる遺族の感情を居丈高に否定することもできなかった。「国家のため の死」の価値を論理的に否定することは、遺族の感情を置き去りにしてしまう行為であると考 えられたからである。

第3章:1970年代の靖国

#### 3-1: 靖国神社法案と反靖国運動

1960 年代末から 1970 年代にかけて、靖国神社国家護持論はさらに高まりを見せる。靖国神社創立百年祭の翌日の 1969 年 6 月 30 日、自民党の議員立法として靖国神社の国営化を目指す靖国神社法案が提出された。靖国法案の作成作業は 1966 年 1 月から内閣法制局ではじまっていたが、その作業は「英霊の合祀奉斎」という文言を挿入するか否かで自民党内で難航することになる。「英霊を合祀する」といった明らかな神社の宗教性を表わす表現をもって憲法そのものを内破しようと試みるタカ派と、なるべく宗教性を弱めた表現で憲法解釈拡大の余地を残そうとする主流派とのせめぎあいである。また靖国神社や右翼団体も法案に介入するようになった。1969 年 1 月には解釈改憲派の作成した私案<sup>42</sup>が「英霊の不在」だとの批判をタカ派からうけるが、遺族会はその私案を受け入れた。それに激怒した大東塾塾生が遺族会会長の賀屋興宣に暴行を加え、自宅に押し寄せるという事件もおこった<sup>43</sup>。国家護持運動の支援団体は多くあったが、法案の一本化は困難を極めた。そこで1969 年 4 月に発足した全国戦友会連合会がイニシアティブをとり、靖国法案支持団体を靖国神社国家護持貫徹国民会議(靖国協)へ結集させた<sup>44</sup>。以上のような紆余曲折を経て、ついに法案が提出された。

その法案の目的を定めている第一条では、戦没者を「英霊」と一括し、国家に殉じたという 一点でもって「偉業」とよぶ国家主義的思想が凝縮されている。

第一条 靖国神社は、戦没者および国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行い、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする45。

解釈規定である第二条では、「靖国神社」の名称は「靖国神社創建の由来にかんがみその名称 を踏襲した」だけであり、靖国神社を宗教団体と解釈してはならない、という趣旨の但し書き がついている。第五条は靖国神社の「非宗教性」を規定しており、第二章でみた大石の「神社は非宗教」という主張が継承されている。

もっとも、法案自体は国会内外の反対を受け、廃案となってしまう。それは「沖縄返還や日 米安保条約改定といった重要課題が目白押しの時代、靖国法案の緊急性は明らかに低い。にも かかわらず与野党、自民党内、在野ではげしく意見が対立するテーマだったため、審議するこ とすら敬遠された」 46ためである。しかし自民党は、その主要な得票母体である遺族会の要 求を無視することできなかったのであろう。事実、靖国法案連続提出のさなか 1972 年の総選 挙では村上勇、臼井壮一ら遺族会副会長をはじめ、日本遺族政治連盟が推薦する議員 255 名 が当選している<sup>47</sup>。

しかし自民党が遺族会取り込みのために靖国神社法案に尽力すればするほど、それは宗教界の「自民党離れ」を意味した。宗教界は靖国神社法案に対して、当初から反対の立場を明確に示していた。靖国神社を「非宗教」と解釈することで憲法の枠の外に置き、国家からの財政援助を可能にすることを目指した靖国法案が、国家神道復活の突破口になるのではないかという危機感があったためである。こういった宗教界からの反応もあり、自民党内での靖国神社法案のための足並みは完全に揃っていなかった。さらに遺族会からの強い要求に応えようと、ある種の自民党のパフォーマンスとしての法案提出としての側面も垣間見ることができるのである。

#### 3-2:国家と死-戦没者の認識-

議論を反靖国運動に戻す。宗教界を中心にした反靖国運動は、信教の自由の擁護、政教分離の厳格な適用、という論を軸にした一種の護憲運動とも言うことができるものだった。護憲運動の性格も併せ持つ靖国国家護憲反対運動は、従来からあった平和運動と結合することによって、知識人層までをも巻き込み予想以上の高まりを見せた。

たとえばキリスト教徒で政治思想史家の宮田光雄は、国家と個人の関係という観点から、靖国神社法案に異議を唱えている。宮田は「人間の生死の価値基準は、国民ひとりびとりが、みずから主体的に決定するのでなければならい。それは人間としてゆずり渡すことのできないギリギリのものであり、人間の尊厳性と独立性を構成するのは、人間の内的な自由に他ならない」48と述べている。宮田の、国家と個人の関係の中での「死」の扱われ方に、「軍国主義的なもの」を感じとったのが、同じくキリスト教徒の戸村政博である。彼は『靖国問題と戦争責任』において、1971年9月から1972年10月までの靖国問題を中心にした日本社会の戦争責任問題を論じている。彼は戦争責任問題を「何を覚え何を忘れるかという、(日本人の)すぐれて

倫理的な資質が問われてい」る49、と位置づけた。また「靖国神社法案は、(中略)この国の体質そのものからにじみ出てくる問題50」であると、日本文化の根源に分析を加えつつ、戦争責任問題を日本人の良心および知性に訴える形で語ろうとした。戸村は靖国問題が活発に議論され始めた70年代初頭の日本社会の状況を、「戦前復古」「潜在するファシズム」「軍国主義の再来」という言葉で語っている。戸村にとって靖国神社法案提出を契機とした靖国問題の高まりは、日本の侵略戦争の実態の把握と、それに対する反省への気づきを日本人に突きつけるものであった。しかし戸村を悩ましたのは安田や橋川と同様に、やはり遺族の声であった。戸村の『靖国論争』にはある遺族の手紙が資料として掲載されている。

ことしの通常国会でも靖国神社の国家祭祀の議案は提出されないで、遺族の長年の悲願はまたしても日の目を見ないでしまった。靖国神社の国家祭祀は軍国主義への復活をおそれるという見解の下に、革新派から強く反対されるということだ(中略)祖国に殉じた英霊を国家が弔い祀ることがなぜ軍国主義かと問いたい。堂々と祭祀し平和国家建設に徹した政策を進めてこそ、日本民族の自主性が確立するのだと私は考える51。

日本社会の中に再び目覚めようとする軍国主義的なものに嫌悪感を持っていた戸村だが、上の遺族の心情を戸村は「軍国主義的なもの」と無視することはしない。戸村が注目するのは、そのような遺族の素朴な慰霊についての心情の根底にあるものである。そこには国家への徹底的な忠誠と、国家の祭祀権の回復を願う姿勢が見て取れる。しかし、それ以上に戸村を悩ませるのは、戦没者を「どこまでも純粋な被害者」と扱う心的態度である。

もちろん、遺族にとって愛する者の死が無意味であったと考えることは辛いことでしょう。しかし、だからといって、国家によって死の"意義づけ"をしてもらうというのがどれほどの意味があるでしょう。それは国家にとっては越権行為であり、国民がそれに気付かないことは、国家とともに、死者と自らの魂を冒涜するものというべきです52。

戸村にとって、死の意義付けはあくまでも個人に帰する課題なのであり、彼は戦死を回収する国家の論理を何よりも警戒していた。戸村は戦没者を「英霊」と呼ぶこと自体が「人間蔑視

の思想」53だと述べている。遺族が国家に依存せず、戦没者を各々鎮魂することの意義を、 戸村は強調する。

戸村と宮田は両者とも、人間の「死」に対しての国家の介入を嫌悪し、かつ危険視している。 両者が靖国神社国家護憲に反対する根底には、「死」の判断を可能にするのは人間の主体性であり、尊厳であるという認識がある。靖国神社法案が目指す国家介入による「死」への意義づけや慰霊追悼には、「人間の主体」という部分がすっぽり抜け落ちてしまっている。そこに気づくことなく、「死」の儀式を国家に管理させることを許容するという、遺族らの素朴で受動的な心情にこそ、国家による個人の生の支配への契機が開かれると戸村は考え、その帰結を「軍国主義」という言葉に仮託したのである。

#### 3-3:若い世代と靖国-戦争体験の風化と戦争責任-

1960 年代末から 1970 年代は 1945 年生まれの者、すなわち戦争体験がない世代がすでに成人した時代である。そんな戦後世代と戦争体験を持つ「戦中派」の断絶を象徴する事件が、1969 年 5 月 20 日起こる。1954 年から立命館大学に置かれていた「わだつみ像」が大学紛争のさなか、機動隊入構を契機として全共闘派の学生らによって引き倒された。破壊された像の胸部には赤ペンキで「死」と書かれていた $^{54}$ 。わだつみ像破壊に共感する元学生は事件をこのように振り返っている。

戦中派が戦争での極限的体験を語り、国家権力の力のもとに戦没した死者を悼み、 "像"にたいして自己の"生きざま"をみせるのだが、実際には、この三十年に何を やったか。ファシズム・日本軍国主義の精神構造、その本質をとことん問うことをせ ず、何よりもたまらないのは、みずからの精神を"像"に仮託して逃避していること だ。55

わだつみ会事務局長の渡辺清は「この問題は、戦中派が像を建て、死者への祈りをこめ、生き残ったことへの、あるいは"戦争協力"への免罪符にしてはいないか、という若い世代からの鋭い問題提起なのだ。謙虚に受けとめたい」56とコメントしているが、安田武のこの事件に対する率直な印象は「怒りよりも、むしろ絶望を覚える」というものであった57。安田にとって「わだつみ像」は多種多様な態度でもって不可避の死と向き合い「若い知能のあらんかぎりをふりしぼって、悩み、考え抜いた」思索を具象化したものであり、それは「民族の体験」そのものであり、「民族の悲劇の教訓」であった。ところが、わだつみ像破壊事件

は、学園闘争時代の若者たちにその認識が継承されていないことを露呈したのである。安田 は鋭く問う、

…正義を呼号し、激情を爆発させることはたやすい。だが、正義を持続し、怒りを執念として生きること、それが急進的ということの意味であり、根本的ということの意味である5.8。

小熊英二は 60 年代における戦後世代の台頭とともに、日本人戦没者の慰霊そのものが「日本人意識の鼓吹」として批判される傾向にあることを指摘している<sup>59</sup>。従来は戦没者を「ダマサレタ」被害者として記憶する事と、指導者の戦争責任を批判する事が両立していた。 安田は、戦争体験に執着し国家に対する怒りを持続させる営みによって、自らの戦争責任を引き受けていた。安田ら戦中派にとって、わだつみ像は被害の象徴でもあったが同時に生き残った者たちに強烈な罪悪感を喚起するものでもあった。安田は悔恨や屈辱の痛みに「執着」し続けることで、連帯の契機を見出そうとしていたのだ。しかし、ベトナム戦争に反対し、戦後日本国家のあり方に異を唱え、靖国法案にも反対の立場をとりつつも、わだつみ像の破壊が可能であるような世代の台頭は、戦没者の位置づけが右派左派の両陣営に分断された言説空間の右派側のシンボルとしてしかみなされえなくなった状況を浮き彫りにしている。

靖国神社の社会的位置づけも、60年代後半から70年代半ばにかけて、端的な戦没者の慰霊から次元のことなる位相に変化した。そのことは、以下のような事件から看取できる。1969年9月25日「アメリカに追従する外交、ソ連の日本漁船だ捕事件、本分を忘れた学生、濁世の妄動に抗議」する男性(49歳)が靖国神社前で割腹自殺を図る事件があった60。また1974年2月11日建国記念日に、元学生(25歳)が靖国神社で割腹自殺し、遺書には「三島事件以来、三年以上たったが、社会は混乱し、人心は乱れている。建国の日に国に命をささげる」とあった61。

#### 3-4:指導者責任観の動揺-A級戦犯の合祀

靖国神社法案の主要な推進主体であった「靖国協」は、1976年6月に解散した。それにかわり「英霊にこたえる会」が組織された。従来の運動は、遺族や戦友会など靖国神社に合祀される祭神の有縁者に限定されていたが、「英霊にこたえる会」は、その運動の対象範囲を国民にまで広げた。赤澤によれば、有縁者に依存した運動では次第に老齢化が進むことによる、運動の先細りを危惧する思いが、新たな「英霊にこたえる会」の結成要因である<sup>62</sup>。「英霊にこ

たえる会」の結成趣意書の要旨には「国民一人一人の自覚と行動こそ、民族の魂をよみがえらせ、わが国に基本方向を唯一の道と信じる<sup>63</sup>」とある。そこには「戦後体制」のなかで堕落した日本人を目覚めさせるという、啓蒙的使命感をみてとれる。

1978年、会長の石田和外(元最高裁判所長官)の推薦により松平永芳が靖国神社宮司に就任する。この宮司交代は、靖国神社の性質を大きく変えることになった。「私は就任前から、『すべて日本が悪い』という東京裁判史観を否定しないかぎり、日本の精神復興はできないと考えておりました<sup>64</sup>」と語る松平は就任直後、A級戦犯を含む東京裁判の刑死者、獄死者を「昭和殉難者」として合祀した。

靖国神社権宮司藤田勝重は、合祀が遺族の承諾を得たものではないことを明らかにしている 65。 A級戦犯の遺族の一人は「予想してなかっただけに心苦しい気もします 66」と、複雑な 心境を吐露している。合祀がもたらした社会的影響は大きかった。これまで靖国神社を支持してきた遺族でさえ、靖国神社に疑問を抱くようになったのだ。新聞社には遺族からの電話が多くあったという。そのいくつかを読売新聞が紹介している 67。従軍した父をなくした女性 (48歳) は、「戦争の最高責任者が、私ども遺族に全く知らされずに合祀されたうえ、首相が参拝 68 に行くというのは、どうも納得がいかない。」と「涙ながら」に訴えたという。また別の男性 (74歳) は激しい口調で以下のように反対した。

弟一人、いとこ三人が戦死している。…その弟たちがいる靖国神社に戦犯の人たちが祭られるのは納得できない。この人たちは、当時翼賛選挙などをやって、国民を戦争に引きずり込み、日本を破滅に追いやったのだから、この人たちと弟たちをまくらをともにさせるわけにはいかない。主義主張でいっているのではない。絶対反対だ。

以上の2人は、自分の遺族を戦争の犠牲者だと認識している点で共通している。2人は靖国神社に共鳴する素朴な「靖国信徒」であった。A級戦犯合祀により、戦没者慰霊に「主義主張」が持ち込まれ、「素朴な」心情を持つ遺族との間に断絶が生まれてしまったのである。松平は宮司退任後1985年に「生涯で意義あることをしたと私が自負できるのはA級戦犯合祀である。現行憲法の否定はわれわれの願うところだが、その前に極東軍事裁判の根源をたたいてしまおうという意図のもとに、A級戦犯十四柱を新たに祭神とした69」と語っている。「A級戦犯合祀」という行為が、戦没者慰霊の次元を逸脱して、日本という国家の「正しさ」を回復しようという欲求を背景にしていることに注目しなければならない。

「A級戦犯」は、戦後日本に定着した指導者責任観の要の部分であった。東条英機らを象徴的な「戦犯」とすることによって、日本は対外的に「反省」の姿勢を示すことができたし、国内的には権威のヒエラルキーの中での戦争責任の所在を「A級戦犯」に限定することができたのであった。

A級戦犯合祀は重大な画期であるが、それは60年代から70年代にかけて進行した日本の経済成長とそれに伴う国家的自負心の増大と無関係ではない。「日本人は西洋人にくらべて優れていると思うか」という質問に対し、「優れている」と答えた人の割合は、1953年の時点では20%であったのが、68年に47%となり80年代に入る頃には50%を越えている<sup>70</sup>。敗戦によって傷つけられた国民の自尊心が急速に回復してゆくのがわかる。この傾向は戦没者を平和と繁栄のための犠牲者として解釈することを可能にし、戦争指導者層への反感を薄める効果があったことは間違いない。経済成長によって国家が次第に人々の信頼を獲得し、敗戦によって生じた国家の暴力性への国民の警戒心が弱められてしまったのである。

#### おわりに

社会学者の日高六郎は、敗戦後 40 年にあたる 1985 年に「三つの 40 年目 — 「記憶をいきいきと保つこと」の意味一」という論考を残している<sup>71</sup>。そこで日高が問うたのは、アジア・太平洋戦争のさなか、すでに終結から 40 年が経過した日露戦争の栄光の「記憶」は生き生きと保たれていたのに、なぜ同じ時間の幅の中で先の大戦の記憶は風化してしまったのか、ということであった<sup>72</sup>。この問いは、本稿の問題意識にも共通するものを含んでいる。敗戦をはさんだ「2つの 40 年」に見られる断絶は、戦後においては政府の名の下に戦没者を「英霊」として称賛することが困難になった点に認められる。圧倒的な敗戦とそれに伴う国家の権威の失墜によって、戦没者をヒロイックな「英霊」として解釈することは「公的」には不可能になった。しかし一方で政府にも社会にも、戦没者を国家主義的な文脈で、すなわち「英霊」として解釈しようとする欲求そのものは連続しつづけた。その欲求不満が靖国神社という媒体をとおして噴出するのである。

国家による戦没者慰霊は、19世紀から 20世紀を中心かけて各国で行われてきた。殉国した「英霊」を国家が顕彰することは、近代国家に普遍的に見られる現象でさえある。そんな中、テッサ.M=スズキは敗戦国である日本について、「日本は「栄光ある死者」を国家が顕彰するという強力にポピュラーな伝統の重みから免れている<sup>73</sup>」と期待をこめてのべている。しかし、敗戦国であるがゆえのコンプレックスが、国家と社会に根強く残る「英霊顕彰」の欲求と結合して、より一層排他的で自己中心的な靖国神社の姿に表れていることは皮肉というしかな

い。靖国神社は日本社会における戦争観、ひいては国家観を反映するものである。今日、靖国神社には戦後日本を「アメリカの従属国」と認識し、戦前国家を「自立した日本」として理想化したうえで、強迫的な焦燥感でもって現状打破を志向する主張が背景にある。しかし私たちに必要なのは国家の誇りを回復しようとするのではなく、人間が誇りを取り戻すことであろう。そのためには、「国家」というかたちで現れる権威に、自らの価値判断を委ねない生のあり方を模索することが要求される。その実現は困難ではあるが、過去の正当化や、「栄光に満ちた国家」への没入といった安易な方法は、不全感を和らげることはあっても、解消するには至らないからだ。

(ITO Ken'ichiro、本学大学院国際関係研究科後期課程)

#### 注

1 佐伯真光「キリスト者は「靖国」を語れるのか」『新版靖国論集』pp.166-167

<sup>2</sup> エティエンヌ・バリバール『市民権の哲学』青土社、2002年 pp.146-147

3 小熊英二『対話の回路』新曜社、2005 年 pp.72-73

4 高柳信一「日本国憲法と「靖国」の論理」『世界』1974年6月 P.209

5 高橋哲哉『靖国問題』ちくま新書 2005 年 Pp.43-44

6 江藤淳、小堀桂一郎(編)『新版靖国論集-日本の鎮魂の伝統のために』近代出版社 2004 年 p.162

7 葦津珍彦「神道・占領政策への対応と抵抗」思想の科学研究会(編)『共同研究/日本占領軍ーその光 と影下巻』現代史出版会、1978 年、p.24

8 W.P.ウッダード著 安部美哉訳『天皇と神道』サイマル出版,1988 年 p.180

9 1945 年 12 月 4 日のこの会談の内容は、大原康男『神道指令の研究』pp240-241、および大江志乃 『靖国神社』pp36-37 に収録されている

10 赤澤史朗『靖国神社』岩波書店 2005 年 p. 60

11 同上、p. 62.

12 同上、p.57

13 同上、pp.161-163

14 1950 年代、戦争を題材にした小説を出版し、一連のベストセラーを生んだ軍事評論家である。主な 著書には、『連合艦隊の最後』文芸春秋新社 1956 年、『帝国陸軍の最後 1 - 5 』文芸春秋新社 1959 年などがある。

15 吉田裕『日本人の戦争観ー戦後史の中の変容』1995年 p.112

16 同上、P. 59.

17 日本遺族会編『日本遺族会十五年史』1962 年 P.173 (なお変更が認可されたのは 1953 年 12 月 2 日である)

18 田中伸尚、「日本遺族会の 50 年」『世界』 1994 年 9 月 p.44

19 決議の内容は「靖国神社並びに護国神社の行う行事はその本質にかんがみ国費または地方費をもって 支弁するよう措置すること」とある(田中、前掲論文、p. 46)

20 田中、前掲論文、P. 46

 $^{21}$  「第 24 回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録第四号(1956 年 2 月 14 日)」『新編靖国神社問題資料集』 2006 年 pp. 412 - 413.

<sup>22</sup> 『新編靖国神社問題資料集』 2006 年 P. 413

23 同上、P. 419

24 赤澤、前掲書、P. 108

25 遺族会、前掲書、P. 94

- 26 田中、前掲論文、P. 47.
- 27 田中、前掲書、 P. 82
- 28 たとえば、賀屋の就任後の1964年5月1日発行の『日本遺族通信』では、会の「目的」から「戦争 防止」「世界恒久平和」という言葉が消え去り、「英霊の顕彰」へ書き換えられる。(田中、前掲論文 P47)
- 29 『朝日新聞』(東京版)「平和への誓い新たに」1963年8月15日夕刊
- 30 たとえば朝日新聞は 1967 年の終戦記念日の光景を以下のように報じている。 銀座に群れ集った人波の中で、立止まって黙とうする姿は今年も数えるほど。交番の巡査の黙とう 姿を「何ごとか」とジロジロ見つめる通行人もいて、道を急ぎ、買物をあさる"無関心派"が今年 も圧倒的に多かった。(『朝日新聞』1967 年8月15日夕刊)
- 31 安田武「靖国神社への私の気持」『現代の眼』1968年2月 Vol.9. No.2 P.196
- 32 安田、前掲論文、P. 196.
- 33 同上、P. 198
- 34 安田、前掲書、P. 200
- 35 安田は戦没者について生者が語るさい、「死者への謙虚さ」をもっとも強調した。この安田をはじめ とした戦中派の戦死観については福間良明『殉国と反逆-「特攻」の語りの戦後史』青弓社、2007 年に詳しい。
- 36 橋川文三『橋川文三著作集 2』 筑摩書房 1985 年 P. 210
- 37 同上、P. 212
- 38 橋川、前掲書、P. 213
- 39 GHQ は 1868 年以降に創建された神社群を「政治目的のために創建されたものである」とし、靖国 ミリタリ・シュライン 神社を「軍国的神社」として定義した。
- 40 橋川、前掲書、P.215
- 41 橋川が神島二郎の『近代日本の精神構造』に依拠しつつ展開した論。(橋川、『橋川文三著作集2』 P215)
- 42 靖国神社国家護持に関する小委員会山崎巌委員長による私案(山崎私案)。その内容は 靖国神社は戦没者及びに国事に殉じた者を公にまつり、その英霊を尊崇すべきであるとする国民 的感情にかんがみ、これらの人々に対する(以下略) 『日本遺族会の四十年』P71
- 43 赤澤、P145、
- 44 同上、Pp145-147
- 45 国立国会図書館調査及び立法考査局『新編靖国問題資料集』国立国会図書館 2006 年 P. 532.
- 46 毎日新聞「靖国」取材班『靖国神社秘史』毎日新聞社 2005 年 P. 219
- 47 日本遺族会事務局編『日本遺族会の四十年』日本遺族会、1987年 P.94
- 48 「国家と良心 靖国神社問題の根底にあるもの」「朝日新聞』(東京版) 1971年2月16日 (夕刊)
- <sup>49</sup> 戸村政博『靖国問題と戦争責任』1973 年 P.12
- 50 同上、P.14
- 51 『静岡新聞』1972 年 6 月 13 日 投書「英霊を祀る意味」(戸村『靖国問題と戦争責任』p 308-309)
- 52 戸村、前掲書、P. 21.
- 53 戸村政博『日本のファシズムと靖国問題-新・靖国闘争』新教出版社 P.143
- 54 安田武『不戦の誓い』山脈出版の会 1983 年 P.97(『毎日新聞』 1969 年 5 月 21 日)
- 55 『朝日新聞』(東京版)「断絶と連続 30年目の戦後」1974年8月14日夕刊
- 56 同上。
- 57 安田、前掲書、P.90.
- 58 同上、P94 (『毎日新聞』1969 年 6 月 16 日)
- <sup>59</sup> 小熊英二『民主と愛国』新曜社 2002 年 P. 572
- 60 『朝日新聞』(東京版)「靖国神社前で割腹 会社員、自殺未遂」1969年9月25日
- 61 『朝日新聞』(東京版)「建国記念の日に割腹自殺、靖国神社拝殿前」1974年2月12日
- 62 赤澤、前掲書、P.188
- 63 日本遺族会『日本遺族会の四十年』P.110
- 64 松平永芳「「靖国」奉仕十四年の無念」『諸君』1992 年 P.166
- 65 『朝日新聞』「靖国神社にA級戦犯合祀、東条元首相ら十四人、ひそかに殉難者として」1979年4月 19日 (東京版)

- 66 『朝日新聞』同上、「A級戦犯 14 人、靖国神社合祀賛否、各界に波紋」
- 67 同上。
- 68 1979年4月21日春季例大祭への大平正芳首相による参拝をさす
- 69 毎日新聞「靖国」取材班、P.237
- 70 秋山登代子「保守化時代の政治意識」『NHK 放送文化調査研究所年報 3 2 』1987 年 P.320
- 71 日高六郎「三つの40年目-「記憶をいきいきと保つこと」の意味-」『世界』1985年8月
- 72 同上P.25
- 73 テッサ.M=スズキ著 本橋哲也訳「靖国 記憶と記念の強迫に抗して—靖国公式参拝問題によせて」 『世界』No.693 2001 年 10 月 P.41

#### 主要参考文献

#### 書籍

大江志乃夫『靖国神社』岩波新書 1984 年

小熊英二『民主と愛国―戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社 2002 年 ウッダード、ウィリアム.P.著 安部美哉訳『天皇と神道-GHQの宗教政策』サイマル出版,1988 年

江藤淳、小堀桂一郎編『靖国論集-日本の鎮魂の伝統のために』日本教文社、1986年

『新版 靖国論集-日本の鎮魂の伝統のために』近代出版社、2004年

大原康男、百地章、坂本是丸『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実』日本協文社、1989年 国立国会図書館調査及び立法考査局『新編靖国問題資料集』国立国会図書館 2006 年 思想の科学研究会(編)『共同研究/日本占領軍 その光と影』現代史出版会、1978 年 高橋哲哉『靖国問題』ちくま新書 2005 年

田中伸尚『靖国の戦後史』岩波新書 2002 年

ダワー、ジョン著 三浦陽一他訳『敗北を抱きしめて(増強版)』岩波書店 2004 年 戸村政博『靖国問題と戦争責任ー続々・靖国闘争ー』新教出版社 1973 年

-------『日本のファシズムと靖国問題-新・靖国闘争-』新教出版社 1974年

中村政則ほか編『過去の清算』岩波書店 1995 年

日本遺族会編『日本遺族会十五年史』日本遺族会事務局 1962年

-----『日本遺族会の四十年』日本遺族会事務局 1987年

三土修平『靖国問題の原点』日本評論社 2005 年

毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史-A級戦犯を合祀した男』毎日新聞社 2007年 橋川文三『橋川文三全集2』 筑摩書房 1985年

バリバール、エティエンヌ著、松葉祥一訳『市民権の哲学-民主主義における文化と政治』青土 社、2000年 日高六郎『戦後思想を考える』岩波新書 1980年 福間良明『殉国と反逆ー「特攻」の語りの戦後史』青弓社 2007年 靖国神社編『靖国神社百年史』靖国神社 1984年 安田武『不戦の誓いーわだつみ会私史』山脈出版の会 1983年

吉田裕『日本人の戦争観-戦後史のなかの変容』岩波書店 2005 年

#### 雑誌・論文

赤澤史朗「戦争犠牲者の追悼と靖国神社」『歴史評論』2002 年 8 月 No628 Pp.2-14

井上俊「死にがいの喪失-戦無派世代の死生観」『思想と科学』 1970 年 8 月 Pp.4·14 高橋哲哉、田中伸尚「討議<靖国>で問われているもの」『現代思想』 2005 年 8 月 Vol.33,No.9,Pp.48·69

高柳信三「日本国憲法と「靖国」の論理」『世界』1974年6月 Pp.205-217

田中伸尚「日本遺族会の五十年一戦没者とどう向き合うか」『世界』1994年9月 Pp. 34-52.

ハルトゥーニアン、ハリー著 星野靖二訳「記憶、追悼、そして国民道徳-靖国神社と戦後日本 における国家と宗教の再統合」『現代思想』 2005 年 8 月 Vol.33, No.9 Pp122-136

日高六郎「三つの四十年目」『世界』1985年9月号 No.476 Pp. 23-32.

松平永芳 「「靖国」奉仕十四年の無念-誰が英霊を汚したのか」『諸君』Vol.24,No12 1992 年 12月 Pp162-171

モーリス=スズキ、テッサ著 本橋哲也訳「靖国 記憶と記念の強迫に抗して―靖国公式参拝問題によせて」『世界』No.693 2001 年 10 月 Pp34-43

安田武「私の時計は笑っている」『わだつみの声』1960年10月 Pp. 37-42.

-----「靖国神社への私の気持」『現代の眼』 1968 年 Vol. 9 No. 2 Pp. 194-200.

国際関係論集第 9 号, October 2009

"State, Ambiguity, and War Dead: Dispute on Yasukuni Shrine in Post-War Japan from

1950s to 1970s"

Yasukuni Shrine has long been a center of dispute in Japanese society after the WWII. There has been

sharp schism running through the society about how national ceremony for the war dead should be.

Today, seen from a larger perspective, Yasukuni Shrine functions as a theatrical stage for government to

show its commitment to and determination to act for Japanese nation.

Defeat that Japan experienced was a total defeat in which not only technologies, military command

structure, political leadership were proved to be inferior (= physical defeat), but also the very reason to

fight the war and value for which soldiers died were proved to be wrong (= moral defeat ). It became

impossible not to doubt validity of state not only for intellectuals but also for the public. Memories of

devastating war prevented Japanese from glorifying the war dead, while authority of state became

questionable.

However, despite general decline of state authority, expectations to restore the authority stayed as un

undercurrent. The source of the process came from both state and society, Yasukuni Shrine being

the primal field where these two directions meet. It was after late 50s when Yasukuni Shrine got on to

stage as a movement empowered by frustration grown among families of the war dead, who felt

alienated by the lack of national consensus and government's enthusiasm to create it.

This paper illustrates how state and commemoration of war dead were discussed from the period

1950s to 1970s in order to examine the shift in character of nation-state.

(ITO, Ken'ichiro, Doctoral Program in International Relations,

Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

- 24 -

#### 論 説

## 共和主義原則ライシテの規範としての可能性に向けて ーライシテの根幹と現状

笹下加代

#### 目次

はじめに

- 1、 ライシテと共和主義思想との関係性
  - 1) 市民性と人権の不可分性
  - 2) フランス共和主義思想とライシテの発展
    - ①フランス革命

②第三共和制

- 2、 共和主義原則ライシテの現在
  - 1) 1989年のライシテ論争
  - 2) 2004年法の成立

おわりに-共和主義原則としてのライシテの可能性

#### はじめに

共生をいかに実現するか。グローバル化の進展に伴い、私たちは多様性の中に生きることを余儀なくされているため、この問いはあらゆる観点から問われなくてはならないだろう。本稿では、この問いに対する1つの回答として共和主義原則ライシテを取り上げる。

ライシテ(La laïcité)とは、日本語では非宗教性、あるいは政教分離原則と訳され<sup>1</sup>、その訳語が表すとおり、政治(国家・世俗権力)と宗教の分離・自律を意味する。この原則は1905年の政教分離法によって法文化された。現在施行されている第五共和制憲法は、フランス共和国を「不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国」<sup>2</sup>と定めており、ライシテはフランスの公法原則にまでなっている。ライシテは、公的領域からの宗教色の排除という形で達成されたものであるが、この消極的なライシテが共生を促しえる理由は、この原則が共和主義思想<sup>3</sup>と密接にかかわっているという点に求められる。そして、ここにこそ「フランス的例外」と言われるライシテが、普遍的要素を持つ契機がある。

しかし、共和主義思想との結びつきを主張するライシテ擁護の立場は、批判の対象となっている 4。共和主義思想とライシテの不可分性の主張は、現実の不平等について成果を挙げていないばか りか、むしろ文化の多様性を圧迫していると見なされているからである 5。しかしながら、共和主義思想と結びついて理解されるライシテは、本当に文化的多様性の抑圧として働くのだろうか?もし本当にそうであるなら、この原則を固守しようとする理由を説得力ある仕方で述べることは難しく、現実にはいかに共和主義思想を保ちながら批判を乗り越えることが出来るかという試みがなされている 6。

本稿では、共和主義思想とライシテの結びつきを再確認することからはじめて、その結びつきから得られる共生の可能性を示すことを目的とする。

#### 1、ライシテと共和主義との関係性

共和主義思想は、古代ギリシアや古代ローマに遡る起源を持つヨーロッパの政治思想である。現在に至るまでの長い間に、共和主義思想はその諸要素を精製し、或いは新たな要素を加味しながら展開してきた。そこでまず、ライシテに関する限りにおいて、共和主義思想の諸要素を取り出して検討し、その後で、フランス革命に端を発するフランス共和主義とライシテの関係を取りまとめることにする。

#### 1) 市民性と人権の不可分性と法律との親和性

T・H・マーシャルによれば、市民権は市民的、政治的、社会的市民権と大きく3つの段階を踏んで発展してきた。市民的要素を持った市民権は、18世紀に法治国家の下で思想の自由、信念の自由といった権利を承認するものであった。政治的市民権は、被選挙権と選挙権の平等を意味し、19世紀に発達した。社会的市民権は、20世紀に入り重視され始め、福祉国家のもとでの最低限のサービスの供給、金銭的収入の保障の実現を目指した。デレック・ヒーターは、これらの市民権概念を、義務よりも権利に焦点を当てたものとして自由主義的市民権と定義付けたで、しかしながら、自由主義的市民権とはすべての人に対して何かを要求するだけの権利や自由を意味するわけではない。自由の乱用、或いは衝突を防ぐなんらかの術が必要となる8。ここで共和主義思想の構成要素である市民性が重要な意味を持つ。

共和主義思想とはそもそも、res publica(公の事物)というラテン語に由来しており、古代ギリシアや古代ローマを参照すれば理解されるとおり、最狭義には公の事柄に参与する者を市民と見なす。しかし、時代が経るにつれ直接参加の共和政体論の非現実性は明らかであったので、代表制や

連邦制が議論された<sup>9</sup>。また、商業の発展が市民性を失わせるのではという懸念も見られた<sup>10</sup>。ここに共通するのは、市民性の問題であると言える。つまり、いかに私事に没溺することなく共通善を見出しうるかという問題に対する回答が模索されたのである。共和主義思想は多様性に富む思想であるが、根底には市民性が、欠くことのできない条件として存在しているのである。そして、市民性の帰結として私的領域における個人の存在<sup>11</sup>が認められる。

この共和主義的な人の観念は、人間を社会的な生き物として前提する点で理想主義的である。しかし共和政が運営される時(或いはその計画が練られる時)、人よりも法律に信頼を置いており、共和主義思想は理想的人間像を抱えながらも慎重な姿勢を崩さない。ホッブズは利己的な人間同士の間で繰り広げられている戦争状態に終止符をうつための社会契約を想定した。ルソーの社会契約も自然状態にある人間同士の関係から始まる。ルソーによれば、自然状態で人間は自らが望むことをする自由があるが、一方で暴力が他人に対して服従させることを強制する状態が生まれるという。しかし、これは正当な権威ではなく、社会契約によって放棄される。人は自然状態における自由を喪失すると同時に、自らのすべてを共同体に委譲することで、自由と平等を享受する12。ルソーの社会契約は常にこの全員一致による約束を基礎に語られる。この結果、「人間は自由なものとして生まれた、しかもいたるところで鎖につながれている」13という論理的帰結が導き出される。ルソーのこの論理は、法律との親和性を持つ共和主義思想に関連している。社会的自由のために人は自然的自由を放棄する。その帰結するところは、全員一致の社会契約はすなわち一般意志たる法律なのであり、誰であれ恣意的な支配を許さないという考えなのである。

#### 2) フランスにおける共和主義思想とライシテの誕生と発展

ライシテという言葉は、ライック(laïque)という単語から派生した。19世紀以降、政教分離や非宗教性という意味が付与されるに至ったのだが、語源を辿れば聖職者や修道士ではない者を意味するにすぎなかった。いかにライシテが現在の意味を兼ね備えるに至ったかについてここで明らかにする。

#### ①フランス革命期

フランス革命以前のアンシャン・レジームでは、1516年のコンコルダが、カトリックをフランスの国教であると定めていた。フランスのカトリック教会は、フランス国王の教会として王権の民衆教化という役割を与えられていた。

絶対王政期は慢性的な赤字が続いていた上に戦費の支出が相次いだため、国家財政は逼迫し、税制の抜本的改革を求める動きが生じた。三部会において、既存の権益を保持したいと願う特権階級

と第三階級の軋轢は埋まらず、第三階級による国民議会の創設へと事態はエスカレートした。国民 議会創設に寄与したシエイエス自身は第一身分の出身であったが、彼は第三階級を共同の秩序に属 する市民の全体であるとして、特権階級の廃止を要求した。そこで目指されたのは、特定の集団の 利益を目指す政治ではなく、一般意志による統治であった。

革命の動乱の中、教会財産が国有化され、その1年後には聖職者民事基本法が制定された。カト リック教会内部の分裂が生まれ、それと同時に革命政府と教会との繋がりは保持されることになっ た。こうした反カトリック闘争は、カトリック教会に打撃を与えただけでなく、国民の統一を生み 出す手がかりにもなった。ロベスピエールの最終目標は、「フランスを徳高き市民の国」14とする ことであった。彼は、ジロンド派との権力闘争と対外戦争、国内情勢の混乱という非常事態の中で は、市民の徳を実現させるのに暴力の使用が正当化されると考えた。国民公会に提出されたモンタ ーニュ派の国民教育案(ルペルチエ案)は、「悪徳や無秩序の入り込む余地のない」15ように、初 等教育に7年間の寄宿制を採用し、厳格な規律の下に徹底した平等主義と徳育中心主義が貫かれ、 最高存在の祭典が催された。最高存在の祭典の前に行われていたのが理性の祭典であるが、この祭 典は反カトリック運動の総仕上げであった。偶像破壊に象徴される反カトリック運動と、革命賛歌、 仮装行列、連日の祝宴といった祭りが繰り返されたが、無秩序で無神論を掲げる祭典をロベスピエ ールは拒絶した。共和国市民創設のためには人民を制度に引き付ける必要性を感じ、最高存在とい う神託の上に共和国の道徳を築こうと考えたからである。反カトリック運動を超えて、祖国防衛の 意識を高めると同時に民衆運動を抑制するのに役立った。モンターニュ派独裁は、フランス革命が 個人の解放を謳ったのに対し、それを鎮圧しようとした革命に対する矛盾として理解されるが、逆 説的に、独裁がなければ中間団体、つまりカトリック教会から解放された個人と国家の二極構造は 実現しなかったとも言える16。

フランス革命のアンシャン・レジームの打開と反カトリック政策は別々の根拠を持つものではなく、ともに共和主義精神に立脚している。共和国が目指したのは、盲目的に教会や特権階級に付き従う人間や特権階級による統治ではなく、平等で自由な市民と国家が直接的に対置される国家の樹立であった。1789年の権利宣言は、すべての人民が、その生命と財産を保全する自然権を認めたが、その保護に責任を持つのは国家であるとも考えた。アメリカの独立宣言は、自由・所有権、幸福の追求として定式化されている。アメリカには身分制や特権階級が存在せず人々は自由を享受していたが、ただひとつ母国からの解放が必要であったからである。それとは反対に、フランスには封建的身分制と特権階級が存在していたので、民衆は自由と平等を渇望していた。ここで、国家による個人の解放という論理が導き出される。これは、国家による人権保障一すなわち法による人権保障一という形をとって現れる。国家に役割を負わせることによって、無制限の権力の乱用を防ぎ、私的領域における権利を個人が享受することができる。

カトリック教会を基盤とするアンシャン・レジームは、貴族や僧侶の支配する封建的身分制であった。フランス革命の平等な市民という理念の実現は、カトリック教会との敵対、最高存在の祭典、その後の社会政治情勢の不安定を招いたが、だからといってフランス革命の意義は色あせる訳ではない。なぜなら神の代理人である絶対王政が民衆の手によって打倒され、完全に国家の神的要素は排除されたからである。また、個人と国家の間に入り込む中間団体を否定した直接的な2者の対峙の構図は、市民性・人権の誕生とそれらの区別、宗教選択・表現の自由を不完全ながらももたらしたことで、ライシテ原則のその後の発展に寄与したといえるからである。

#### ②第三共和制期

普仏戦争後、パリ・コミューンを鎮圧することで第三共和制が成立した。しかし、こうした成立に対して人民の意志を重視する共和制であるがゆえに、その正統性が問われることになる。ジョン・プラムナッツは、第三共和制の始まりを次のように正当化している。「共和政は『やむをえない手段』ではな」く、「共和政とは、多くのフランス人にとっては信念の問題であり、長年渇望してきたひとつのシステムであった。…それは、自由、民主主義そして、あらゆる形態の特権から貧しい人々を保護するものとの意味があった」のである。フランス革命以降、政体が5度も変わったことや、実際に以下に見る第三共和制において成し遂げられた事業を見れば17、理解できることであろう。

ナポレオンは、コンコルダをローマ教皇庁と 1801 年に結んだ。このコンコルダは第三共和制で破棄されるまでの約1世紀間のフランスの政教関係を規律することになる。ナポレオンは、カトリックを国教とすることはなかった。カトリックをフランス人の大多数が信仰している宗教とし、特権的な地位を与えたが、プロテスタントとユダヤ教に対しても国庫からの俸給を約束した。また、ユニヴェルシテ体制が確立し、この体制下で聖職者による教育は認められたが、すべての教育はユニヴェルシテ体制つまりナポレオンの監督の下に置かれていた。ナポレオンにとって、カトリック教会は大きな力を持つが故に無視できない存在であったが、その重要性は、帝政の確立と維持のための手段にあったといえる。その後フランスは、復古王政、7月王政、第二共和政、第二帝政と度重なる政治体制の変化を経験したのだが、このフランスの政治情勢の不安定さは、安定した体制を目指そうとするが故におきたと言えるかもしれない。常にカトリック教会の影響力をどのように利用するか、あるいは排除するかといった思惑が張り巡らされていた。いわゆる2つのフランスの争いである18。

第二帝政の後、第三共和制が政権を握ることになったが、彼らの目標は、当然ながら市民からなる共和国の実現であった。第三共和制期の非宗教化政策は、教育を中心に進められた。共和国学校の数とその生徒数を増やすために、無償でかつ義務であることが3原則のうちの2つに数えられた。

ライシテ化が残り1つの原則である。児童を共和国の市民に育てるために、カリキュラムと彼らの信条を共和国の学校に持ち込まないことが前提とされたのだが、それと平行して教育を与える側のライシテ化も行われた。教員の資格は聖職者でないこと、そして共和国がその資格を与えることが法律で定められた<sup>19</sup>。

フェリーによる教育のライシテ化政策は、反カトリック的であり、それと同時に、国民の統一を 生み出す目的があった。後者の点は、フェリー自身が帝国主義的な植民地拡大を推し進めたことに 行き着くだけではなく、共和国市民という平等な資格を持つ人々の集合によって運営される共和国、 フランス革命期のクレルモン=トネールが言う、「ナシオンのユダヤ人にはすべてを拒否し、個人 としてのユダヤ人にはすべてを与えよ。ナシオンの中にナシオンがあってはならない」という考え が定着する装置としての学校の始まりであった。フェリーにとって重要だったのは、教権主義的な 道徳意識・教育を掘り崩して、道徳教育を国家の下に置くことであった。そのために、1901 年 7 月に非公認修道会による教育の禁止から 1904 年 7 月のすべての修道会による教育の禁止にまで至 る。1901 年の法律は、結社の自由を標榜しながらも修道会に対して厳しい規制を加えているので ある。

1890 年代までは、コンコルダを生かしたままの穏健共和派による漸進的な非宗教化政策であった。ローマ教皇庁との対立や国内のカトリック勢力を根絶させることが目的ではなかった穏健共和派は、彼らを過度に刺激することは得策ではないと考えたからであった。また、教皇レオ13世のラリマンもそれを後押しして、対立が激化する程ではなかった。しかし、ドレフュス事件を契機として急進共和派が台頭した。

1903年、「教会と国家の分離とコンコルダの破棄に関する委員会」が設置された。委員長にフェルデナン・ビュイッソン、報告者にアリスティド・ブリアンが指名された。委員会は、キリスト教的なフランスとの決別を唱えるラディカルに政教分離を追求する立場20を退け、カトリック教会の伝統に逆らうような制度を強制しない立場を表明していた。委員会は、政教分離の原則はフランス国内の共和国創設を目指すという理由に加えて、賢明にもローマ教皇庁がコンコルダに書き込まれた内容を無視する傾向があったことにも原因があるとした。政教分離は不可避的に向かう原則であって、建築物・宗教団体・財産の新しい法人格への移行が論議されるべき問題とされた。法律の支持者たちが、自由の法、自由主義的で・公平で・賢明、一連の妥協の産物だと評価を下している、それ以上に、複数の宗教に対してこの共通の法律を適用することは、宗教の共生を促すものであった。

1905年12月9日、急進共和派のもとで政教分離法が制定される。第1条では、「共和国は、良心の自由を確保する。共和国は、公の秩序のために、以下に定める制限の下での自由な礼拝を保障する」とし、第2条では「共和国は、どの宗教に対しても、公認せず、俸給を与えず、補助金を与

えない」と定めている。政教分離法は、宗教を公的領域から私的領域に引き渡し旨を規定し、他方で良心の自由と礼拝の自由が法律によって保障されると打ち出している。ここにフランス革命以来の市民権と人権の区別が法による人権保障として実現した。一般的に学説ではこの2条がライシテの法源とされ、それに続く条文は、委員会が問題視したように、財産や宗教組織の処遇について規定されている。

教会財産を以前の宗教公施設法人から法律に新しく定められた宗教社団へ移すのに、目録作成が 義務付けられたが、ピウス 10 世が目録作成を禁止したため、フランス国内のカトリック教会の礼 拝が違法とされた。加えて、ローマ教皇はこの法律がカトリック教会弾圧を目的とした法律である と見なし、礼拝が違法状態に置かれながらも、非妥協的な態度を崩さなかった<sup>21</sup>。また、政教分離 法制定過程の 1904 年には、ローマ教皇庁との外交関係が断絶されていた。こうした制定後の状況 が、政教分離法が反教権的で非友好的な分離であると評される所以である。

政教分離法について現在でも問題にあがるのは、それが敵対的な分離であったこと、カトリック教会に対する処遇を中心に議論されることである。第一の点は、上述した点に加えてローマ教皇庁からすれば、一方的なコンコルダ破棄が行われたこと、政教分離法が、反教権主義闘争が最高潮に達していたときに立法化されたことが挙げられる。敵対的な分離に対して、友好的な分離といわれるものがある。反教権主義闘争的な雰囲気の中で制定された政教分離法は、カトリックの反発により幾度かの改正が行われた。この国家による歩み寄りによって、敵対的な雰囲気がなくなりつつあることを受けて言われる。第二のカトリック教会を中心に議論が行われた点については、今日のムスリムに対して適用が難しいという問題を引き起こしている要因であるとされ、ひいては、政教分離法の限界の原因と見なされることがあるということである。この点について、「要求のほとんど全部は、非宗教性の規則の適用で満足させられる」22という考えも見られる。ライシテ原則の法文化である政教分離法も共和主義的法律の一端であるのであるから、共和主義思想が多様性を包摂しながら統一性を見出す精神を意味する限り、あるいは分離の厳格な適用の内側にあって、現在では前面に押し出されている多様な宗教の共存というライシテ原則の意味を考慮するならば、政教分離法の限界をこの点に見出すのは短絡的であろう。

第三共和制の最終的な目標は、共和国市民による共和国の創設であった。それは、これまでに見た非宗教化政策とより象徴的には革命の制度化<sup>23</sup>によって行われた。ライシテ化政策は、公と私を明確に区別することを要求した。ブリアンは、政教分離法が宗教実践を目的とする団体に適用される義務についても言及すると言及している<sup>24</sup>。そして、各々の宗教が共通の法律<sup>25</sup>に服することと引き換えに、宗教実践や良心の自由が与えられるのだ。複数の宗教に対して共通の法律を設けることは、国家が特定の宗教を支持しないこと、すべての宗教から距離を置くことを含意している。ここに、共和国がフランス革命以降追求して来た共生のモデルが現実のものとなった。

フランスが目指してきたのは、一般意志からなる国家としての共和国である。特に、市民からなる共和国の実現に国家が責任を負うという点にフランス革命以降注力してきた。第三共和制によって、ようやく政治体制変遷の激しさから脱することができ、国家による人権保障が確立された。その集大成ともいえる政教分離法には、反教権主義的闘争が強まる中での立法化とは言え、共和国に向かおうとする意志が読み取れる。ジャクリーヌ・コスタ=ラスクーは、ライシテ概念の進展は人権の進展と対応しているとその著書で書いている。政教分離法制定当時は、「厳密に政治的で制度的だった」が、しだいに「諸権利の社会的側面を伸展する方向に向か」い、「文化的次元へと諸権利が開かれていく」26。これら3つの段階を、分離・中立・多元主義と表している。どんな宗教にも公的承認を与えない、それが宗教間の平等をもたらした。さらに共和主義思想から導き出される市民と人の区別により、多元性が実現されるのである。ライシテ原則は、その原則を突き詰めることによって自由を可能にしてきた。

#### 2、共和主義原則ライシテの現在

#### 1) 1989年のライシテ論争

1989年のライシテ論争は、9月の新学期コレージュに3人の女子生徒がスカーフを着用したまま登校したことがきっかけであった。これ以前にも少女らのスカーフ着用は見られたが、校則違反であることからすでに「授業中ははずす」という学校側との合意が成立していた。しかし、この日彼女らは校長の再三の注意にもかかわらず、スカーフを脱ぐことを拒んだ結果、彼女らは退学処分をうけた。

元来、ライシテは自由を得るための戦いの結果、あるいは手段である。宗教色を共和国の学校に持ち込むことは、共和国の根幹を揺るがすことになる。論争波及の背景にはライシテ原則自体の重要性に加えて、1970 年代からのムスリム系移民の増加・定住に伴って立ち現れてきた、労働問題や屠殺・礼拝といった宗教実践問題、それをめぐる周辺住民とのトラブル、加えてメディアを通じて問題が社会的に認識されていたこと、スカーフとイスラム過激派を結び付けるイスラムに対する偏見も関係しているといえる。

当時の国民教育相であったジョスパンは、スカーフを脱がないという理由で生徒に退学処分を下すような排除の動きには否定的であった。なぜなら少女らが、共和国の共生という価値を学ぶ機会を失ってしまうからである<sup>27</sup>。人種差別反対の立場からスカーフ着用を容認する立場<sup>28</sup>がある一方で、フェミニズムはスカーフ着用自体をイスラムの女性蔑視の象徴であると捉えて着用に反対した。伝統的なライシテ原則の支持者は、宗教色の排除がしかるべき措置であるという立場を堅持した。

論争が全国に広がりを見せる中、ジョスパン文相は、政府の最高諮問機関であり行政裁判所でもあるコンセイユ・デタに意見を求めた。コンセイユ・デタの意見は、1789 年宣言 10 条、1958 年憲法 1 条を参照しながら、一方で 1950 年の欧州人権条約などの国際条約も援用してライシテそれ自体とその適用について述べた。コンセイユ・デタの示した学校におけるライシテの定義は、「プログラムや教育者による中立性の尊重と、他方で生徒の良心の自由の尊重において、教育が行われることを課す」というものであった<sup>29</sup>。この定義からコンセイユ・デタは、宗教的な心情を公にしないことは教師や教育課程に求められるものであることとして、制限をつけながらも宗教的象徴を着用する権利が生徒にあることを認めた。そして、その権利がライシテに含まれるとした。これは、これまで一般に理解されてきたライシテ原則とは違い、差異への権利要求を一定程度認める意見であった点で重要である。

ここまで 1989 年のライシテ論争の事実関係のみ記してきたが、このときの論争の衝撃の大きさを理解するには、世論の動揺の意味、これまでのライシテ論争との違い、公教育をめぐるライシテ原則の歴史を知る必要がある。

ライシテは、長きにわたり共和国とカトリック教会によって繰り広げられた、公教育の掌握をめ ぐる闘争を背景として、共和主義的市民の育成のために生まれた原則である。フランスにおいて、 国家による教育確立が政府の最優先課題として論じられたのは主に、フランス革命期と第三共和制 期であった。この2つの時代に共通するのは、第一に、教育に関するほとんどの権限がカトリック 教会の支配の下にあったこと、第二に、第三共和制期にはカトリック教会の影響力は徐々に低下し ていたというが、それでも依然としてカトリックの社会的影響力は強くあったので、そのカトリッ ク教会から人々を解放し、宗教に拠らない新しい道徳観を国家による教育制度によって提供するこ とが早急に望まれていたことである。ここには、「国民」の創設の意図がある。フランス革命期の 公教育論者は「市民になるには法に従わねばならず、法に従うには法を知らねばならない。したが って諸君は、人々に立法者の声を理解できるようにする基礎的な教育を与えなければならない」30と いい、教育を国家の義務とするのは、共和制という市民とのつながりが不可欠な共和国においては 当然追求されなければならないことであった。カトリック教会の頸木から離れることは、これらの 時代において、理性的に宗教を選び取る権利を人々に与えることを意味した。それと同時に、個人 としての市民を国家が対等に扱うことをも意味している。この2つは1対である。そうであるので、 教育は神に拠らないがゆえに、相互の理解をもたらす。人が良きカトリック教徒であることが生ま れながらに定められていたアンシャン・レジームと比較すると、容易にこの意義が飲み込めるだろ う。こうした人々を育て上げるために、公教育の確立が望まれたのだ。

フランス革命期には、市民を安定的に育てる場が強く求められ、コンドルセ、ルペルティエらに よるいくつかの公教育案が提出された。知育中心モデルか、徳育中心モデルかという立場の違いは あったが、無知や宗教という迷信から離れ、自律した共和国市民を育てる重要性をすべての論者が感じていた。しかし、フランス革命期における公教育確立は、政情の不安定さや財政難によって失敗に終わった。約1世紀の後、第三共和制期とりわけ1880年代ジュール・フェリーを中心にフランス革命期以来の念願が達成される。そこでは、初等教育は無償(1881年)・義務(1882年)とし、貧しい家庭の子どもたちも共和国の学校に通えるようにすることで、カトリック教会に打撃を与えた。そして、教室から十字架を撤去し、宗教教育を学校教育の枠外に置き、代わりに道徳・公民教育の時間を設け、教育のライシテ(1882年)を実現させた。第三共和制期のライシテの姿勢は、事象を追うだけ限りでは宗教を駆逐しただけにしか見えないかもしれない。しかし、この闘争は反カトリック的なものであって、反宗教的な闘争ではなかった31。根底には多様な人々一当時は主にプロテスタントとユダヤ教徒一が存在する中で共生を目指す、多元的な共和主義的共生を目指す姿勢があったことは無視されてはならない。

第三共和制以後、国家が初等教育での圧倒的優位を確立し、カトリック教会による教育は私学という形態で存続することになった。そのため、1959年のドゥブレ法制定に伴い、ライシテはカトリックが大多数を占める私学に対して補助金を給付すべきか否かという形で争われることになり、この争いは現在まで続いている。このように、伝統的なライシテ論争とはカトリック教会と共和国による教育の主導権をめぐる対立を意味し、公教育におけるライシテとは市民を育てる場である共和国の学校に、宗教色を持ち込まないこととして認識された。

1989 年のスカーフ論争と、伝統的なライシテ論争との違いは、共和国の学校と対立するものがカトリックからイスラムに変わったことだけではない。カトリック教会が最終的に私立学校という道を選択、あるいは与えられ、公から退くことに妥協したのに対して、スカーフの着用は、あくまで公での着用にこだわる要求であった。市民を育てることを目的とする共和国の学校に私的領域に属する宗教実践の要求を持ち込んだのである。この意味でスカーフ論争は、ライシテの「原則」としての共和主義的概念を根幹から脅かす論争であるといえる。

ライシテ原則とは、公から宗教色の排除を国家主導で行うことで、私的空間における個人の自由を保障するものであることは上述した。この点でライシテ原則は共和主義概念を支える原則である。コンセイユ・デタが一定の枠を設けながらも公における宗教実践を容認したことは、ライシテ原則の危機であるといって言いすぎではない。ライシテ原則は、確立した原則でありながら、揺さぶりを受けている。たとえば、歴史家のルネ・レモンやクロード・デュラン・プランボルニュはライシテ原則がこの論争をきっかけに、生徒の良心の自由を伝統的なライシテ原則の上においたことで、豊かになったと評価を下している。

これが、ライシテ原則がさらされている現状である。差異を受け入れるコンセイユ・デタの意見 の一方で、2004年にコンセイユ・デタの意見とは一線を画す法律が2004年に制定された(以下、 2004 年法32と言う)。次節では、この法律の概要、その意味について述べることにする。

#### 2) 2004 年法の成立

1989年のライシテ論争は、コンセイユ・デタ意見によって、和解が成立したように見える。コンセイユ・デタの意見とその後に出されたジョスパン文相による通達は、学校において宗教的象徴の着用をめぐって争いが生じた場合には、原則的に学校が生徒と対話をすることで問題を解決するよう述べていた。宗教的象徴の着用は原則認められるが、その限界を示す基準は曖昧であった。このため、学校側に負担が圧しかかることになり、基準の明確化が求められてきた。この要求に対する対応として1994年にフランソワ・バイル一文相による通達(以下、バイルー通達)が出された。この通達は、見せびらかすような象徴を禁止する内容で、1989年のコンセイユ・デタの意見を制限するものであった。しかし、コンセイユ・デタは自らの意見を崩すことはなく、コンセイユ・デタに持ち込まれた訴訟は、その象徴の着用が見せびらかすようなものであっても、生徒の自由の範囲内であるかどうかを焦点に据えて一つ一つ検討され、判決が下されていた。学校側の負担は、1994年のバイルー通達では変わらなかったといえるだろう33。しかしながら、学校からの基準明確化の要求、スカーフを着用する女子生徒たちが着用を強制されているのではないかという観点から、生徒を保護するべきだという主張、さらにイスラム教徒からの宗教的要求の多さから、学校における宗教的象徴に関する新立法が制定されることになった。

法律制定に向けて、当時のシラク大統領は2003年7月、有識者を集めてライシテについて検討する委員会を発足させた。委員会は、公立学校におけるライシテ原則の適用に関して多様な見解を示している20名からなっていた。宗教的象徴の着用を容認する立場の人もあったが、報告書が象徴の着用を認めないという結論を導き出したので、委員会の報告書採択では全員の賛成は得られなかった34。

委員会報告書によれば、ライシテ原則は良心の自由、宗教的・精神的意見の平等、公権力の中立性という3つの不可分の価値から構成される。そして、ライシテ原則は、フランス革命以降、共和主義的原則として認められていると述べている。報告書は、「ライシテは、宗教的・精神的要求にとってかわることはない。ライシテは国家に対して、市民を尊重する義務を作り出す」35ものだと述べ、1989年のコンセイユ・デタの意見とは一線を画すライシテ像を示していると言える。

ライシテには宗教に関する消極的中立性と積極的中立性の二つの側面があると言われる。すでに 公立学校に宗教的象徴・意見を持ち込まないという原則については言及したが、それ以外にも、議 会開会時の公式祈祷の廃止、宗教の公認・補助金の禁止、墓地の非宗教性など、国家が宗教に介入 しない、あるいは宗教を排除するという、政教分離がライシテ原則の消極的中立性である。一方の 積極的中立性とは、刑務所・軍施設などの公共の施設に司祭を派遣する措置や、国営テレビで宗教 放送を行うことを意味する。つまり、個人の宗教実践を確実にするために、公権力が介入する姿勢 を言う。積極的中立性の側面は、元来宗教色の排除という意味を持つライシテを、宗教的自由の保 障の観点から緩和するものであり、この側面こそが、信仰の多様性を尊重するとされる36。1989 年のコンセイユ・デタの意見は、公教育の場で宗教的象徴の着用とライシテが矛盾しないとしたこ とから、この観点に沿って意見を出していると考えられる。しかし、ライシテの2つの側面に立脚 して紛争を解決するには、常に付きまとう問題がある。それは、積極的中立性と消極的中立性のバ ランスである。冒頭で提起したように、このバランスを公で問うことは、常に共同体主義伸張のリ スクと隣り合わせであることを意味するのではないだろうか。これは後に述べる共和主義思想の伝 統の可能性にもかかわる点である。では、委員会の報告書はどうだろうか。報告書の立場は、ライ シテとは「権利と義務のバランスを要求する」37ものである。つまり、「市民はライシテによって、 良心の自由を勝ち取るが、反対に、すべての人が共有するだろう公的空間を尊重しなければならな い」38のである。報告書は公的空間におけるこれ見よがしな宗教的象徴の着用を禁止するよう提言 している。この立場は、上述の議論でいう単なる消極的中立性であるであるように見受けられるか もしれないが、そうではない。委員会のこうしたライシテ原則の理解は、無知や不寛容をもたらす ものではなく、むしろ、「公での制限は公的空間でのすべての出会いを促す」39ものであるのだ。 その例として、報告書は宗教事実教育40の実施を推奨し、実現しなかったがユダヤ教とイスラム教 のそれぞれの一大宗教行事(大贖罪日と犠牲祭)を休校日とするという提案をしている。消極的中 立性と積極的中立性にライシテ原則を分割することは、問題をさらに複雑化、あるいは見えにくく させ、多文化主義の名の下に共同体主義を促進しかねない。公的空間での宗教色を抜き去ることは、 宗教に対する理性的な理解を身につけさせ、私的空間における信教の自由を保障する、つまり、国 家が消極的であることが人権の保障を結実させることがライシテ原則の元来の意味である。委員会 はこうした理解に基づいて、「ライシテが共和主義契約の基本的価値である」41と宣言している。

制定された2004年法の概要は、生徒がこれ見よがしに自己の宗教への所属を表明する象徴を着用するのを禁止すると述べた1条と、海外領での適用についての2条、施行時期についての3条、点検評価の時期についての4条からなるシンプルなものであった。法律制定後に出されたフィヨン文相による通達に、詳しい内容が記された。その内容は、スカーフ・キッパ・大きな十字架、つまり、即座に宗教への所属が見分けられるものを禁止することである。宗教的意味を離れたアクセサリー・服装は禁止されないが、宗教的意味を付与した服装の着用を禁止すること。1989年の通達を廃止することの3つである。実際の法律の効果であるが、この法律の施行から宗教的象徴一やはり注目されるのはスカーフであるが一を着用して登校する生徒は減少傾向にある。また、法律の施行初日の2004年9月の新学期には、宗教的象徴を着用する生徒がいたが、ほとんどが注意を受け

てはずしたという。2004年末までに退学処分を受けた生徒は43人であった42。

ムスリムの権利要求がこの法律に大きな意義を与えている。それは、この法律の意義としてライシテを主張したことが挙げられるように、ライシテを共和主義思想との関連で再確認すると同時に、それを強調する機会を与えたからである。より一層強調されるのは、法律名にライシテという言葉が盛り込まれたことである。第五共和制憲法は1条にライック(laïque)な共和国であることを記しているが、その意味は明確にはされていない。そのため、憲法院判例もライシテという語を使うのにためらいがあるとも言われている⁴³。しかし、この法律にライシテという語が盛り込まれ、共和主義思想との関連が強調されたことは、とりわけ1989年のコンセイユ・デタ意見以降、差異を認める傾向を見せ始めたフランスにとって、大きな意味があるだろう。

また、共和国は、政教分離法に従って宗教を公認することだけではなく、その解釈に口を挟むこともできない。委員会報告書は、国家がスカーフを男女差別の表れだということはできないことを例に挙げて、2004 年法制定の理由のひとつに上げている。ジャクリーヌ・コスタ=ラスクーは、ライシテを「宗教表現に最大限の意味を与える」44と評して、このことをさらに深く言い表している。国家が宗教に対して介入しないことは、統合の名の下にその宗教独自の宗教的な意味が薄らぐ可能性が少ないことを意味するのだ。共和主義的共生が排除を意味しないことを示した点で、新しい一歩であると見ることができる。

## おわりに―共和主義原則としてのライシテの可能性

本稿では、共和主義思想との観点からライシテを再検討し、共生の可能性を導きうるかについて 考察した。ライシテと共和主義思想はしばしば別個に論じられるが45、その根幹には古代から続く 思想の伝統がある。

共和主義原則としてのライシテには、公私の分離が絶対条件である。カトリック教会との主導権争いの結果勝ち得たものであるが、それは宗教の排斥を意味しない。共通のコミュニケーションとしてライシテが位置づけられるのである。「公法」原則としてのライシテの役割はこの点にある。グローバル化が進展する世界にあっては、共通のコミュニケーションこそが多様性を担保できる。西欧の知的伝統としての共和主義思想の現在までの積み重ねの結果である。公私の分離、共通善、法律による人権保障といった共和主義思想は、時代とともに新しい要素が書き加えられてきたのだが、共和主義的ライシテの価値は、中道46を行くことによってではなく「共和国のコンセプトを、恥じることなく、最後の最後まで煎じ詰めること」47によってしか見出しえない。宗教から開放された個人によって選び取られた共生の知恵として、ライシテはその価値を発揮するのである。

#### (SASAKA Kavo、本学大学院国際関係研究科後期課程)

1 ライシテはその誕生の経緯から政教分離や非宗教性を意味する。しかし、ライシテの意味する内容は時期によって変化してきたため、ライシテ自体の明確な定義はない。この論考では、ライシテという表現で統一する。

<sup>2</sup> 樋口陽一、吉田善明編『解説世界憲法集第4版』三省堂、2001年、267頁。

 $<sup>^3</sup>$  本稿では、共和主義思想という言葉をあくまでも「思想」としながらも、それを志向するという意味を込めて使用している。

<sup>4</sup> この立場について批判的見解を持つ論者は、共和主義的反動(西川長夫氏)、新共和主義(中野裕二氏)、official republican(Cécile Laborde)といった名称を与えている。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> この点について、ステファニー・ジリ「フランスのイスラム教徒問題」『論座』 2006 年 11 月号、278~293 頁、BBC News: Iran urges French scarf rethink <a href="http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle-east/3343119.stm">http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle-east/3343119.stm</a>(2009 年 1月2日)が参考となる。

<sup>6</sup> これらの研究において論者によって程度は異なるが、共和主義思想は現実問題への適用が困難とみる論者が多い。Cécile Laborde、J・ロマン、ジャン・ボベロなどの名前が挙げられる。

<sup>7</sup> デレック・ヒーター(田中俊郎、関根政美訳)『市民権とは何か』(岩波書店、2002年)6頁。

<sup>8</sup> この点だけを考慮すれば、ロールズの「正義論」と整合的であるようだが、ロールズが個人の自由の追求を 実現することを最重要課題として捉えるのに対し、共和主義思想は共同体に対して個人が公共性を持つことや共 通善を志向することに重きを置く。ロールズと共和主義思想との対比については大森秀臣『共和主義の法理論』 (勁草書房、2006年)の特に二章を参照。

<sup>9</sup> もちろんここではアメリカ合衆国建国期における共和政議論を念頭においている。

<sup>10</sup> コンドルセは徳と豊かさの両立を市場に見出した。安藤隆穂によれば、コンドルセは市場を近代的個人が活動する公共性を持った空間と見なし、そこから公論が生まれると期待したと言う(「コンドルセとフランス自由主義」日仏文化講座『自由主義とは何か一フランス・リベラリズムの系譜―』)。

<sup>11</sup> 個人概念についての詳説は、樋口陽一『一語の辞書 人権』(三省堂、1996年)を参照。

<sup>12</sup> 逸見修二「ルソーと共和主義」(田中秀夫、山脇直司編『共和主義の思想空間』 名古屋大学出版会、2006年)。

<sup>13</sup> ルソー (桑原武夫、前川貞次郎訳)『社会契約論』(岩波書店、1962年) 15頁。

<sup>14</sup> デレック・ヒーター、前掲書、91頁。

<sup>15</sup> コンドルセ他(坂上孝編訳)『フランス革命期の公教育論』(岩波文庫、2002年)200頁。

<sup>16</sup> 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会、1994年)59 頁。

<sup>17</sup> 植民地政策がこの時期最も推し進められたという負の遺産を含めても、である。

<sup>18</sup> 第一帝政後の政教関係を概観すると、復古王政はカトリックを再び国家の宗教と位置づけ、カトリック教会が社会生活を統治するようになる。その一方で信教の自由は憲法に明記された。7月王政は、カトリックを国教とはしなかったものの、好意的な政策が王政の憲章に見られる。また、ギゾ一法が制定されて修道会による私立学校の設立が認められた。つづく第二共和政では、その憲法に宗教間の平等を明記し、宗教的自由の保障が確認された。第二共和政での重要な立法は、ファルー法である。この法律は、カトリックが社会主義の防波堤としての役割を期待されたという時代背景があったために、後に大きな論争やデモを引き起こす原因にもなった。この法律が宗教教育を初等教育の必修科目とし、さらに中等教育における教育の自由を認めたことから、カトリックの私学が急増し、教育が修道会に握られることになった。第二帝政期には、すでに反教権主義の動きが見られ、ファルー法の適用をめぐって、国家と教会の主導権争いが行われた。

<sup>19 1886</sup>年10月30日の法律(ゴブレ法)である。教師と教育課程のライシテは、信条と信仰の尊重を命じている。 特定の宗教への所属を表明することはもちろん、宗教を侮辱する態度も、宗教に対する尊重と慎重さを欠いた姿 勢として、避けられなくてはならない。

<sup>20</sup> ラディカルな立場は、「カトリック信仰を廃止しようとする」(Paul Lerolle)立場であり、彼らは、「何が問題か?新しいフランスを作ること、神のいないフランス、あるいは、神に対するフランスを作ること以下のことが問題なのではない。明日のフランスと今日のフランスとの間に越えがたい断絶を作るのに専念することだ。私たちの国のキリスト教的な起源を否認するのだ。」と主張する。(Conseil d'État, *Rapport public 2004*, La Documentation française, Paris, 2004, p.257.

<sup>21</sup> 第三共和制政府は、礼拝を宗教社団に加え、1901年の結社法による結社、1907年の個人主催の公的集会に

関する法律に基づいた礼拝を許可した。1907年3月27日法(礼拝のための届け出の免除)でもカトリック教会に対する妥協を続けた。これは、ブリアンのカトリック教会を根絶させることが目的ではないという姿勢を裏付けている。最終的にヴァチカンと外交関係を回復した1921年、司教区社団を創設することで合意に達し、カトリック教会による礼拝が合法となった。

- <sup>22</sup> ジャクリーヌ・コスタ=ラスクー (林瑞枝訳)『宗教の共生』(法政大学出版会、1997年) 48 頁。
- 23 革命の制度化については、西川長夫「欧州統合と国民国家の行方」(三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店、2001年)111-137 頁を参照。
- <sup>24</sup> Conseil d'État, *loc. cit.*, p.257.
- <sup>25</sup> *Ibid.*, pp.256-257.
- 26 ジャクリーヌ・コスタ=ラスクー、前掲書、8頁。
- 27 当時の世論は、校長の判断を支持する立場が優勢であったが、スカーフの着用が教育のライシテを損なうかどうかについて意見は拮抗していた(損なうが44%、損なわないが45%)(朝日新聞1989年10月26日付2面)。
- 28 ミッテラン大統領夫人(当時)が主に主張した。世論調査によれば不支持は 63%であった。(朝日新聞 1989 年 11 月 8 日付 2 面。
- 29 より具体的には、「学校施設の中では、表現の自由、宗教的信条の表明の実践を構成する限りにおいて、生徒による宗教への所属を表明する象徴の着用は、それだけではライシテ原則と両立しないものではない。しかし、この自由は生徒に対して、その性質、それが集団的個人的に着用される状況において、あるいは、これ見よがしで、攻撃的であることで、圧力、挑発、熱心な勧誘、プロパガンダを構成し、他の生徒の自由や尊厳を傷つけ、彼らの健康や安全を危うくし、教育活動や教育者のその役割に変調をきたし、そして、教育における秩序、あるいは公共サービスの通常の機能を乱すように、宗教的所属を示す象徴を見せることを許すわけではない」としている。(Le Conseil d'Etat- Assemblée générale(Section de l'intérieur)-n°364.893-27 Novembre 1989 http://www.conseil-etat.fr/ce/rappor/index\_ra\_cg03\_01.shtml(2009 年 1 月 6 日))
- 30 コンドルセ他著、前掲書、269頁。
- 31 Conseil d'État, *loc. cit.*, pp.251-252.
- $^{32}$  正式名称は、Loi n°2004·228 du 15 mars 2004 encadrant, en application de principe de la Laïcité, le port de signes ou de tenue manifestant une appurtenance religieuse dans les écoles, colleges et lycée publics. (ライシテ原則を適用して、公立学校、コレージュおよびリセにおいて宗教への所属を表明する象徴または服装の着用を枠づける 2004 年 3 月 15 日の法律)である。
- 33 1997年にコンセイユ・デタは、バイルー通達を無効だとする通告を発している。
- 34 委員会メンバーの中で唯一賛成しなかったのが、ジャン・ボベロである。その理由については Jean Baubérot, La Commission Stasi vue par l'un de ses membres, *French politics, Culture & Society*, Vol.22, No.3, 2004, pp.135-141.を参照。
- <sup>35</sup> Commission preside par Bernard Stasi, *Laïcité et République*, La documentation française, 2004, p.15.
- 36 小泉洋一、『政教分離と宗教的自由』(法律文化社、1998年)第1編、3章、3節を参照。
- <sup>37</sup> Commission preside par Bernard Stasi, *loc. cit.*, p.16.
- 38 *Ibid,.* p.16
- 39 Ibid,
- $^{40}$  宗教事実教育 (l'enseignement du fait religieux) は、宗教的な教育(un enseignement religieux)とは異なる。宗教的な教育すなわち「信仰の教育は、他との比較不可能な啓示的な語りの権威を前提とし」、宗教事実教育は「宗教に関して記述的な、事実による、そして概念によるアプローチを旨とする」ものである。(鈴木剛「ライシテと『宗教事実教育』」(『北星論集』第45巻第2号、2008年)59頁。)
- 41 Commission preside par Bernard Stasi, *loc. cit.*, p.36.
- <sup>42</sup> 朝日新聞 2005 年 1 月 12 日付 2 面。
- 43 小泉洋一『政教分離の法』(法律文化社、2005年)。
- 44 ジャクリーヌ・コスタ=ラスクー、前掲書、13頁。
- 45 小泉洋一『政教分離と宗教的自由』(法律文化社、1998年)。
- <sup>46</sup> Jeremy Jennings, Citizenship, republicanism and multiculturalism in Contemporary France, *British Journal of Political Science* 30, 2000, p.592.

47 レジス・ドブレ、樋口陽一、三浦信孝、水林章、前掲書、6頁。

### 【主要参考文献】

小泉洋一『政教分離と宗教的自由』、法律文化社、1998年

小泉洋一『政教分離の法』法律文化社、2005年

コンドルセ、阪上孝編著『フランス革命期の公教育論』岩波書店、2002年

シエイエス、大岩誠訳『第三階級とは何か』岩波書店、1950年

ジャクリーヌ・コスタ=ラスクー、林瑞枝訳『宗教の共生』法政大学出版局、1997年

デレック・ヒーター、田中俊郎、関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店、2002年

樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会、1994年

樋口陽一『個人と国家』岩波書店、1999年

フランス憲法判例研究会『フランスの憲法判例』信山社出版、2002年

三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店、2001年

ルソー、桑原武男、前川貞次郎訳『社会契約論』岩波書店、1954年

レジス・ドブレ、樋口陽一、三浦信孝、水林章『思想としての<共和国>』みすず書房、2006年

レジス・ドブレ、藤田真利子訳『娘と話す 国家のしくみってなに?』現代企画室、2002年

ジャン・ボベロ、三浦信孝、伊達聖伸訳『フランスにおける脱宗教性 (ライシテ) の歴史』白水社、 2009 年

Cécile Laborde, Critical republicanism, Oxford, Oxford University Press, 2008

Commission preside par Bernard Stasi, *Laïcite et République*, La documentation francaise, 2004

Yves Deloye, Sociologie historique du politique, Editions La Decouverte, 1997

Jean Baubérot, La laicité en France, Paris, Parole et silence, 2005

Conseil d'Etat, Rapport public 2004, La documentation Française, 2004

エルネスト・ルナン、鵜飼哲訳、「国民とは何か」『国民とは何か』 41~64 頁、1997 年

コンセイユ・デタ http://www.conseil-etat.fr/

フランス法務省 http://www.justice.gouv.fr/

フランス元老院 http://www.senat.fr/

# The possibility of a republican principle, Laïcité as a norm : Its root and actuality

Laïcité which is a constitutional principle of France means autonomy of the state and the religion from each other.

Nowadays Laïcité is questioned by some who think that Laïcité doesn't work to promote the religious diversity and coexistence, on the contrary it produces the discrimination against minor religions especially Muslims.

However Laïcité has a possibility to realize the coexistence among various religions because it fundamentally has republican roots that originate in the ancient Europe. The essential elements of republican thoughts are the separation between public sphere and private sphere, and indivisibility between the concept of citizenship and the human rights. It definitely recognizes that citizenship realizes the common good and human rights are secured as the result of exercising of it. It is the meaning of republican thoughts that it give a common communication to the social diversity of today by creating these elements.

Laïcité was born by the result of the collision between the republican state and the Catholic Church but it has been changing as developing, and laïcité is intimately linked to republican thoughts. Consequently, Laïcité can play a role as a common communication for coming true religious diversity. That is a meaning of Laïcité as a principle of public law. Many different issues are being raised more and more, but the value of Laïcité can be understood by boiling it down, by not going middle path.

(SASAKA, Kayo, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

# **Editorial**

# **Toward the Development of ASEAN Security Community** (ASC):

# **Identifying the Key Factors**

Agus Trihartono

#### **List of Content**

- 1. Introduction
- 2. Previous Studies
- 3. The Rationales
  - 3.1. Adaptation to Changing Global Politics
  - 3.2. Responding Regional Dynamics
    - 3.2.1. Facing ASEAN's New Security Challenges
    - 3.2.2. Improving ASEAN Credibility
    - 3.2.3. Creating a Security Roadmap
  - 3.3. The Indonesia Factor
    - 3.3.1. Indonesia's Motivations on the Development of the ASC
    - 3.3.1. 1. Reaffirmation of ASEAN's Importance
    - 3.3.1. 2. Creating Norms
    - 3.3.1. 3. Issue of Political Acceptance
- 4. Concluding Remarks

#### 1. Introduction

In October 2003, the Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) <sup>1</sup> member countries<sup>2</sup> staged a considerable "experiment" of multilateral regional cooperation and made a historic step toward regional integration by signing the Declaration of ASEAN Concord II, also known as the Bali Concord II. The Bali Concord II was the ASEAN leaders' agreement to establish an ASEAN Community by 2020, now upgraded to 2015. The Bali Concord II consists of three pillars, namely: the ASEAN Economic Community (AEC), the ASEAN Security Community (ASC), and the ASEAN Socio-Cultural Community (ASCC). These pillars strengthen each other to support ASEAN as a regional community.

Among the three pillars of the ASEAN Community, the ASEAN Security Community (ASC) <sup>3</sup> has evoked both appeals and questions. While there has been much inquisitiveness regarding ASEAN's decision to formulate the security community and its ramifications on framing and handling ASEAN security, the analyses on this issue were limited. This study attempts to fill that gap by offering an account of ASEAN's decision to realize a security community.

This study will investigate major question: What are the key factors towards the development of the ASC?

## 2. PREVIOUS STUDIES

There have been previous studies explaining the road to the ASEAN Security Community. Such studies highlighted the importance of both "workable" norms as one of the independent variables to conducting a security community development (Acharya, 2001, Poeu, 2002; Kho, 2004, Colin, 2007)<sup>4</sup> and 'evolution of security cooperation' as essential ingredients to ASC (Severino, 2004).<sup>5</sup>

Unlike those two previous approaches this study argues that ASEAN's determination to establish a so-called security community is the product of interplay between the global strategic

environment, regional political dynamics, and ASEAN's individual members' strategies. Thus, to gain a comprehensive 'picture' of the ASC, we employ a "multi-level" approach.

In arguing this, this study considers the idea to develop the ASC as a reflection of global dynamics, since the Southeast Asia region is politically subordinated to global politics. This study clarifies how the end of the Cold War stimulated 'the end of ideological rivalries' in Southeast Asia. Not only was there a shift in the nature of inter-states relations from "ideological" to "pragmatic," but also, following the enlargement of ASEAN membership and the 'second wave' of democracy after the financial crises of 1997, democracy and human rights have become new "ideals" to be adopted by most ASEAN members. These issues have encouraged a widening of the definition of security from 'state-security' to a more comprehensive security which includes the agenda of protecting human rights and democratization.

Apart from the aforementioned global scope, this study looks at the regional scope. The security community idea reflects ASEAN's demands for handling contemporary security issues in the region. Following the financial crisis, the "War on Terrorism," and the spread of infectious diseases, ASEAN security cannot be considered merely in terms of traditional security which is determined by military balance. Rather, so-called non-traditional security (NTS) <sup>6</sup> issues have become significant both in quantity and variety. The idea of the ASC was sounded strongly after the Asian financial crisis devastated the economies of several members. The idea came to the fore at a time when member states realized that the newly emerging regional challenges not only weakened ASEAN's standing internationally, but also eroded cooperation within the region. Thus, it is important to note that regional aspects have created new security challenges and they have motivated ASEAN leaders to establish the ASC.

Finally, my study looks at the influence of individual members toward the ASC. As it is known that the idea of a security community came from Indonesia, the biggest member, Indonesia's factor on framing the security community cannot be disregarded. An investigation of the primary factors of Indonesia and other members' interactions regarding the ASC initiative is significant in understanding the 'real politics' behind the development of the ASC.

Throughout this study, we would like to examine how the interplay of three layers -namely, global strategic environment, regional dynamics, and individual states' motives -- have
reinforced toward the development of the ASC. By adopting this 'alternative' perspective we argue
that an examination of these three layers will provides a more solid understanding of the rationales
behind the creation of ASC.

#### 3. THE RATIONALES

The concept of so-called ASEAN Security Community offered new approach to achieve security in ASEAN countries. So far the Bangkok Declaration (1967) was the basic line in approaching security issues of ASEAN members which attached security development on matter of common interests in the economic, social, cultural, technical, scientific and administrative fields, not in a security path. The concept of ASC clearly offers a new lane to reach a security community named: ASEAN Security Community Plan of Action 2004, known also as part of the Vientiane Action Program (VAP). Accordingly, in the context of ASEAN cooperation ASC has represented not only new pattern in achieving the regional security, but also it indeed indicates a somewhat shifting 'paradigm' in approaching security from 'non-political path to security' to be more direct one: a security path to security. Moreover, according to Security Community Plan of Action 2004 ASEAN came up with a clear call for realizing a security community in a certain time.

In regard to the shifting 'paradigm' in approaching security, the idea of ASC is considered the most unequivocal security framework among ASEAN member of the entire of ASEAN existence. Compared to previous ASEAN's security frameworks, such as the Bangkok Declaration 1967 which had kept away from stating security issues explicitly in its cooperation agenda, as well as evade stipulating the word 'security' in the declaration, ASC states political and security cooperation explicitly and clearly underscores security matters. <sup>10</sup>

ASC's idea in its most basic is in line with general concept of a security community in what Deutsch (1978) had been identified as conscious the existence of a fundamental, unambiguous and long-term convergence of interests among the actors in the avoidance of war in the conduct of

intramural relations<sup>11</sup> or as Yalem (1979) had pointed out as group (of states) that has renounced the use of force as a means of resolving intra-regional conflicts and the absence of war.<sup>12</sup> ASC is conducted in the same purposes since ASC expresses ASEAN's commitment to peacefully handle security issues among ASEAN members.<sup>13</sup> It is a new regional mechanism to answer problems of intra ASEAN which potentially threaten regional stability and to face new dimension of security.<sup>14</sup>

Furthermore, in contrast to security communities in Europe and North America and also to the previous ASEAN's security frameworks in which they emphasized mostly traditional security issues in their business, ASC embraces a comprehensive security. It includes both traditional and non-traditional security (NTS). However, ASC is neither a defense pact, military alliance on a really security community in the way we understood as those in Europe and North America, in since ASC pays attention not only to state security, but also include aspects of economic-led security, health-led security, terrorism, piracy, drug and human trafficking, and other trans-national issues. In short, ASC pays attention to Non Traditional Security (NTS). In line with the coverage of security issues, ASC is considered as wider than those both have remained in other security communities and the previous of ASEAN's frameworks. ASC also does not apply military aspect as core element as those has remained at Security Community in Deutsch's perspective.

As a security community, ASC is not about avoiding conflict and to make war impossible *per se*. <sup>20</sup> ASC also promotes norms setting through ASC Plan of Action's 'political development'. Normsetting is really important because both ASEAN members are various in political outlooks and ASC was set up in initial process to a regional integration, not a product of regional integration as those were in other security community frameworks. Therefore, in the creation of a security community would also inevitably require more than convergent common interests, but a common values.

In line with the need of common values, ASC has subscribed to the notion of sharing norms and values regarding to democracy and human rights. It means that ASC stimulates all member countries to believe democratic processes will both promote regional peace and stability and agree to aspire to; and even make it as the goal of ASEAN. Indeed, through ASC, democracy and human right has been included to be the novelty matter of ASEAN security.

## 3.1. Adaptation to the Changing Global Politics

Toward the development of ASC was not shaped in a 'vacuum space.' It was influenced by dynamics of both the internal and external regional environments. One significant aspect of the external environment is global politics as Weatherbee<sup>21</sup> have pointed out that Southeast Asian security is only one dimension and a sub-system of global politics.

This section clarifies global politics particularly the end of the Cold War has stimulated the nature of contemporary ASEAN security, and therefore, the creation of the ASC. In the context of ASEAN, the end of the Cold War not only has greatly reduced the significance of ideology in super power rivalries, but has also modified the nature of inter-states relations to be more practical and realistic, enabled ASEAN to create frameworks of regional security more suitable to regional needs, and made possible ASEAN to expand its membership to encompass states whose ideologies are different. Furthermore, the end of the Cold War has also raised democracy and human right as new global issues.

Accordingly, following ASEAN's expansion of membership the discourse and the matters on democracy and human rights came to the surface and penetrated the content of ASEAN security concept. This development can be traced back to the following sources: First, Southeast Asia could not remain isolated from the fundamental transformations caused by the global trend of 'third wave democratization' of the late 1980s. This not only influenced more people to live in democracy than ever before, enhancing human dignity, but also established democracy as 'global ideology' which many countries were willing to incorporate into their political systems.<sup>22</sup>

Then, as a consequence of membership expansion and the aftermath of the financial crisis of mid-1997 issues of democracy and human rights became more central to ASEAN discourse. As for the former, democracy and human rights issues penetrated the ASEAN security dynamic following the political crisis in Myanmar when the government arrested opposition leader Aung San Suu Kyi. Due to the violations of democracy and human rights in Myanmar, ASEAN faces a tricky situation since the issue has constrained ASEAN's relationship with the rest of the world, and since the rest ASEAN members want to see progress toward political reconciliation in Myanmar. <sup>23</sup>

Moreover, the aftermath of financial crisis of mid-1997 has stimulated democratic movements in ASEAN's core members: Indonesia, Malaysia, Thailand, and the Philippines. The 'wave of democracy' in this period was considered part of the 'second wave of democratization' which swept East Asia, following the first wave in 1986-1992 which saw the establishment or reestablishment of constitutional democratic processes in the Philippines and Thailand. <sup>24</sup> Democratic movements not only have catalyzed the downfalls of some regimes (i.e. Soeharto in Indonesia and Chaovalit Yongchaiudh in Thailand), but also have improved the democratic political systems of certain members. Subsequently, democracy has become a 'passionate' issue in ASEAN dynamics.

In regards to idea of creating the ASC, subscribing concept democracy and human right have not only colored debate, but also have become critical to achieving an ASEAN Community. The preparatory meeting to the Bali summit in 2003 was a fine example of how democracy and human rights became hot issues in discourse. ASEAN members divided into opposing sides in incorporating the idea of democracy into the ASC. Even stipulating the word 'democracy' within ASEAN's goals raised pros and cons since a concept of regional security based on democracy would have implications on Brunei, which is a sultanate, Myanmar, which is ruled by a military junta, and communist Vietnam and Laos. On the other hand, the remaining ASEAN members supported retaining the word 'democratic' since promoting democracy would be a major step forward for ASEAN cooperation. <sup>25</sup> ASEAN finally adopted democracy and human rights as important elements of the ASC. In short, the issues of democracy and human right have intentionally and unintentionally 'pressured' ASEAN to adopt democracy and promoting human right as part of expanded security concept that adapted by ASEAN members.

#### 3.2. The ASC: Responding Regional Dynamics

#### 3.2.1. Facing ASEAN's New Security Challenges

Since the concept of ASC includes both traditional and non-traditional security (NTS) and in within a decade ASEAN witnessed the escalating variety of security challenges as aftermath of financial crisis and war on terrorism which has to be addressed, then the development of ASC to

respond ASEAN new security challenges namely NTS issues is not only important but also vital for the following reasons:

First, after financial crisis and 9-11 terrorist attacks issue on maritime piracy has been also becoming one of prominent concerns of ASEAN. Unlike other region which poses the decrease number of piracy, Southeast Asia region, particularly Malacca Strait and Indonesian water, the trend and the number of issues awake. According to Piracy and Ship Robbery Annual Report 2006,<sup>26</sup> the numbers of reported piracy have been increasing since 1994 and growing up in numbers after 1996. As the reportedly, piracy has not only raised threatened Southeast Asia security but also create the potential threat posed that aimed at hub port and merchant shipping.<sup>27</sup>

Second, infectious diseases issues have been threatening ahead and stimulated another crisis in the region. SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome) has increasing the mortality rate in ASEAN members and has led to regional economic loss. H5N1 virus of Avian Influenza has been also insisted on local preparedness and response since it has not only threatened animals but also human being. Also, the prevalence of HIV/AIDS in East and Southeast Asia region rise dramatically, since WHO reported that one quarter of estimated 40 million total number people living with HIV/AIDS live in this region. <sup>28</sup> In short, infectious diseases obviously have become a real threat of human security in the region.

Third, after financial crisis ASEAN witnessed the increasing of migrant workers problems since some countries deported illegal foreign workers back to countries of origin, <sup>29</sup> bilateral tensions occurred among ASEAN' sending countries and recipient countries. Moreover, the working forces deportation was considered as, to some extent violated Human Right issues, as Amnesty International Release.<sup>30</sup> The strain increase the nationalistic sentiments in the grass-root level as we can see between Indonesia and Malaysia which counter-productive to ASEAN unity.

Given the facts mentioned above, according to the Bali Concord II the ASC is designed to comprehensively overcome such issues to counter "terrorism, drug trafficking, trafficking in persons and other trans-national crimes"; ASEAN member countries emphasized cooperation to resolve maritime issues and other trans-boundary aspects that will threaten security of region (Article 5).

In line with argument that ASC is ASEAN instrument in handling so-called NTS, Ralf Emmers, researcher from IDSS Singapore has also accentuated that ASEAN would be fail in running

the mission if ASEAN discussion on security give less focus on security issues in domestic domain of its members rather than inter states security (state security).<sup>31</sup> Coherent with Emmers, Amitav Acharya, pointed out that ASC is a platform for collective action against trans-national challenges that affect security and well-being of its members.<sup>32</sup> The IDSS circle's arguments is in line with report from Institute for South East Asia Studies (ISEAS) about "ASEAN Community Roundtable" held in Singapore on 4-5 June 2004 stated that to face NTS issues ASEAN need to go beyond the traditional security named "external threats given the new generation of trans-national security challenges as impacts of financial crisis, international terrorism, environmental pollution and the spread of infectious diseases". <sup>33</sup> Thus, one of factors of the development of ASC is ASEAN's device to face NTS issues.

#### 3.2.2. Improving ASEAN Credibility

Until financial crisis 1997, ASEAN was seen organization with many achievements. ASEAN has been also frequently cited as a fine example of regionalism outside European Union and the most shining organization among the developing countries.<sup>34</sup> Since ASEAN was successfully in handling Cambodia issue during the Cold War and become an ASEAN Regional Forum (ARF) core element to manage the change regional post Cold War, ASEAN achieved regional and international recognition as important regional player. Dewi Fortuna, in her paper acknowledged that ASEAN had important regional role as "it is no longer to talk about Southeast Asia without reference to this Association".<sup>35</sup>

However, following the region was swept by financial crisis in 1997 the role and also the credibility of ASEAN has been under skepticism. The way how ASEAN dealt with financial crisis and its aftermaths have brought the Association to the lowest level of its credibility. The crisis aggravated ASEAN achievement and become one of serious challenge to the Association as a regional player. As Hadi Soesastro stated that ASEAN has lost its *pamor* (credibility) since ASEAN role has decreased during and after financial crisis. <sup>36</sup> Accordingly, the political events which rigorously stamped out ASEAN credibility are as follows:

First, ASEAN offered inadequate response to support members facing financial crisis even failure to deal effectively with its consequences was the core of most trenchant criticism the Association. A long with the aftermath of crisis, Shaun Narine, an Assistant Professor of Political

Science at St. Thomas University, Canada, saw ASEAN was unable to influence measures in any meaningful way and simply 'fell apart'.<sup>37</sup> In addition, Makmur Keliat, professor of the University of Indonesia, highlighted that "ASEAN, as an institution was fail since the association did not have any capacity in handling Asian crisis", as well as ASEAN performance in supporting member's which experienced economic crisis could be considered as very incredible. These factors have reduced ASEAN credibility significantly.<sup>38</sup>

Second, ASEAN was futile as it paid less attention to the most complicated situation to ASEAN's foundation following the economic crisis: the violence in East Timor in 1999 was other aspect demised ASEAN standing. ASEAN and came under severe criticisms for their powerlessness to stem the violence and gross violations of human rights happened in East Timor.

Third, following the financial crisis 1997 ASEAN was unsuccessful to be key player in handling problems of transcends national boundaries. Facing the issues such as haze, terrorism, piracy and so on mostly has become more individual than collective concerns of ASEAN. In other word, ASEAN function in handling the issues was very limited. Even, the impacts of Asian financial crisis have been considered as the most challenge to ASEAN unity. Unlike the earlier 'crisis' such as Indo-China conflict and Cambodia issues which had brought ASEAN's members more cohesive, financial crisis and terrorism issue made members of ASEAN in reverse. Even cohesiveness among ASEAN member because of economic crisis has been questionable. Paul Dibb, academic from Australia National University, pointed out the economic crisis made the Association more distracted, inward looking, and less solid. As results, long standing rivalries within ASEAN surfaced and threatened.<sup>39</sup>

Furthermore, since domestic issues become most priority of ASEAN attention, state-centric behaviors rose up, and took place in ASEAN inter-states relations. Goh Coh Tong, the former PM of Singapore, supported the argument by stated "indeed impact of the crisis has been a much weakened ASEAN due to member states' preoccupation with their respective internal affairs". <sup>40</sup> Also, ASEAN leaders have been more statement to criticize each other opened in public rather than utilized 'quiet diplomacy' than ever before. <sup>41</sup> According to Amitav Acharya, senior expert from the Institute of Defense and Strategic Studies (IDSS), Singapore, the key intra-mural relationships has been strained by economic crisis of 1997 and latent territorial and political conflicts emerged into the concrete. <sup>42</sup>

Fourth, ASEAN mechanism of disputes settlement was not only unconvincing, but also indeed did not work to handle disputes among members since ASEAN members preferred third party (International Court of justice, ICJ) to solve their problems instead of using ASEAN norms and mechanism as instrument of problem-solving among members. <sup>43</sup> In the cases of the Indonesia-Malaysia conflicts over *Sipadan* and *Ligitan* Islands and Malaysia-Singapore dispute over White Rock Island, were not success examples to utilize ASEAN's norms and mechanism in handling territorial disputes among ASEAN states.

Finally, since ASEAN members become more inward looking because of crisis, and affected countries totally absorbed their energies in their domestic matters rather than resolving regional or trans-national boundaries issues, led to premise that members of ASEAN and ASEAN itself do not have inadequate capacity to respond security issues internally. <sup>44</sup> As result, ASEAN position as a driving force in running ARF mission <sup>45</sup> has been also criticized. This situation was ironic since ASEAN's functions best when it had an external focus to its activities, but less ability to address internal problems.

In line with the demise of ASEAN standing the idea to develop the ASC was designed to improve credibility of ASEAN. Many ASEAN observers come to the same conclusion since ASC created such a credible mechanism to handle security issues of its members. In line with the arguments, first, to develop the ASC is a clear effort to advance ASEAN credibility. Borrowing Bantarto Bandoro's argument, researcher of Centre for Strategic and International Studies (CSIS), Jakarta, the idea behind the ASC is "to reformulate relations within ASEAN and most importantly to give a boost to ASEAN as organization since a wide array of differences and more complex intra security problems have emerged as impacts of the economic crisis in 1997." And also Hadi Soesatro, executive director of the Jakarta based - CSIS, pointed out that ASC will be a regional order based on a set of rules of good conduct and a set of region wide mechanisms for conflict resolution will enhance ASEAN pamor. In other word, ASC is ASEAN's effort to an institutional improvement.

Also, a part of credibility building the development of ASC can be seen as ASEAN efforts to wake up from stagnancy since its member's energies for the most part absorbed by the crisis and its aftermaths. A long with this argument, Carolina G. Hernandez, head of the Philippines Institute for

Strategic and Development Studies, Manila, pointed out that since ASEAN had been stagnant, ASC is a conscious idea both to make ASEAN bounce back from its stagnancy and to strengthen ASEAN identity and credibility. <sup>48</sup> In addition, borrowing Hadi Soesastro's argument, the ASC is an elemental change of the way to develop ASEAN. <sup>49</sup> Indeed, ASC was in line with improving both ASEAN credibility and its internal capacity.

In short, at the time ASEAN is still grappling with its relevance since problems mentioned above, the effort to develop ASC is part of ASEAN to look ahead to reliability.

#### 3. 2. 3. Creating a Security Roadmap

Other important aspect behind the idea of ASC development is ASEAN's need for a security roadmap. In this sense, as consequences of shifting 'paradigm' as discussed earlier, ASC is purposed for a security roadmap. The following reasons at the rear of this rationale as follows:

First, although from the very early security was the primary matters of ASEAN cooperation, until currently ASEAN has not had a real security roadmap to guide intra ASEAN member to achieve security. The demand for a security roadmap is one of reasons to transform ASEAN to be a security community. Admittedly, the idea of ASC is to provide members new meaning and new goal of political and security cooperation particularly to make clearer definition of ASEAN security, as well as to elaborate 'what' and 'how' are to achieve it as Rizal Sukma pointed out:

"ASEAN security can no longer be allowed to "float" without a sense of purpose; without a practical goal that needs to be achieved, without a future condition that needs to be realized. The idea of ASEAN Security Community is meant to provide such a sense of purpose, a practical goal, and a future condition that all member states should strive for."

Next, a security roadmap became very significant since members' motives to knock ASEAN's door has been so varied. Moreover, ASEAN expansion which encompassed new members with various security predicaments, and also as the aftermath of economic crises, ASEAN security direction has been more complicated. Since the membership expansion was intended to embrace all the members as ASEAN 'family', ASEAN need to provide the clear path so that all members go to the

same direction. In line with new ASEAN members, it is interesting to underscore the opinion of Tan Sri Noordin Sopiee, one of Malaysia's most respected intellectuals, stated that "the purpose of ASEAN is not to bring nice guys into the club. The purpose of ASEAN is to live at peace among ourselves". In connection with Sopiee's argument, a security roadmap is inevitable. In addition, Ralf Emmers stated that a security roadmap is vital since it provides both a clear direction and definite agenda for all members to concrete security cooperation. As a result, to develop ASC is important as it is "a way out after ASEAN in several years has lost its direction". 53

Third, as ASC together with AEC and ASCC are pillars to ASEAN Community, they are both equal and mutually reinforced. Accordingly, a senior diplomat of Indonesia stated that since ASEAN economic success was not taken for granted; security has been contributed significantly to economic cooperation as both are two side of one coin. Along with this statement, as ASC was seen as a security roadmap, it was designed to complement 'economic roadmap'. The bottom line of interconnection between economy path and security path is the sustainability economic development. Since economy and security are not mutually exclusive, without a clear path of security development, it seems that the sustainability of economic development is also in doubt. In this sense, ASC is to complement ASEAN economic cooperation under the AEC. Most importantly, so far economic road map has been more developed than that of security. Thus, since ASEAN's security road map lags behind that of economy, creating a security roadmap under ASC will make ASEAN development to be in 'balance'.

#### 3.3. The Indonesia Factor

As it is known that the idea of a security community came from Indonesia, the biggest member of ASEAN which was also the chair of ASEAN standing committee, the Indonesia factor cannot be disregarded. Instead, the Indonesia factor must be spotlighted as not only essential, but also inseparable from the ASC development.

ASEAN has been very important to Indonesian's foreign policy from ASEAN's early days. Indonesia was active in ASEAN establishment and has been involved in ASEAN activities since Soeharto, the second president of Indonesia saw that a peaceful and stable Southeast Asian

region was crucial to allowing the country to focus on domestic development. As the most important objectives of Suharto's foreign policy were to support Indonesia's economic development by mobilizing international resources and to make sure the regional environment provided a favorable atmosphere for Indonesia to focus on its domestic agendas, Indonesia's foreign policy could not overlook ASEAN or its members' relations. Thus, ASEAN has been considered Indonesia's cornerstone of foreign policy<sup>55</sup> and the primary part Indonesia's concentric circle formula.<sup>56</sup>

Indonesia is one of the key initiators of ASEAN's establishment and has created many initiatives in ASEAN activities. Thus, many proposals came from Jakarta in regard to ASEAN development in general and political and security cooperation in particular. Many of those initiatives have become ASEAN frameworks for managing political and security relations both among members and extra-regional states, such as: ZOPFAN, TAC, SANWFZ, ARF, etc. As a result, Indonesia's role and support in ASEAN development has been generally acknowledged as an "important factor behind ASEAN's success." Hence, aside from being by far the largest member in the Association in terms of population and size, Indonesia's long and substantial involvement in ASEAN has receive other countries' recognition as a *primus inter pares* (the first among equal) state. <sup>58</sup>

However, the financial crisis changed the focal point of Indonesia's foreign policy to ASEAN. As the success of economic development was at the heart of Suharto's legitimacy, the impact of the financial crisis on Indonesia de-legitimized the Suharto regime. Suharto's fall from power on 21 May 1998, decreased the degree of Indonesia's foreign policy attachment to the Association since Indonesia's attention and efforts were captivated by domestic problems economically and politically.

It was obvious that the financial crisis and the fall of Suharto caused Indonesia's long-stable approach to ASEAN to be shaken. Jakarta's reduced attention to ASEAN both due to domestic affairs in the era of Habibie and a different "orientation" of foreign affairs in the era of President Wahid which has diminished Indonesia's role and reputation in the Association.

The era of president Megawati (2001-2004) brought Indonesia's foreign policy "back to basics." One of the most important elements of Megawati's "back to basics" foreign policy could be identified in her speech at People Consultative Assembly (MPR) which reaffirmed that "Indonesia placed ASEAN as the first foreign policy priority." By re-applying the "concentric circle formula," the Megawati administration has not only revised the orientation of Wahid's foreign policy, but also reaffirmed ASEAN as a cornerstone of Indonesian foreign policy. Accordingly, President Megawati's decision to introduce the idea of the ASEAN Security Community (ASC) symbolized Indonesia's new approach toward ASEAN.

#### 3.3.1. Indonesia's Motivations on the Development of the ASC

For Indonesia, the idea of launching the ASC was based on the following rationales: reaffirmation of ASEAN's importance and conducting norms-setting, as the following:

#### 3.3.1.1. Reaffirmation of ASEAN's Importance

One of the most obvious initiatives resulting from Indonesia's comeback to ASEAN dynamics was the idea of ASC. Indonesia launched the idea for the first time at the 36<sup>th</sup> ASEAN Ministerial Meeting in Phnom Penh, Cambodia, on 17 July 2003, and again broached the idea at the ASEAN Summit in Bali in October 2003. The Bali Concord II, comprising the AEC, the ASC, and the ASCC, was approved by the ASEAN leaders' agreement at the summit.

Indonesia's initiative to launch the ASEAN Security Community was in accordance with Jakarta's first priority approach to ASEAN. For Indonesia, the ASC not only reflected the "comeback" of Indonesia to ASEAN, 60 but also reaffirmed that ASEAN was one of Indonesia's most important concentric circles. As Dewi Fortuna stated:

"Indonesia would place higher priorities on regions closest to its own national boundaries,
... The first foreign policy circle is ASEAN, regarded as the cornerstone of Indonesia foreign
policy for maintaining friendly relations with its immediate Southeast Asia neighbors is critical to
Indonesia's own security, particularly in the border areas."

61

In so doing, since economic crises 1997 had weakened Indonesia domestically and internationally, it was essential to prioritize relations with geographically proximate neighbors.

Accordingly, ASEAN stability was important for Jakarta.

As the ASC was sounded by Indonesia, the biggest member, there have been speculations connecting reaffirmation of ASEAN's importance by Indonesia with real politic considerations, as a leadership motive. The following are 'interpretations' of Indonesia's motives in initiating the ASC:

First, the ASC is interpreted as Indonesia's effort to regain its leadership in ASEAN, since the economic crisis reduced Indonesia's capacity to be the first among equal members. The fundamental changes to political and economic development due to the crisis which hit Indonesia, not only diminished Indonesia's leadership within the organization, but also led to the loss of Jakarta's diplomatic centrality, which it had enjoyed throughout most of ASEAN's existence. The ASC has provided a chance for Indonesia to deal with this matter. This argument is based on at least two facts: Indonesia's position as chair of the ASEAN standing committee, which has advantages both for proposing and running initiatives; 62 and the statements of Foreign Minister Wirajuda regarding the ASC as a sign of Indonesia's revival from the crisis. It seems likely that to some extent the ASC represents Indonesia's effort to take back its core position in ASEAN. This is in line with Foreign Minister Wirajuda's statements in an Indonesian newspaper on 4 October 2003 and his speech in Jakarta on 11 August 2006: "The Bali summit was a moment for Indonesia not only to chair the ASEAN standing committee but also to lead the Association."63 This also coincides with the opinion of Carolina Hernandez, head of the Philippines Institute for Strategic and Development Studies, Manila, who underlined that the Bali summit was a reflection of Indonesia's desire both to restate its leadership and to revitalize the Association in which Jakarta took the lead initiative so that ASEAN can move again.<sup>64</sup> Also, according to one ASEAN senior diplomat, the leading role of Indonesia in the Association can be measured by its achievement in promoting the ASEAN Security Community "under Indonesia's chairmanship." 65 Last but not least, Rodolfo C. Severino, the former ASEAN Secretary General mentioned, in the context of the ASC Indonesia regain to some extent the leadership role in ASEAN after Jakarta had lost its capacity to take charge. <sup>66</sup>

Second, the ASC is seen as an Indonesian expression of the sense of "regional entitlement" to create initiatives, to set the direction for ASEAN, and as far as possible to contribute significantly to ASEAN development. Thus the ASEAN security community is an initiative to create new platform for ASEAN and a new clearer direction. This kind of initiative has been inherent in Indonesia's involvement in the dynamics of ASEAN from the early days of its forming. In other words, the bottom line of Indonesia's initiative toward the ASC is not only a matter of leadership itself, but of sustaining Indonesia's traditional role which has always offered initiatives and contributions to ASEAN development. Indeed, it is part of an expression of regional entitlement by Indonesia.<sup>67</sup> This is in line with the argument that the ASC reflected Indonesia's expression of "ideological leadership" more so than political leadership.<sup>68</sup>

A third interpretation of Indonesia's ASC initiative was that Indonesia had less ability to take a leading position in the economic field. Although in political areas Indonesia has been more advanced, as the country has been successful as one of the biggest democracies in the world, Jakarta so far cannot provide leadership in economic areas. Although it is vital to have a leading position in economics since the financial crisis Jakarta did not have sufficient capacity or achievement in economic areas. Indeed, the ASC was mostly initiated because Indonesia had been vital in regional political and security areas, but not in economic ones. In other words, to some extent the ASC seems to be instrument of "division of labor" ASEAN members' leadership in political and security areas.

#### **3.3.1.2.** Creating Norms

Another element behind the idea of ASC was Indonesia's initiative on so-called norms creation.<sup>71</sup> Unlike all the previous ASEAN frameworks, such as the Bangkok Declaration of 1967, Treaty of Amity and Cooperation (TAC), Zone of Peace Freedom and Neutrality (ZOFPAN), ASEAN Regional Forum (ARF) and Southeast Asia Nuclear Weapons Free Zone (SEANWFZ), which made no mention of the sharing of common values such as respecting human rights and

democracy, the ASEAN Security Community (2003) and the ASC Plan of Action (2004) have subscribed the notion of sharing those values. The ASC concept encompassed idea of 'political development,''<sup>72</sup> referring to democracy and human rights values. By doing so, Indonesia hopes to upgrade the security relationship by forging security ties among the 10 diverse ASEAN countries based not just on interdependence, but also on democracy. The idea is to update ASEAN's political principles. In connection with this argument, Foreign Minister Wirajuda underscored that Indonesia would like to see a democratic ASEAN which respects Human Rights. Moreover, democracy was seen as an essential ingredient to regional peace and stability, as one Indonesian senior diplomat stated: "If all ASEAN members are democracies, they won't wage war against each other." This argument is in line with argument that in international relations democracies are usually less bellicose than dictatorships.

Along with this pro-active initiative, there were at least two other main elements which influenced Jakarta's idea for the ASC, namely, coherency with Indonesian domestic dynamics and preserving the unity of ASEAN by supporting creation of norms.

In regards to the former, coherency with Indonesian domestic dynamics, the ASC initiative was a reflection of Indonesia's domestic political dynamics, particularly related to main discourses on democracy and human rights. As foreign policy to some extent is an extension of domestic politics, an expression of domestic interests, or at least is neither dichotomized nor contradicted principally with the "soul" of domestic issues, the idea of ASC mirrored the needs of the domestic domain. It became possible as the decision-making process of Indonesia's foreign policy changed significantly in the post-Suharto era. In the decision-making process, on the one hand, the content of foreign affairs and the actors involved have not been exclusively the area of the Ministry of Foreign Affairs, but have included other political actors, such as parliament (*Dewan Perwakilan Rakyat*, DPR), the press, and others dealing with foreign policy issues. On the other hand, Indonesia has been experiencing a putative "democratization" period. The diversification of actors and the democratization process have definitely caused the basic idea of democracy and human rights to become attached to Indonesia's foreign policy. For instance, Indonesia's position toward Myanmar over the Aung San Suu Kyi case, the response to the arrest of Anwar Ibrahim of

Malaysia, and the idea of the ASC's "political development," as well as it has been reflections of a domestic issue: Indonesia's democratic transition.<sup>76</sup>

The latter, the idea that the ASC was concerned with preserving the unity of ASEAN, expressed the political will of Indonesia to maintain the unity of ASEAN without any essential division, economically or politically. This is based on arguments that in Jakarta's point of view, the financial crisis and ASEAN membership expansions have created some partitions among ASEAN members on both economic development and values. Simply put, ASEAN members have been divided economically into more developed, less developed, and under developed members; and politically into democratic, less democratic, and non-democratic ones. The former reflects the partition of economic levels of development and local capacities, and the latter reflects the values gap among members. These divisions are clear, but have rarely been acknowledged.

The economic partitions have been obvious, while ASEAN leaders have remained politically committed to the vision of transforming ASEAN into an economically integrated grouping within a framework akin to the ultimate forms of economic integration, from ASEAN Free Trade Agreement (AFTA) to the AEC. Moreover, the gaps in economic development were exacerbated after idea of an ASEAN FTA with China, Japan, South Korea, and India was suggested. Conducting an FTA with the economic giants in Asia has spurred competition rather than cooperation among members, stirring potential friction or even conflict. For Indonesia, these partitions were considered as disincentives and counter-productive elements in achieving an ASEAN community. Accordingly, the idea of the ASC is an initiative to bridge gaps among members. The ASC offered a political development aspect which is a necessary aspect of ASEAN community building.

Furthermore, a values gap has remained among ASEAN members. This gap stems from the lack of "common values" to underpin efforts to achieve an ASEAN community, since a community requires, at its most basic level more than just a common interest.<sup>82</sup> Therefore, the ASEAN community needed a foundation driven by common values rather than mere geographical identity and common interests.

In fact, ASEAN members include countries with different cultures, political systems and outlooks, and countries which have opposite political systems, as well as one country led by an armed forces group which does not respect values and systems of democracy. Consequently, although the Association has produced numerous diplomatic products, those do not imply that ASEAN has come near to realizing a community. Thus, not only do the countries of ASEAN not share a common political system, but also to some extent they still regard each other as rivals and engage in diplomacy with mutual suspicion. Indeed, as long as the fault-lines between members who adopt more open political systems and more closed ones are real, it seems likely to be a long road to achieving a community.<sup>83</sup> In this regard, common values are inevitably necessary since ASEAN members need to communicate each other in the same "language."

To sum up, promoting the idea of an ASC consisting of "political development" is a necessary and, indeed, inevitable effort to fill the values gap. As Indonesia Foreign Minister Wirajuda emphasized: "It is undesirable to let too many disparities remain indefinitely among ASEAN members' political development levels, as they will create friction and disputes among members. Therefore, Indonesia came up with the idea of political development which is inherently a part of the ASC."

#### 3.3.1.3. Issue of Political Acceptance

The Bali Concord II which consists of three pillars, namely: the AEC, the ASC, and the ASCC were accepted by all members as a new step toward regional integration. The process of acceptance by all members was not that simple. Simply, in regards to the ASC there were a set of bargaining and discussion. Simply put they were as the follows:

All ASEAN origin members (Indonesia, Malaysia, Singapore, Thailand and the Philippines) accepted the idea of Indonesia's ASC due to argument that the ASC reflected Indonesia's expression of "ideological leadership" more so than political leadership which historically attached to Indonesia role in as a regional "entitlement". 86

Secondly, in regards to ASEAN Community there has been a kind "trade-off" to diversify the leadership of ASEAN based on political, economy and socio-cultural. Leading

Indonesian scholars come to conclusion that following the financial crises the "leadership" of ASEAN has been spread out as seen on Bali Concord II as to some extent the ASC is indeed Indonesian's project, the AEC is a project of Singapore, Malaysia and Thailand, and the ASCC is the Philippines's project since such countries are initiators of such ideas.<sup>87</sup>

Finally, the ASEAN new comers, known as CLMV (Cambodia, Laos, Myanmar, and Vietnam) which are at much different levels of economic and political (democratic) development and than the older members mostly took such position to be more pragmatic. Since the motive to be ASEAN members are mostly the benefits of economic development, and the implementation of the idea of ASC would be gradual and flexible then the Indonesia's ASC is something acceptable. Moreover, despite contention and suspicious among new members have been matters and unavoidable, for CLMV Indonesia to some extent is out of their circle of rivalries.<sup>88</sup>

#### 4. CONCLUDING REMARKS

The ASC are somewhat unique, since the ASC commits more to respond broad definition of security: NTS that put security on many dimensions of threats faced by states and other actors in regional dynamics. These include post financial crisis impacts, terrorism, and other new issues such as: migrant workers, ecological degradation, HIV/AIDS, drug trafficking and others.

Moreover, with regards to the various backgrounds of its members, politically, economically, and even in terms of strategic motives, the ASC functions as a 'locomotive' pulling all members to embrace 'common values,' as it encourages all members to identify democracy and human rights as their goals.

As the ASC is the outcome of three layers, global politics, regional dynamic and Indonesian factor, then the discussion throws light on the fact that the ASC is a consequence of multi-level 'games' and purposes.

(Agus Trihartono,本学大学院国際関係研究科後期課程)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> In this article, the terms of "ASEAN" and "the Association" are interchangeable.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> ASEAN member countries are: Indonesia, Malaysia, Thailand, Singapore, The Philippines, Brunei, Vietnam, Laos, Cambodia and Myanmar.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> The full document of ASC is available at URL: http://www.aseansec.org/15160.htm.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> See Amitav Acharya (2001), Constructing a Security Community in the Southeast Asia, London and New York: Routledge, p 47-71. See also Amitav Acharya, 'The Association of Southeast Asian Nations: 'Security Community' or 'Defence Community'?' Pacific Affairs, 64:2 (Summer 1991), pp.159-178; see also Alan Colins, Forming a Security Community: Lesson from ASEAN, International Relations of Asia Pacific, Vol. 7, No. 2, 2007; Nicholas Khoo, Deconstructing the ASEAN Security Community: a Review Essay, International Relations of the Asia Pacific, Vol. 4, 2004; Sorpong Peou, 'Merit in Security Community Studies', International Relations of the Asia-Pacific, Vol. 5, Number 2, 2005, pp. 267–274.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Ravoldo Severino, Toward an ASEAN Security Community, Trend in Southeast Asia Series, No. 8, 2004, p. 1-19.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Non Traditional Security (NTS) is an alternative approach to security studies which puts a broad definition on security. It sees that security cannot be only about the military dimension. There are many dimensions of threats faced by states and other actors in international relations. These include ecological degradation, HIV/AIDS, drug trafficking, ethnic conflict, illegal migration and others. See Ralf Emmers (2004), Non Traditional Security in the Asia-Pacific: the Dynamic of Securitisation, Eastern University Press, pp. 1-2.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> These aspects are stipulated clearly in the Bangkok Declaration 1967.

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> For full document of ASC Plan of Action 2004, see appendix 2.

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> According to Sukma, the changes of the strategic environment, and its attendant implications for regional security and domestic priorities, make it imperative for ASEAN to also acknowledge the importance of "security road towards peace." ASEAN can no longer pretend that "peace, stability, and prosperity" can only be achieved through economic cooperation. See Rizal Sukma (2003).

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> See article 1 of ASC of Bali Concord II: "The ASEAN Security Community is envisaged to bring ASEAN's political and security cooperation to a higher plane to ensure that countries in the region live at peace with one another and with the world at large in a just, democratic and harmonious environment".

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> Karl Deutsch et. al (1978), *Political Community in the North Atlantic Area*, New Jersey, Princeton University Press, pp. 239-253.

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Quoted from Mely Caballero–Anthony, Re-visiting Security Communities: ASEAN and Bali Concord II, *IDSS Worling Paper*, Singapore, 2004.

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Article 1: "The ASEAN Security Community members shall rely exclusively on peaceful processes in the settlement of intra-regional differences and regard their security as fundamentally linked to one another and bound by geographic location, common vision and objectives".

 <sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Faustinus Andrea, *Dokumen: Diplomasi Tingkat Tinggi Asia Pasifik: KTT ASEAN dan KTT APEC 2005* (Document of High Level Diplomacy in Asia Pacific: ASEAN Summit and APEC Summit 2005), *Analisis CSIS*, Vol. 34, No. 4, 2005, p. 436.
 <sup>15</sup> See article 2 of ASC: "taking into account the stress into account the stres

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> See article 2 of ASC: "taking into account the strong interconnections among political, economic and social realities, subscribes to the principle of comprehensive security as having broad political, economic, social and cultural aspects in consonance with the ASEAN Vision 2020 rather than to a defense pact, military alliance or a joint foreign policy."

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Indonesia Foreign Minister Hasan Wirajuda reaffirmed very clearly that ASC is not designed to be a military pact. See *Republika*, 23 July 2003: *RI: ASC Bukan Pakta Militer* (RI: ASC is not a Military Pact).

Deutsch's works (1978) of security community referred to European, United States and North America experiences. Deutsch's historically revealing the development in Europe in the 1950s when the ECSC (European Coal and Steel Community) was remained. The latter served as the foundation for the development of the European Economic Community which was a basis for the birth of security community. Deutsch's offers two types of a security community: amalgamated security community and pluralistic security community. For further explanation of security community see Deutsch, Karl W, (1978), *The Analyses of International Relations* (2nd edition) (Prentice-Hall Inc., Englewood Cliffs, NJ) and see also Adler, Immanuel, and Barnett, Michael, (1998), *Security Communities*, Cambridge University Press.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> See Ralf Emmers, (2004), Non Traditional Security in the Asia-Pacific: the Dynamic of Securitisation, Eastern University Press, p. 1-2.

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> According to Rizal Sukma, ASC does not apply military aspect as core element as those has remained at Security Community in Deutsch's perspective. ASC is a security community which has been adjusted to ASEAN context, in which ASC still preserve element of TAC. ASC provides new meaning and new goal of ASEAN political and security cooperation. Author's Interview, Jakarta, 14 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Rizal Sukma, *The Future of ASEAN: towards a Security Community*, paper presented at a Seminar on "ASEAN Cooperation: Challenges and Prospects in the Current international Situation". New York, 3 June 2003.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Donald E Weatherbee (2005), *International Relations in Southeast Asia*, Rowman & Littlefield Publisher. Inc.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Clark, D. Neher and Rose Marlay, *Democracy and Development in Southeast Asia: The Winds of Change*, WestviewPress, 1995.

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Isagani de Castro, ASEAN: Can't We All Just Get Along? Asia Times, 7 October 2003.

- <sup>24</sup> Walden Bello, Asia's Diverse Democratic Transition, in Kristina N. Gaerlan (ed) (1999), Transition to Democracy in East and Southeast Asia, Institute for popular Democracy, Quezon City, Philippines, p. viii. <sup>25</sup> Isagani de Castro, *ibid*.
- <sup>26</sup> Ouoted from Noel M. Morada, Regional Maritime Security Initiatives in the Asia and Pacific, Problem and Prospect for Maritime Security Cooperation, paper presented in Berlin Conference on Asian Security, 14-15 November 2006.
- <sup>27</sup> It was reported that piracy attacks in Indonesia's water have been remaining high from 22 cases in 1994 to 115 cases in 1999; In the Philippine water from 5 cases in 1994 to 39 cases in 1996; Malaysia, from 4 cases in 1994 to 18 cases in 1999; Singapore Straits from 3 cases in 1994 cases to 14 in 1999; Thailand from 4 cases in 1995 to 17 cases in 1997.
- <sup>28</sup> Ilavenil Ramiah, "Securitizing the AIDS Issue in Asia", in Mely Caballero-Anthony, Ralf Emmers, and Amithav Acharya (2006), Non-Traditional Security in Asia,: Dilemmas in Securitization, Ashgate, England, p. 136-7.
- So far there are about more than 100.000 immigrant workers from Myanmar in Thailand; there are roughly 2 million foreign workers in Malaysia, both legal and illegal, who account for more than 5% of the country's population nearly a quarter of the workforce. It was more than 500.000 from Indonesia in Malaysia and more than 100.000 from the Philippine in Malaysia, Asnani Usman, in Bantarto Bandoro (ed) (1996), p. 171.
- Amnesty International press Release, News Service No: 305, 2 December 2004, available at: <a href="http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA280142004?open&of=ENG-MYS">http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA280142004?open&of=ENG-MYS>.</a>
- Kompas, 5 October 2003: "Peringatan Untuk KTT ke-9 di Bali: ASEAN Jago Retorika, Lemah Implementasi" (Notification of the 9th ASEAN Summit in Bali: ASEAN's Strong in Rhetoric, Weak in Implementation).
- <sup>32</sup> Amitav Acharya, "ASEAN Needs New Tools for New Threats", *The Straits Times*, 4 June 2003
- 33 ISEAS Report: "Toward Realizing An ASEAN Community: A Brief Report On ASEAN Community Roundtable", ISEAS Singapore, 2004, p. 9-11.
- <sup>34</sup> Peter Eng, 'Transforming ASEAN', the Washington Quarterly, Vol. 22, No.1, 1999, p. 51; See also Michael Hass (1989), The Asian Way to Peace: A Story of Regional Cooperation, Praeger.
- 35 Dewi Fortuna Anwar, "Indonesia Role's in ASEAN", in Dewi Fortuna Anwar (2005), Indonesia at Large: Collected Writing on ASEAN, Foreign Policy, Security and Democratisation, The Habibie Center, Jakarta, p.2. and also see p. 18-9. <sup>36</sup> Author's Interview with Hadi Soesastro, Jakarta, 14 December 2006.
- <sup>37</sup> Narine argues persuasively that the crisis weakened ASEAN in three ways. It undermined the confidence, born of economic success, which was at the heart of ASEAN's assertiveness on the international stage; it accentuated the weakness of its claims to be a credible economic institution; and it underlined the dysfunctional of the "ASEAN Way", see Shaun Narine (2002), p. 167.
- 38 Makmur Keliat also identifies the creating ASEAN+3 (China, Japan, and South Korea) mostly motivated by enhancing ASEAN image and capacity in the future. Makmur Keliat, "ASEAN 10 Tahun Mendatang" (ASEAN in the Next Ten Years), Kompas, 26 December 2006.
- <sup>39</sup> Dibb, Paul, David. D. Hale, and Peter Prince, The Strategic Implications of Asia's Economic Crisis, *Survival* 40, No. 2, Summer 1998, p. 19.
- 40 Kompas, 27 March 1999.
- <sup>41</sup> These could be identified in many cases such as those between Malaysia-the Philippines; Singapore and Malaysia; and Thailand and Malaysia on Spratly Island cases against China, Malaysia and Indonesia and Thailand and Malaysia controversy over the admission of new members (i.e. Cambodia and Myanmar), and the intra-mural differences that may have occurred during the period of crises was further heightened when one of ASEAN's members openly challenged the principle of non-interference Thailand's proposed flexible engagement, were among examples of problems of cohesiveness. See Zakaria Haji Ahmad and Baladas Ghoshal, (1999), p. 760.
- <sup>42</sup> Amithav Acharya, "ASEAN Needs New Tools for New Threats", the Straits Times, 4 June 2003.
   <sup>43</sup> Shaun Narine (1997), p. 975.
- 44 Shaun Narine (2002), p. 194.
- <sup>45</sup> This in line with argument that as ARF's main objective are CBMs, Preventive diplomacy and conflict resolutions, ASEAN admittedly has lack experience in conducting the last two. Consequently, the demise of ASEAN's credibility in this forum has been unavoidable. Author's Interview with Rizal Sukma, Jakarta, 14 December 2006.
- <sup>46</sup> Bantarto Bandoro, ASEAN's Collective Leadership, *The Jakarta Post*, 1 October 2003.
- <sup>47</sup> Quoted from Isagani de Castro, ASEAN: Can't We All Just Get Along?, *Asia Times*, 7 October 2003.
- <sup>48</sup> Kompas , 5 October 2003: "Peringatan Untuk KTT ke-9 di Bali: ASEAN Jago Retorika, Lemah Implementasi" (Notification of the 9<sup>th</sup> ASEAN Summit in Bali: ASEAN's Strong in Rhetoric, Weak in Implementation)
- <sup>49</sup> Author's Interview, Jakarta, 14 December 2006.
- 50 ibid.
- 51 Rizal Sukma, the Future of ASEAN: towards a Security Community, Paper presented at A Seminar on ASEAN Cooperation: Challenges and Prospects in the Current international Situation, New York, 3 June 2003.
- <sup>52</sup> Nathapong Thongpakde, "ASEAN Free Trade Area: Progress and Challenges", in Mya Than (2001), ASEAN Beyond Regional Crisis: Challenges and Initiatives, ISEAS, Singapore, p. 60. ibid.

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> Confidential Author's Interview with a senior diplomat of Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia, Jakarta, 26 November 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> Dewi Fortuna Anwar, "Indonesian's Role in ASEAN", in Indonesia at Large: Collected Writing on ASEAN, Foreign Policy, Security and Democratization, (Jakarta: The Habibie Center, 2005), p. 4.

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> This is a conceptual analysis of Indonesian foreign policy which gives weight to three spheres of influence: ASEAN, the Non-Aligned Movement and developing world, and the west. These three spheres of influences, to some extent, demonstrate Indonesia's desire for a regional and global role. *See* Anthony L. Smith, *Strategic Centrality Indonesia's Changing Role in ASEAN*, (Singapore. ISEAS, 2000), pp. 17-9.

Dewi Fortuna Anwar, "Indonesia's Role in ASEAN", in Dewi Fortuna Anwar (2005), p. 3.

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Nicholas Khoo, (2004), p. 36.

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> Suara Pembaharuan, 23 September 2004: Megawati Soal Kebijakan Luar Negeri RI: ASEAN Prioritas Utama).

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> Author's Interview with Dewi Fortuna Anwar, Jakarta, 1 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> Dewi Fortuna Anwar, "Megawati's Search for an Effective Foreign Policy", in Dewi Fortuna Anwar (2005), p. 102.

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> Author's Interview with Dewi Fortuna Anwar, Jakarta, 1 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>63</sup> Translated by author. Kompas 4 October 2003: *Menlu: Saatnya Indonesia Memimpin ASEAN* (Foreign Minister: It's Time for Indonesia to lead ASEAN). See also *Directorate of Information and Media, Ministry of Foreign Affairs of The Republic of Indonesia*, Transcripts of Keynote Speech of Minister of Foreign Affairs Dr. Nur Hasan Wirajuda on National Seminar on "*Membangun Komunitas ASEAN yang Berpusatkan pada Masyarakat*" (Building ASEAN Community Centered to People), Jakarta, 11 August 2006, at: <a href="http://www.deplu.go.id/?hotnews\_id=1261">http://www.deplu.go.id/?hotnews\_id=1261</a>>.

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> Kompas, 4 October 2003.

<sup>65</sup> Isagani de Castro, ASEAN: Can't We All Just Get Along?, Asia Times, 7 October 2003.

<sup>66</sup> Ravoldo Severino (2004), p. 2.

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> Author's Interview with Rizal Sukma, Jakarta, 14 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> Nanang Pamuji, "ASEAN Concord Kedua" (The Second ASEAN Concord), Suara Pembaharuan, 1 October 2003.

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> Author's Interviews with Dewi Fortuna Anwar, Jakarta, 1 December 2006. and Hadi Soesastro, 14 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> Author's interview with Ikrar Nusa Bhakti, Kyoto, 6 July 2007.

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> Author's Interview with Dewi Fortuna Anwar, Jakarta, 1 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> The idea of political development stipulated in the Bali Concord II 2003 and the Security Community Plan of Action 2004 was originally coined by Foreign Minister Hasan Wirajuda, who emphasizes the important of sharing values of democracy and human rights. Author's Interview with Hadi Soesastro, 14 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> Interview *Suara Pembaharuan*'s with Indonesia Foreign Minister Dr. Nur Hasan Wirajuda, *Suara Pembaharuan*, 31August 2005.

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> Author's interview with a senior diplomat of the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia, 26 November 2006.

<sup>75 &</sup>quot;Democracies may go to war against dictatorship, but they rarely fight each other, see Clark. D. Neher and Rose Marlay (1995), Democracy and Development in Southeast Asia: The Winds of Change, WestviewPress, p. 2

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> Author's Interview with Dewi Fortuna Anwar, Jakarta, 1 December 2006.

<sup>77</sup> ibid.

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> The idea of forming an integrated ASEAN Economic Community (AEC) was brought up by Singapore's Prime Minister Goh Chok Tong during the 8<sup>th</sup> ASEAN Summit in Phnom Penh, Cambodia, November 2002, where Southeast Asian leaders committed to transforming the region into an AEC by the year 2020. At the summit, Thailand's PM Thaksin and Singapore's PM Goh, the two strongest proponents of an integrated economy, urged ASEAN leaders to speed up economic integration by the year 2015, five years before the current goal of 2020.

Transcript of Minister of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia, Keynote Speech Transcript of Minister of Foreign Affairs of the Republic of Indonesia Dr. N. Hassan Wirajuda on National Seminar "Membangun Komunitas ASEAN yang Berpusatkan pada Masyarakat" (Building an ASEAN Community: Centered to People), Jakarta, 11 Agustus 2006, <a href="http://www.deplu.go.id/?hotnews\_id=1261">http://www.deplu.go.id/?hotnews\_id=1261</a>, download on August 15, 2006). Also, to address the suggestions of ASEAN members to run an FTA agreement with China, Foreign Minister Wirajuda stated: "Currently there has been imbalance approach of ASEAN members cooperation...in terms that instead of the rise of family feeling, unfair competition has been obvious among ASEAN members...ASEAN members relations have been not healthy", Kompas 4 October 2003: Menlu: Saatnya Indonesia Memimpin ASEAN (Foreign Minister: It's Time for Indonesia to lead ASEAN).

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup> The agreements on an ASEAN-FTA with China, Japan, South Korea, and India have reduced ASEAN cohesiveness and unity to some extent. Ideally ASEAN-FTA plus 3 and India would encourage ASEAN members to be more cohesive and consolidated. In fact, since ASEAN members negotiated with third parties bilaterally rather than multilaterally as one ASEAN, lack of mechanisms and meetings to discuss ASEAN's position as "one ASEAN" weakened ASEAN's togetherness as an important modality to achieve a community. Author's Interview with Hadi Soesastro, Jakarta, 14 December 2006

<sup>&</sup>lt;sup>81</sup> See Interview Suara Pembaharuan with Indonesia Foreign Minister Dr. Nur Hasan Wirajuda, "Membumikan ASEAN yang Demokratis" (To Bring A Democratic ASEAN Down to the Earth), 31August 2005.

#### Abstract

This study analyses the reasons behind the idea ASEAN Security community (ASC). This study adopts a "multi-level" approach which argues that the rationales of the development toward the ASC are the outcome of interplay between the global strategic environment, regional political dynamics, and individual ASEAN members' strategies. The findings are as follows: First, the content of the ASEAN Security Community has reflected ideas borrowed from the field of global politics, namely democracy and human rights; Second, the ASC has been responding to regional demands by handling the so-called Non-Traditional Security (NTS) which surfaced after the financial crisis, recovering ASEAN credibility and relevance, and fulfilling the need for a regional security roadmap. Finally, the ASC is inseparable from Indonesia's initiative and motivation to apply a so-called "back to basics" foreign policy, and has been linked with Indonesia's effort to make its foreign policy coherent with domestic dynamics as part of "democratization," its intent to preserve the 'unity' of ASEAN.

(Agus Trihartono, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

<sup>&</sup>lt;sup>82</sup> Referring to the EU experience, the EU has been very strict to common values, as we can see that the EU has not welcomed countries with different political systems (e.g. Communist) as a member.

<sup>&</sup>lt;sup>83</sup>Meidyatama Suryodiningrat, "Looking for Common Values, a Community Driven ASEAN", The Jakarta Post, 9 August 2004.

August 2004.

84 The idea of "political development" stipulated in the Bali concord II 2003 and the Security Community Plan of Action 2004, originally coined by Foreign Minister Hasan Wirajuda, emphasized the importance of sharing values of democracy and human rights. Author's Interview with Rizal Sukma, on 14 December 2006.

<sup>&</sup>lt;sup>85</sup> Translated by author. Interview *Suara Pembaharuan* with Indonesia Foreign Minister Dr. Nur Hasan Wirajuda, *Suara Pembaharuan*, 31August 2005.

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup> Author's Interview with Rizal Sukma, *ibid*.

<sup>&</sup>lt;sup>87</sup> Author's Interviews with Ikrar Nusha Bhakti and Hadi Soesastro, *ibid*.

<sup>&</sup>lt;sup>88</sup> Author's Interviews with Dewi Fortuna Anwar, Hadi Soesastro, *ibid*.

#### 論 説

# 江戸時代におけるロシア論

# -18 世紀末から 19 世紀初頭期にかけて-

SHIPITKO, Uliana A.

目次

序文

第1章 日本における初期のロシア論

第1節 ロシアの南下政策

第2節 知識人のロシア「発見」

第2章 ロシアとの本格的な接触とロシア観の成立

第1節 ラクスマン遣日使節

第2節 レザノフの遣日使節とロシア観の展開

第3節 ロシア論と世界における「日本」

第3章 ロシア論と蝦夷地認識の変容

第1節 蝦夷地論から見た境界意識の問題

第2節 地図から見た「日本」

第3節 異国民のアイヌ対策

結論

#### 序文

本論文の趣旨は、近代化への転換という視点から 18 世紀末-19 世紀初頭においてのロシアと日本の出会いを検討する試みであり、日本の近代化にとってロシアの果たした意義とは何であるかを考察することである。そのための手がかりとして、この時期の日露関係や日本の知識人による対ロシア意識に注目し、日本の近代国家成立過程におけるロシアとの「出会い」の意義を探求していく。

18世紀末-19世紀初頭は、ロシアとの接触が頻繁になるにつれてロシアに対する関心が高まり、日本の歴史の中で江戸幕府に至って初めてロシアが研究対象となってきた時期とも言える。 この時期の対ロシア観やロシア接近のインパクトが、「対外危機感」に集約される傾向が

見られる。確かに、ロシア接近により江戸幕府の日本は大きな危機感を持ったことは間違いない。ただ、危機感という結論が先行することによって、この時期におけるロシア観を包括的に 把握することが困難になり、それを歴史的に位置づけることが難しくなるのではないか。それ を避けるために、当時のロシア論をさらに多角的に見る必要がある。

ロシア論というと、先行研究には、以下のアプローチが見られる。第一に、日露交流史研究である。ロシア人の研究者を代表するファインベルグの『日本とロシア―その交流の経歴』(新時代社、1973年)と、膨大なロシアの資料を参考にした郡山良光の『幕末日露関係史研究』(国書刊行会、1980年)では、二国間の交流の背景と主な事件が詳しく検討されており、江戸幕府の日本においてのロシアに関する報道やロシア認識の変化にも触れている。けれども、ロシア論やロシアの接近が果たした意義が明確にされていない。

第二に、外交史研究である。藤田覚は 18-19 世紀、文化期に大きな転換を見て、そこにロシアの接近によってもたらされた日本の近代的な国家意識の最初の生成を見る。(藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005)。さらに、外交史研究は、「鎖国」「海禁」を外交システムとしてみなしており、ロナルド・トビのように、「鎖国祖法観」とロシア接近との関係性を明らかにする(ロナルド・トビ『「鎖国」という外交』(小学館、2008))。

第三に、徳川時代の知識人の文献を検討する研究である。桂島宣弘は知識人の言説を中心に研究し、18世紀後半という時期が徳川的「自一他」認識から近代的「自一他」認識への転回を見せた時代として捉える。そこで、ロシア接近によってもたらされた蝦夷認識の変化が近代的「自一他」認識への転回において大きな存在として捉えられている。(桂島宣弘、『自他認識の思想史―日本ナショナリズムの生成と東アジア』有志舎、2008)。また、ボブ・タダシ=ワカバヤシは会沢正志斎の『新論』以前の思想を検討し、特に『千島異聞』とロシアに関する意識について考察し、18世紀末-19世紀初頭の水戸学におけるロシア論が、幕末における思想とイデオロギーに決定的な影響を与えたものとして扱われている。(Bob Tadashi Wakabayashi, Anti-Foreignism and Western Learning in Early-Modern Japan: The New Thesis of 1825, Harvard University Press, 1999)。

最後に、蝦夷地を含む北方史に関する研究である。それは、ブレット・ヴォーカー『蝦夷地の征服 1590-1800-拡張にみる生態学と文化』、(北海道大学出版会、2007 年),菊池勇夫『エトロフ島―つくられた国境』(吉川弘文化、1999 年),秋月俊幸『日本北辺の探検と地図の歴史』(北海道大学図書刊行会、1997)などに詳しい。これらの研究では、日本人の蝦夷地認識・境界認識の変容という課題がロシア接近との関係性が深く、江戸時代のロシア論という問題も取り上げられている。

本論文は、先行研究の成果を踏まえて、日本とロシアとの「出会い」という時期を日本の近代国家成立への過程という枠組みの中で読み直すことを試みる。言い換えれば、18世紀末-19世紀初頭の日露交流史や外交史から日本の近代国家にとっての課題がどのようなものであったかを考察し、当時のロシア観を包括的に分析し、今後の研究のための論点を提示することを目的とする。

さらに、本研究では知識人レベルでのロシア論を重視する。江戸後期の知識人に対する定義は、階級や身分などの点で定めにくい。そこで、本論文で扱う知識人という概念を、幕府との関係は直接ではないこと、そして、当時のエリートではないこと、の二点において定義する¹。言い換えれば、ロシアに関する初めての言説は幕府の中ではなく、工藤平助、林子平、本多利明のようなエリートではない知識人世界で起きた。けれども、彼らの言説は幕府の最初の対ロシア政策に大きな影響を与え、知識人と幕府関係者のロシア論は相互に影響を与えながら発展した。その故、本論文では、知識人レベルでのロシア論と幕府の公式な対ロシア策という二重性を持つ枠組みにおいて、ロシア論の発展やロシア観の成立をより明確に分析したい。

本稿では、日露交流の主な接触とそれによって展開されてきたロシアに対するイメージを記述し、対ロシア認識がどのような変化を経てきたのか事実関係を考察する。ロシア論における主な課題を明らかにし、提示された課題を日本の近代国家化との関係でどのように位置づけることができるのかを分析する。これらの分析では、主に、ロシア認識によって日本人の自国に対するイメージにいかなる変化がもたらされたのかということを主眼に置く。日本人の自国に対するイメージについては、二つの観点から考察する。第一に、日本の境界認識である。第二に、かつて異国人であった蝦夷地人の、「国内」化という問題である。以上二つの観点を基に、蝦夷地と日本との関係の捉えながら、当時のロシア論との関わりで、日本の北方における境界認識と初期の植民地政策という重要な課題についての議論を解析していく。

# 第1章 日本における初期のロシア論

#### 第1節 ロシアの南下政策

ロシアの南下政策の経過はこれまでの日露交流史研究に詳しく記述されている2。

ここで次のことに注目すべきである。対日通商問題は 18 世紀初頭のロシア人の北太平洋進出以来の課題であったが、特に 18 世紀後半になって太平洋へ進出した毛皮資本は松前藩との私的交渉以来、対日通商問題の解決を継続的な課題としていた<sup>3</sup>。

この私的交渉は、1778 年に、ロシア人一行が蝦夷地の根室に、翌年に厚岸に渡来し、松前藩に対して交易を要求したが、拒絶された。ロシア人が蝦夷地に出現したのは、これが始めてであった。松前藩ではロシア人との交流のことを幕府に報告せず秘密にしていたが、ロシア人南下の事実は蝦夷の人々の間に常識となっていたのである<sup>4</sup>。蝦夷人はラッコ皮やロシアの毛皮のコートやアルコール飲料までの各種の新しい産物を千島において入手できた<sup>5</sup>。このような東蝦夷地における商業の活動が 1789 年代から知識人の、蝦夷地や千島への関心も引き起こしたのである。

さらに、ロシアへの関心をもたらした背景には、「はんべんごろうの警告」があった。

幕府はこの警告を無視したが、長崎のオランダ人やオランダ通詞たちがこの地を訪れた職者 たちにそのことを熱心に伝えたので、彼らを通じて日本でははじめてロシアや蝦夷地への関心 が高まった。

# 第2節 知識人のロシア「発見」

ロシアの接近をもっとも早く意識してきたのは、東北地方であると考えられる。初期のロシア論の隆盛に寄与したのは、仙台出身の医師・工藤平助(1734-1800)、同藩の林子平(1738-1793)と越後出身の経世論者本多利明(1743-1820)といった東北方面の三人の知識人である。以下で、彼らの言説を中心に日本の知識人の初期のロシア観を分析することにしよう。

工藤平助は 1781 年に『魯西亜誌』を執筆し、さらに 1783 年にこれを下巻とし、『赤蝦夷風 説考』を著述した。

『赤蝦夷風説考』の論旨は以下のようなものである。

①ロシアが南下してきたが、侵略する意図をもつはずがない。「『ヲロシヤ』の大国なるをおそれて通路をせぬといふ理がなし」「と述べ、ロシアを追い払うのは日本のために得策にならない、そればかりか正式にロシアと交易すれば日本の利益にもなると主張している。

②ロシアは、オランダが日本との交易によって豊かになっていくことを知っているから、交易したい。長崎に限っての貿易がもっぱらオランダ本国の利益となり、ロシアの南進情報もオランダの利害に関係する、と明確に指摘されている。「『オランダ』国に及ぶ事ゆへ、何とぞこの後共に日本と『ヲロシア』と通路なき様にと念頭して、種々の雑説を申ふ」<sup>8</sup>、あるいは「一度交易はじまらば、唐紅毛の長崎貿易は、不易成物と成るべきと遠察するゆへに(中略)、我国あざむきて、末々とも『ヲロシア』としたしくならぬ様にする事か」<sup>9</sup>などの記述が挙げられる。

③蝦夷地には金銀銅がたくさんあるから蝦夷地を開拓すべきである。

平助は「蝦夷には金銀多きよし、世のいふところなり」と述べ、また「『ヲロシヤ』より来る所の産物、薬種類、この国に入るには、蝦夷地の金銀銅に替えるものゆへ、それだけの国家の潤沢となり」<sup>10</sup>と結論を出している。交易の必要性には、「抜荷のふせぎかた」も挙げられている。「このままに打ち捨あらば抜荷は段々功者に成て何程も出るべきなり」<sup>11</sup>という。抜け荷の取り締まりを実現するより、ロシアと正式に交易し、蝦夷地を開発することが富国の道だという意見がある。対外貿易を制限し続けた日本において、このような発言の意味は大きい。当時の対外関係制度、貿易のシステムを見直そうという動きが始まったとも言える。

さらに、近世日本にとっての『赤蝦夷風説考』の意義に関しては、次のことも注目しなければならない。江戸中期の幕臣田沼意次は平助の意見に強い影響を受け、1785年に松前藩の交易活動を調査するために幕吏たちを蝦夷地に派遣した。秋月俊之によると、1785-6年の調査は、北海道ばかりかカラフトや千島列島にも及び、その際には単にそれらの土地の地理や里程、産物のほかアイヌの生活、風俗、さらにロシアや山丹地方12の事情まで明らかにしたのである13。

蝦夷地調査に派遣した役人から、蝦夷地における密貿易に関しては、交易といえるほどのものは行われていないが、ロシア人は交易を望んでいるので、正式に行なえば、かなりの規模の交易になるであろうと予想される、と報告がなされている。ただ、田沼政権内にはロシアとの貿易について否定的な見解もあった。すなわち長崎におけるオランダ・中国との貿易で、外国産品は充足しており、蝦夷地において新規に貿易を開始すると、長崎での貿易に支障をきたし、さらには金銀銅が流出する原因ともなるので、ロシアとの貿易は何の利益にならない、と新規の貿易開始に否定的な立場である。しかし、幕府内において日露交易計画が初めて検討された意義は大きい。

幕府のそのような関心は長く続かなかった。新たな老中になる松平定信は、1789 年にその調査を中止させたのである。ハルマン・オームズが指摘しているように、松平定信は「不毛で未開発の島(蝦夷地)は、経済的に発展した土地ほどロシア人にとって魅力的ではないだろう」と信じていたからである<sup>14</sup>。

工藤平助の影響を受けた知識人に、林子平と本多利明がいた。彼らが平助の蝦夷地に関する議論を発展させ、ロシア観をさらに発展させていった。

まず、『風説考』に影響を受けて蝦夷地やロシアに対する関心の高まりを見せたのは、平助と同じ仙台藩の林子平であった。秋月俊幸によると、子平は1775年に遊学した折にオランダ商館長からロシア南進のこと、ベニョウフスキの警告を聞いたという15。彼は1785年に『三

国通覧図説』を著し、日本の三隣国、朝鮮、琉球、蝦夷の位置づけについて記述し、各地域と日本との関係を解釈する。蝦夷地に関する部分には、エトロフ島では蝦夷人と赤蝦夷が交易を行うという情報が書き込まれており、ムスコビアというロシア人の存在も取り上げていた。そのなかで、ヲロシアがすでに従来の蝦夷の地域を手に入れたことと、エトロフを取り込む「意志」があるかもしれない、という可能性が含まれている<sup>16</sup>。本文には「蝦夷国全図」が収められており、菊池勇夫が評価しているように、「従来の千島認識に比べて、カムチャツカ半島の登場や、エトロフ島の位置づけが明確化してきたのは、従来の地図表現にはない画期的なものであった」<sup>17</sup>。林子平は、ロシアが「千島を手に入るべき機ありと覚ゆ」と、平助とは異なり、ロシアの接近を侵略として受け止め、ロシアとの関係で日本の地理的な限界に大きな焦点を当てたのである。子平の言説に見られる日本の「限界」、地理的な境界という課題はこの時代にとって大きな意義を持っており、このことについては第三章で具体的に検討する。

さらに、林子平のロシア観に関して、1785年に著された『海国兵談』も挙げなければならない。この著作のなかで、子平は日本の地理的特徴を海国として捉え、外国勢力を撃退するには強力な海軍の充実と全国的な砲台の備えがなければ不可能であると説いている。日本の北方への影響の拡大に対してはロシア帝国がもっとも深刻な脅威になると論じている。

『三国通覧図説』と『海国兵談』は海防知識の普及を図ったと考えられる。ただ、このような近世日本にとっての先駆的な防衛論は、幕府にとって危険な思想であったので、1791年に、『海国兵談』とともに『三国通覧図説』は発禁処分を受けたのである。幕府から「広義を憚らざる仕方、不届きの至り」として処罰されたのだ18。

1785—6 年に東蝦夷地探検隊や西蝦夷地に派遣された探検隊には最上徳内や佐藤玄六郎が入っていた。彼らは調査から戻ってきてから、新たな蝦夷地事情をもたらした。1786 年に佐藤玄六郎は『蝦夷拾遺』を著し、1790 年に最上徳内は『蝦夷草紙』を完成した。これらの蝦夷地に関する資料を参考にしたのが本多利明(1743—1820)であった。1791 年に出版された『赤夷動静』の中で、彼は工藤平助と同じように、ロシアが日本との交易希望を持っている、と解釈している。ロシアはオランダがすでに「日本へ渡来し(中略)彼国家次第に豊饒に」「9なっているという事実を知り、カムチャツカの領地も日本に近いため、漂流を口実に蝦夷地に頻繁に渡来し、商業活動を推進していると述べ、「土産物も、オランダ人の日本へ持渡る程の諸品は、皆ヲロシヤ国の都城モスコビアに潤沢なる産物にしてことに下価にして良品なり」、つまり、ロシアから持ってきた品はオランダより値段が安くなると言う。

利明は蝦夷地の全面的な開発を論じたのである。さらに、『風説考』にはなかった新たな視点として、子平と似たような、ロシアとの境界・領主の問題が挙げられる。つまり、「日本国

とロシア領地との途中の海中に領主なき善き嶋々なるゆえ(中略)かくの如く段々と日本の属嶋へ深く渡来して善き嶋々を数多くをロシア国へ横領さるるといへども、誰ありて停止する者もなき終には松前の東浜の内アッケシ辺まで毎々渡来することになりたり」<sup>20</sup>。

工藤平助や林子平や本多利明は三人とも蝦夷開発の必要性を強調していた。平助にとっては 蝦夷開発と交易による利益を得ることは急務であり、そして「ましてかくのごとく段々のしだ いあれば、打ち捨ておきがたき時節というべきか」、というように日本の国内事情を反省して いたと考えられる。また、利明の言葉を借りれば、「この時勢の自然に生じて蝦夷地を開発に 企つべきに決まり」、「国家の急務」であり、「国家安全の基本」である、というように発言し ていた。

初期のロシア論で初めて確認されたのは、「赤蝦夷」あるいは「赤人」の本名は「カムサスカ」であり、また本国は「ヲロシア」だということである。知識人は松前藩の情報と蘭学の知識をあわせて、アイヌとの密貿易を行ったのは、赤蝦夷であり、実際にはオランダの隣国であるロシアであることを明らかにした。さらに、菊池勇夫が提示するように、特に『三国通覧図説』や『赤蝦夷風説考』において、「蝦夷」と「カムサスカ」の間に「千島」という島々がある、という確認によって、この時期に「千島」呼称が確立しはじめたのである<sup>21</sup>。

# 第2章 ロシアとの本格的な接触とロシア観の成立

18 世紀末に千島列島まで広がってきたロシア帝国にとって日本との通商関係を結ぶのが大きな目的となった。1780 年代太平洋における大航海の時代は終わり、1790 年代からロシアは、ベーリング以来の新発見地を真のロシア領とする植民地化運動へと移行する転換期に入った<sup>22</sup>。1780 年代までにロシアの毛皮業者は、南は千島、東はアリューシャン列島からアラスカのカジャーク島まで広がってきた。郡山良光が指摘しているように、この段階にはシベリア商業資本やツァリーズム権力にとっての共通の課題になったのは、「新発見地を安定したロシア領として確保し、領有の事実を内外から認められるような施設を施す」<sup>23</sup>ことであった。

このような問題を解決する方法として、まず、ラクスマンの対目交渉があった。

#### 第1節 ラクスマン遣日使節

1792 年 10 月に第一回のロシア使節であったラクスマンが根室へ来航した。ロシアは日本の漂流民の送還を機に交易を求めてきたのである $^{24}$ 。ラクスマンの日本滞在期や幕府関係者との

交渉の経緯は先行研究で詳しく検討されている<sup>25</sup>。ここで、まず、徳川幕府にとってラクスマン来航により生じた問題点を提示したい。

ラクスマンの来航にあたって、松前藩の通報を受けた幕府は、対応策の評議を行い始めたが、 すぐ拒否しなかった。最近の研究者が指摘するように、「この段階では日本の対外関係を「鎖 国」と意識して対外問題にあたる姿勢がまだなかった」<sup>26</sup>という可能性が高い。

藤田覚が指摘しているように、松前藩の報告に関して、老中が個々に意見書を出すこととともに、さらに三奉行に意見の提出を求めることになった。三奉行評議書は、三奉行の合意で出されたのであるが、個々の奉行の意見にはかなりの幅があった。その意見は、(1) 漂流民は受け取るが江戸へ来ることは許さず、ロシア側が納得しないならば打ち払う、(2) 外交交渉の地は長崎なのだから、長崎へ行くようにと回答する、(3) 通商を許可するのなら蝦夷地で行う、その三つに要約されている。

老中の評議で合意した事項は、(1) 国書は受け取らない、(2) 江戸に来ることは許さない、(3) 漂流民送還の慰労としてものを与える、(4) 通商の要望があるならば長崎へ回航して願わせる、(5) 長崎への回航を望むならば入港許可書として信牌を与える、(6) 「諭告使」として松前へ目付を派遣する、などであった<sup>27</sup>。

この基本方針に基づいて、具体的な対応策と回答(「国法書」)が作成されて行く。そのなかで、通商問題は微妙な扱いがされている。ロシアにすぐに貿易を許可するということではなく、長崎へ行けばなんらかの指図があると説き、ロシア側が希望するならば長崎への入港許可証である信牌を渡す、という手順の策である。藤田覚が指摘しているように、ロシア側が江戸に行きたいと主張するのを繰り返し拒絶し、そのうえ、国書も献上物も受け取らないので、ロシア側は失望し策略をめぐらすのではないか、という予測があった。そのため、日本の防備が十分ではない段階でロシアとの紛争を起こすことは、深刻な事態を招く重大な失敗である、という判断があった。それゆえ、ロシア側に「活路」を開いてやる必要があり、それが長崎へ回路させる策である。つまるところ、ロシアとの紛争、特に軍事的な紛争を回避するのが、手順の策の理由である<sup>28</sup>。

ラクスマンに申し渡されたのは、「異国人に被諭御国法書」である。藤田覚は、この申渡書 というのは、ロシアのみに対する個別的な性格ではなく、日本の古来から国法、すなわち祖法 の申渡であると強調している。

要するに、ラクスマンへの対応において日本の「祖法」を意識し始めたのである。幕府は、「『通信』・『通商』という枠組みを設け、関係を持つ国をその枠組みのなかに限定」し、これを「祖法」とみなすことで、「過去を再構築」したのである<sup>29</sup>。

# 第2節 レザノフの遣日使節とロシア観の展開

松前がラクスマンに与えた長崎入港許可書(=信牌)を持ち、日本との通商を求めるロシア から第二回目の使節として送られたのはレザノフである。まず、ここでロシアの第二回遣日使 節の背景となった事情に触れたい。

レザノフは、ロシアの貴族で、義父シェリホフの設立した露米会社の総支配人であった。もともと露米会社というのは、イルクーツクで活動していた大小の毛皮商人が合併吸収した上で組織された国策会社(合同アメリカ会社)で、後に皇帝から強力な特権を与えられた。この特権に基づいて会社は海軍士官を雇用することができた。レザノフは皇帝や多くの政治家を同会社の株主に迎え、国家の強力な援助のもとに北太平洋沿岸の交易活動に力を入れはじめた。露米会社はこの時北太平洋の開発経営について独占する権利を手にしていたわけである。この商社にとって特に恒常的な難問だったのは、食糧問題である。露米会社の代表レザノフは、この難問解決をはかり、併せてロシア領アメリカの漁猟・植民・貿易事業の拡大のため、日本との外交交渉の必要性を重視した。しかも、日本に通商を求めるだけではなく、「東アジア情報を広範に収集することも重要な任務としていた」のである30。同時期には、ロシアは広東入港やアムール川河口における貿易開設などの交渉の試みも行った31。要するに、このような遣日使節渡来を、当時の「環太平洋交易構想の実現に向けたロシアの動き」の中で捉えることを忘れてはいけない。

1804 年 9 月にレザノフが長崎に来航し、通商関係を要求したが、周知のように、レザノフは半年間長崎で待たされたあげく、交渉の提案は否決され、その後の来航も厳禁された<sup>32</sup>。ところで、この文化年間のロシア使節レザノフへの対応の際、最も注目すべき視点は、レザノフの対応策決定において通商反対派と通商賛成派との幕閣内部の対立が際立ったということである<sup>33</sup>。

前節に触れたように、ラクスマンへの対応過程において、幕府は従来の対外関係のあり方を 意識し、ロシアへの対策とともに、祖法観も明確に考慮されてきたといえる。さらに、レザノ フへの貿易要求の拒否によって、こうした「鎖国」観がさらに強化されたということにほかな らない。

レザノフの遣日使節の日本に与えた影響力と、近世日本にとっての意義を理解するには、蝦夷地襲撃事件(フヴォストフ事件)について考察するべきである。事実関係としてレザノフの部下によって、1806年、1807年に日本北方が攻撃された。ロシア艦による攻撃が明らかにな

ると、1807年12月9日にロシア船打払い令が出された。さらに、幕府はサハリン島からクナシリ、エトロフ島までの蝦夷地全体を松前藩から上地させ、直轄地とし、箱館奉行に管理させる。蝦夷地襲撃以降の段階、ロシア認識が知識人と幕府とのレベルだけではなく、「全国的に」広がってきたと言える<sup>34</sup>。

しかし、対ロシア恐怖感とともに、幕府を批判する言説の登場にも注目しなければならない。 批判はおおむね二つあり、その第一は、エトロフ島攻撃に「敗北」した責任であり、第二は、 この事件の発端となったレザノフへの対応の「誤り」である<sup>35</sup>。このようにロシアによる外圧 は江戸幕府の対外策への批判を引き起こし、国内議論につながっていったことに注目したい。 藤田覚によれば、この文化3,4年の紛争に関しては「ロシアとの交易を容認する主張が幕府 内部にかなりあった」という<sup>36</sup>。

上記のように、1806 年までに長崎関係者の注目を帯びたベニョウフスキ警告書、知識人が描いたロシアによる南下政策などは、日本への直接の脅威とは受け止められていなかったが、ロシア船による南千島やカラフトの衝撃(フヴォストフ事件)がこのような幕府の立場を大きく転回させていったのである。この事件によって防衛の危機感が本格的に現れ、対ロシア警戒心が成立してきた。従来ロシアの対日接近が純粋に通商を求めるものとしてみなされたが、一転してロシアは日本の北方領土に対して侵略的意図をもつものと理解し、態度が硬化したのである³7。要するに、1630年代以降の対外関係以来、徳川日本は初めて国際紛争の可能性に直面したということである。この対日攻撃がロシアの国家の命令であるか、それとも個人の行為であるかは不明であるが、とにかく、攻撃をうけた北方地域の警備という問題が発生し、幕府は3千の兵士を派遣し、防衛線をめぐる議論が引き起こされた。このような対ロシア策によって、日本全体で、「国を守る」という意識が強くなってきたと考えられる。日本と非日本との区別、あるいは統一された国家としての日本に対する自覚がいかなる発展を示したのかに関して、こうした1806-7年のロシア船による襲撃とその対策は考慮されるべき一要因である。

この事件がロシア国家による命令であるかどうかを調べるために、1810 年にロシア船の艦長が捕虜されることになる(ゴロブニン事件)。その後の彼らの引き渡しによって、1790 年代からつづいたロシアによる対外危機の時代が終了することになったと言えるだろう。ただ「敵」としての対ロシア観は幕末にわたってその後も引き続いていくことになる。

さきに述べたように、対外危機意識に基づいて統一された国家としての日本の意識が固まったということに関して、さらに研究する必要があると考えられる。ロシアという他者との出会いによって、当時の自国に対するイメージが新たにどのように展開されていたのかを次章に検討するが、その前に、ここで知識人の世界認識に触れたい。

#### 第3節 ロシア論と世界における「日本」

ロナルド・トビが指摘しているように、すでに 16 世紀以降に西洋の世界地図により日本人の世界観が「三国」から「万国」へ変化してきた。さて、18 世紀後半-19 世紀初頭に近世日本の世界像・日本像にいかなる変化が見られるのだろうか。ここでまず、蘭学の影響を強調しなければならない。18 世紀後半には通商・貿易の統制の強化にもかかわらず、学問的に、蘭学・洋学の知識が増加していたのだ。桂島宣弘が提示するように、世界像・アジア像にかかわる西洋系地理書の普及によって、「当の蘭学・洋学者において、意図的に『支那』という呼称が用いられ始めた。中華文明圏からの『自立』の志向性が強まってきていること」を示している38。

知識人というレベルでは日本像がいかに繰り広げられたのだろうかというと、本多利明の場合、「日本」という枠組みの中で思想を展開した。すでに初期のロシア論に見られたように、本多利明は蝦夷地開発という国家の義務を強調した。彼の著作では「藩」ではなく、日本全体を視野に入れようとする意識が強く感じられる。さらに、彼のもっとも有名な著作『経世秘策』や『西域物語』では、「四大急務」という国家対策を論じ、そのなかで蝦夷地の開拓が強調されている。

ラクスマン来航や日本人の漂流民のロシア情報によってロシアとの関係が本格化されており、西洋諸国の動きを反映した地理的知識が入ってきた。それはまず、クック隊による世界の探検航路が記入された図である。1794年に蘭学者桂川甫周が作成した『地球全図』の原図は、ロシアの遺日使節ラクスマンがもたらしたものである。この情報によって日本はイギリスの活動力と領土獲得の動きを知ることになった<sup>39</sup>。

次に、対象とする時期にロシア論と日本人の世界認識を促したのは、ロシアから帰ってきた日本人の漂流民たちである。ロシアに漂流した日本人については少なくとも17世紀末から記録がある<sup>40</sup>。だが、もっとも多くの記録が残っており、研究対象となるのは、やはり第一回のロシアの遣日使節によって送還された大黒屋光太夫という人物である。ロシア論という本研究の課題にとっても、大黒屋光太夫によってもたらされたロシアに関する情報の意義を把握しなければならない。

光太夫のロシアでの体験について、当時のあらゆる伝聞や風聞の中で、注目を帯びたのは『北 槎聞略』(1794年)である。幕府の命令で桂川甫周によって作成された報告書という形をとっ たこの文書は、光太夫からのロシア漂流の聞き取りと、西洋地理書『ゼオガラヒ』の知識を合 わせたものであった。光太夫は 11 年間という長期の異国体験によって、日本を外から把握するだけではなく、当時のヨーロッパにおける日本認識を知ることができたと思われる<sup>41</sup>。

当時ヨーロッパの日本の認識はどのようなものだったのだろうか。平川新の説明によれば、それは「七帝国」の一つである「日本」という認識である<sup>42</sup>。つまり、『北槎聞略』に述べられるように、「世界には四大州あり(アジア州、ヨーロッパ州、アフリカ州、アメリカ州)、そのうち『帝号』を称する国はわずか七国にて、『皇朝』(日本)はその一つだ」という。さらに、「皇帝統御の国」(ロシア、ゲルマニア、トルコ、支那、ペルシア、インド、日本)と「王侯所理の国」(イギリス、フランスなど)という、帝国と王国という区別が書き残されている<sup>43</sup>。このように、ロシア論によって当時の日本像が新たな一面-「七帝国」の一つである「日本」ーを得たと考えられる。

# 第3章 ロシア論と蝦夷地認識の変容

ロシアとの「出会い」の舞台になったのは蝦夷地という地域である。本章では、この地域に 「日本」と「非日本」という意識がどのように表現されていたのか、またロシアとの接触によってどのような変化がみられたのかを具体的に見ていく。

# 第1節 蝦夷地論から見た境界意識の問題

1630 年代から徳川幕府は海禁政策により対外関係を制限し続けていた。オランダや中国との通商関係、朝鮮や琉球との通信関係を維持していたものの、日本は、「鎖国政策」をとっていた。ただ、最近の研究者が明らかにしているように、鎖国政策とは、完全に国際交流から切り離された状態ではなかった。ロナルド・トビの言うように、「近世の日本は『鎖国』という言葉が呼び起こすような閉鎖状態ではなく、近世を通じて、日本の外交や政治経済は、東アジア諸国と密接につながり、日本の対外政策は東アジアの地域経済や日本の国内経済政策にとってきわめて重大な役割を果たし続けた」44。その中で、松前藩とアイヌとの関係に関しては、松前藩は儀式を通じてアイヌ従属の伝統を確立し、さらに儒教に基づく「華夷秩序」にしたがって日本人と夷人との関係を定めていた45。

経済的な構造からみると、蝦夷地との関係で松前藩は諸藩とは著しく異なっていたことも強調しなければならない。徳川政治体制における松前藩の地域的ビジョンのユニークさについてブレッド・ヴォーカーは次のように指摘している。松前藩は、ほかの大名たちと同様に、政治

的正当性を持つものとして江戸や京都に目を向けていたが、その商業的関心は、地理的に理解 されるよりもさらに遠く北方の広大な異国の他に向けられていた。そのビジョンは、北海道、 サハリン島、千島、カムチャツカ、山丹地方のような大陸まで広がっていた<sup>46</sup>。

このような広い貿易範囲にもかかわらず、松前藩が幕府から与えられた権利には、大きく二つあった。一つ目は、松前へ来航する船舶・貨客に対する課税権、二つ目は、蝦夷地におけるアイヌ交易の独占権であった。つまり、松前藩は、知行地47を与えられていなかったという理由で、検地を行うこともなく、その領分には最初から限定された境界は存在しなかった48。交易圏の範囲も明示されていなかったが、松前藩の経済力の限界は自ずから限定されていた。このように、松前藩は徳川の政治秩序においてかなり独特の位置をしめていた。では、この地域における日本人の境界意識とはいったいどのようなものだったのだろうか。

テッサ・モーリス=スズキによれば、松前藩主は日本で一般的に「蝦夷大王」として知られていたが、初期の藩主は夷地の範囲に関して「きわめて漠然とした認識しかもっていなかった」 <sup>49</sup>のである。また、菊池勇夫が指摘するように、幕府が蝦夷地を日本領土だと想定、定義していたとしても、それは「抽象的・観念的な願望に属する領土観の表面であって、現実的感覚からすれば、異国・異域としての蝦夷地、その住民は体制外の『夷狄』としての蝦夷の存在」 <sup>50</sup>であった。さらに、郡山良光が明らかにするように、松前領では和人地(日本人居住地)の松前と蝦夷地とは区別していたが、蝦夷地の日本領としての帰属はかならずしも明確ではなかった <sup>51</sup>。

鎖国令によって、日本人の積極的な領土拡張や経済活動の領外への進出を抑制されていた<sup>52</sup>。 帰属の不明な蝦夷地の開発が、田沼意次によって取り上げられたのは、第一章で見てきたよう に、民間の工藤平助などの献策に負うところが大きかった。天明 5-6 年の蝦夷地調査は、主 に新財源の発見を目的とし、南下するロシアとの交易の実態調査にも及んでいたが、この段階 ではまだ国土防衛の脅威とは考えられていなかった<sup>53</sup>。1789 年に松平定信が新たな老中になる と、彼はその調査を中止させたのである。松平定信以降、幕府はいわば保守化し、蝦夷地非開 拓論が主流となった。

日本人の蝦夷地進出を阻止した条件にもう一つの大きな要素を挙げなければならない。それは、松前藩が「蝦夷地を外の世界(外国)からではなく日本の他地域から孤立化させる」54方針をとっていた、という点である。つまり、松前藩はアイヌ交易の独占権を維持するために、日本人の蝦夷地への自由な渡航・交易・移住を許さなかった。

最後に、日本の北辺に固定した国境線をもたなかった要因のほかに日本型華夷思想に基づいた江戸幕府の対外関係の秩序というものにも言及しなければならない。そもそも、蝦夷地とい

う呼び方は華夷思想に基づいたものであった。つまり、特定されざる多様な「夷人」が住む地域としてあいまいに観念されたものであった。ブレッド・ヴォーカーが提示するように、蝦夷地における境界は固定的なものではなく、流動的であった。この地域における風俗の違いというものが、徳川体制の境界を定めるのに役立ったのである<sup>55</sup>。

以上の原因で1790年代までは幕府も松前藩も「蝦夷地を積極的に内側に取り込もうという衝動が幕藩制国家には存在しかなった」56のである。言い換えれば、蝦夷地の領有権を再検討するような問題が起こらなかった。この地域を自国領として確認する必要を引き起こしたのは、鎖国政策後最初の外圧、ロシアの接近であると思われる。第一章に触れたように、18世紀末には新発見地をロシアの領土とすることがロシアの課題となっていた。千島におけるロシアの領有権を発揮するため、ウルップ島を植民地とする計画が生まれた。要するに、ウルップ島を農業基地にすると同時に、将来の対日貿易の拠点とするロシアの意図があったのである。このウルップ植民地こそ、日本側を刺激したと考えられる。1799年に幕府は東蝦夷地上知を発表し、それは蝦夷地を「日本領」と確認する措置であった57。さらに、1802年に東蝦夷地の永久上知、1806年に松前と西蝦夷地一円の上知の発表が出され、日本が領土分割競争に参入し始めた。これは特にこの時期の探検的な活動に見られ、次節において、北辺地方における日本の探検隊や境界が意識化された過程を具体的に見ていく。

## 第2節 地図から見た「日本」

近世日本の対外関係を理解するには、朝鮮・琉球・蝦夷という日本に隣接している地域との関係を見なければならない。このような地域がどのように認識されていたのかは興味深いことである。ここで、幕府と一般民衆の日本像が一致していたかどうか、という問題を取り上げたい。ロナルド・トビによれば、17世紀―18世紀に描かれた日本・アジア諸国の地図には、日本の境界が既に意識されていたが、「日本」と「非日本」が明確にされておらず、「幕府の主権主張と、一般庶民の意識との間にずれが存在した」<sup>58</sup>。幕府が作成した日本図から見る「幕末権力が意識する広義の意味の支配権(日本国)の領域は、実にあいまいであって」、「いわゆる『鎖国』期の日本は、こうしたあいまいな領域意識から成立」<sup>59</sup>したという。以上のように、18世紀までに日本の図には日本の境界が少なくとも意識されていたが、「日本」と「非日本」が明確にされていなかった。海に囲まれた近世の日本は、「異国」との境界線を、地図の上で明示する必要がなかったのである<sup>60</sup>。

第一章に触れたように、1783年に仙台藩士林子平が編纂した『三国通覧図説』には、『三

国通覧輿地路程全図』が付録として添付されている。この中において日本だけをその周辺から独立させて表現している。彼は従来の地図に不満を感じたわけである。つまり、18 世紀末までにはほとんどの地図は万国を描く世界地図か日本のみを描く日本図に限られており、異国との境を接する地域が描かれていなかったという<sup>61</sup>。林子平は日本を緑色、蝦夷・琉球・朝鮮の三国を黄色と分け、「日本」、と日本の境界を明確にした。「蝦夷国」の最南端は渡島半島付近、琉球との境界地はトガラ、朝鮮との境界の地域は対馬であるという。菊池勇夫が述べているように、林子平は「蝦夷地を『外国』と立てる旧来的」な意識とともに、「蝦夷地の『極北』であるソウヤやシラヌシを日本風土の限りとして、蝦夷地を日本の『分内』にみる見方をも同時に示している」<sup>62</sup>のである。

さらに、日本の北方地域に対する意識が自明になり、地図上の日本像は詳細をつかむものになるような背景には、18世紀末から始まった蝦夷地探検を挙げなければならない。第一章に触れた天明 5,6年の蝦夷地調査は、東蝦夷地・西蝦夷地方面の二手に分かれ、カラフトや千島までの見聞を目的としたのである<sup>63</sup>。積極的な千島探検を行った最上徳内はアイヌから得た情報に基づいて、エトロフに居住したロシア人に接触することになる。ウルップでのロシアの植民地から逃げたロシア人三人と出会い、彼らからロシア側の千島情報も得た。つまり、コズレフスキーに続くロシア側の千島調査、1738年のシパンベルグの航海、1766-69年のチョールヌイの派遣などによって確認された島の順番と島名である。さらに、現地調査や測量により、千島が列島として明確に把握され、それによって当時の蝦夷認識はもっとも著しい変化を遂げた<sup>64</sup>。

さらに、幕府が派遣した第二次探検隊に参加した近藤重蔵や最上徳内らは、エトロフ島に「大日本恵登呂府」という標柱を立てることにする。それは、いわゆる日本の領地という宣言を表し、平川新が示すように、日本も「列強共通儀式としての領有宣言を取り入れた」65のである。

幕府は、1808年サハリンの奥地探検を間宮林蔵らに命じた。彼は翌年サハリン西岸を北上し、アムール河口にまで至り、サハリンが島であることを確認したのである。幕府は1808年より天文方に蘭書の取り扱い方を命じ、外国事情と地理上の面で仕事をさせることになった。天文方の高橋景保や間宮林蔵の探検などに基づき、1809年には「日本辺海略図」、翌年には「新訂万国全図」が完成した。

これらは、秋月俊幸が提示するように、日本人の北辺探検は、「地理学的関心からではなく、もっぱらロシアの南下に備えるための地政学的必要から引き起こされた」<sup>66</sup>のである。

#### 第3節 異国民のアイヌ対策

では、18世紀末からのロシア論によってどのような課題が議論化されてきたのかを具体的に分析しよう。前節では異国の地域を自国領に取り込むこと、あるいは日本の地理的な境界意識という問題に関する当時の見方を検討してきた。そもそも、排他的な領土の観念を伴うこのような問題は華夷思想の枠組みの中で矛盾するものであるため、異国の地域を自国領に取り込むことは華夷思想を揺るがすことになった<sup>67</sup>。それは異国の地域を自国領に取り込むとともに、その原住民をどう扱うのかという問題が発生したのである。

林子平は蝦夷地の分内地とともに、「隣國より教化して人道を知しめ、物産を開て生育なさしむへきこと」というアイヌ撫育を論じている。彼は、蝦夷社会に関して、「文字無く、財貨無、穀無、熟銅なし」<sup>68</sup>、あるいは「夷の性愚にして善なり」と未教化である原始状態として意識し、当時の華夷思想の枠組みの中でアイヌを捉えている。夷人の服装には、日本、唐、満州、モスコビアのものあり、子平の目からみると、「無制の夷狄なり」<sup>69</sup>とされる。

本多利明はロシア人による蝦夷人民との接し方について詳細に記述している。ロシア人は、「土人を撫育し、仏法を教示し、毎夏モスコビアより通舶して布帛、諸器財をあたへ、蝦夷の土産を採ってモスコビアへ運送し蝦夷の租税とする」という<sup>70</sup>。このように、すでに初期のロシア論では、蝦夷地でのキリスト教布教という問題が挙げられた。そのなかで、キリスト教への恐怖の意識も高まっていたと考えられる。つまり、ロシア人が「住居を定め、土人を懐け、仏法を弘法したらば、土人の奸智が引起し、日本人の下知は請けまじ」<sup>71</sup>。キリスト教徒になったアイヌ人は日本人の命令に従わなくなる可能性が高くなったと捉えられたのである。要するに、本多利明のロシア観では、ロシアが「島の土人を従へ、オロシアの領地となし、島名を改易し土人を撫育し、仏法などを教示する」、という当時の西洋諸国の植民地政策をとっている。だが、利明がこのキリスト教布教をどれほど深刻に受けとめていたのかは判断しにくい。したがって、当時の知識人の間でキリスト教に対する恐怖や、ロシアとのかかわりにおいて蝦夷地をキリスト教化されていく恐怖という観点からの捉え方がどれほど盛んであったのかについては、さらに具体的な分析が必要である。

先行研究で明らかにされているように、18世紀末までに、西洋の世界図などの蘭学による知識が日本の知識人の世界観の変容に大きな影響を与えた。例えば、当時の蘭学者であった前野良沢 (1723-1803) がキリスト教の世界が拡大しつつあることを意識し、仏教や儒学ではなく、キリストの教えが世界中に布教していることを強調していた<sup>72</sup>。ただ、この理由でキリスト教を恐るべきという見方もあったが、蘭学者大槻玄沢 (1757-1827) のように、キリスト教

が警戒すべきものではないという主張もあった73。

また、1795 年に著された大原左金吾『地北寓談』には、次のような見解が見られる。18世紀末になると、ロシア人は武器ではなく、「そのくにの教え」によって現地人を征服させるのである<sup>74</sup>。実際に、ロシアの商人・移住・伝道者は、「先住アイヌの共同体に、ロシア正教会の教え、ロシア風の名前、およびヨーロッパ様式の衣装」をひろめることによって、アイヌ人をロシア化させたのである<sup>75</sup>。

このように日本でロシアによる植民地化の実際のあり方が明らかになった。すなわち、ロシアの領土獲得のあり方、つまり武器より本国の教えや風俗改善によって原住民を帰属させる、ということが現実的に感じられ、日本の支配圏に属すると捉えられた夷人アイヌ対策という問題が出たのだ。1790年代までに、このような問題を意識したのは、本多利明、最上徳内、大原左金吾、近藤重蔵などである。さらに、藤田幽谷・会沢正志斎などの水戸学者はこれらの意見を受け止め、ロシアが日本の近い地域を征服しているという認識から、「攘夷」概念の形成が誘発されることになる76。

藤田幽谷(1774-1826)は、日本の防衛について、ロシアの接近に対して次のような意見を述べた。つまり、百姓はロシアの教えなどにだまされ、藩政ではなく、ロシアの令に従う、と推測した<sup>77</sup>。幽谷の意見をさらに発展させたのは、会沢正志斎(1782-1863)であった。幕末期に、すなわち後期水戸学において指導者になった彼は、もともと幽谷の弟子であり、ロシアの進出による対外危機感を早い時期に受け止めたのである。世界状態やロシアの歴史について勉強し、1801年に『千島異聞』を著した。

会沢正志斎はロシアの歴史を概観し、その中でもっとも焦点が当てられているのは、ピョートルー世による国内改革である。ピョートルは「国民を化導して」「悪風」や「古来の習俗」を改善した。「西洋諸国有名の学士を迎学校を所々に建生徒を教しむ」<sup>78</sup>という教育政策である。しかも、「民を安んし国を富す土功を起して利を広め(中略)民食を促し学校を立て法教広め兵を練て敵国を滅す」ロシアは、国民の化道によって「その国中の人恭損敬にして(中略)君に忠あり、闘を好み事に死するの風」<sup>79</sup>と述べている。ここで正志斎のロシア観の特徴がよくわかるだろう。何を書くかだけではなく、どのように書くかという問題は重要である。それには大国を恐れながら、こうしたピョートルによる国家の統一、教育による忠誠心、あらゆる改革を賞替しているのである。

「古は小国」であったロシアは、近世に「諸国を兼併し」、さらに、「北アメリカという地および蝦夷の諸島を蚕食し無人の地には人を植て年々に益々富厚くを致し強大の国」<sup>80</sup>となった。このように、会沢正志斎はロシアの領土拡張をもっとも強く意識したのである。その中で人民

の服従において「邪法」というキリスト教を深刻に受け止めている。ロシアの「教法師をして 時々諸島にいたり撫順せしめ悉く貢を入しむ」という事実であり、さらに「三十年前争闘あり しよりシモシリ迄を服従しその島々の名を改てロシヤの名とす」るのだ<sup>81</sup>。このように「シモ シリ諸島三十年前よりロシアに服せしに二十年前より悉くロシヤの風俗に変し男女髪を組み 帽子を被り股引靴を着し鉄砲玉薬を与えロシヤ語を使ひロシヤの仏像を頸に掛る」のである<sup>82</sup>。 もし、「邪法を以てエトロフを誘たること」あれば、シモシリと同じように、エトロフは「ロ シア風に変せし」むことにつながるだろう、と予測されている。

『千島異聞』は 19 世紀はじめに編纂されたものであり、攘夷論を提唱した『新論』まで に後 25 年弱かかるが、こうした『千島異聞』に見られる初期のロシア論と蝦夷地論が後期の 水戸学の思想に大きな影響を与えたことは間違いない。

前節でも触れたが、太平洋におけるロシアの領有権をはっきりさせる一連の措置として、 ウルップ島を植民地化する計画が生まれた。結果的に、1795 年の夏にウルップで開設された 定住地「アレクサンドラ」は 1805 年に在留者 12 名が同島を離れるまで 10 年間しか存続しな かった83。ただ、ロシア人のウルップ植民地に関する情報は大きな役割を果たしたと考えられ る。ロシアとの接近によって日本は北方の地域で大きな衝撃を受け、この地域を日本に従属さ せていく、という方針を取らざるをえなかったのである。前節に明らかにしたように、北から の脅威が幕府に自覚されるにつれ、北方における地理的境界線という概念も成立してくるので ある。同時に、「夷人」というアイヌに対する野蛮人としてのイメージが追加されたのである。 1799 年に東蝦夷地上知にあたって普及された「開国之御趣意」には「彼島末開地に有之、夷 人共衣食住之三も不相整、人倫之道の弁へざる」なので、「耕作之道」「和語」「日本の服」「日 本風の家作」によって「日本風の風俗に帰し、暑く服従」させるべきとの見解が見える84。つ まり、蝦夷地を直轄地とするという措置は、この地域を日本の領土化することを意味していた が、「そこに居住する共同体社会が『日本』である」85ということの強調のための政策も必要 であった。すでに述べたように、ロシア人はアイヌ人にロシアの服装などを与え、キリスト教 への洗礼とロシアの名前をつけることによって、原住民をロシア化させたのである。知識人た ちが敏感に反応したように、それはもっとも当時の日本人にとって対ロシア恐怖を与えたもの であり、また、アイヌを日本化する政策を開始する要因でもあった。また、少なくともアイヌ を和人社会に同化すべきであるという声も現れた86が、この時、問題の本質が微妙な変化を見 せたのである。つまり、和人化政策の対象とされた地域が、松前と近隣していた地域ではなく、 ロシア側に隣接する部分、すなわち南千島が重視されていた87。

19世紀初頭におけるアイヌ社会の和人化という政策は「改俗」という形をとった。しかし、

その政策はアイヌ社会の根本的な変容という目標を持ったとしても、菊池勇夫が指摘しているように初期には、同化を強いる主要な標的は髪型と服におかれた。アイヌが髭を剃られ、日本風に散髪され、日本風の衣装を身につけさせられ、その後に幕府の役人によって食事と酒のもてなしを受けるという「改俗の祝儀」と呼ばれる公的な儀式がとりおこなわれた88。

しかしアイヌを日本化する公式の政策は10年代に入ると消滅したのである<sup>89</sup>。その背景には、蝦夷地において対ロシアの危機感がほぼ消えてしまったという点も考慮しなければならない。アイヌの同化政策が再び登場したのは、明治維新以降であるが、そこでは国民的同化という目標の下、本質は異なるが、この19世紀初頭において「夷」を「華」に変換する過程がモデルとされたことを考えるならば、それはこの時期が過渡期であったことを示している。第二節に見てきたように、鎖国制下の一般的な対蝦夷観では、松前藩=日本地であり、蝦夷地=夷狄地と分けたのに対して、対ロシア関係を意識し始めた幕府は自らの国家支配、あるいは日本の限界も意識し始めた。近世後期から幕末・維新にかけての対外関係の中で、ロシアの進出による北方の緊張は大きな重要性を持ったのである。

# 結論

本稿の直接の主題は、日本の近代化にとってロシアとの接触の意義がどのようなものであるかという問題であったが、本稿を閉じるにあたって、より理論的な文脈において、この時期の日露関係をマクロな視点から見ることの重要性を強調したい。言い換えれば、本稿から得られる理論的示唆として、18世紀後半からの世界史的な変動の枠組みの中で日露関係の出発点を以下のように見直すことが可能であるということである。

まず日本の近代化は、本稿が明らかにしてきたとおり、いわゆる開国すなわち 19 世紀半ばからではなく、18 世紀末から始まったのである。ロシアのインパクトを契機に、蝦夷地認識の変容を経て、この地域の周辺化・国内化する過程から開始されたのである。他方でまたロシアも 18 世紀後半という時期に 18 世紀までの近世国家のあり方から脱却し始めた。それは、シベリアや北太平洋の地域を植民地化・周辺化させる過程において発生したものである。こうした日本とロシアの近代化は、「周辺化」からはじまった国民国家の形成という形において共通していると考えられる。

日本とロシアは単に西洋諸国が設定した新しい世界秩序に入り込んだのではなく、相互関係によってもたらされた変化を通じて、特にこうした自国の周辺を意識することによって東アジアにおいて近代的な秩序、とりわけ領土的な概念を念頭にした国民国家の基盤を高めた。

実際に、日露間に現在も横たわる「北方領土」問題も、18世紀末―19世紀初頭に国家の新たな周辺・境界を視野に入れたロシアと日本が、「蝦夷地」という近世期に両国にとって異国であった地域を再編成する試みを通じて、近代的な空間意識、つまり領域国家によって分節化された秩序へむかって二国間関係とその文脈とを変化させていった先に定位されるべきものである。

以上の点を踏まえ、今後の研究課題として日露関係の出発点を近代的な世界システムという枠組みの中でどのようにとらえられるかという問題を示しておきたい。とりわけ、近世的な空間・国家・国際関係から近代的な空間・国家・国際関係への転換という視点によって日露関係をどのように見直すことができるのか、また逆に近世から近代への文脈の変化が日露関係からどのように見直しうるのか、それをふまえて今日の国際システムにおける日露関係への理解を深めたいと考えている。

(SHIPITKO, Uliana A. 本学大学院国際関係研究科後期課程)

<sup>1</sup> ロシアに興味を持った知識人は、友人、親類、師弟の関係で深く結びついており、お互いに教えられたことも強調しなければならない。工藤平助、林子平、大槻玄澤が仙台藩の関係だけでなく、平助を長とする師弟関係にあった。林子平は蘭学を桂川甫周と大槻玄澤に学び、『三国通覧図説』には甫周が序文を書いた。甫周と玄澤は漢学、蘭学を通しての親しい友人であった。本多利明と平助の師弟関係は特別に深く、蝦夷地問題では、本多利明は平助の生徒、第一の後継者であった。そして、利明の第一の弟子であった最上徳内は、利明の音羽塾に入門し、天文や測量、海外事情にも利明の経済論などを学んだ。彼は天明5-6年の蝦夷地調査団の東蝦夷地検分隊に利明の代わりに行き、情報の提供者でもあった。和田敏明「鎖国の夢を破った古典三名著」『北方未公開文書集成』第三巻、解説9頁。

<sup>2</sup> 要するに、18 世紀前半から、シベリアにおいて毛皮交易のネットワークが広がり、狩猟のために北太平洋まで商船隊が派遣されるようになった。毛皮獲得とともに、新たな土地が発見され、さらに先住民がロシア国籍に編入され、ロシア領が拡大したのである。毛皮交易、特に毛皮にかかる税収はロシアにとって大きな利益をもたらしていたのである。コラー・スサンネ「安永年間のロシア人蝦夷地渡来の歴史的背景」『スラブ研究』51 号、2004 年、391-413 頁。

<sup>3</sup> 郡山良光、『幕末日露関係史研究』 国書刊行会、1980年、218頁。

<sup>4</sup>中村喜和『ロシアの風―日露交流二百年を旅する』、風行社、2001年、219頁。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>ブレット・ヴォーカー『蝦夷地の征服 1590-1800-拡張にみる生態学と文化』、北海道大学出版会、2007 年 198 頁

<sup>6</sup> はんべんごろう、すなわちハンガリー人ベニョウフスキはポーランドの内政に干渉したロシアに対するパルチザン闘争に参加して二度の捕虜となり、1770年にカムチャツカ西岸の政庁所在地へ送られてきた政治流刑囚であった。彼はほかの政治流刑囚や狩猟者たちを誘って反乱を起こし、カムチャツカの長官を殺害して官船を奪い、ヨーロッパへ向う。その途中、土佐、阿波、奄美大島に寄港し、長崎でオランダ商館に手紙を送った。その中の一通でロシアの千島諸島や蝦夷地に対する侵略計画を警告したのである。秋月俊幸、『日本北辺の探検と地図の歴史』(北海道大学図書刊行会、1997)、139頁。

<sup>7</sup>工藤平助「赤蝦夷風説考」『北方未公開古文書集成』、第3巻、寺沢一,和田敏明,黒田秀俊編、叢文社、1978年、25頁。

<sup>8</sup>同上、32頁。

<sup>9</sup>同上、33頁。

<sup>10</sup>同上、 34 頁。

<sup>11</sup>同上、34頁。

<sup>12</sup>アムール河下流域。

- 13秋月俊幸著、前掲書、402-403頁。
- 14 ブレット・ヴォーカー、前掲書、208頁。
- 15秋月俊幸著、前掲書、145頁。
- 16 同上、74 頁。
- 17 菊池勇夫『エトロフ島-つくられた国境』吉川弘文化、1999年、51頁。
- 18秋月俊幸著、前掲書、148頁。
- 19 本多利明「赤夷動静」『北方未公開古文書集成』、第3巻、寺沢一,和田敏明,黒田秀俊編、叢文社、1978年、113頁。
- 20同上、118頁。
- 21菊池勇夫、前掲書、49頁。
- 22郡山良光、前掲書、219頁。
- 23同上、220頁。
- 24 送還されたのは、ロシアに11年間滞在してきた大黒屋光太夫らの3人の漂流民であった。
- <sup>25</sup> ファインベルグ『日本とロシア―その交流の経歴』(新時代社、1973 年)、亀井高孝『大黒屋光太夫』 (吉川弘文館 , 1987 年)、郡山良光 『幕末日露関係史研究』 国書刊行会、1980 年。
- <sup>26</sup>ロナルド・トビ 『「鎖国」という外交』小学館、2008 年、90 頁。
- 27藤田覚、『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005年、28-29頁。
- 28 同上、29 頁。
- 29 ロナルド・トビ、前掲書、91-94頁。
- 30平川新、前掲書、107頁。
- 31 同上、107頁。
- 32具体的に木崎良平の『仙台票民とレザノフ』を参考。
- 33藤田覚、前掲書、14-18頁。
- 34藤田覚は次のように指摘する。「ロシア軍艦によるカラフト島、エトロフ島などへの攻撃と日本側の劣勢、敗北という事態、すなわち、近世の人々が体験したことのなかった外国による軍事攻撃と日本の敗北という事実より、さまざまな風聞が全国的に飛び交い、人々の間につよい恐怖感、ないしは言いしれない不安感が生まれた。とくに、エトロフ島における日本側の敗北と、日本が貿易を認めないならば大規模な攻撃を加えるというロシアの警告は、幕政担当者や知識人たちに深刻に受け止められ(中略)事態の打開策が数多く論じられた」、藤田覚、前掲書、135頁。
- 35 同上、123 頁。
- 36 同上、54 頁。
- 37 郡山良光、前掲書、247頁。
- 38柱島宣弘『自他認識の思想史-日本ナショナリズムの生成と東アジア』、有志舎、2008、26頁。
- 39平川新、前掲書、59頁。
- 40 平川新によれば、1696 年から 1850 までの役 150 年間に 1 3 件のロシアへの漂流事例が確認できる。 漂流船はすべて商船である。
- 41同上、122頁。
- 42同上、122頁。
- 43同上、123頁。
- 44 ロナルド・トビ、前掲書、78 頁。
- 45 ブレッド・ヴォーカ、前掲書、263頁。
- 46同上、164頁。
- 47領主が行使した所領支配権を意味する歴史概念。
- 48郡山良光、前掲書、231頁。
- 49 テッサ・モーリス=スズキ『辺境から眺める-アイヌが経験する近代』みすず書房、2000年、32頁。50 菊池勇夫、前掲書、52頁。
- 51郡山良光、前掲書、231頁。
- 52同上、231頁。
- 53同上、 118 頁。
- 54テッサ・モーリス=スズキ、前掲書、41頁。
- 55 ブレッド・ヴォーカ、前掲書、263頁。
- 56菊池勇夫、前掲書、54頁。

- 57 同上、228-237頁。
- 58ロナルド・トビ、前掲書、121頁。
- 59同上、119頁。
- 60同上、112頁。
- 61 同上、125 頁。
- 62菊池勇夫、前掲書、54頁。
- 63同上、56頁。
- 64同上、58頁。
- 65平川新、前掲書、68頁。
- <sup>66</sup>秋月俊幸著、前掲書、ii 頁。
- 67 桂島宣弘、前掲書、2008。
- <sup>68</sup>林子平「三国通覧図説」『北方未公開古文書集成』、第3巻、寺沢一,和田敏明,黒田秀俊編、叢文社、1978年、71頁。
- 69 同上、71 頁。
- <sup>70</sup>本田利明、118 頁。
- 71 同上、131 頁。
- <sup>72</sup> Bob Tadashi Wakabayashi, Anti-Foreignism and Western Learning in Early-Modern Japan: The New

Thesis of 1825, Harvard University Press, 1999、50 頁。

- 73 藤田覚、前掲書、58頁。
- <sup>74</sup>Bob Tadashi Wakabayashi、72 頁。
- <sup>75</sup> テッサ・モーリス=スズキ、前掲書、42頁。
- <sup>76</sup>Bob Tadashi Wakabayashi、前掲書、51 頁。
- 77同上,55頁。
- <sup>78</sup>会沢正志斎「千島異聞」『跡見学園女子大学紀要』栗原茂幸編、Vol. 26、105-144頁。
- 79同上、110頁。
- 80同上、112頁
- 81同上、127頁
- 82同上、127頁。
- $^{83}$  ウルップ植民地の失敗には、次の理由が挙げられている。(1)ロシアからの連絡や補給がなく、孤立 状態につながった。(2)期待されたような適地ではなく、 $^{1799}$  年幕府がイトルプ島を併合してから、日本からの食糧その他の物資の補給が途絶(郡山良光『幕末日露関係史研究』を参照)。
- 84桂島宣弘、前掲書、28頁。
- 85 テッサ・モーリス=スズキ、前掲書、42頁。
- $^{86}$  18 世紀半ばに坂倉源次郎は、アイヌの生活様式の質素さを賞賛しており、アイヌを和人社会へ同化することを提唱したのである。
- 87 テッサ・モーリス=スズキ、前掲書、42頁。
- 88菊池勇夫『北方史のなかの近世日本』、小倉書房、1991年、11-13頁。
- 89 同上書、49 頁。

The views of Russia in Tokugawa Japan (the end of the 18th- beginning of the 19th centuries)

Mutual perceptions between Russia and Japan have always been important, not only reflecting the state of the bilateral relationship, but also influencing the course of the relationship itself. Therefore, understanding of the existing perceptions about each other, as well as the historical background which led to their formation, comes to the forefront in the process of rethinking of the past and present in Russian-Japanese relationships.

This paper intends to reconstruct the early Russian presence in Japan (in the period of the first encounters between the two countries) and its interpretation in Japanese society (the focus is made on the opinions of intellectuals - the ones who mostly developed the first discussion about Russia).

Although the paper aims at systematizing the main topics and images about Russia, my overall concern and purpose is to look at the discussion and images of Russia through the perspective of its impact on the development of modern consciousness in Japan (including the concepts of boundaries and frontiers, the shift in the perceptions and policy towards Ainu and the system of the then "foreign" relationships in Japan). My goal is to track, through the example of early Russian-Japanese contacts, some routes and mechanisms by which the shift to modernity and modern international relations took place in Northeast-Asia – a broader topic of the research I am currently conducting.

(SHIPITKO, Uliana A., Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

## 論 説

# 韓国と日本における市民社会の比較研究

# 一参加民主主義を目指す両国の政治改革運動一

朴貞憙

# 目次

はじめに

第1章 新しい「市民社会」――比較研究の前提として

第1節 日・韓「市民社会論」の系譜と「市民社会」

第2節 市民社会の参加型政治と民主主義発展との関係

第3節 日・韓における「市民社会」の動向

第1項 日本市民社会の現在一革新自治体から町つくり運動へ

第2項 韓国市民社会の現在一新しい社会運動のキャンドル文化祭

第2章 日本の政治改革運動を実践する地域政党

第1節 「神奈川ネットワーク運動」の設立背景と組織的特性

第2節 「神奈川ネットワーク運動」の主要活動と事業

第3節 生活者代案運動への実現―「代理人運動」を中心に

第3章 韓国の政治改革運動を実践する市民団体

第1節 「参与連帯」の設立背景と組織的特性

第2節 「参与連帯」の活動機構別の事業

第3節 権力監視運動の実現―「議政治監視活動」を中心に

おわりに

#### はじめに

市民社会論は、現在、世界的にもっとも注目されている政治分析の一つである<sup>1</sup>。日本と韓国でも「市民社会論」が多様に展開され、NGO/NPO(非政府組織/非営利団体)と「市民社会」についての関心と論議は学問的成長産業と言われるほどになって

いる<sup>2</sup>。伝統的な社会運動である労働運動と農民運動だけではなく、新社会運動と言われる環境運動、人権運動、女性運動、平和運動、消費者運動などの多様な市民運動の誕生が、その背景にあると言えよう。

1980年代後半、社会科学の主要テーマとなった「市民社会」(Civil Society)は、西欧における哲学、思想、また政治学に大きく影響を受けてきた $^3$ 。それは、西欧における長い市民社会の歴史を反映するものであり、研究も西欧の市民社会の歴史的変遷に即して発展してきた $^4$ 。研究対象としては、実際に東欧、ロシア及びラテン・アメリカでのデモクラシー体制への移行(transition)研究をはじめ、最近は東アジアの民主化とその定着(consolidation)において、市民社会の役目が研究の重要主題になっている $^5$ 。

その意味で、この論文は、近年、台頭された新社会運動の方向と東アジア民主主義の国家である日本と韓国の市民社会の歴史的発展のなかで、どのような市民社会の特徴が見えるのか明らかにすることに目的がある。これを通じて市民社会の構成の違いは、民主主義の発展にどのような含意を持つのかという問題に答えようとする。日本と韓国は類維な文化的な価値観を持ちながらも市民社会の構成は相違な特徴を持ち、適切な比較対象になることができる。従って、この論文では、日本と韓国という東アジアの民主主義の国家で、新社会運動が持つ 役割と機能を把握することにある。

ヨーロッパとアメリカの歴史的背景で誕生した「市民社会」の概念を、韓国や日本に適用することに疑問も示されてきた。確かに、西洋近代の流れと共に発達してきた「市民社会論」が、そのまま日本と韓国のケースに有用であるのかについては、多くの議論があろう。しかし、同時に、今日の日本や韓国を見る限り、数多くの市民団体が存在し、彼らは積極的な政治参加を模索している。その意味で、これらの比較を通じて、歴史や政治背景が違う日本と韓国であるが、両国には市民社会という領域が確かに存在し、さらには同じような政治目的を持って活動している市民団体の発展があることを明らかにしたい。それは、日韓の両国が参加民主主義をめざす政治改革運動という運動が、東アジア民主主義国家発展と市民社会の成熟への道を示唆するものである。

第1章新しい「市民社会」――比較研究の前提として

## 第1節 日・韓「市民社会論」の系譜と「市民社会」

坂本義和によると、伝統的な市民社会論と区別される最近の市民社会論の特徴は、次のような特徴を持っている $^6$ 。①市民社会 $\pm$ ブルジョア社会、②市民社会 $\pm$ 市場経済だけではなく、相互が対立する領域、③市場経済に対する市民社会のコントロールの視点(市場の相対化)、④公共空間としての市民社会、⑤規範概念としての市民社会である。したがって、最近の市民社会論が認識する「市民」というのは、マルクスが「共産党宣言」で唱えた「革命によって鎖以外には無くすことがなく、獲得するのは世界」である変革の主体階級(プロレタリア)ではなく、また経済成長によって登場した中産階層を称するものでもない $^7$ 。むしろ、自分の生活圏に積極的に参与・発言して解決を図る能動的な行為主体を言う。つまり、市民というのは、私益追求中心の経済活動を独占する企業や、政治及び行政活動を公共という口実で排他的に独占する国家とは独立的であると理解できよう $^8$ 。

以上の一般論を踏まえ、韓国と日本の場合、どのような文脈で市民社会は語られる のだろうか。まず日本の場合、 第二次世界大戦後の日本で市民社会が最初に問題にな ったのは、一九五〇年代のマルクス主義者たちからの問題提起による<sup>9</sup>。この頃には、 連合軍により外から持ち込まれた民主化を戦後日本社会でどう実体化するか、という 発想から、西欧市民社会の発達を理想型としてとらえて日本のモデルとすべきである、 とする議論が行われた<sup>10</sup>。日本で市民運動という用語が初めに登場したのは1960年代 である。安保闘争が終息されながらこれを評価し継承する方向を模索する過程で、進 歩的な知識人たちの間で「市民運動」に関する談論が形成され、従来の反体制社会運 動の問題点と限界を克服するための代案的な運動に「市民運動」を積極的に規定し、 その実践の論理を提示した11。日本での市民運動は革新政党、労組、学生団体などの 革新系組織が主導されてきた反体制運動の限界を超え「根本からの民主主義」を実現 するための代案的な運動として提示された概念である12。まず、日本の市民運動論は 既存の反体制社会運動と市民運動の差別性を「集団・組織/個人中心」という点に置い ている。しかし、日本の市民運動論で運動の主体になる「市民」は自分が属している 集団の論理によって動くことではなく、自分の思想に立脚して主体的に行動する個人 である。この主体としての市民を動かすのは政治イデオロギーではなく、生活の観点、 あるいは論理を通じて形成されるのである13。つまり、市民は脱政治的であるが、政 治に無関心であるのではなく、生活主義の観点で、政治に積極的に発言する政治的主

体であると言える14。

それでは、韓国の場合はどうだろうか。社会で「市民社会」という概念は、幾つかの意味で使われる<sup>15</sup>。第一に、市民社会は「民間」という概念と同意語で使われ、「公共」(ここでの意味はPublic=国家=政府)と対比されるものとして使われてきた。第二に、「民衆領域」と対比される概念にも使われている。これは韓国社会を導く階層を中産層と見る概念である。第三に、市民社会を(第3セクター)と見る視点で、これは政治社会(第1セクター)と経済社会(第2セクター)という分類に沿った韓国的な概念として位置づけられている。第四に、市民社会を「市民運動が展開される領域」と捉える視点である。さらに、非常に狭い意味で、「市民団体」を市民社会と言及したりもする。このように、韓国の市民社会は「国家と市場に対比して、自発性、非党派性、非営利性、独立性などの価値を持つ社会空間」として理解されている<sup>16</sup>。

以上、日本と韓国における市民社会概念の歴史的文脈についてみてきた。両国の異なる歴史背景が、いかに市民社会の意味と理念に違いをみせているかが理解できよう。しかし、本章の議論は、その違いを強調することではない。むしろ、このような異なる歴史背景の存在があるとしても、現代において、様々な市民組織が国家を超えて共通の課題に取り組んでいるケースが数多く見られ、それは日本と韓国の間でも同様に観察できる。このことは、現在の市民社会の運動が、必ずしも歴史にとらわれないものであり、グローバル化時代の市民社会という原動力を無視しては議論できないであるう。以下では、その概念の整理と、民主主義との関連性について見ていきたい。

#### 第2節 市民社会の参加型政治と民主主義発展との関係

まず、市民社会によると、市民が公共業務と政策過程に活発に参加して、国家権力を監視・批判し、公共サービスの増大のために努力するものとされている<sup>17</sup>。すなわち、全ての人が共同体の意思決定に参加することに排除されなければならないし、また責任を持って参加することである。言い換えると、自律、平等、自決、自治などの理念を回復することである<sup>18</sup>。参加民主主義が発達すれば、市民社会が国家を統制したり、牽制したりすることができるし、個人は多様な団体によって政治的理解を貫徹させることができる。このように参加民主主義は、市民の個々人が国政に参加することによって行政を透明にし、個人の権利を保障し、公職者の責任を強化する。したがって、民主的政治参加においては、まず参加の主体である個々人の政治意識と公的問

題への関心を深めることが重要であり、次いで居住地レベルから地方自治レベル・国政レベル・国際関係レベルの政治的諸問題について下から上へ民主的政治参加を積み重ねることが追及される。

現在、大部分の民主国家は、代議制民主主義を採用している。代議制民主主義は、政治を政策過程や利害調整の場に集約させる傾向も指摘されている。これに対する問題意識から、参加型民主主義が注目されている<sup>19</sup>。参加型民主主義は、市民の政治参加に最大限の価値を置く。これによって、市民社会組職が社会問題に対して意見を表明し、それを政策に反映させていく政治プロセスを創造しようと試みる。そこでの多元的価値の尊重は、デモクラシーの発展に欠かせないと理解される。市民が、社会的イシューに対して沈黙し、無関心になれば、デモクラシーの下においても独裁が出現し、政治が歪曲される可能性を警戒するのが参加型民主主義の考え方でもある。

その立場から主張されることは、政策過程の民主的・公開的・透明的な運営であり、また政治的な意思決定における市民参加の保証である。この時、市民は個人的に参加して専門的な意見を提示し、影響力を行使することに限界がある。したがって、市民社会組職や利益団体が、市民の集合的な意見を組織化し、専門的な知識を備えて政治に参加するようになる。そう考えると、市民社会組職と利益集団が活発に政治に参加して意見を提示し、情報を提供することは、民主主義の成熟に欠かせないものだと言えよう。

# 第3節 日・韓における「市民社会」の動向

#### 第1項 日本市民社会の現在一革新自治体から町つくり運動へ

市民社会論が、日本社会における市民運動の展開を踏まえて理論的に提起されたのは、1960年代末から70年代初めの高度成長末期のことである<sup>20</sup>。この時期は、安保条約反対運動反対運動、ベトナム反戦運動、環境保護運動など、市民たちが、政府とは異なる政策主体として現れてきた時期である<sup>21</sup>。

ポスト安保時代に発展を見せた市民運動は、住民運動であろう。住民運動は地域の問題を手掛かりとして、住民たちが地域生活の主体として積極的に政治に関与するという展開であり、運動の歴史的発展において重要な意味を持つ。住民運動は、自分たちの要求を実現させるためには地方議会より自治体の首長の役割が重要であるという

認識を持つようになり、革新政党及び労組との連帯によって自分たちと直接連係を持つことができる首長を選出しようとした。その結果、各地から革新自治体が誕生して日本の政治発展に重大な契機になった。

革新体制は、国家の産業優先政策に対し、生活優先を掲げ、開発優先に対し環境保護優先を主張し、官僚主導に対しては市民主導という新しい価値観に立脚した。国家に先だって公害防止条例を作り、「civil minimum」すなわち、生活環境の最低の基準を具体的に設定するなど、政策面から中央政府に対し先導的な役割を果たすようになった。革新自治体は1970年代後半から急速に退潮したが、「生活」を政治の重大な争点として浮上させ、地方政治に多様な市民参加制度を導入することによって、中央政治の方向転換にも重大な影響を及ぼした。

高度成長が終わり、低成長期に入る中で、抵抗型の市民運動は減少した。抵抗型の市民運動が減少することになった要因は、高度成長末期の活発な市民運動が市民参加制度を導入し始めたことや、公害問題や福祉問題が時代の大きな争点になったことが挙げられよう。また、革新自治体の増大に刺激を受けた保守系が、市民たちの要求を政策に反映させることになったのも抵抗型市民運動の減少に影響を及ぼした<sup>22</sup>。

同時に、日本経済が低成長期に移行する中で、1970年代後半から革新自治体は急速に減少して、1978年には京都府、79年には東京都と大阪府など、主要の広域自治体にも革新系の候補が敗北することによって、革新自治体の時代はほとんど幕を下ろすことになった。革新自治体の退潮には、保守系の積極的な革新切り崩し戦略や、社会党・共産党と総評を軸とした革新系の統一戦線の分裂、革新自治体の財政危機など、いろいろの要因が作用したが、前で述べたように、革新自治体の限界も重要な要因であった。市民運動は、そのような限界を克服して新しい方向を模索しなければならない時代に入った。つまり、日本が脱産業社会の段階へ移っていく過程で、市民運動もそれに対応して転換していく必要に迫られたのだった。

1980年代に入ると、既存の中央の観点から画一的に進行されてきた発展政策に対する批判と反省を基にして、保守陣営と革新陣営が地方分権化を標榜することになった。その目標は、各地域の生態系に適合し、住民生活の必要に応じる地域発展を進め、新しい地域アイデンティティを確立しようというものである<sup>23</sup>。このために、地方政府は民間協力または行政と住民のパートナーシップを基にする住民参加及び活動を模索することになった。1980年代後半以降、日本の各地で町づくり運動が活発になる<sup>24</sup>。90年代に入ると、町づくり運動は、地方政府の政策立案から政策実施に至るすべてのプ

ロセスにおける市民と地方政府のパートナーシップを重視するようになり、参加意識の拡大が認識されるようになった<sup>25</sup>。1995年7月に、地方分権推進法が公布され、中央政府と地方政府の役割分担及び地方財源の自主性に大きな変化が現れる。この法によって、地方分権推進委員会が設置され、中央政府の専横に対する監視機能が働くようになった。このような変化をもとに、地方政府は中央政府に対して自律的な立場から各地方政府に適合する町づくり運動をより積極的に進めることができる時代になっていった。

このように、安保闘争以降、特に1980年代から、日本の市民運動は争点が多様化するようになり、参加と対案を重視する草の根ネットワーク型の運動が発展してきた。特に、ライフスタイルと関わる運動、アイデンティティと関わる運動、市民主権の確保のためのオルタナティブ政治運動、草の根の国際連帯運動などを中心に、今日の市民運動は展開されている。

#### 第2項 韓国市民社会の現在一新しい社会運動のキャンドル文化祭

民主化後の1989年11月、これまで主流であった階級中心的な運動から、全ての階級を包括する国民的合意の形成を目指す新しい運動が始まった。これが経済正義実践市民連合(経実連)である。経実連は、公聴会、討論会などを通じて問題を提起し、代案を模索しながら世論を喚起させる方法で自分たちの主張を貫徹していた<sup>26</sup>。経実連のこのような運動方法は、街頭デモが一般的だった同時の運動文化において新鮮なものであったし、経実連をきっかけに、多くの市民団体が組織され始めた。例えば1989年に結成された空海追放運動連合が顕著である。これは環境運動であるが、軍事独裁の時代には、国家が進める開発に対抗する環境運動を組織することは困難だった。環境問題が注目され始めたのは6月闘争以後からである。以後、環境運動は市民運動の最も重要な領域の一つになった。空海追放運動連合が基になり、1993年には全国的な環境運動組織である環境運動連合が結成された。

盧泰愚政権後、1993年2月、金永三政権が樹立し、体制変革的な民主化運動は下火になっていった。その象徴が、1994年9月に誕生した市民運動団体「参加民主社会と人権のための市民連帯」(参与連帯)である。参与連帯は、創立大会で、文民政府の役目は民主主義の精神を生き返し、それを制度的に定着させることだと主張した。文民政府を打倒の対象にはしなかった。ただ金永三政権下においても、依然として強権政治

が維持されており、これを克服するためには市民的参加が必要だと分析した。すなわち、市民運動によって権力を監視しようという発想である。参与連帯の運動方法は経実連と大きな違いはなかった。この金永三政権下で、市民運動は大きく発展して、従来の体制変革的民主化運動は影を潜めていった。運動の主流が体制変革的な民主化運動から市民運動に変わったのである。体制変革的な民主化運動の基盤であった労働組合や農民組織などを除ければ、殆んど全ての運動団体が自らを市民運動組織と定義するようになった。

市民運動の発展は、金大中政権に入り、より加速化した。情報通技術の発達も大きい役割を果たした。特に、インターネットと携帯が日常化されることで、情報が広域に共有され意思疎通が円滑になった影響が多かった。その新しい市民運動の一つとして登場したのが「蝋燭集デモ」<sup>27</sup>である。蝋燭デモが最も話題になった事件は、2002年6月の米軍装甲車女子中学生死亡事件の追募集会を初め、2004年4月の 盧武鉉大統領弾劾訴追の通過反対の集会、2004年11月~翌年2月の国家保安法反対集会、2008年5月のアメリカ産牛肉輸入反対集会などである。特に2008年の蝋燭デモは、牛肉輸入再開の交渉内容に対する反対意思を表示するために学生と市民たちの集まりに出発した蝋燭デモで、100日以上集会が続きながら教育問題、大運河・公企業民営化反対などにも争点が拡がった。一部の学界とマスコミは、デモが政派を超えているとし、大部分の市民たちが自発的に参加したと評価している<sup>28</sup>。確かに、参加者は、初期には中学生・高校生の占める割合が非常に高かったが、徐々に大学生、会社員など年齢帯が多様になった。子供を伴った家族単位の参加や、芸能人やミュージシャンたちが参加するなど、「文化祭」的な姿を見せている。

以上本章ではまず、本稿の中心テーマである日本と韓国の市民社会の比較の前提として、両国における市民社会の歴史的な背景について議論し、いかに「同じ概念」が違った政治的文脈のなかで発展してきたのかを浮き彫りにした。そうだとすると、市民社会を国家横断的に理解する意味はないのだろうか。現代民主主義における市民社会の役割でも、民主国家の発展に、いかに市民社会の機能が重要なのかを考察できた。日本と韓国はともに民主主義国であり、その意味で、両国における市民社会の発展は、比較可能な側面を多く持っている。日本と韓国の市民社会現況を比較してみると、各々の政治的背景を反映した市民社会の発展が見られる。日本では地域単位の草の根市民運動が発達し、運動の方向が国民生活と密接に関連しているが、韓国では、政治改革に重点が置かれた運動が発展してきた。日本の市民社会の発展は、安保闘争以降、

大きく性格を変えていった。特に、福祉や環境、快適な生活など、いわゆる生活者価値としての運動が拡大していった。韓国とは異なり、戦闘的で体制改革的な要素が薄くなり、環境運動、女性運動、生協運動、地域運動、ボランティア運動などが活発に展開されるようになった。 韓国の市民社会の発展は、軍部独裁政権に抵抗するという政治背景があり、都市化と産業化による新中産層の拡大が運動を支える基盤となった。民主化後は、IT 産業の成長と共に登場したネチズンの登場によって、市民参加が拡大し、国民運動を展開するまでとなった。この両国の違いは重要である。なぜなら、市民社会という概念が言葉としては共有されているものの、国によってその文脈が違うことが理解できるからである。以上の理解に立って、では具体的に両国の参加民主主義の発展における政治改革運動の事例を考察していきたい。

# 第2章日本の政治改革運動を実践する地域政党

今日の日本で、地方分権化は一つの政治的キャッチフレーズになっている<sup>29</sup>。日本の社会運動が求める地方分権化は、中央政府の地方政府への形式的権力移譲ではなく、市民自治による地方自治だとされる<sup>30</sup>。日本は2000年4月、いわゆる、「地方分権一括法」を施行することによって、「第3の改革」と言われる地方分権改革を推進することになった<sup>31</sup>。このような地方分権化の時代に、自治体に「地域政党」を作り、意欲ある自治体議員を育成しようという運動がある。それは、「代理人運動」という制度を通じて発展し、市民の政党と呼ばれる参加型政治を実践していた。例えば、神奈川ネットワークの代理人運動は、過去20年以上の発展を通じて既に実験的段階を超え、地域的に浸透しており、政治改革運動の普遍化を図っている。

本章では、今日、韓国政治で見られない「政治の地方化」という状況の中で、代理 人運動の母体でありながら、市民セクターをつくり、参加型政治文化を実践している 日本の地域政党である神奈川ネットワークの事例を見ていきたい。韓国の事例「参加 連体」の政治改革運動と比較しながら、市民社会の中でどのような市民活動どのよう な政治理念を立て、どのような政治改革運動を広げているのかを見ていきたい。

# 第1節 「神奈川ネットワーク運動」の設立背景と組織的特性

東京・生活者ネットワークと共に、代理人運動の母体として、最も長く活発な活動

を広げているものが神奈川ネットワークである。神奈川ネットワークは、1984年に設立され、現在、神奈川県内に35の団体で構成されている主婦と女性を中心とする地域政党(local partyである<sup>32</sup>。神奈川ネットワークは、分権化の時代に、中央政党が地方政治に関与するのではなく、多様な地域政党が政策を作り、暮らしやすい地域を作っていくことを目標としている。

神奈川ネットワークは「生活者政治」、「参加型政治」、「参加・分権・自治・公開」を政治理念とし、主婦と女性の地域政党を神奈川県内に広げ、毎回の選挙ごとに議員数を増えてきた。韓国と同様に、日本でも多くの政治団体と政党が政治改革を訴えているが、神奈川ネットワークは神奈川ネットワーク運動の組織そのものが政治改革のための政策であると認識している。すなわち、ローカル・パーティーの神奈川ネットワーク運動は、市民たちの政治生活の道具であると位置づけている。神奈川ネットワークは、「政治」が市民たちから「不信」の代名詞で語られる中で、危機感を感じ、生活者の立場から「政治」を省みて本来の政治の目的を市民の参加と責任によって創り出そうとする。神奈川ネットワークでは、本来の政治というのは、市民が自分たちの生活において、共同で問題を解決し、課題を解決するために税金を払い、その税金の使用方法を決めることだと認識する。その決定を、市民の代表として選出される議員に委任することが民主主義であると述べている。税金を払うことと政治は一致することであり、政治を創る力、すなわち権力は本来の市民が持っている力であると主張する。

このような、神奈川ネットワークの設立目的は、日本の政治の現実の中で、生活者から政治を改革することで、市民の参加と責任による新しい政治を作ることである<sup>33</sup>。1979年、生活クラブ生協の「合成洗剤追放対策委員会の設置及び運営に関する条例」制定の直接請求運動が契機になって、議会に市民たちの意思を伝える政治的代理人が必要であった。それから、1987年統一選挙で初めて代理人が当選し、人々の共感で生活クラブやリーダーたちのネットワークが一層大きくなる。職業としての議員を否定する神奈川ネットワークでは、選挙で選ばれた「代理人」は、優秀な能力の持ち主であっても、本人の意欲があっても、2期8年という交代を原則とする自主管理規定を設定している。これは、議員活動を多くの人が共有できるようにする一方で、議員だけが政治に参加することを避け、また議員が権力化しないことを目標としているからである。

神奈川ネットワーク運動の組織的特徴34は、「議員」は「政治的代理人」という点

である。

神奈川ネットワークは、「おおぜいの私」であることを自覚し、従来の政治・経済システムを地域から作り変えていくことを指向する市民、特に女性の政治組織であるが、まず、自分たちの意志を伝える議員を議会に送ることが必要になってくる。個人の職業としての政治を基本的に否定している神奈川ネットワークでは、「議員」とはいわず、政治的「代理人」と呼んでいる。このような、代理人候補者の多くは、所得や生活水準の豊かなわけでもないし、「資産家」でもない。つまり、「生活クラブの活動家」「ネットワークの活動家」とはいっても、その多くが専業主婦で、家庭の主婦業の間に生活クラブ、あるいはネットの活動、あるいはその外の市民運動を行っている人たちである。他に専門職を持っている人もいるし、「兼業主婦」であり、一般に言われる「ごく普通の主婦」と社会的な立場は変わらない。

# 第2節 「神奈川ネットワーク運動」の主要活動と事業

生活クラブ生協での組合員活動を通じて生活がどれくらい政治と密接な関係を結んでいるのかを感じた女性たちは、代理人を誕生させ、NETを創り出した。古い体質の政治によって歪んだ社会を立て直すには、生協の枠の中では解決しにくいと考え、結局、生協とは別に独自な枠を持つようになった。生協との関係も地域によって違いがあり、東京生活者ネットワークの場合は、依然として生協と繋がっている一方、神奈川ネットワークの場合は、生協との関係は終わっている。その代案として、神奈川ネットワークの場合、NPO活動法人と連係されている「ワーカーズ・コレクティブ」35が活動基盤であり、同時に組織的基盤になっている。

例えば、ディーサービス、入居者生活支援(老人グループ)、主宅介護支援(ケアマネージャー)、在宅介護支援、家事介護、ヘルパー、保育、子供教育支援(隣家保育院、一時保育園、障害児保育院、放課後勉強部屋運営)、薬局、食事、陪食サービス、移動サービス(運転ワーカーズ)、消費材配達、海外支援(WEショップ)、多文化友人センター運営(外国人の日本適応のためのプログラム)などの活動を多様なワーカーズ・コレクティブが結合して運営している。NETがこのように多様な地域活動をすることは、地域福祉そのものに重要な活動でもあるが、選挙においても効果的だと考えているからである。神奈川ネットワークが地域福祉活動によって、地域住民たちの信頼を得ることも明らかな事実である。このように、NETの生活政治は日常的

に成している。地域活動と政治は別物ではなく、より密接的に繋がっている。

神奈川ネットワークは、議員による条例提案に取り組むとともに、立法機能を高める議会をつくるために、議会を活性化させている。今日の自治体議会の多くは、議員と行政・首長との間で、一方的な質問・要望に終始し、形骸化している。特に、神奈川ネットワーク「条例作成・制定研究会」36では、議会を本来の目的である政策議論の場として活性化することで、議会改革を進めている。議員自らが条例案文づくりに取り組み、制定に向けて地域での運動とともに、議会に対して働きかけながら、議員立法・市民立法にチャレンジしている。

また、事業として近年重視しているのが「NET政治スクール」37である。「NET 政治スクール」は、1995年、本部事務所の移転で50人規模が集合できる場所を確保したことを契機に開設された。その他の事業としては、市民社会チャレンジ基金運動も挙げられる。神奈川ネットワークは、日本で市民の政治への信頼性を高めるためには、市民自らが政治への寄付を日常化する努力と、それを促すシステムが必要であると考えた。2000年から「市民社会チャレンジ基金」38を設立し、毎年2億円を集めている。この基金は、市民の政治への個人寄付を主な資源とし、政治を「つくり・かえる」個人の意思を社会化することによって、政治・社会変革に向けた市民による市民への支援になると考えられている。

## 第3節 生活者代案運動への実現―「代理人運動」を中心に

代理人運動は、1977年生活クラブ生協の指導者である岩根邦雄によって提案され、合成洗剤追放のための「せっけん運動」を展開した生協を基盤にして、東京都議会議員に女性候補を出すことで始まった。この時には落選だったが、2年後の1979年同一選挙で当選、代理人の第1号が誕生した。図表2)のように、現在、2008年度全国地域ネットワークの代理人数は142名である。

図表2) 2008年神奈川ネットワークの地域ネットと代理人数
--------------------------------

全国市民政治ネットワーク	代理人数
市民ネットワーク北海道議員数信州・生活者ネットワーク つくば・市民ネットワーク お玉県市民ネットワーク お玉県市民ネットワーク 市民ネットワークと千葉県 東京・生活者ネットワーク 神奈川ネットワーク運動 ネットワーク横浜 ふくおかネットワーク くまもと生活者ネットワーク	9人 4人 2人 5人 22人 55人 30人 3人 10人 2人
合計	142人

<sup>\* (</sup>出所)月間『NET』神奈川ネットワーク運動NO. 274より作成。

1995年には山梨県と岩手県に地域ネットが設立され、現在では1都1道7県に、代理人運動のための市民団体組織がある。「東京・生活者ネットワーク」、「神奈川ネットワーク運動」、「代理人ネットワーク千葉県」、「市民ネットワーク北海道」、「福岡ネットワーク」など都道県レベルで結成されたネットワークと、埼玉県、長野県、山梨県、岩手県の県内に設立された地域ネットワークがある。

代理人運動は、基礎自治体レベルの地域ネットワークを結成して、代理人選出の母体になる政治団体をつくり、この団体の支持を受けた候補者が地域住民の主張を代弁する「代理人」として地方議会の一員として働くことになる。神奈川ネットワークの岩根は、代理人運動と呼ばれるようになった理由を次のように述べている<sup>39</sup>。有権者の意見を尊重して議会にこれを反映させる議員は有権者の代理人という意味で、用語を選んだのである。市民が選んだ議員が市民の代表ではなく、代理人に過ぎない。したがって、可能な権限委譲を最小化するという原則において代理人運動は、直接民主主義の精神を含蓄している。

代理人運動は、市民要求の回路として機能を失った既成政党への不信感と市民感覚を失った政治体制の批判から始まった。1960年代安保闘争過程で形成された社会運動勢力が闘争の主体と場を「国民」と「国家」から「市民」と「社会」に変革し、次第に「反対」から「提案」に向けて市民自治と政策参加を志向する社会運動である。

このような生活政治は、生活と密接な場所、すなわち地域で具体的な活動を通じて

課題を解決し、既存の政治と社会を変化させることであり、そのために市民自身が政治に参加しなければならないという論理である。しかし、現実的に市民の全てが議会に直接参加することができないので、市民の代表ではない代理人を議会に送るのが代理人運動である。政治の市民化、政治の生活化運動を出発点として、生活クラブ生協は自体基盤である地域生活の場から新しい政治参加の場をつくるために、生活クラブ生協の会員たちに代理人運動を訴えた。

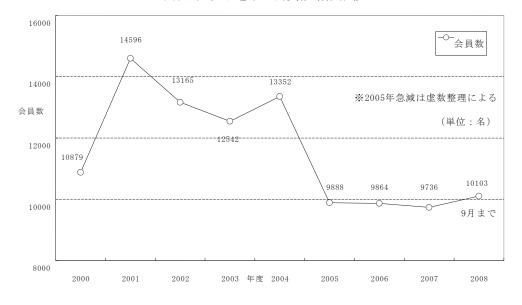
代理人運動は「社会変革の主体を地域でつくる」という理念で、地域の市民自治や市民社会の市民統治を志向している。社会変革の主体は各地域に住む個人で、「国民」より地域の「市民」が民主主義の主体という視点を持ち、個人があって、国があり、地域があって、中央があるという反中央集権的な価値観を持っている。代理人運動は「住民」より「市民」という用語を主に使っているが、その理由は住民が地域定住という要件だけで資格を得るが、それだけでは十分でなく、地域社会が構成する「市民社会」への主体的参加を意識する「市民」が重要で、その意味を強調することが社会運動的性格と相応であるからだと思われる。このような地域中心の市民民主主義の理念によって、代理人運動はナショナル・パーティーではないローカル・パーティーとしてアイデンティティを構築している。

# 第3章韓国の政治改革運動を実践する市民団体

韓国政治社会の課題を克服するために、市民団体が多様な形態で活発に活動している。本章では自発的な参加型市民社会のために、活発に活動・実践している韓国の市民団体である「参与連帯」の事例を検討し、韓国の市民社会という領域が確かに存在し、成熟な市民社会をつくるために多様な政治改革運動をしていることを明らかにしたい。そして最近、活発に活動している「参与連帯」の政治参加活動が、どれくらい市民社会に寄与しているのかを考察し、これを通じて参与連帯の政治参加を望ましい方向に導くための方案を模索したい。本章で考察しようとする「参与連帯」に関する事例は、過去の韓国市民社会・市民運動の研究では、「反応する民主主義」として、また市民の政治参加の責任性を確保するという点において、肯定的に評価されてきた。しかし、市民団体の政治参加が代議民主主義の活性化により積極的に機能するためには、幾つかの問題点を再検討しなければならないと考える。

## 第1節 「参与連帯」の設立背景と組織的特性

1990年代に入って、韓国の新しい市民運動の情勢変化の中で創立された参与連帯は、韓国の政治改革運動を行っている代表的な市民団体である。1994年9月10日に設立され、「市民参加」、「市民連帯」、「市民監視」、「市民対案」を基本精神に社会的運動を展開してきた。参与連帯の初期の問題意識は、大きく二つに分けられるが、第一は、打倒されない権力に対して黙認せず、打倒されない権力の民主化のために闘わなければならないという点。第二は、新しいイシュー、いわゆる市民運動的イシューに対する積極的な対応の必要性である40。政治改革運動において韓国の代表的市民団体として浮上した参与連帯は、図表1)のように2008年9月まで、約1万103名の会員を擁し、経実連(経済定義実践市民連合)や環境連(環境運動連合)を始め市民団体らと共に、韓国市民社会運動の大きな流れを形成している。今では最大級の市民運動団体として発展している。「参与連帯」は、活動経費全額を会員からの会費及び財政事業などでまかなっている。



図表1) 参与連帯の会員数増減推移

\*出所)ハンキョレ新聞ウエブサイト[http://www.hani.co.kr/arti/society\_society\_general/309008.html] (検索日:2008年9月8日) より参照。

参与連帯の設立背景には、1994年、民主化運動の結果、「文民政府」41と言われる金永三政権が登場したが、過去の既得権の反発で主要な改革政策が無駄になり、治安当局も強化される不安定な時期が続いたことがあった。このような社会的雰囲気の中で、民主化のための努力が実を結ぶためには、過去の反独裁闘争を超え、より具体的で日常的な新社会運動としての権力監視運動が始まらなければならないという問題意識に共感した約200名の進歩的学者グループ、人権運動弁護士グループ、青年運動家たちが主となって1994年9月10日に参与連帯が設立された。「参与連帯」の出現は、いわゆる上からの保守的民主化による限界を市民社会の力で突破しようとする改革勢力の結集であり、すなわち「下からの民主化」であると言えよう。

「権力監視運動」と「政治正義」を理念と活動目標で結成された参与連帯は、「国 民各層の自発的参加によって国家権力を監視し具体的な政策と代替立法を提示し、実 践的な市民行動を通じて自由と正義、人権と福祉が実現される民主社会の建設」を目 的に設定している。

すなわち、真の民主主義を建設するという目的のために、一方では国家権力に対する監視を、そして他の一方では市民社会の参加を図ろうとした。これを通じて分かるように参与連帯の究極的な目的は市民たちによる権力監視運動を広げようとしたのである<sup>42</sup>。

## 第2節 「参与連帯」の活動機構別の事業

参与連帯は、最近、2007年の活動機構別主要事業報告を通じて、市民社会の中でどのような役割を果たしてしたのかを各機構別に見て行きたい。

まず、社会経済分野では、家計負担事案である「私教育費実態報告書」を発表し、3 大家計負担に対する議論や問題提起を行っている。この学費関連報告書によって、教育府が適切な学費策定をするようになった。労働社会委員会では、労働市場政策の研究及び対案を提示し、企業の社会的責任(CSR) 二向けての労働行政監視運動や、非正規職問題に取り組んだ。労働の両極化、非正規職の問題解決を模索するために「賃金体系改編方案」および「職務分離制」など、労働市場構造改革のためのシリーズ討論会を進めた43。 権力監視分野での議政監視センターは、国会や政党のモニター、選挙法改正運動、「開け国会」サイト運営、市民事業、大統領選挙事業などを行った。例えば、国会・政党モニターでは、大型マーケット規制に関する政党政策の評価レポートを発刊し、進歩政治研究所プロジェクトで「議政活動評価指標開発プロジェクト」を進めた。選挙法改正運動においては、中央選挙管理委員会の選挙UCC44指針を全面廃棄し、市民団体と公職選挙法改正を促す活動を展開した。国会議員監視サイト「開け国会」は、一日700件前後のアクセスを維持しており、運営も安定的に行っている。そして、議員情報と議政活動の記録を提供するデータベースサイトでネチズン参加を可能になるように、運営と編集を再編した。

司法監視センターでは、判決、捜査モニター活動、司法改革、法曹倫理などに取り組み、司法情報資料室を開設し、定期的に最高裁判所判決と最高裁判事を評価した。そして、「弁護士懲戒情報サイト」の開設は、法律サービスの利用者である市民たちに直接的な影響を与えた点や、弁護士倫理を強化させることができた点において、肯定的に評価されている。また、法学専門大学院(ロースクール)制度施行のための活発な活動が、関連法律の制定へ実を結ぶことになった。

平和軍縮分野の平和軍縮センターでは、イラク・アフガン派兵延長反対運動、国内外連帯活動などに取り組み、市民参加プログラムを進めて大衆的な平和運動の可能性を実験しようとした。また、大統領選挙の関連では、「2007年大選連帯」の政策議題として軍縮、派兵部隊撤収、ODA拡大などを提示した。国際連帯委員会では、ミャンマーの民主化、フィリピンの組織的な活動家殺害を止めさせる活動、ODA(Official Development Assistance)活動などを行い、委員会活動の重要な契機になった。

参与連帯は、連帯事業においても活発な活動を行ってきた。集中連帯活動は、韓米FTA阻止、イラク派兵軍完全撤収運動、大統領選挙政策キャンペーンなどがあった。韓米FTA阻止運動は、国会と市民社会団体の専門家たちを連結して与党・野党議員50名が参加する国会非常時国会疑義構成を組織した。また、分野別に韓米FTAの問題点を発表して争点を発掘し、社会的に韓米FTAの影響を大衆的に知らせることに寄与した。イラク派兵軍撤収運動は、参与連帯が独自に遂行してきた派兵政策全般とザイトン部隊活動のモニターリング、国会派兵延長動議案の否決推進や国会政策決定過程に対する情報公開、行政訴訟などが挙げられる。そして、大統領選挙政策キャンペーンにおいても、教育、福祉、緑、平和、経済、女性、地域開発の7大核心課題を選定し、候補を対象に政策採択運動を広げた。また、教育政策や非正規雇用対策など、生活対

策のための有権者討論会を開き、有権者運動の次元からメディアDaumと共同して「1 000個の生活公約集めキャンペーン」を展開した。同時に大統領選挙候補に市民社会のビジョンと対案を受容することを促す活動を広げたことも評価されている。

## 第3節 権力監視運動の実現-「議政治監視活動」を中心に

韓国の議政活動評価は、歴史が短いにも関わらず、市民団体の先駆的な努力によって大きな成果を得たといえよう。議政活動評価は、有権者と議員の距離を狭め、有権者の要求に反応する議会を作っていくことに大きく寄与したと評価できる。一方、このような評価が蓄積されることによって、今後、国会としても本来の機能を遂行することにおいて生産性を高め、そのことが国会の役割を高めるという意味でも議政活動評価は貢献していると指摘できる45。

参与連帯の議監視センターは、政治と国会に対する監視と批判を通じて、政治改革 と代議制政治の発展、そして参加民主主義が実現することを目標とし、1994年の参与 連帯の創立と同時に設立された46。それまで、韓国の政治は腐敗と政争に明け暮れ、 政党や国会、選挙は本来の機能を失い、市民監視と批判が必要な社会状況にあった。 このような状況で、議会監視センターは、政治と国会に対する監視と批判、政治制度 の改革、選挙時の有権者運動などによって政治改革運動を広げてきた。具体的には、 議政モニター活動で、国会内の各種の会議傍聴及び、政治腐敗に対する市民たちの抗 議行動を広げてきた。一連の調査活動と日常的モニター活動を基にして、政治家デー タベースを構築し、有権者である国民が望ましい選択ができるように、議員個々人の 議政活動に対する客観的で正確な情報及び、評価資料を提供してきた。また、政治腐 敗を量産し、市民の権利を封鎖する昔の政治制度を改革するための活動にも力を注い できた。選挙制度を改正するための憲法訴願を提起し、政治制度全般に関する改革案 を設け、国会に立法請願を行ってきた。これらを貫徹するための全国的なキャンペー ンも展開した。このように、議政監視活動は、民主化前の韓国政治から脱皮し、市民 による議会政活と政党活動の監視運動を通じて、国民的念願である政治改革を成し遂 げるための活動として理解できよう。

2000年と2004年の総選挙における落選運動では、全国の市民団体との総選市民連帯を盛り上げ、腐敗・無能政治家の当選阻止に寄与してきた。2002年には大選有権者運動を展開して、10大改革議題を選定し、大統領候補の公約検証運動や、候補者の政策

評価、さらには共同投票を主張する100万人有権者登録運動などによって、全国規模の運動を展開した。2000年からは、国務総理指名者の人物評価を行い、国民の権利として国務総理の人物聴聞会制度を導入するための立法運動を展開した。その関連法の制定以後も、国務総理指名者の公職遂行能力、資質、道徳性と信頼性などを検証して評価書を発表するなど、活発な政治改革運動を広げてきた。

## おわりに

市民社会の概念を通じて、日本社会や韓国社会を論じる際、よく指摘される点は両国の市民社会の特殊性である。つまり、市民社会の形成と発展過程が西欧とは異なる経路によって成り立っているため、西欧の市民運動をモデルとした分析には多くの限界と脆弱性を持っているという議論である。西欧的視点から市民社会の基準を設定し、日本と韓国の市民社会を見ると、確かに基準に合わないことも少なくない。しかし、そのことは、日本と韓国において市民社会が存在しないということではない。両国には、政治参加を志向する市民運動が多数あり、政治の民主改革に向けた努力を日々行っている。このような社会の動態を理解することは、両国の民主主義の発展を考える上で重要である。本稿は、その観点から、現在、両国で発展しつつある「新しい社会運動」を比較考察してきた。

比較から見えてきたものは、日本の地域政党の政治参加と韓国の市民団体の政治参加は、確実に両国の政治社会を変えているということである。それは、十分機能していない代議民主主義の再生に向けた参加民主主義の試みであるという点で共通した展開だといえよう。本稿で、政治改革運動として取り上げた日本の地域政党「神奈川ネットワーク」の代理人運動と韓国の市民団体「参与連帯」の権力監視運動は、その文脈で重要な政治運動である。神奈川ネットワークは、市民参加型政治の実践として発展し、市民たちの自発的参加と会費だけで運営されてきた。一方、「参与連帯」の議政活動評価も、選出された代表が有権者の意思に反応するよう監視していくメカニズムである。どちらも、市民と政治の距離を縮めるための変革運動であり、「市民社会」の役割を強く認識している。

これらの運動は、まだ発展過程にある。したがって、運動における課題も多い。また運動には限界もある。両国における市民社会の政治参加をさらに加速するには、様々な制度改革も必要である。実際、効果的な政治参加による権力の牽制と監視を強

めるためには、市民の参加を遮る選挙法の撤廃や、市民が積極的な選挙活動ができる ような法整備が不可欠である。こういった共通の課題が両国の比較から浮き彫りにな った。

国が違えば文化も歴史も政治風土も異なる。しかし、両国の市民社会を理解することは、今後、両国の市民社会の成熟という点において、政治変革の可能性と展望を考えることは重要だと思われる。

(PARK Junghee、本学大学院国際関係研究科後期課程)

#### 参考文献

- <韓国語文献> (著者名の韓国式가나다順に列挙、著者の漢字がわからない場合はカタカナで表記)
- 刊용혁(他)『한중일시민사회를말한다』(コン・ヨンヒョク『韓・中・日市民社会を 語る』)イハクサ、2006年
- 권형태・손형재(他)『아시아의시민사회—개념과역사』(コン・ヒョクテ、ソン・ヒョクゼ『アジアの市民社会—概念と歴史)』)アルケ、2003年
- -----『아시아의시민사회-현재와전망』(コン・ヒョクテ・ソン・ヒョクゼ『アジア 市民社会 II -現在と展望』)アルケ、2005年
- 김명심「참여연대의조직구조와전략특성에관한비관적고찰」(キム・ミョンシム「参与連帯の組織構造と戦略特性に関する批判的考察」) 『高麗論集』 第31集、2002年、241頁引用。
- 召호기『한국시민운동의성찰』(キム・ホギ『韓国市民運動省察』)『経済社会』冬号 、2000年
- 나일경 「 지역정당의제도적기반과집합행위의딜레마—가나가와현의생활클럽운동그룹 에관한사례를중심으로」(羅一慶 「地域政党の制度的基盤と集合行為のジレンマー神奈川県の生活クラブ運動グルップに関する事例を中心に 」)『 市民社会と NGO』第2号、2007年、209-213頁参照。
- ----「전후일본의사회변동과사회운동」(羅陵映「戦後日本社会変動と社会運動」) 『政治論議』第29号、98頁参照。
- 박상 国『NGO 를 알면세상이본인다』(パク・サンピル『NGO を知ると世界が見える』) ハンウル、2006年
- 박대식・최진혁『한국지역사회이익단체—활동과영향』(パク・デシク・チェ・ジンヒ

- ョク『韓国地域社会と利益団体-活動と影響』)オルム、2005年
- 박 강「정치과정속에서의시민운동—과제와전망」(パク・カン「政治過程の中での市民 参加運動— 課題と展望」)大韓政治学会 9 巻1号、2001年、1-10頁。
- 백욱인『네트와새로운운동』(ベク・ウクイン『ネットと新しい社会運動』)『動向と 展望』第43号、1999年
- そい 望 보 시 민 사 회 연 구 소 『 시 민 사 회 와 시 민 운 동』 (中央 日報市民社会研究所 『 市民社会 と 市民運動 』 ) アルケ、2002年
- 包養「시민단체의선거참가와의정감시활동」(イ・ヒョンチュル「市民団体の選挙参加と議政治監視活動」) 『大韓政治学会報』第11集3号、2004年、314-315頁参照。
- 임혁백·고바야시요시아키『시민사회의정치과정(한국과일본의비교)』(イム・ヒョクベク・小林良明『市民社会の政治過程(韓国と日本比較)』)アヨン出版部、2006年
- 시민사회포럼 『 참가민주주의실현을위한시민사회와시민운동 』 (市民社会ポーラム 『参加民主主義の実現のための市民社会と市民運動 』) 中央日報市民社会研究 所編、2002年
- 込율『시민운동바르게본다―시민운동의역사적의미와국내시민운동의문제점』 (シン・ユル 『 市民運動正しく見る―市民運動の歴史的意味と国内市民運動の問題点』21世紀ブックス、2001年
- 한국정치학회『한국의국가와시민사회』(『韓国政治学会『韓国の国家と市民社会』) ハンウルアカデミー、1992年
- 한영혜『일본사회개설』(韓榮惠『日本社会概説』)ハンウルアカデミー、2002年
- ----『일본의지역사회와시민운동』 ( 韓榮惠『日本の地域社会と市民運動』) ハンウルアカデミー、2004年

<日本語文献>(著者名の五十音順に列挙)

上野千鶴子・寺町みどり『市民派政治を実現するための本』コモンズ、2004年 小林良彰『現代日本の政治過程』東京大学出版部、1997年

- ----『日本政治の過去・現在・未来』慶應義塾大学出版会、1999年
- ----『市民社会における政治過程の日韓比較』慶應義塾大学出版会、2006年

佐竹寛『参加民主主義の思想と実践』中央大学出版部、1993年

篠原一『市民の政治学』岩波新書、2006年

渡辺登「地方における市民の可能性」『都市問題』第88巻、第2号、市制調査会、199 7年

西川潤『東アジアの市民社会と民主化-日本、台湾、韓国にみる』明石書店、2007年

辻中豊『現代日本の市民社会・利益団体』東京:木鐸社、2002年

朴元淳『韓国市民運動家のまなざし(日本社会の希望を求めて)』風土社、2003年

米原謙・土居充夫『政治と市民の現在』法律文化社、1995年

羅一慶『日本の市民社会におけるNPOと市民参加』慶應義塾大学出版会、2008年 山口定『市民社会論』有斐閣、2005年

吉田傑俊『市民社会論―その理論と歴史』大月書店、2005年

## <刊行物>

『社会貢献と市民社会(月刊)』-中央日報市民社会研究所、

『NET2000未来への責任-神奈川ネットワーク運動』神奈川ネットワーク運動、200 2年

『神奈川ネットワーク運動20年記念資料集』神奈川ネットワーク運動、2004年

『ローカルパーティ20周年記念誌』神奈川ネットワーク運動、2004年

『ローカルパーティで政治を変えよう』全国市民ネットワークローカルパーティ研究会、2006年

『市民社会チャレンジ基金フォーラム—市民のお金で社会を変える開催報告書』神奈 川ネットワーク運動、2008年

『日本・韓国NGO次世代ワークショップ報告書』主催:在日韓国民主人権協議会・参与連帯(2001年11月25日~12月2日)

<ウエブサイト>

中央大学校(市民社会研究所) (http://ngo.joongang.co.kr/)

ソンコンへ大学校(NGO資料館) (http://www.skhu.ac.kr/)

プルプリ自治研究所イウム (http://blog.grasslog.net/)

神奈川ネットワーク運動(http://www.kgnet.gr.jp/)

参与連帯 (http://www.peoplepower21.org/)

<sup>1</sup> 吉田傑俊『市民社会論―その理論と歴史』大月書店、2005年、15頁引用。

<sup>2</sup> コン・ヒョクテ (他) 『アジアの市民社会-概念と歴史』2003年、87頁参照。

<sup>3</sup> 吉田傑俊『市民社会論-その理論と歴史』大月書店、2005年、15頁参照。

<sup>4</sup> コン・ヒョクテ (他) 『アジアの市民社会-概念と歴史』2003年、187頁参照。

<sup>5</sup> イム・ヒョクベク(他)『市民社会の政治過程-韓国と日本比較』199頁再引用。辻中豊は、世界政治学会(IPSA)が編集するCDロム (Read Only Memory) (1989~2000) を基に、政治学関連学術論文で「市民社会」、NGO、「社会的資本」をキーワードで検索して、このような傾向を指摘する。

<sup>6</sup> ゴン・ヒョクテ『アジアの市民社会-概念と歴史』アルケ、2003年、207-208頁引用。

<sup>7</sup> 同上、208頁引用。

<sup>8</sup> 同上、208頁引用。

<sup>9</sup> 西川潤『東アジアの市民社会と民主化』明石書店、2007年、21頁引用。

<sup>10</sup> 同上、21頁引用。

<sup>11</sup> 韓榮惠『日本の地域社会と市民運動』ハンウルアカデミー、2004年、23頁参照。

<sup>12</sup> コンヨンヒョク (他) 『韓中日市民社会を問う』2006年、33頁引用。

<sup>13</sup> 同上、33頁引用。

<sup>14</sup> 同上、33頁引用。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> コン・ヒョクテ (他) 『アジアの市民社会-概念と歴史』2003年、189頁引用。

<sup>16</sup> チョ・ヒョウゼ『知識の最前線』ハンキル社、2002年、584頁参照。

<sup>17</sup> パク・サンピル『NGOを知ると世界が見える』ハンウル、2006年、105頁引用。

<sup>18</sup> 同上、105-106頁参照。

<sup>19</sup> 篠原一『市民の政治学-論議デモクラシーとは何か』岩波新書、2006年、152-159頁引用。

<sup>20</sup> 西川潤『東アジアの市民社会と民主化』2007年、21頁引用。

<sup>21</sup> 同上、22頁引用。

<sup>22</sup> 韓榮惠『日本社会概説』ハンウルアカデミー、2002年、312頁引用。

<sup>23</sup> 同上、233頁引用。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 朴元淳『韓国市民運動家のまなざし』風土社、2003年 「町づくり」という言葉は、1962年に名古屋市都市再開発に関わる市民運動が初めに使用したが、その後1970年代半ばには、都市の道路拡張、区画整理、アパート建設などに対する町の住民の抵抗の意味として使われた。しかし、1980年代の町づくりは、主に地方政府のしゅ主導下で、生活者の視点からの町づくりという意味が含まれる。

<sup>25</sup> 鳥越皓之『現代社会学の理論と実践』有斐閣、1997年、112頁参照。

<sup>26</sup> コン・ヒョクテ『アジアの市民社会-現在と展望』アルケ、62頁参照。 経実連は、1989年、3万5千余に至る会員と共に、学校、宗教系、法曹系、企業人、文化芸術人など、広範な構成員によって設立された。経実連は、非政治的な市民運動を標榜し、平和的で合法的な方法で、経済平等が実現される民主福祉社会を目標としている。彼らのいう「経済平等」とは、相対的貧困が最小化や、社会的弱者にまで生存権が保証されることを示す。このような目標を「実践」するために、不動産投機根絶運動と税収入保護及び、都市貧民主居安定対策追求運動を展開して、多くの市民たちの呼応と参加を導いた。

<sup>27 「</sup>蝋燭集デモ」とは、市民たちが広場などで、蝋燭を持って参加する集会。このデモは、普通非暴力平和デモの象徴であり、沈黙デモの形態を帯びる。代表的なのは、1988年チェコスロ

バキアの蝋燭デモである。韓国での蝋燭集会は、国内法「集会及びデモに関する法律」が、日が暮れた以後の野外集会またはデモを禁止している一方、文化行事などを例外にしているため、それを利用して文化祭の形態で行われている。

- <sup>28</sup> 中央日報 [http://article.joins.com/article/article.asp?Total\_ID=3421417] (検索日:2008年12月17日)より参照。
- <sup>29</sup> リ・スクチョン『代理人運動:市民参加型民主主義の実験』セジョン研究所社会発展研究、1 997年、39頁。
- 30 同上、39頁。
- 31 リ・キワン・小野耕二『現代日本の政治と社会』メボン、2006年、108頁参照。
- 32 『日本・韓国NGO次世代ワークショップ』(主催:在日韓国民主人権協議会・参与連帯)への参加(2001年11月~12月2日)から参照。東京、埼玉、千葉、福岡など、生協中心のlocal paーrtyは全国的に8個ある。しかし、自ら政治団体と称する所は神奈川ネットワークしかない。政治助成金は国会議員5人以上が集まると助成が出る。この要件を満たすと政党という用語を使うことができる。通常、政党と言うと国会議員が中心になる政党をイメージするが、ローカル・パーティーという概念を神奈川ネットワークが作った。国会議員を擁する政党、例えば自由民主党、民主党、公明党などに対して、地方議員のみを擁する政治団体のことを指す。 国政党=ナショナル・パーティーに対する、地域政党=ローカル・パーティーである。
- $^{33}$  神奈川ネットワーク運動「ローカル・パーティーの $^{20}$ 年—それって、政治だよ。」『神奈川ネットワーク運動 $^{20}$ 年記念誌』 $^{2004}$ 年、 $^{8}$  $^{-13}$ 頁参照。
- 34 羅一慶『日本の市民社会におけるNPOと市民参加』 慶應義塾大学出版会 2008年、209-213 頁参照。
- 35 同上、95-106頁参照。
- 36 『未来への責任-神奈川ネットワーク運動』NET2002、28頁参照。
- 37 同上、30-34頁参照。
- 38 神奈川ネットワーク運動『 神奈川ネットワーク運動20周年記念資料集』2004年、142~146 頁参照。この基金運営は、神奈川ネットワーク運動の持つ多様な資源(自発的に組織する力、政治力を高める学習力、個人カンパで集まる政治資金、多様な組織や運動をコーディネートし、マネージメントするノウハウなど)を外に広げ、全国の女性・市民によるローカル・パーティー政策研究、そして神奈川県内のチャレンジ性のあるNPOの設立・活動に寄与することを目的として創設された。
- 39 岩根邦雄-「生活クラブ哲学と代理人運動」『社会運動』174、1994年、12頁参照、『新しい 社会運動-生活クラブ代理人運動』168-170頁参照。
- 40 キム・ミョンシム「参与連帯の組織構造と戦略特性に関する批判的考察」『高麗論集』第31 集、2002年、241頁引用。
- 41 文民政府とは、第6共和国の二代目政府である金永三政府の他の名称である。3党合党の結果で、大統領選挙で勝利した金永三大統領は、集権初期改革と腐敗政策を広げ、第5共和国の軍部前職大統領らが拘束・収監された。金永三政府は軍部出身の大統領である民間の最初の政府であるという意味で、文民政府に呼ばれることになった。
- 42 キム・ミョンシム「参与連帯の組織構造と戦略特性に関する批判的考察」『高麗論集』第31 集、2002年、242頁引用。
- 43 第14次参与連帯定期総会集、2008年、20-43頁参照。
- 44 UCC (user creative contents) とは、 専門家、機関のようなコンテンツ提供者ではない一般使用者たちが、直接作り出したコンテンツを意味する。ウェブ2.0の概念が導入され、ウェブが開放化されて使用者たちの参加が大きく増えながら、UCCの範囲も広くなった。ウェブで使用者の直接参加が重要な話題になり、このような流れは生産者と消費者が分離したことと違い、消費者が新しいコンテンツを生産し出す新しい概念に進化されたのである。
- 45イ・ヒョンチュル「市民団体の選挙参加と議政治監視活動 」『大韓政治学会報』第11集3号、 2004年、314-315頁参照。
- 46 任爀伯・小林良彰共著編『市民社会の政治過程-韓国と日本の比較』アヨン出版部、2006年、68頁引用。

A Comparative Study on the Civil Society in Korea and Japan -Both the Countries' Movement Aiming at  $\lceil$  the Civil Participation-Typed Politics $\rfloor$  -

This study aims to compare the civil society in Korea and Japan, which is based on a critical mind that the movement of civil participation-typed politics is needed for the full growth of democracy in both the countries whose political system is representative democracy. Korea and Japan are two main democratic nations in East Asia. The concept of 「Civil Society」 was originated in European and American historical backgrounds, and about its application to Korea or Japan, there have been negative discussions made by a lot of disputants so far. However, at the same time, there also exist thousands of civil organizations in Korea and Japan today, and most of them seek out opportunities to actively participate in politics. In the respect, there undoubtedly exists space of a civil society in both the countries.

Then, what is the civil society like in both the countries? What commonality and difference come out when the civil society movements in both the counties are compared? This thesis aims to consider such a question.

First of all, the thesis discussed its paradigm development from a social movement in the past, focusing on political ideology, to a modern civil participation movement, called a new social movement and put emphasis on the fact that the civil participation movement is inevitable for the full growth of democracy.

In addition, a positive research was carried out to analyze organizations operating active political renovation activities for a voluntary participation-typed civil society in Korea and Japan at present. First, the case of a Korean civil organization 「P. S. P. D. (People's Solidarity for Participatory Democracy) 」 was discussed. And then, a Japanese case, especially a political organization 「Kanagawa Network」 was analyzed, which defined itself as a 「Local Party」.

Through such a comparative study, it was found that even though the historical or political b ackground of Korea is different from that of Japan, there undoubtedly exists a domain called a civil society in each country and that the civil organizations have developed their activities on the same political purpose.

(PARK Junghee, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

#### 論 説

## 近代朝鮮における抵抗運動と民族形成に関する一考察

金 容 替(KIM YONG CHAN)

#### 目次

はじめに

第1章 東学農民運動と「単一化」の限界

第2章 乙未義兵運動と「単一化」の要因

第3章 義兵運動の再蜂起と「単一化」の帰結

第4章 エトニ・モデルから考える抵抗運動と民族形成

おわりに

#### はじめに

グローバル化時代を迎えた21世紀において、韓国社会では多文化共生という課題に直面している¹。天然資源が乏しく、人的資源に依存している韓国であるが、少子化と高齢化が進む一方、滞在する在韓外国人や国際結婚の増加により、韓国社会における人口構成に変化が現れてきたのである²。多文化共生を実現するとした場合、これまで韓国社会を支えてきた単一の民族、単一の言語、単一の文化などの「単一性」を、「多様性」とどのように結びつけるのか、あるいは、どのように向き合えるのかということが課題となる。したがって、韓国のグローバル化時代において、これまで強調されてきた「単一性」について再考する必要があると考える。

本稿では、近代朝鮮において民族とは何か、そもそも民族とはどのように創造されるのかという疑問に答えるために、当時の社会情勢から「単一化」の限界と「単一化」の要因、そして「単一化」の帰結について考察する。近代にまで遡って考察する理由は、韓国において君主国家から国民国家へと移行していく時期であるので、国民国家の形成と深い関連性を持っている政治的概念としての民族について考えるためである<sup>3</sup>。韓国における民族形成の特徴といえば、植民地支配に対する抵抗運動をあげられるし、その変遷過程を忘れてはいけない。それゆえ、近代における代表的な抵抗運動である東学農民運動(1894年)、乙未義兵運動(1895~1896年)、

そして義兵運動の再蜂起(1904~1914年)を取り上げ、その原因と背景を比較検討することで、 社会集団の変化について考察する。この三つの抵抗運動に関する歴史的な考察のもとに、ア ントニー・D・スミス<sup>4</sup>の「エトニ・モデル」を援用し、民族形成につながる要因を見出したい。

## 第1章 東学農民運動と「単一化」の限界

18世紀から崩壊されていく朝鮮王朝の封建的な秩序と、王室と官僚の中で権力の争いはおさまらないまま、朝鮮は世界で帝国主義が拡大する19世紀を迎える。本章では、東学農民運動が蜂起する国内外の原因と背景、そして民族形成にかかわる特徴について考えたい。

出典:宮嶋博史「朝鮮時代の身分、身分制概念について」 (『デドン文化研究』Vol.42、2003年、306ページ)

社会構造から見てみると、朝鮮は「両班」「中心の社会であった。朝鮮社会は、図表1のように、社会の構成員が身分制度によって分かれており、王と王室を除く支配階層を「両班」、そして良民や賤民のような被支配階層を「百姓」と呼んでいた。そもそも前近代社会では、なぜ身分制が存在していたのかを考えると、その最大の原因は市場経済の低い水準にあったと宮嶋は述べている「6。16世紀以降から見られる身分制度の変化といえば、身分制度の改革論が展開して身分間の移動が朝鮮前期と比べて流動的であったことである。宮嶋によると、この流動的な状況について同一の身分での競争が激しいことに対し、身分間の移動は方法を問わず(合法であろうと、不法であろうと)比較的に自由であったため、身分昇格に対する強い期待感が生じるとともに、上層部分において身分表象(自分の身分を明示的に表示すること)に執着する傾向があったと述べている「。さらに18世紀の後半になると、近代資本主義の影響によって、「庶民地主」、「富農」、反失業的な「貧農」、特権的独占商人である「都賈」などが新しい階層として登場し、その一方で没落する両班も増えてきた。このように、朝鮮後期は貧富のバランスが崩れはじめ、身分制度に関して疑問を抱く人々が増え続いた時期であったのである。したがって、朝鮮後期における身分制の存在は、構成員同士がより高い地位を得るために奪い取る競争関係をもたら

した。これまで儒教理念を重んじて維持されてきた朝鮮社会の秩序が崩れてしまい、混乱と不安、そして葛藤や不満が高まることで多数の「民乱」が発生した。頻発した農民蜂起から19世紀を「民乱の時代」と表現する姜在彦も、身分秩序が崩壊する階級分化過程の原因を商品貨幣関係にあると述べ、その結果として庶民の反封建的反抗意識が高まったと主張している。

一方、不安定な国内情勢のなかで鎖国政策をとっていた朝鮮は、欧米諸国からの開港の要求に直面することになる。1875年、すでに開港をめぐってフランスとアメリカとの数回にわたる武力衝突を経験した朝鮮は、新たな衝突に備えるために農民を中心とする民間人まで徴集されることになった。その様子についてノース・チャイナ・ヘラルドを見てみると、「銃をかつぐことのできる者は全員が入隊し、軍艦が来そうなところにはすべて兵士が配置された。主な通過経路と交差するようにして、底に槍を突き立てた溝が掘られた。海岸沿いの高台にはどこも見張が配置された。耕作は行なわれず、商売も停止した」10と記述されている。耕作と商売が停止された理由からわかるように、数度にわたる外国の軍艦の出没は、朝鮮の不安定な国内情勢を一層悪化させた原因となったと考えられる。さらなる衝突に緊張感が高まっていたそのころ、明治維新から国力を高めてきた日本がついに朝鮮に向けて軍艦を派遣し、やがて艦船雲揚号と朝鮮官軍が衝突する「雲揚号事件」が勃発した。この事件によって、日米和親条約のような不平等条約である日朝修好条規(韓国では江華島条約と呼ばれる)が結ばれ、朝鮮は開国して「近代化」11に入ることになった。

このような朝鮮の衰退期のなかで、従来の儒教理念と退廃した両班社会の秩序を否定し、反封建的で革命的な性格をもつ新宗教の「東学」が1860年に登場する。「人は皆平等である」という「天人合一と人乃天」の思想のもとに、「東学」は身分制度に対して批判的であったがゆえに、主に農民を中心として「東学」への関心は高まった。特に、これまで自分の意見が国事に反映されることのなかった農民にとって、自分の意見が述べられて、また共感する「他者」との出会いのあるこの新しいコミュニティーの登場は、当時の朝鮮社会では画期的なできごとであったに違いない。このように農民の支持を得て発展していく「東学」は、もはや朝廷と対抗しうる(朝廷が衰退してしまったこともあるが)勢力として成長したのである。

1894年2月、朝鮮の西南地方の全羅道では、地方官の悪政に不満をもっていた農民が蜂起し、官軍との武力衝突が起きることになる。この事件を東学農民運動という<sup>12</sup>。「東学」と「民乱」の「結合説」を主張する慎鏞度は、「東学」が「民乱」に影響した要因として「組織」と「思想」(特に平等思想)をあげている<sup>13</sup>。18世紀後半から勃発していた「民乱」は朝廷への持続的な抵抗ができずに鎮圧されるばかりであったが、これに対して東学農民運動は、「民乱」では見られなかっ

た「平等な社会を実現する」という明確な目的から強い結束力を見せていた。東学農民運動を 阻止しようとした朝廷の官軍は農民軍の鎮圧に失敗してしまい、朝廷は中国に出兵を要請する。 朝鮮が開国した以降、中国と日本の間で朝鮮に対する支配権をとるための衝突が起きていた が、この事件をきっかけに日清戦争が勃発して国際的な問題に拡大してしまったのである。

開港をきっかけとする日常生活の変化とともに、「外国」または「外国人」との違い、つまり、これまで一度も目撃したことのなかった外見や服装または言葉や文化など、一目瞭然の違いが発見できた当時の朝鮮の人々にとって「自己」と「他者」という境界線を意識するようになったと考えられる。「自己と他者の境界線を意識する」ということをアイデンティティの側面から考えれば、中谷の主張のように、人間は常に他者との相互関係のもとで自己を発見することになる。それゆえ、開港から20年も過ぎた朝鮮社会でも外国人との出会いによって著しい「差異」を発見することになったと考えられるのである<sup>14</sup>。だが、このように複雑な人間関係におけるアイデンティティの発見は、そもそも個人と個人の関係から発生するものであるがゆえに、外国人との接触による場合だけに限らず、同一の社会の内部においても考えられることである。したがって、「自己と他者の境界線」は、国境を境とした「外的違い」とその内部に存在する「内的違い」の二つのレベルで把握することが重要である<sup>15</sup>。例えば、すでに述べている流動的な身分制度から「内的違い」を考えると、そこで「内的違い」とは、「優越と劣等の狭間での葛藤」をもたらしたと言えるし、「他者」よりも優越な立場を獲得することこそ、「内的違い」をめぐる競争に勝ち抜くことであったと言えよう。

日清戦争が日本の勝利に終わり、東学農民軍は日本と朝鮮の連合軍により鎮圧された。東学農民運動は身分秩序の崩壊による内的要因から発生したが、開港と従属をめぐる外的要因によって拡大され、結果的に朝廷に対する抵抗意識とともに、日本に対する排外感情が生まれたと言えよう。この排外感情こそ、「内的違い」を克服して「単一化」に目覚めさせる「外的違い」と結びつく要因であると考えられる。それゆえ、東学農民運動は、「他者」に抵抗するために「個々人」を「我ら」として一つに結ぶことのできるナショナリズムのような性格をもっていたと考えられるのであろう。慎鏞度は、この事件について、韓国近代史における民族主義的な農民運動であったと明確な評価を与えている<sup>16</sup>。だが、ここで民族主義的な農民運動であったと明確な評価を与えている<sup>16</sup>。だが、ここで民族主義的な農民運動であるように、東学農民運動をいわゆるナショナリズムの現象として評価するには一つの問題点が存在すると思われる。それは、これまで論じてきた朝鮮社会における身分制度を考慮すれば、東学農民運動は東学のリーダーと農民によって構成された「百姓の蜂起」であったからである。つまり、一部に限られた集団が戦争を経験したことで、身分を超えた「共通の目的」が定まって、また全構成員が一致団結して、戦ったとは考えにくい。

この限界性についてアントニー・D・スミス(以下、スミス)は、「社会階級を、持続的な集合的アイデンティティの基盤として取り扱うのがむずかしいのは、それには文化的な深みが欠如しており、感情的に訴える力が限られているからである。「階級」を、マルクスのように生産手段との関連で定義するにせよ、ウェーバーのように市場において同一の生活の機会をもつ人々の集合体と定義するにせよ、ある種のアイデンティティや共同体の基盤として利用しようとする試みには、いずれにせよ明らかな限界がある」「でと述べている。したがって、東学農民運動によって排外感情(特に反日感情)が高まったとしても、身分制度による「内的違い」を克服して「単一化」をもたらす「ナショナル・アイデンティティ」が生まれたとは考えにくいのである。

## 第2章 乙未義兵運動と「単一化」の要因

東学農民運動の以降、朝鮮ではさらに大きな社会変化が見られるようになる。その変化をもたらした原因は、既存の専制君主制から立憲君主制に変えようとした大胆な社会改革にあった。その改革の内容には、これまでの課題であった「単一化」の限界を克服できる要素が含まれており、改革による社会変化において民族の形成に拍車をかける要因を見出すことができると考えられる。

日清戦争の勃発とともに、朝鮮の「穏健開化派」<sup>18</sup>が日本の力を借りて政権を握ることができ、改革を担当する「軍国機務處」<sup>19</sup>を設置した。この時期に行なわれた改革が「甲午改革」と呼ばれるものである。この改革について、シュミットは「1894年7月から1896年2月の間、実際上、朝鮮の制度と社会の法律を徹底して分解検査するに等しいことが公表された。社会的には朝鮮王朝の身分制が公的に廃止された。このことにより、社会的諸集団の一方の極にあった世襲のエリートである両班は、彼らの伝統的な特権の多くへの国家的援助が奪われ、その一方、反対の極では、残存していた奴婢が解放されることになった。父系制の家族秩序は挑戦を受けなかったけれども、父系制の特徴のひとつ一寡婦の再婚禁止一は、法的に無効になった。王の権力は制限された。王室財政は国家予算から分離され、王の官僚への支配は制限された。伝統的な試験制度「科挙」は官僚を登用する方法としては廃止され、一方で新しいカリキュラムを備えた学校が開設され、生徒たちは官費で日本に送られた。この1年半の間に、660以上の改革文書が公表された」<sup>20</sup>と記述している。ここで注目しなければならないことは、これまで考察してきた身分制度が完全に廃止されているという事実である。もちろん身分制度の廃止が公表されただけで、身分の違いのない平等な社会として一変したわけではない。慎鏞度によると、廃止された身分制度は「不法的」なものになったし、すでに廃止された制度の「潰制」であったと述べている

<sup>21</sup>。当然ながら、身分制度の廃止に関して両班は反対で百姓は賛成という明らかに違う反応を みせていた。

それから「乙未改革」では、既存の旧暦をやめて太陽暦の使用、変服令、全ての国民が清潔であるように断髪令などが施行されるが、ここでは断髪令による問題について考えたい。断髪令が施行された経緯について、ノース・チャイナ・ヘラルドによると、「ソウルで発行されている日本字新聞の朝鮮新報によれば、日本兵は今月末(1895年12月31日)までに引き揚げを完了し、代わって憲兵260人が配備されることになっているが、日本兵の勘定書に暴行をもう一つ付け加えなければならない。先日、一団の日本兵が閣議に乱入し、人民に断髪を強制する命令を出さなければ殺すと全閣僚を脅かしたのだ」22と伝えている。この圧力により12月30日に国王が断髪をし、その翌日は政府閣僚、各部署の官吏と軍人・警察などが一斉に断髪をした。そして翌年の1896年1月1日から全国で断髪令が下されたのである23。断髪令が施行される光景を目撃したし、H. アンダーウッドは「彼ら(朝鮮の人々)の誇り、プライドと威厳はすべて非難されて踏み潰された。女性は男性よりもつらかったので、怒っている姿をあちらこちらで目撃したし、悲痛と泣き叫ぶ声が聞こえてきた。4大門(ソウルを囲む城壁の4の大門)では、見張りが通る人々のサントウを切ったので、農民、食料や焚き木を運ぶ人々は商品を市場まで持ち運ぶことを拒んでいた」24と記述している。社会情勢からみれば、断髪令によってソウルにおける物の流通が困難であったことが推定できるし、これによって生活に影響が及んで人々の不満が高まったと考えられる。

日清戦争の以降、ロシア、フランス、ドイツの三国干渉によって朝鮮国内での日本の影響力は一時的に弱まっていくことになる一方、王妃である閔妃(大韓帝国以降の明成皇后)を中心とした親露派が勢力を広めていく。これを警戒していた日本は1895年10月8日に乙未事変と呼ばれる王妃殺害事件を引き起こすことになる。この事件に対する人々の怒りと、断髪令の施行による反発から、各地では義兵運動が起きることになる。慎鏞廈によると、義兵運動を5段階にわけて分析しているが、この最初の段階は乙未義兵と呼ばれるものである(以下、図表2参照)。そもそも義兵運動の知的起源は、1876年の開港に反対した「衛正斥邪派」に辿り着く25。義兵運動の狙いであった穏健開化派の内閣が新露守旧派によって政権交代されたことで、断髪令が中止されたことで、乙未義兵運動は5ヶ月間の蜂起を終えて解散した26。乙未義兵運動では、これまで考察してきた民乱や東学農民運動と比較して、すべてのリーダーが衛正斥邪派の両班で、兵士の場合は両班を含む東学農民運動に参加した農民、そして賤民によって構成されていた。大士の場合は両班を含む東学農民運動に参加した農民、そして賤民によって構成されていた

さまざまに異なる身分の人々で構成された集団をつくることができたのであろうか。その理由を考える場合、冒頭でL.H.アンダーウッドが記述したように、なぜ人々は断髪令によって自分の誇りとプライドが傷ついたということに注目する必要がある。ここで、そもそもサントゥとはどのようなものなのかという点に立ち返り、断髪令とサントゥの関連性について「単一化」の要因を考えたい<sup>28</sup>。

図表2:義兵運動の展開過程

	1895	1896	1897	1904	1905	1907	1910	1919
社会	乙夫	等変	大韓帝国成立	7. 日露戦争	日韓協約	(乙巳条約)	日韓併合	3.1運動
情勢		慢令						
義兵	1895.1	0~96.4		1904.8~(	05.11 <u>0</u> 5.11∼4	07.7 <u>0</u> 7.8~0	9.10 <u>0</u> 9.11~14.5	
運動	乙未義	浜の膠	皆	再蜂起の	段階 拡大期の	段階 高揚期の	段階退潮と独立軍への	<b>运频</b> 3階

備考:慎鏞廈『韓国近代民族主義の形成と展開』ソウル大学校出版部、1994年、185~250ページ。

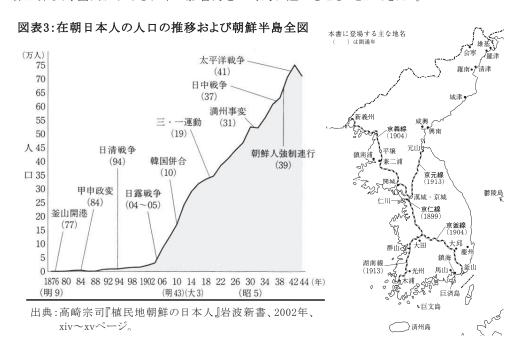
日本の丁髷のように朝鮮にもサントゥと呼ばれる男性の髪の結い方が存在した。子供や僧侶 を除くすべての朝鮮の男性がサントゥをしていた。儒教理念のなかには「身体髪膚受之父母」と いう言葉があるが、これは親からもらった体と髪は大事にすべきであるという意味を表している。 「サントゥと断髪令」という論文を執筆した李 珉 源 は、「断髪令が下されると官僚の中では『両親 からもらった身体と髪を傷つけることは親孝行に反する行為』であると訴え、官職を捨てて故郷 に帰る人が続出したという。儒林(儒学を信奉する集団)の巨頭であった崔益鉉は『自分の首は 切られても、自分の髪は切らない』と断髪に応じなかった。これに伴って全国各地では儒生(官 僚になっていない両班層。図表1の下級統治層にあたる)や地方民が一斉に蜂起した129と記述 している。断髪令の施行による人々の反応をみれば、反封建的であった東学農民運動ように儒 教理念を疑問視していた朝鮮社会といっても、儒教理念を文化的な側面から考えた場合では、 正当性としての機能がまだ果たされていたと言えるであろう。これについて、李珉源は「断髪令 において文化的な側面の狙いが考慮されていたという一般論はある程度説得力をもつ。実際に 当時の朝鮮人にとって断髪令は『サントゥに対する日本の攻撃』という認識より先に『民族的な 誇りに挑戦した日本の攻撃』と認識されていた。 つまり、朝鮮に対する日本人の文化的な劣等 意識をなくし、日本に対する朝鮮人の伝統的な優越意識をおさえる趣旨に基づいて施行された と認識されたのである」30と主張をしている。どのような意図で施行された断髪令なのかという歴 史的な評価を下す以上に、ここで重要なのはサントゥと断髪令との関連性である。儒教理念と結 びついているサントゥの意味は、まさに個々人のアイデンティティを表わすものであるがゆえに、 そういう個々人の正当性を無視したと考えられる断髪令に対して反発が高まったことはむしろ当 然なことであったと思われる。

断髪令の施行からわかることは、断髪の対象であったサントゥは身分の違いとは関係がなく、

その反発は、朝鮮の全構成員に及んだできごとにあった。つまり、身分の違いは社会構成員の「内的違い」を強調させるものであったのである。だが、社会改革の以降、身分制度の廃止が土台になって、また断髪令に対する反発によって、人々の間では「内的違い」を克服した「我ら」という共通の意識が生まれるようになったと思われる。そして、この時期から排日的な国民感情、つまり反日感情が高まっていく(同時に「我ら」の結束力も高まっていく)のである。以上の二つの社会改革のなかで起きた王妃殺害事件と断髪令の施行契機に蜂起した義兵運動を通して、民族形成の契機となる「単一化」の要因が醸成されていったと考えられる。

## 第3章 義兵運動の再蜂起と「単一化」の帰結

開化派と守旧派は日本の内政干渉を阻止させることには意見が一致していたので、乙未義兵運動が終わった翌年の1897年に、王を皇帝に昇格させて周辺国から自立することを意味する独立国の大韓帝国が誕生した。だが、統治形態をめぐる開化派と守旧派の意見は一致していなかったことは、不安定な社会情勢が続くことを暗示していた。開化派は、国民に参政権を与えて、また議会を設立するなど、立憲代議君主制を主張していた。他方で、守旧派は皇帝の力が弱まることを意味する開化派の意見には反対であったがゆえに、専制君主制と親露政策を維持することに変わりはなかった。皇帝は守旧派支持の立場に立っており、結果的にロシアとの関係が深まり、国内における日本の影響力を一時的に阻止させることができた31。



しかしながら、1904年に日露戦争が勃発したことで、これまで治まっていた義兵運動が再蜂 起することになる。大規模の日本軍が朝鮮に上陸して、再び内政干渉を始めたことが原因であ った。図表3を見ればわかるように、日露戦争の直前から在朝日本人が急増していくのである。 そのなかには、軍人はもちろん、技術者や労働者も多数を占めていた<sup>32</sup>。すなわち、日露戦争を きっかけに、南の釜山からソウル(植民地時代では京城と呼ばれる)を経て、北の新義州までを 結ぶ京釜線と京義線という鉄道の建設のために、多くの日本人が海を渡ってきたのである。ここ で注目したいことは、時期は若干異なるが、京釜線も京義線もわずか8ヶ月という期間で急速に 建設されたことである33。鉄道建設のためには莫大な予算と労働力が必要であったし、その影響 は朝鮮の人々にも及んでいた。当時の様子について、姜在彦は「鉄道工事および軍需品運搬 への労力および役牛の強制徴発、軍需物資の徴発、山林の濫伐その他各種の迫害と暴力を はたらき、それに反抗する者にたいしては仮借ない軍律を適用した」34と記述している。当然な がら、朝鮮の人々にとって反日感情が再び高まっていく原因になったに違いない35。義兵運動 が再蜂起する時期については、研究者によって異なるが、愼鏞廈は義兵運動の再蜂起を日露 戦争中の1904年7月としている。再蜂起してまもない1904年8月27日に、建設中であった京義線 が爆破されるという事件が発生した。この事件は、当時の鉄道の建設に対する反発が反日感情 と密接に結びついていたことを示すものと考えられる36。

再蜂起した義兵の身分構成を乙未義兵と比べてみると、乙未義兵運動では、リーダーが衛正斥邪派の両班に限られていたように、義兵運動が再蜂起した初期においても両班がほぼ義兵を率いていた。だが、義兵運動が展開していく中で、日露戦争が日本の勝利に終わって第二次日韓協約が、さらに1907年には第三次日韓協約が締結されることになり、皇帝を退位させ、軍隊が解散されることになる(図表2参照)。これまでリーダーは両班に限られていたが、日韓協約によって義兵運動が拡大されていくことにつれ、軍人や平民のリーダー数が増加して両班のリーダーより上回ったのである<sup>37</sup>。身分の低い農民などの平民が、組織のリーダーになれたことは、再蜂起してからの義兵運動の特徴であると考えられる。身分を克服して「我ら」として成り立つことのできる「単一化」の要因はどのようなもので、その要因がどのような形で具体化されていくのかについて考えてみよう。

義兵運動が再蜂起してからも、断髪に対する反発が続いていたと朴成壽は主張している。それは、再び日本の内政干渉が高まっていく1904年に「一進会」という親日団体が組織されるが、彼らは日本の主導に朝鮮が開化されることを望んでおり、また服装を変えて断髪をしたことが断髪に対する反発を強めた原因でもあった38。朴成壽は、義兵運動における断髪とサントゥの関連

性について、「断髪の反対は義兵の一貫した戦闘の掛け声ではあったが、断髪が日本の侵略への屈服を意味していなかったとすれば、長期に渡って反対しなかったかも知れない。断髪反対運動は明治初年に日本でもあったできごとで、外国の侵略に対する威嚇という切迫な状況が欠如していた。したがって、我が国(朝鮮)の儒生のサントゥが切られたことは、日本の侍の丁髷が切られたこととは別の意味があったのである。つまり、サントゥは単に守旧精神の象徴だけではなく、日本の侵略者に屈服できないことへの固い意志の表現であったのである」39と述べている。義兵の一貫した戦闘の掛け声となった「断髪の反対」とは、義兵運動における「共通の目的」を意味すると言えるし、日本の侵略に対して「守旧精神」や「屈服しない」ということは、再蜂起した義兵運動において「共通の敵」が日本だけに限定されたと言えるのであろう。このように再蜂起した義兵運動を断髪とサントゥの関連性から見てみると、10年前の乙未義兵運動から引き続く、日本の侵略に対する抵抗運動であると言えるのである。

すでに考察したように、東学農民運動および乙未義兵運動と比較して、再蜂起した義兵運 動の特徴とは「共通の敵」と「共通の目的」を明確に持っていたという点にあると考えられる。この 特徴を、スミスの集合的アイデンティティについての主張と重ね合わせて見ると次のように考える ことができる。スミスは「『階級』は、一定の社会関係をあらわしている。英国の労働者の階級文 化にかんする諸研究が明らかにしてきたように、二つ以上の階級がつねに紛争状態にあるよう な社会構造においては、紛争によって階級の差異が明確になり、その結果それぞれのアイデン ティティがきわだってくる。しかし同時に、とうぜんのことではあるが、ある領域内の住民全体のう ち、そのような階級アイデンティティにふくまれるのは、ごく一部にすぎない。その領域の住民全 体をふくむ包括的な集合的アイデンティティが出現すれば、それは必然的に、階級や経済的利 害に基づくアイデンティティとはまったく異なるものであろう。このようなより広範囲にまたがる集合 的アイデンティティは、より限られた階級的アイデンティティにたいし、むしろ挑戦的なものとなり、 まったく異なるカテゴリーの基準に訴えることによって、おそらく階級アイデンティティを切り崩し、 それを分断することもありえるだろう」40と述べている。 つまり、ここで階級的アイデンティティを切り 崩すもの、そしてある領域の住民全体をふくむ包括的な集合的アイデンティティの出現とは、ま さに再蜂起した義兵運動の特徴と一致するものであったと考えられる。それは、社会階級にこだ わらない住民全体に対する「共通の敵」の出現、そしてその敵に抵抗せざるを得ない「共通の目 的」が定められたことである。つまり、「共通の敵」と「共通の目的」というのは、階級アイデンティ ティを切り崩して分断させ、広範囲にまたがる集合的アイデンティティを形成するものであろう。 おそらくスミスが言う包括的な集合的アイデンティティとは、「単一化」を可能とするナショナル・ア

イデンティティにつながることを意味すると考えられるのである。

図表2のように、再蜂起から10年も続いた義兵運動において重要なことは、持続的に抵抗することができた結束力であると考えられる。義兵運動において「共通の目的」と「共通の敵」が定まったことによって「我ら」のカテゴリーが強調できたけれども、ここで「我ら」とは一体何者で、誰を指しているか明確にしておく必要があると思われる。その理由について、スミスは「集団の名前は、エスニックな共同体の確かなしるしであり、標章である。この名前によってエスニックな共同体の人々は、自分たちを他の集団と区別し、自分たちの「本質」を確認することになる。あたかもその名前のなかに、自分たちの存在の秘密や、生存の保障が隠されているかのように。お守り札のように、集団の名前は、神秘的な力をもつものとされてきた」。41と、集団の名前の重要性を論じている。それゆえ、近代朝鮮において、「民族」の語句の使用について考える必要がある。だが、東学農民運動や義兵運動のような民族主義運動の初期段階において、「民族」という語句が用いられなかったのである。それは、国家に対する概念や定義のなかに明白な場所を見出せなかったことが原因であるとシュミットは主張している42。したがって、再蜂起して展開されていく義兵運動のなかで、「我ら」の名称はどのように使われていたのかを調べることによって、集団の結束力を高めて維持させる方法が見出せると考えられる。なぜなら、人々を義兵運動に徴集する(動員する)ためには、共に戦わざるを得ない根拠となるものが必要であるからである。

義兵運動における指導層の「国民」に関する意識について研究をした金順徳によると、義兵運動のなかでなぜ「我ら」を強調する必要があったのか、その理由と当時の状況について述べている。その内容を見てみると、「伝統社会(前近代社会)において被支配層であった「民」は、上からの改革過程のなかで啓蒙と動員の対象に過ぎなかった。だが、韓末(朝鮮末期=近代化社会)での反封建・反侵略の主体として闘争する過程のなかでは、(「民」が)国権回復の主体として、国家構成の重要な一つの要素として成長した」43と記述している。つまり、朝鮮の主権喪失によって主権を取り戻す主体は社会構成員である「民」しかいなかったのである。それゆえ、義兵運動のリーダーにとって、結束力を高めて維持させる方法を模索することは第一の重要な課題であったに違いない。ここで言う「民」とは、当然ながら身分を超えた一つの単位として表わしているが、当時の「我ら」を意味する表現が定まっていなかった。金順徳は、1907年以降の義兵運動から「我ら」を表わす言葉として、「生霊」、「人民」、「同胞」、「民衆」、「民族」、「国民」などが用いられたと述べている。さらにそれらの言葉の前に「わが」をはじめ、「我ら」の人口を表わす「二千万」、「我ら」の範囲(朝鮮半島の距離)を表わす「三千里」、「我ら」の国名を表わす「大韓」などの修飾語を付け加えることで、「我ら」としての一体感を一層高めようとしたことがわかる44。

このように「我ら」を表わす言葉の使用が散発している現状のなか、統一された言葉として「民族」に絞られていくことになる。

一方、シュミットは、朝鮮における「民族」の登場と普及について、当時もっとも長期にわたり刊 行されていた『皇城新聞』から二つの論説を用いて比較分析をしている。その内容を見てみると、 「1900年1月12日付のある論説は、「民族」という語句のもっとも書記の使用例のひとつを含んで いたが、それはその概念が目立つようになるのを目の当たりにした世紀の幕開けにふさわしいも のであった。その論説は、「民族」という語句を数度使用したが、どの場合においても、それは東 アジアのすべての人々を包含する朝鮮を超えた人種的な単位を表していた。(中略)その語句 の不定期な使用例からは、最後には顕著になることが予見されたとはとても言えないが、しだい に、かつ誇示されることもなく、編集者たちはその語句を紙面に登場させる回数を増やしていっ た。その語句が一般に使用されるようになるにつれ、その意味の範囲も厳格になっていった。 「民族」という語句はまもなく超国家的な人種的単位という含意を失い、朝鮮半島に居住する 人々のみを意味するべく、限定され始めた。1907年6月、「民族主義」とだけ題された五項目仕 立ての論説の中で、編集者たちは、その語句を概念的なレベルで初めて意識的に引き合いに 出し、「民族」が「国家」の基礎であり、すべての人々が「民族」の利益のために団結して活動し なければならないと主張した。この頃までには、その語句は、すでに『皇城新聞』の諸論説にお いて、ごく普通の呼び物となっていた」45と記述されている。1900年の論説では、「民族」の語句 が「我ら」を表わす意味としてまだ定まっていなかった。そして、1907年の論説をみると、その間 「民族」の語句がどのように変化してきたのか、「民族」の範囲がどのように限定されたのかがわ かる。やはり、その背景には義兵運動が再蜂起して高揚されていて、「我ら」を強調する必要が あった時期と重なるので、1900年の初頭から「民族」が我らの名称として使い始めたと言えよう。

乙未義兵運動では、「単一化」の要因を見出したが、それが「単一化」の帰結にまでつながるものではなかった。東学農民運動と同じく、乙未義兵運動も短期間で行なわれたので、抵抗運動の持続性を保たせるための努力までには及んでいなかったと考えられる。以上のように、再蜂起した義兵運動を通じて「共通の敵」および「共通の目的」が定まったことは、「単一化」の帰結につながったと言えよう。それは、やはり、「我ら」の存在に対する意識をもたせたと考えられるからである。上記の二つの論説の比較からわかるように、義兵運動において「我ら」を強調する必要性から、「我ら」を表わす言葉として「民族」が定着していったことは、人々にとって「我ら」は誰かという問題を直視するようになったと言えよう。したがって、義兵運動の展開はナショナル・アイデンティティの形成に拍車をかける出来事であったと考えられる。

## 第4章 エトニ・モデルから考える抵抗運動と民族形成

朝鮮時代の身分制度を考察しつつ、これまでの三つの抵抗運動を比較してみると、身分の違いを克服して「単一化」されていく要因とその帰結を見出すことができた。朝鮮後期における近代化のなかで「民族」が形成されていくと論じるためには、「民族」とは言えない(「民族」よりも前提として考えられる)、近代以前の共同体に関しても整理しておく必要がある。スミスも、ネイションがなぜ、いかにして出現したかを説明するためには、「エスニックの絆」と「アイデンティティ」からはじめなければならないと主張しており、その議論の出発点として、二種類の「エトニ」46を区別する重要性について論じている47。このように、スミスが言うエスニ・モデルを、朝鮮における民族形成とどう結びつけることができて、さらに、何を見出すことができるか考えたい。

スミスは、エトニを「水平的=貴族的」エトニと「垂直的=平民的」エトニの二つの類型に分けて考えている48。水平的=貴族的エトニとは、「貴族国家は、人口を、政治的に統一された単位についてはいうまでもなく、文化的に同質で主観的に類似したものへと陶冶する、技術的・行政的手段をまったくもっていなかった。そうした国家は、市民創出の手段をもっていなかった。それゆえ、エトニは不可避的に、階級的に閉ざされたものであった。エトニは、古代エジプトのような二、三の例外はあるものの、大部分上層階級のものでありつづけた。したがって、大多数の人々は、主に農民であるが、彼らは、技術的手段や政治的意思を欠如していたので、エトニから排除されていた」49とされている。朝鮮も、やはり、身分制度によって構成されており、身分間のコミュニケーションの機能は働かず、上層階級の両班が中心となって統治していた社会なので、当然ながら被支配階層であった百姓は統治に関しては力のない存在であった。つまり、朝鮮社会は一つの政治共同体ではなかったと言えるし、社会構成員を身分で分ける政治システムがある限り、構成員を「単一化」するよりは構成員から排除する傾向が強いわけで、このような原因によって「内的違い」を克服するには限界があったと考えられるのである。したがって、近代以前の朝鮮社会は水平的=貴族的エトニにあてはまると言えよう。

これに対して垂直的=平民的エトニは、「そのエスニック文化は支配階級以外の社会階層にまで伝播し浸透する傾向があった。社会的区分によって文化的な差異が生じるのではなく、むしろその独自の歴史的文化が共通の遺産と伝統を核として、異なる階級の結束を助けたのである」50とされている。さらに、垂直的=平民的エトニは、水平的=貴族的エトニより強い「凝集力」をもっているとスミスは主張している。それは外部からの脅威にさらされた場合になおさらそうであり、その結果として、エスニックの紐帯は一層強固で排他的なものとなると論じているのである51。

垂直的=平民的エトニにおいて「凝集力」が高まる(「我ら」のカテゴリーを強調する)原因は、「異邦人」や「敵」、つまり、脅威と見なされる「彼ら」の存在にあると考えられる<sup>52</sup>。確かに、東学農民運動と乙未義兵運動では集団としての結束は強く、排外感情から「彼ら」に対する意識をもっていたので、この二つの抵抗運動を「垂直的=平民的」エトニとして捉えることは可能であろう。だが、これを「民族」として捉えた場合、「単一化」の限界による内的要因により、「我ら」のカテゴリーを意識する目的や共感できるような何らかの共通のものはまだ定まっていなかったと考えられるのである。すなわち、「凝集力」は民族形成において欠かせない重要な要素ではあるが、「凝集力」が高まる要因だけで民族形成を語ることはできないのである。

身分制度の廃止によって「我ら」としてのカテゴリーが提供されたとしても、それは制度的装置による政治共同体が形成されたことを意味するわけで、民族形成に関しては、「単一化」の限界として文化的な深みが依然として欠如していたが、乙未義兵運動において「単一化」の可能性が見られた。断髪令とサントゥの考察からわかるように、儒教理念におけるサントゥの文化的な深みが、乙未義兵運動も東学農民運動と同様に、「内的違い」を克服できる「共通の敵」と「共通の目的」が明確に定まっていなかったことは、「単一化」の要因を帰結までにつなぐことはできなかったのである。義兵運動が再蜂起してからは、「韓協約によって国権が奪われ、そして日韓併合によって国家を喪失したことは、義兵運動において「国権回復」と「独立」という明確な目的が与えられたと考えられる。その明確な目的は、特定の集団に限るものではなく、朝鮮の全構成員にとって「共通の目的」なのである。さらに、日本や親日勢力という脅威の存在は、朝鮮の全構成員にとって「共通の目的」を達成するための「共通の敵」を意味したのである。したがって、「共通の目的」を達成するための「共通の敵」を意味したのである。したがって、「共通の目的」と「共通の敵」が明確になったことは、一方では、それに抵抗する「我ら」としての定義さえも明確にする必要があったのであろう。それゆえ、「我ら」を表わす語句が定められる義兵運動の10年間とは、「単一化」の要因を決定的に帰結させる契機であったと考えられるのである。

このように、複雑な社会集団の変化、特に民族形成を分析するためには、エトニと「民族」に区別して、その軸のもとに、考察することが有効であると思われる。エトニから「民族」へと発展していく過程において、本稿で注目したことは「単一化」の可能性、つまり「凝集力」の現象を韓国の近代史においてどのように読み取ることができるのかということであった。本稿で取り上げた三つの抵抗運動は、民族形成において「単一化」の限界をどう克服していくのかを注目したもので、三つとも共通的なものと言えば、反日感情という「排他性」が見られたことである。すなわち、「単一化」の過程において「凝集力」が高まることは、同時に「排他性」も高まることを意味するがゆえ

に、現代の韓国社会において「民族」を強調することは、その「排他性」によって、在韓外国人を 社会構成員から排除してしまう恐れもあり得るのであろう。したがって、多文化共生の実現を指 向しようとする今日において、「民族」に関する再考は不可欠な問題であると思われる。

#### おわりに

以上、社会集団における「内的違い」と「外的違い」の相関関係のもとに、近代朝鮮における民族形成過程に見られる「単一化」の契機、その要因と帰結について考察してきた。本稿の実証研究として取り上げた韓国の近代史のもとに、スミスの「エスニ・モデル」を援用して、社会集団が変化することに関して分析を行なった。朝鮮は封建社会であったので、身分制度を念頭に入れて民族形成を考察するためには、エトニという軸のもとに社会集団の変化を分析した方が容易である。本稿では、「単一化」の限界から「単一化」の要因を経て、「単一化」の帰結に辿り着いたけれども、「単一化」の帰結といって、それが民族形成の最後の段階を意味するのではなく、むしろ、民族形成のはじまりを意味するのである。エトニからネイションへと発展する可能性を提示した本稿は、ネイション形成に関する本格的な考察をつぎの課題として取組む必要がある。その課題について、スミスは「『ネイション』という概念が成立するには、神話と記憶以上の、多くのものが必要とされる。しかし、神話と記憶は必要条件である。記憶(たとえ選別されたものであれ)がないかぎり、アイデンティティはありえない。また神話がないかぎり、集合的目的は存在しえない。アイデンティティと目的ないし共通の運命は、ネイション概念そのものに不可欠の要素である」53と論じているのである。

「共通の目的」と「共通の敵」を見出し、「単一化」の帰結につながった「我ら」の名称の発見は、「我ら」としてのカテゴリーを提供したとしても、まだそのなかみまでは与えられておらず、スミスが言う「神話」と「記憶」こそ、「我ら」の歴史としてカテゴリーのなかに投入することによって、「我ら」が「民族」として成り立つと言えよう。「民族」に生命力を吹き込むこのような作業は、義兵運動と同時に展開されていく愛国啓蒙運動から検証することができると考えられる。今後の研究課題として、朝鮮近代史における民族形成過程を解明するにあたり、「内的違い」と「外的違い」は本研究において核心の部分であるがゆえに、「内集団」と「外集団」に関する理論面での一層の精緻化を進め、本稿で明らかにした「単一化」の契機と愛国啓蒙運動との関連性を検討する必要がある。

(KIM, YONG CHAN、本学大学院国際関係研究科後期過程)

- <sup>1</sup> 多文化共生の課題に取り組むために、韓国政府は2005年8月に改正された選挙法により、2006年5月31日の地方選挙から在韓外国人も初めて地方参政権を行使するようになった。2007年度には在韓外国人処遇基本法が制定され、また「出入国管理局」が「出入国・外国人政策本部」として昇格されるなど、韓国政府の積極的な姿勢が見られる。
- <sup>2</sup> 出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計月報」(2008年9月号 9ページ)[http://www.immi gration.go.kr]参照。
- 3 関根によれば、民族という概念について、国民国家形成が盛んになった19世紀後半から民族自決概念とともに普及したという。それは、単なる文化や言語と生活慣習や祖先が同一の文化集団という普遍的な存在を意味するのではなく、近代世界の国民国家形成に深くかかわる政治的概念で、国民国家形成を企図する人口集団を意味すると述べている。関根政美『エスニシティの政治社会学』名古屋大学出版会、1995年、2ページ。
- 4 本稿における理論研究は、ネイションとナショナリズムをめぐる論争のなかで、ナショナリズムが「過去の事象」とどのように結びつけられているのかを重んじるエスノ・シンボリズム学派の枠組みから考察するために、また社会集団が「単一化」されていく過程を照らすための適切な方法として、アントニー・D・スミスを用いた。
- 5 両班は、文官の「東班」と武官の「西班」を合わせた呼称で、一般的に官職に勤める人とその家族を言う。
- 6 市場経済が発達できていない状態では社会的分業が国家によって編成せざるを得なかった。それと対照的に市場経済が発達されたら、市場原理を通じて社会的分業が形成されるので国家と社会の分離が可能になり、したがって身分制が解体されやすくなると考えられる。宮嶋博史「朝鮮時代の身分、身分制概念について」(『デドン文化研究』Vol.42、2003年、293-294ページ)。
- 7 同上、306ページ。
- 8 鄭昌烈「韓末変革運動の政治・経済的性格」『韓国民族主義論 I 』創作と批評社、1982年、17ページ。
- 9 姜在彦『朝鮮近代史研究』日本評論者、1970年、148ページ。
- 10 国際ニュース事典出版委員会編「ノース・チャイナ・ヘラルド「朝鮮」1875年4月1日」(『外国新聞に見る日本 ② 1874-1895 本編』毎日コミュニケーションズ、1990年、57ページ)。
- 11 朝鮮において「近代化」(つまり、当時の表現として「開化」)とは、単に前近代から近代に変化していく過程だけを意味するのではなく、「日本化」という意味も含む傾向があった。それは、やはり、朝鮮末期において急速に現れる社会変化は、日本によるものであるという認識が大きな原因であった。国政において「近代化」をめぐる守旧派と開化派の論争もこのような原因によるものであったと言えよう。社会を変化していく主体は誰なのか、つまり朝鮮の近代化において日本の内政干渉や植民統治は欠かせないものなのである。したがって、朝鮮における「近代化」は、他国とは異なる独特な特徴をもっていたと思われる。
- 12 東学農民運動は、一般的に日本軍の介入を前後にして第一次、そして第二次東学農民運動に分ける。
- 13 慎鏞廈『韓国近代民族主義の形成と展開』ソウル大学校出版部、1994年、84-85ページ。
- 14 「社会的動物として個々の人間を捉えた場合、このような各人は自分以外の他者と相互に網の目のような関係を作りあげ、その関係の全体において自己の位置を知り、身元確認をおこなう。個人の内側=主体の側からこの知的作業の過程を把握する自己意識の作用としてアイデンティティは規定できよう。またこうした過程と認識の行為全体がアイデンティティと呼ばれるものを形づくると思われる」。中谷猛、川上勉、高橋秀寿編『ナショナル・アイデンティティ論の現在』 県洋書房、2003年、9ページ。
- 15 エスニックな共同体(エトニ)とネイションは、実体的内容をもつと同時に、実体のない存在である性格をもっており、組織された文化としてのネイションよりも、イデオロギー運動としてのナショナリズムを「把握」するほうが、容易である。アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ』(巣山靖司、高城和義、河野弥生、岡野内正、南野泰義、岡田新訳)名古屋大学出版会、1999年、3ページ。「内集団」と「外集団」に関する研究については、湯浅赳男『民族問題の史的構造』(現代評論社、1973年)、同「《民族》の概念について」(『新潟大学経済論集』第12号、1972/I)、R.K. マートン『社会理論と社会構造』を参照。
- 16 愼鏞廈『韓国近代民族主義の形成と展開』、147ページ。
- 17 アントニー・D・スミス『ナショナリズムの生命力』(高柳先男訳)晶文社、2000年、25ページ。
- 18 開化派は、開港にめぐる問題に関して賛成の立場にあった進歩的な勢力で、その性格によって「穏健開化派」と「急進開化派」にわける。一方、開港に反対した保守的な勢力を「衛正斥邪派」という。
- 19 軍国機務處が存続したのは、1894年7月27日から同年の10月29日までの約3ヶ月に過ぎなかった。だが、この短い期間に約210件の改革議案を議決して公表した。慎鏞廈「1894年甲午改革の社会史」『韓国の社会制度と社会変動』文学と知性社、1996年、66ページ。
- 20 シュミットはこの改革を一つにまとめて説明しているが、愼鏞廈によると改革の性格が「自律性」と「他律性」であったことから、前者を「甲午改革」、後者を「乙未改革」と分けて評価されている。アンドレ・シュミット『帝国のはざまで -朝鮮近代とナショナリズム-』(糟谷憲一、並木真人、月脚達彦、林雄介訳)名古屋

大学出版会、2007年、23-24ページ。慎鏞廈「1895年乙未改革の社会史」(『韓国学報』Vol.22 No.4、1996年、66ページ)。

- 21 慎鏞廈「1894年甲午改革の社会史」、52ページ。
- 22 国際ニュース事典出版委員会編「ノース・チャイナ・ヘラルド「朝鮮」1896年1月10日」(『外国新聞に見る日本 ③ 1896-1902 本編 上』毎日コミュニケーションズ、1992年、9ページ)。
- 23 慎鏞廈「1895年乙未改革の社会史」、104ページ。F.H. Harrington『開化期の韓美関係-アレン博士の活動を中心に』(李光麟訳)ー潮閣、1973年、302-303ページ。
- 24 L.H. Underwood『サントゥの国』(申福龍、崔水根訳) 集文堂、1999年、203ページ。
- <sup>25</sup> 政権を握った穏健開化派の反対側にあった衛正斥邪派にとって、断髪令による人々の反発は政権をつぶす絶妙のタイミングでもあったのである。
- 26 愼鏞廈『韓国近代民族主義の形成と展開』、195-196ページ。
- 27 同上、192-194ページ。愼鏞廈「1895年乙未改革の社会史」、105-107ページ。
- 28 垂直的=平民的エトニの例をあげているスミスは、それらの共同体においても階層間には明白な差異があったし、階級対立さえみられたと主張しているが、それらのエスニック文化は、特定の階層の独占物ではなく、多かれ少なかれ共同体のすべての構成員の財産であったと述べている。「エトニ」に関することは、第4章において考察することにしよう。アントニー・D・スミス『ナショナリズムの生命力』、104ページ。
- <sup>29</sup> 李珉源「サントゥと断髪令」(『史学志』Vol.31、1998年、272ページ)。
- 30 同上、282ページ。
- 31 愼鏞廈『韓国近代社会変動史講義』知識産業社、2000年、293-301ページ。
- 32 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』岩波新書、2002年、87-89ページ。
- 33 京釜線は1904年1月から8月まで、京義線は日露戦争勃発以降である同年の3月から10月までの期間で建設された。同上、87-89ページ。
- 34 姜在彦『朝鮮近代史研究』、332ページ。
- 35 これまでは開港した地域の居留地を中心に住んでいた日本人が、鉄道の通過が予定された地域に広がっていくという高橋の指摘のように、1900年代の初期から在朝日本人が増加することと、朝鮮各地に日本人が住むようになったことは、朝鮮の人々にとって反日感情はもちろん、日常において日本人による「外的違い」を発見することができたと考えられる。
- 36 慎鏞廈『韓国近代民族主義の形成と展開』、199ページ、同『韓国近代社会変動史講義』、314ページ。 韓国新聞研究所編「「捕殺三人」1904年9月21日」(『大韓毎日申報(影印本)』景仁文化社、1976年、 213ページ)参照。「韓国鉄道妨害者の処刑」(『日露戦争写真画報』博文館、1904年11月)参照。
- 37 朴成壽『独立運動史研究』創作と批評社、1980年、216-224ページ。
- 38 同上、39ページ。愼鏞廈『韓国近代社会変動史講義』、302、315-316、331ページ。
- 39 断髪の反対、つまり「近代化」において人々の抵抗が現れたことは、脚注10のように「近代化」には「日本化」という意味が含まれていたと考えられるのであろう。 朴成壽『独立運動史研究』、39-40ページ。
- 40 アントニー・D・スミス『ナショナリズムの生命力』、26ページ。
- 41 アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ』、30ページ。
- 42 アンドレ・シュミット『帝国のはざまで -朝鮮近代とナショナリズム-』、147ページ。
- 43 金順徳「大韓帝国末期の義兵指導層の「国民」認識」『民から民族へ』図書出版ソンイン、2006年、110ページ。
- 44 同上、120-130ページ。
- 45 アンドレ・シュミット『帝国のはざまで -朝鮮近代とナショナリズム-』、147-148ページ。
- 46 エトニは、文化的な差異の強調と、歴史的な共同体という意味とをあわせもっている。人々は、このような意味での歴史と、文化的独自性および個性とを認識することによって、お互いを区別しあい、自分たち自身からも他の人々からも、特定のアイデンティティをもつ集団として認められるようになる。アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ』、28ページ。
- 47 スミスは、「エスニックの絆」と「アイデンティティ」が、ネイションの文化的基盤を形成する重要な役割を果たしてきたと思われている。アントニー・D・スミス『ナショナリズムの生命力』、102-106ページ。
- 48 アントニー・D・スミス『ネイションとエスニシティ』、92-107ページ。
- 49 同上、93ページ。
- 50 同上、92ページ。
- 51 ここで、垂直的=平民的エトニにおいて見られる「凝集力」と「排他性」は、民族形成に関しても注目すべき現象であると思われる。同上、104ページ。
- 52 同上、99ページ。
- 53 同上、3ページ。

## 参考文献

#### <単行本>

Andre Schmid, Korea Between Empires, 1895–1919, New York: Columbia University Press, 2002.

R.K. マートン『社会理論と社会構造』(森東吾、森好夫、金沢実、中島竜太郎訳)みすず書房、1986年アントニー・D・スミス 『ネイションとエスニシティ』(巣山靖司、高城和義、河野弥生、岡野内正、南野泰義、岡田新訳)名古屋大学出版会、1999年

------『ナショナリズムの生命力』(高柳先男訳) 晶文社、2000年

アンドレ・シュミット 『帝国のはざまで -朝鮮近代とナショナリズム-』(糟谷憲一、並木真人、 月脚達彦、林雄介訳)名古屋大学出版会、2007年

井上俊他『現代社会学2 自我・主体・アイデンティティ』 岩波書店、1995年

姜在彦『朝鮮近代史研究』日本評論者、1970年

国際ニュース事典出版委員会編『外国新聞に見る日本 ②1874-1895 本編』毎日コミュニケーションズ、1990年

『外国新聞に見る日本 ③1896-1902 本編 上』毎日コミュニケーションズ、1992年

関根政美『エスニシティの政治社会学』名古屋大学出版会、1995年

中谷猛、川上勉、高橋秀寿編 『ナショナル・アイデンティティ論の現在』 晃洋書房、2003年 旗田巍編 『朝鮮の近代史と日本』 大和書房、1987年

高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』 岩波新書、2002年

山辺健太郎 『日本の韓国併合』太平出版社、1966年

湯浅赳男『民族問題の史的構造』 現代評論社、1973年

『日露戦争写真画報』第10巻、博文館、1904年11月

#### <雑誌論文>

湯浅赳男「《民族》の概念について」(『新潟大学経済論集』第12号、1-15ページ、1972/1)

#### 韓国語文献 -日本語訳-

#### <単行本>

Andre Schmid『帝国の狭間の韓国 1895-1919』(鄭ヨウル訳)Humanist、2007年 F.A. Mckenzie『大韓帝国の悲劇』(申福龍訳)集文堂、1999年

F.H. Harrington 『開化期の韓美関係-アレン博士の活動を中心に』(李光麟訳) 一潮閣、1973年

L.H. Underwood『サントゥの国』(申福龍、崔水根訳)集文堂、1999年カン・ジュンマン『韓国人コード』人物と思想社、2007年

朴成壽『独立運動史研究』創作と批評社、1980年

朴玄埰、鄭昌烈編『韓国民族主義論Ⅲ』創作と批評社、1985年

宋建鎬、姜萬吉編『韓国民族主義論 I』 創作と批評社、1982年

愼鏞廈『韓国近代民族主義の形成と展開』ソウル大学校出版部、1994年

----『韓国近代社会変動史講義』知識産業社、2000年

----『韓末愛国啓蒙運動の社会史』ナナム出版、2004年

イ・ソッキュ編『民から民族へ』図書出版ソンイン、2006年

李承元 外『国民国家の政治的想像力-近代啓蒙期の身体・戦争・民族談論-』Somyeong出版、2004年韓国古文書学会『朝鮮時代生活史』歴史批評社、2006年

韓国民族運動史研究会編『韓国近現代と民族運動』国学資料院、1999年

韓国社会史学会『韓国の社会制度と社会変動』文学と知性社、1996年

韓国新聞研究所編『大韓毎日申報(影印本)』景仁文化社、1976年

#### <雑誌論文>

Tony Michell 「朝鮮時代の人口変動と経済史-人口統計学的側面を中心に-」 (キム・ヘジョン訳) (『釜山史学』Vol.17、No.0、pp.75-107、1989年)

宮嶋博史「朝鮮時代の身分、身分制概念について」『デドン文化研究』Vol.42、289-308ページ、2003年)バク・ヨンシン「"公共の空間"形成と拡張:韓末朝鮮社会とその以降」『社会理論』Vol.25、7-31ページ、2004年) 朴仁洙「朝鮮時代の規範と身分制度」(『ヨンナム法学』Vol.7、No.1,2、79-95ページ、2001年) 慎鏞廈「1894年の社会身分制の廃止」(『奎章閣』9集、49-84ページ、1985年)

------「1895年乙未改革の社会史」(『韓国学報』Vol.22 No.4、65-107ページ、1996年) 李珉源「サントゥと断髪令」(『史学志』Vol.31、271-294ページ、1998年)

#### <インターネット・サイト>

女性家族部 http://mogef.go.kr

出入国·外国人政策本部 http://www.immigration.go.kr

国会法律知識情報システム http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/main.jsp

朝鮮日報 http://www.chosun.com

Rethinking the resistance movements and nation-building in modern Korea

In the globalizing 21st century, Koreans are confronted with the task of having to live together with different cultures within its society. Given its rapidly aging society and its low birth rate, in addition to the rapid increase in foreigners present within its borders, Korea, a country with limited natural resources and therefore highly dependent on its human resources, is experiencing a change in its population structure. Until now, the idea that the Koreans are ethnically, linguistically and culturally homogeneous has contributed to the sustenance of its society. However, the increasingly diverse character of Korean society today is forcing Koreans to adapt to conditions needed to realize a society which is composed of different cultural groups. The challenge to realize such a society is based upon how Koreans can coexist in this new population structure and how successful they are in combining traditional "homogeneity" with the new "diverseness". Therefore, reconsideration of the concept of ethnicity in Korea is needed in this era.

This paper examines Korean society in its modern era, especially focusing on how ethnicity was created and what ethnicity was at that time. As the resistance movement against imperialism was the primary feature of the formation of ethnicity in Korea, the backgrounds and reasons of the subsequent three resistance movements will be compared. These movements are namely the *Donghak Peasant Movement* (1894), the *Eulmi Righteous Army Movement* (1895~1896), and the *Re-rise of Righteous Army Move* 

ment (1904~1914). The three movements will be examined from a historical analytical approach based of Anthony D. Smith's "ethnie model". Finally, the main elements for the formation of ethnicity will be identified and discussed.

(KIM, YONG CHAN, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

#### 論 説

# ドイツの労働市場改革の成果と今後の課題 -- ハルツ改革を中心に--

陳 浩

## 目 次

#### 問題の所在

第1章 ハルツ改革以前のドイツ労働市場の問題点とハルツ改革の評価

第1節 ハルツ改革以前のドイツにおける労働市場改革の課題

第2節 ハルツ改革の内容と成果、及び問題点

第2章 最低賃金制度をめぐる論争

第1節 ドイツへの最低賃金制度導入の必要論と根拠

第2節 最低賃金制度への懸念

第3章 残された労働市場改革の課題及び改革提言

第1節 正規労働時間の延長

第2節 硬直的な雇用保護の緩和

第3節 ドイツ労働市場の問題点に対する改革提言

結 論

#### 問題の所在

第二次世界大戦後のドイツ(西ドイツ)の労働市場政策は、高度成長による労働力不足を背景に、平等を前提として、高度の社会保障を実現する社会国家の原理に基づいて制定され、社会保障との統合や連携を模索する必要はほとんど存在しなかった。1970年代に入ると、ドイツの失業率は1960年代に比べて大幅に上昇したが、それほど深刻な問題とはみなされなかったので、ドイツ政府は労働市場政策を大きく変更せず、とりわけ、失業者の就労を促す政策を精力的に整備しようとはしなかった。労働市場政策は、主に労働者への失業給付を引き上げることや労働者の権利を強化することに向けられていた。

1980年代に入ると、失業率が一挙に高まることによって、不況克服のための経済政策と並んで、労働市場政策の抜本的な改革の必要性が叫ばれるようになった。そのため、ドイツ政府

は、就業促進法の制定(1985 年)をはじめ、雇用形態の多様化や長期失業の改善などの労働市場政策を精力的に展開し、早期退職や失業給付制度の改善なども実施した。しかし、労働市場政策の抜本的な改革には、個別的労働関係の規制や、また労働協約による労働条件の設定方式など、重要な労働法制・慣行に手を加えることが必要であったが、労働者の反発を恐れて歴代のドイツの政権は、これを先送りし続けたため、労働市場の有効な改善にはつながらなかったのである」。

東西ドイツ再統一が実現した 1990 年代以降、経済のグローバル化の加速や産業構造の変化に伴い、労働市場や雇用の構造が大きく変化した。そして、旧西ドイツの労働法が旧東ドイツに適用されるに伴い、職業教育や雇用機会創出など失業者への就労促進政策が重点に据えられるようになった。しかし、失業給付は失業者の失業期間中の生活のみを支え、長期的な生活を保障すべきではないという原則にもかかわらず、期限のない失業扶助制度が、1990 年代のドイツの福祉の重要な特徴となった。そのため、連邦政府の財政は悪化し、失業者や低技能者の状況も悪化した。要するに 1990 年代の労働市場改革も労働市場の目立った改善には至らなかったのである。

コール政権に取って代わったシュレーダー政権は、コール政権から引き継いだ労働市場改革を最重要政策として推進し続ける。とくにシュレーダー第一次政権(1998年~2002年)末期に出されたハルツ委員会報告書に基づき、第二次政権で具体化された「ハルツ改革」では、労働市場の周縁部分(パートタイム、派遣労働など)の柔軟化をはじめ、解雇制限の緩和、失業手当の受給要件厳格化や給付額・期間の削減といった改革のコア部分が段階的に実行に移された。本稿では、ハルツ改革がドイツの労働市場の改善に関して、以前の改革に比べてどのような点で有効であったかについて、これを明らかにしたい。同時に、現在ドイツ労働市場が依然として抱える構造的問題点について、これを如何に解決すべきかについても、私見を述べる。まず、第1章では、ハルツ改革以前に存在していたドイツの労働市場改革の課題を概観したうえ、ハルツ改革について考察する。第2章では、ドイツの労働市場改革の重要な争点となっている最低賃金制度の導入の是非について考察する。続く第3章では、残されたドイツの労働市場の構造的な問題点について考察を行う。最後に、今後のドイツ労働市場の改革について私見を述べ、結論としたい。

# 第1章 ハルツ改革以前のドイツ労働市場の問題点とハルツ改革の評価

## 第1節 ハルツ改革以前のドイツにおける労働市場改革の課題

ドイツ社会において百年以上かけて形成されてきたドイツの労働システムは、経済成長と労働条件の改善を同時に実現するモデルとして、長く世界で高い評価を受けてきた。戦後ドイツ

で機能してきたのは、高い経済成長とそれに伴う完全雇用に近い低失業率の下で、人々が企業 で正規雇用者として働き、手厚い社会保障制度の保護の下に置かれるという雇用システムであ った。

しかし、二度の石油危機を経て、ドイツ労働市場のパフォーマンスは著しく悪化した。1983年に失業者は200万人を初めて超過した。1990年代に入ると、ドイツの統一や、EU 統合の深化と拡大に伴うグローバル競争の激化がドイツの労働システムに深刻な危機をもたらした。もちろん、統一後のコール政権は、労働市場の危機に対して、さまざまな対策を講じ、とくに政権末期から本格的な労働市場改革を推進したが、1990年代末にはドイツの労働市場は、次のような状況に直面することになった。

第一に、10%前後という高い失業率が長期的にわたって続くことになった。1960年代の完全雇用とまったく異なり、1996年には失業率が10%を超え、わずか1年後には11.4%になった。1990年代の平均失業率も、9.8%2で推移していた。

第二に、システムが前提としてきた正規の雇用関係が確実に侵食される一方で、非正規雇用という新しい雇用関係が拡大し、労働者の就業形態が急速に不安定になっていった。ドイツの就労率は1991年の56.3%から2000年の52.9%へと低下する一方、非正規雇用の割合は逆に14.1%から19.4%に増加した。

第三に、正規労働時間の短縮が進んだ1991年には、東西地域の正規労働時間はそれぞれ39.4 と40.8 時間であったが、2000年には37.9 と39.94時間へと下がった。労働時間の減少に伴って企業の労働コストが増加し、ドイツの国際競争力が低下することになった。

最後に、失業給付の引き下げや解雇規制の緩和などいくつかの労働市場改革も実施されたが、 成果は乏しかった。就業の意欲を失い、失業給付に依存する長期失業者は、依然として失業者 全体の3分の1も占めていた。。

## 第2節 ハルツ改革の内容と成果、及び問題点

1998年の政権交代により、SPD(社会民主党)出身のシュレーダーが連邦首相に就任すると、彼はただちに労働市場政策の改革に乗り出した。彼はコール政権末期に設立され、1996年以降中断していた「雇用、職業訓練及び競争力のための同盟」を再開し、労使との対話と協議を精力的に進めた。しかし、第1期シュレーダー政権ではとくに大きな成果は見られず、2002年の総選挙でシュレーダーは再選を果たしたものの、辛勝であった。

ドイツの失業問題については、過度に寛容な失業給付が就業意欲を削ぎ、失業を長期化させているとか、厳しい解雇制限や高い労働コストが企業の雇用意欲を損ない、景気回復期にも新規採用を躊躇させているといった批判がかねてから存在していた。そのため、第2期のドイツ

シュレーダー政権は、2002年に、より効果の上がる改革案の検討を、フォルクスワーゲン社の労務担当役員ペーター・ハルツ氏に依頼した。通称「ハルツ委員会」は同年8月、労働市場政策に関して多様な提案を盛り込んだ報告書を発表した。シュレーダー政権はハルツ委員会の13項目の提案に基づいて、まず2003年1月にハルツ第I法とハルツ第II法を成立させるとともに、3月に労働市場改革の方向性を示した「アジェンダ2010」(Agenda 2010)を発表した6。2004年1月、解約告知保護法の改正や失業給付の給付期間短縮を実現する労働市場改革法、及びハルツ第III法・第IV法をほぼ同時に制定した。これらの改革は失業者の減少と社会保障支出の削減を狙ったのである。

#### 表1 ハルツ第I法~第IV法の概要

	1.ドイツ全土に 181 ある雇用局を、あらゆる労働市場関連サービス業務を各地方
ハルツ 第1法	レベルで提供するジョブ・センターに改編する;
	2. すべての雇用局に人材サービスエージェンシー(PSA)を設置し、PSA は失業者
	を派遣労働者として派遣することによって職業紹介を実施する;
	3. 解雇通知を受けた雇用者のジョブ・センターへの失業届出義務を厳格化する;
	4. 家族のいない失業者に対し、失業 4 ヶ月目以降の転居を伴う仕事の受け入れ義
	務を拡大する;
	5. 55 歳以上の高齢失業者が以前より低い賃金の仕事を受け入れる場合、失業前の
	職の賃金との差額の半分を補助する。
ハルツ 第 II 法	1. 55 歳以上の失業者は、雇用局の職業紹介を辞退できる代わりに、従来の失業給
	付の半額を架橋手当として支給される;
	2. 失業者が起業して自営業を営む場合、収入が2万5000ユーロを超えない範囲
	で、月額1年目 600 ユーロ、2 年目 360 ユーロ、3 年目 240 ユーロの補助金を支給
	する;
	3. 収入が月額 400 ユーロ未満のミニ・ジョブに対して、労働者の税・社会保険料
	を免除する(使用者は25%の定率社会保険料が課せられる)。
ハルツ 第 III 法	1. 労働市場政策の運営主体である連邦雇用庁を連邦雇用エージェンシーに、各雇
	用局を雇用エージェンシーに改組し、その機能も大幅に改革する;
	2. 雇用エージェンシーとの目標協定により運営資金を手当する制度を導入する;
	3. 構造調整措置(SAM)と雇用創出措置(ABM)を一本化し、編入助成金を整理する;
	4. 移行措置と移行操短手当を新設し、従来の移行補助を廃止する。

1. 失業扶助と社会扶助の一部を統合、求職者の基礎保障(失業給付 II)制度を創設する;

2. 失業給付  $\Pi$  制度の実施機関として、雇用エージェンシーと自治体による協同組織(ARGE)を創設する;

ハルツ 第 IV 法

3. 「失業給付  $\Pi$ 」の受給者が、公共・福祉部門などが提供する「1 ユーロ・ジョブ」 (時給  $1\sim2$  ユーロの低賃金労働)や他の労働に従事した場合、一定の収入までは「失業給付  $\Pi$ 」を受給し続けられる;1 ユーロ・ジョブ労働はドイツ商工会議所や労働組合による提供、正規労働の職場を占めず、週  $20\sim30$  時間の社会的労働しかもパート。

出所 労働政策研究・研修機構(2007)、13ページに基づき作成。

表 1 はハルツ法の内容を示すものである。最初に施行されたハルツ I 及び II は、解雇制限規制の緩和、期限付き雇用の部分導入、低賃金労働(Mini-jobs.税や社会保険料の軽減措置を講じる)や小規模な起業(Ich-AGs.失業者が起業した場合には補助金を支給)の拡大支援、民間職業紹介事業の認可などを行い、雇用創出と労働力の流動化を図った。ハルツ III は、連邦雇用庁の組織改革を行い、名称を「連邦雇用エージェンシー」(Bundesagentur für Arbeit)と改め、失業給付から職業紹介を主とする機関への転換を図った。

続いてハルツ改革の中核であるハルツ IV が実施された。ハルツ IV の柱は、「失業給付」 (Arbeitslosengeld)の給付期間を過ぎた後に給付された「失業扶助」(Arbeitslosenhilfe)と「社会扶助」(Sozialhilfe)の一部を、新たに設ける「失業給付 II」(Arbeitslosengeld II)に一本化するというものである。

ドイツ政府は、以上のようなハルツ改革の実施を通じて、①連邦雇用庁の職業紹介機能を高めること、②失業者の就労を促し、「支援と要請」(Fördern und Fordern)でという原則を強化すること、③労働市場緩和により雇用を創出することの三点の実現を目標としていた®。以下では、ハルツ改革後の労働市場のパフォーマンスを2004年と比較し、改善の兆しが見られるかどうかを検証する。

ドイツの 2007 年 11 月の雇用・失業データ。により、失業者数が 337 万 8000 人と、2004 年 11 月の 425 万 7000 人をはかるに下回った。それだけでなく、2007 年 11 月の 337 万 8000 人は、対前月比では 5 万 5000 人、対前年同月比で 61 万 7000 人、共に減少を記録した。失業者数は 2002 年以降 2004 年まで、それぞれ 11 月時点で平均 11 万 5000 人ずつ増加し、2005 年 11 月時点でも、対前月比で 2 万 3000 人の減少に過ぎず、一貫して増加あるいは高止まり

の印象をもたらした。2007 年 11 月の失業率も、前月より 0.1 ポイント低下して 8.1%となり、 2004 年同月の 10.3%から大幅に下がった。確かに、この時点の景気回復は数字にも表れ、ドイツ連邦銀行によれば、2006 年と 2007 年のそれぞれ 3%、2.5%の GDP 成長率は 2001 年以来の強い成長である。これ以外にも労働市場の着実な改善を示すデータもある。例えば、ハルツ IV 施行直後をピークに失業者数が減る一方で、求人数はほぼコンスタントに上昇し、60 万人に達した(2004 年 11 月~2007 年 11 月)。データを見る限り、構造的な改善も否定しがたい。

にもかかわらず、ハルツ改革が最も力を注いでいる、長期にわたって失業し、職業資格のない、あるいは低技能の能力しか持たない階層のデータDを調べれば、ハルツ改革が長期・若年層失業の改善に寄与したとの明白な証拠は見られない。2004年長期失業率と若年失業率(対失業者全体比)は、それぞれ56.3%と11.9%であった。2007年はほぼ変動せず、56.6%と11.1%であった。ハルツ改革が失業者の再就業に十分に有効に機能したとは言い難い。

また、以下では、ハルツ改革が改善を目指したその他の労働市場に関する指標についても、 その成果を検証する。

# 高齢労働者の雇用改善

ハルツ I を通じて、 $55\sim64$  歳の就労率は 2000 年の 37.4%から 2007 年 51.5%11へと高まった。しかし、労働時間が半減したにもかかわらず、高齢の労働者は、企業や政府からほとんどフルタイム労働者と同水準の賃金や社会給付を受け取ったことから、改革の成果は低下した12。 架橋手当(bridging allowance)と起業補助

架橋手当と起業補助が施行された後に賃金補助(wage subsidies:失業者の雇用を促進するため、企業に対して賃金の一部を政府が補助すること)の受取者数が減少した。図1のように、架橋手当への申請者は2000年の4万人から2005年の8万人に倍増した一方、起業補助への申請者も2003年の4万人から2005年の24万人に大幅に伸びた。それに反して、賃金補助の受給者は2000年の12万人から7万人へと減少した。

#### ミニ・ジョブ/ミディ・ジョブ(mini-job, midi-job)

ミニ・ジョブを導入する直前の2003年3月では、低賃金労働従事者は484万人であったが、 導入後の2005年12月には652万人に増加した。このうち、低賃金労働のみに従事している 者は414万人から475万人へと15%増加する一方、正規労働に従事しながら、副業として低 賃金労働従事者は70万人から178万人に跳ね上がり(150%増)、ほぼ受益者の65%を占める13。 改革は副業で稼ぐ労働者に有利になっているが、低賃金労働のみに従事している者にとって、 正規労働へ移行するブリッジは依然として存在していない。また、労働者の賃金は補助金を下 回るので、失業者の就労を働きかける誘因としては十分機能していない。また労働者負担分の 社会保険料が引き下がるため、社会保険料の収入が大幅に落ち込む懼れもある。

# 職業紹介クーポン14

職業紹介クーポンの申請者に対する審査が厳格になったため、クーポンの発行量が減少した。そこで、社会給付への支出(contribution-finance)を減す目標が達成された。しかし、民間職業紹介所は、短期的な成功を重視し、労働者の雇用安定を顧みないので、クーポンを持つ失業者に対する職紹介の成功率は依然として低く、2004年には10%に過ぎなかった15。また、職業紹介クーポンも失業者の再教育の学費として充当されるが、実際には63%の紹介クーポンが民間業者による換金に悪用された16。それが教育を受けた失業者が2000年の34万人から2005年の11万人へと減少した主な原因であった(図1参照)。

# 連邦雇用庁の改革

連邦雇用庁はハルツ III によって、政府の指令部門から雇用指導部門に転換された。連邦雇用庁に勤める職業紹介者と顧客の比率は 2004 年初の 1 対 450 から 2006 年初の 1 対 270 まで改善された17。補助金の支給や雇用支援なども改革によって透明化され、効率化された。

#### 失業給付 II

2005年1月にハルツ IV の失業給付 II が導入された。2004年末に社会扶助の受給者は90%以上が失業給付 II の受給者に移され、社会扶助の受給者の大幅な減少につながった18。しかし、社会扶助の一部と失業扶助を合併した失業給付 II の給付水準は改革前の社会扶助を上回り、雇用所得と失業所得の差がより縮小した19。しかも雇用所得が限界収入を超えると、優遇措置が撤廃されるため、労働者が失業給付を受けながら、低賃金労働に就き、正規雇用にステップアップしようとする誘因を引き下げる。

#### 1ユーロ・ジョブ

図 1 のように、伝統的な直接雇用創出(job creation)と違い、労働者に全額失業給付を給与すると同時に、時給  $1\sim2$  ユーロの「公益性」雇用機会(employment opportunities)である 1 ユーロ・ジョブが 2005 年に 20 万人に提供された。しかし、雇用創出の目的は達成されたが、公的資金による就労のチャンスを提供する 1 ユーロ・ジョブは一般労働市場の労働者に不公正な競争を生み出す一方、受給者の正規労働への移行を阻止したとの批判もあった20。

2006 年 8 月 1 日には、長期失業者の就労促進の強化を目的とした「ハルツ IV 最適化法」が施行された。同法は、増大する失業給付 II 制度にかかる支出を抑制するため、受給者の受給要件を厳格化する規定を盛り込んだ。また、長期失業者が自ら事業を始めることを奨励する、新たな起業助成金を創設した<sup>21</sup>。しかし、「ハルツ IV 最適化法」がどの程度労働市場の改善に寄与したかを現在の時点で決断するのは困難であり、正確な評価には数年必要になると思われる。

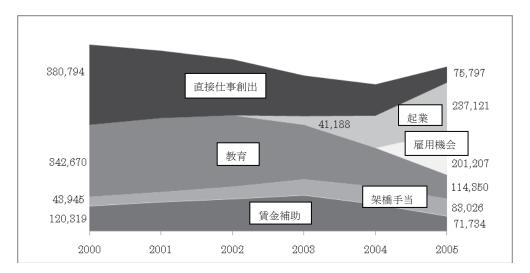


図1 ハルツ前後雇用促進政策(ALMP)の影響(雇用促進政策に影響を与えられた人数)

出所 Ebbinghaus&Eichhorst(2006),p35.

# 第2章 最低賃金制度をめぐる論争

# 第1節 ドイツへの最低賃金制度導入の必要論と根拠

最低賃金制(Mindestlohn)は、労働者の賃金の最低限度を法律で定め、使用者はそれ以下で労働者を雇用してはならないとする制度である<sup>22</sup>。先進国の中で、アメリカ、イギリス、日本などが法定最低賃金制を導入しているのに対して、ドイツはこれまで法定最低賃金制度を持たなかった。団体協約が適用される企業は、一般的に、労使が交渉によって最低賃金に合意する。労使が合意した場合、労働社会省が一般拘束宣言を発することにより、労働協約が当該産業のすべての労働者に適用される。こうした法定最低賃金は、建設産業のいくつかの部門(主要な建設業、途装、屋根ふき、解体)においてのみ存在している。

しかし、80 年代半ばから続く規制緩和の流れの中で、ドイツ伝統の協約自治の体制も著しく弱体化してきた。具体的には、開放条項<sup>23</sup>によって協約の規制を受けない分野が拡大したことと、企業が使用者団体に加入せず協約体制から離脱するケースが多くなったことである。賃金が協約によって規制されている就業者の割合は、1996 年から 2006 年にかけて旧西ドイツでは 69%から 57%に、旧東ドイツでは 56%から 41%に低下した<sup>24</sup>。一般的拘束力宣言の制度にしても、実際には役割が非常に小さくなっている。 2005 年に一般的拘束力を有する労働協約は、労働協約全体の約 1.8%に過ぎず、一般的拘束力を有する賃金協約によってカバーされる労働者数は、2004 年初頭で約 50 万人、うち一般的拘束力宣言によって新たにカバーされることになった労働者は 17 万人に過ぎなかった。さらに、協約が締結される場合でも、労働

者側が低額の協約賃金を余儀なく締結することが多くなった。実際のところ、6 ユーロ未満の時給を定める協約が約 130 業種もあった。協約の最低等級の賃金例を見ると、美容師については東部地域のブランデンブルク州に適用される協約賃金は時給 2.75 ユーロという驚くべき低さとなっていた25。このように協約による最低賃金規制は、空洞化が進んでいる。その結果、ドイツの低賃金部門は、90 年代半ばから拡大を続け、2004 年には社会保険加入義務のある就業者の 18.4%を占めるに至った。そのためドイツの労働組合や社会民主党は、多くの人々がフルタイムの仕事を持ちながら、貧困ライン以下の生活を強いられている現状により、政府が低賃金労働者を保護するための対策を講じるべきであると主張している。他方、国境検査を廃止し、人や物の行き来を容易にするシェンゲン協定の発効に伴って、中東欧諸国の安価な労働者がドイツに流入するようになったことから、不法労働の抑止、社会保障制度の空洞化の防止、そして外国人労働者による賃金ダンピングから国内労働市場を守るために、最低賃金制の導入が必要とされた。2006 年 5 月 23 日にドイツ労働総同盟(DGB)は全国最低賃金制(時給 7.5 ユーロ)の導入を要求した25。しかし、最低賃金制の導入が提起されて以来、ハルツ改革と同じく、激しい争論を引き起こし、21 世紀ドイツ労働市場改革の焦点となった。2008 年 7 月に最低賃金関連法案は閣議決定されたが27、最低賃金制に対する反対も依然として根強い。

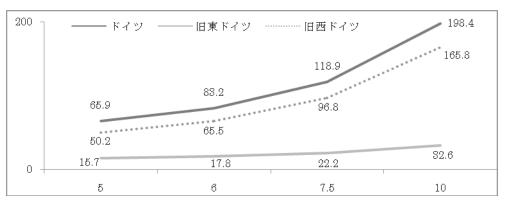
#### 第2節 最低賃金制度への懸念

最低賃金制導入反対の理由としては、第一に、適当な最低賃金の制定を通じて労働者の生活を守ることを目指すというが、最低賃金の導入によって、労働コストが増えるので、企業、特に中小企業が苦境に陥ることが挙げられている。例えば、2008年1月1日に施行された「郵便サービス部門のための強制的労働条件に関する法規命令」によって、ドイツ郵便が中心となっている郵便サービスの使用者団体とサービス労働組合ヴェルディ(Verdi)が合意した協約上の最低賃金(時給:西部地域は9.80 ユーロ、東部地域は9.00 ユーロュン)が、他の使用者の下で働く従業員を含めこの部門のすべての労働者に適用されることとなった。しかし、この協約賃金の適用により賃金の引き上げを余儀なくされる新規参入業者や中小企業から見ると、協約賃金を下回る旧東ドイツの配達人の42%、旧西ドイツの配達人の22%の賃金は上昇する。OECD他国が全国統一の最低賃金を制定しているのとは異なり、ドイツの最低賃金の制定は産業によって行なわれるため、国の平均水準を上回る。産業別の最低賃金は大企業にとって有利であるが、国の平均水準を超えるため、中小企業にネガティブな影響を与える。とくに、時給が低く、従業員5人未満の小規模事業所はより厳しい状況に陥る。ドイツ経済研究所(DIW)の調査によると、最低賃金が時給7.5 ユーロになった場合、旧西ドイツでは10人に1人、旧東ドイツでは5人に1人に対して、賃上げが必要となり、小規模企業の競争力低下が危惧されている200。

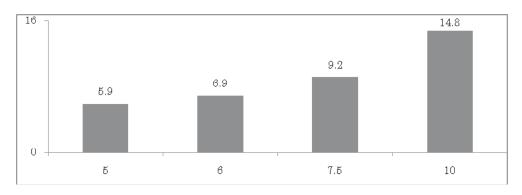
第二に、高い最低賃金となれば、低賃金労働者の失業を招きかねない。ドイツ使用者団体連盟のフォト会長は、「現在、月収1500ユーロ以下が340万人、1300ユーロ以下が260万人、1000ユーロ以下が130万人おり、最低賃金の導入によって、これら何百万人が職を失う危険にさらされる恐れがある」と指摘した30。最低賃金が7.5ユーロで設定される場合には、およそ120万の失業者が出てしまう。その中で、低賃金労働者は80%を占める31。さらに、図2を見れば、最低賃金水準が高くなると、失業者も多くなることがわかる。最低賃金は5ユーロの場合にドイツにおいては66万の失業者が生じる。最低賃金が10ユーロに上がると、失業者は3倍増になり、ほぼ200万人に跳ね上がる。同時に、政府にとって、最低賃金が高まると、所得税や社会保険料からの収入が増えるが、最低賃金が失業者を生み出すことに伴い大幅な追加的財政支出も不可避となる(図2参照)。

#### 図2 最低賃金額の変化は失業、財政支出への影響1)

#### 最低賃金が高まると、失業者数の増加:



#### 最低賃金が高まると、財政支出の増加:



注 1)時給最低賃金は5ユーロから10ユーロへ高まると、失業者数(万人)と財政支出(10億ユーロ)の変化。 出所 Bachmann,et.al.(2008),p.9-10.

#### 第3章 残された労働市場改革の課題及び改革提言

#### 第1節 正規労働時間の延長

図3のように、OECD 諸国の中に、ドイツの正規労働時間―1430時間(年間)は OECD の平均水準より 17%低下し、2305時間の韓国のわずか 70%である。一方、ドイツでは週19時間までの非正規労働者が全体労働者の 12.5%を占め、それは OECD の平均水準のほぼ 2 倍である。なぜドイツの労働者は正規労働に就かず、非正規労働に集中するのか。その原因は、失業者への全ての給付が依然として高いからである。労働者が正規労働に就く場合には、個人収入が失業給付を上回るが、限界収入を超えると、所得税と社会保険料の負担が大幅に上昇していく。そうであるならば、労働者はむしろ失業給付を受け取りながら、所得税と社会保険負担の優遇を受け、低賃金の労働に就いた方がよい。こうした労働者の収入は正規労働の収入に比べ、それほど差が少ないので、長期失業者は国の給付に頼り、正規労働へ移行する意欲を下げていくわけである。ドイツが今後も豊かな生活や高い福祉水準を維持したいのであれば、より長い労働時間が必要となる。

# 2500 - 15

図3 主要国の一人当たりの平均労働時間1)

注 1)2005年または2006年の正規労働関係の年平均労働時間。

出所 OECD(2008),p.73.

# 第2節 硬直的な雇用保護の緩和

ドイツでは長期失業者が失業者全体に占める割合は57%32である。この水準は、米国のほぼ

六倍に相当し、OECD の最高水準である。長期失業者数が高水準に留まっているのは、長期にわたって支給される失業給付や失業者に対する優遇措置などが重要な原因であるが、厳格な解雇保護規制も見逃せない。経営者に対して厳しい解雇制限を設け、手厚い解雇補償を求めることによって、雇用安定を保ち、社会的な公平を図ることが行われてきた33。しかし、1990年代以来、失業率が10%前後の高いレベルにあるにもかかわらず、厳しい解雇法制が存在することで、失業者側は労働市場が参入することが困難になっている。一方、企業側も新規雇用を制限される。そのため、ドイツ政府も硬直した解雇規制法制の緩和の検討を始めた(表2参照)。だが、こうした解雇制限規制の緩和策は、非正規雇用の改善に役立ったものの、正規雇用に関しては規制緩和の効果が見られない。規制緩和によって、1995年から2007年にかけて非正規労働者が労働者全体に対する比率は14%から22%に達した。雇用主側は非正規雇用の規制緩和によって、労働コストの低減を達成した。他方、雇用主は労働者と長期的な正規雇用契約を締結せず、労働者への職業教育の投資を手控え、グローバリゼーションの競争環境が変わる時に即座に対応することができないという指摘もある34。また、ドイツの労働法律は、非正規労働者と正規労働者に同様な待遇を与え、雇用契約でも平等と規定されているが、実際には非正規労働者の賃金は正規労働者のわずか40%である35。

表 2 解雇保護や有期契約に関する主要な改革

1969年	解雇制限法の実行。						
1985年	就業促進法の実施;						
	有期契約に関する条件の緩和。						
1993年	ブルーカラー労働者とホワイトカラー労働者の解雇予告を 4 週間に統合す						
	る。						
1994年	非正規雇用法律を有効期間 18 ヵ月から 2000 年に延長する;						
	新しい倒産法は、倒産の会社の経営者が労働者の解雇期間の賃金の支払を要						
	求する。						
1996年	解雇制限法を10人以上の会社に適用する;						
	非正規労働者を会社の人数に計算するが、正規労働者の週労働時間に対する						
	労働時間に基づいて計算する;						
	社会給付の選択標準を厳格化する:						
	1)優秀な労働者は社会給付の審査を受ける必要性がない;						
	2)有期契約の締結を自由化する;						

3)「高齢非正規労働者」制度をとった会社は高齢労働者を解雇できず、同時にこうして高齢労働者に行う社会給付の審査は違う標準で参照できない; 4)有期契約と派遣契約の更新回数を増やす。  1999年 解雇制限の適用を5人の会社に拡大する; 社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を58歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を52歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。	にこうして高齢労働者に行う社会給付の審査は違う標準で参照できない; 4)有期契約と派遣契約の更新回数を増やす。  1999年 解雇制限の適用を5人の会社に拡大する; 社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を58歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を52歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す		I
4)有期契約と派遣契約の更新回数を増やす。  1999年 解雇制限の適用を5人の会社に拡大する; 社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を58歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を52歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	4)有期契約と派遣契約の更新回数を増やす。  1999年 解雇制限の適用を 5 人の会社に拡大する; 社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が 2 年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		3)「高齢非正規労働者」制度をとった会社は高齢労働者を解雇できず、同時
1999年 解雇制限の適用を 5 人の会社に拡大する; 社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が 2 年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	1999年 解雇制限の適用を 5 人の会社に拡大する; 社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が 2 年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		にこうして高齢労働者に行う社会給付の審査は違う標準で参照できない;
社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を58歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を52歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	社会給付の選択の標準を拡大する。  2001年 非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を58歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を52歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		4)有期契約と派遣契約の更新回数を増やす。
2001年 非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を58歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を52歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	2001年 非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実施する; 有期契約を58歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を52歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。	1999年	解雇制限の適用を5人の会社に拡大する;
施する; 有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	施する; 有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		社会給付の選択の標準を拡大する。
有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。 2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。 2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する; 非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。 2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。 2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。	2001年	非正規雇用契約が2年間まで認められる「パートタイム、派遣雇用法」を実
非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。  2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		施する;
2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	2003年 有期契約を 52 歳までに拡大する。  2004年 解雇制限の適用会社を再び 5 人から 10 人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		有期契約を 58 歳以上の労働者に拡大する ;
2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	2004年 解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く; 社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		非正規労働者は正規労働者と平等であり、差別待遇を禁止する。
社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	社会給付の選択標準を再び厳格化する; 解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す る。	2003年	有期契約を 52 歳までに拡大する。
解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する; 有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す る。	2004年	解雇制限の適用会社を再び5人から10人に修正し、非正規労働者を除く;
有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	有期契約期間を延長する; 正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す る。		社会給付の選択標準を再び厳格化する;
正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非 正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す る。		解雇された労働者は訴訟に代わって補償金をもらうことを許可する;
正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す	正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止する。		有期契約期間を延長する;
	3.		正規労働者と非正規労働者の待遇が同じであるという規制を施行したが、非
る。			正規労働者が「団体協約」によって賃金や労働条件を相談することを禁止す
	2006年 解雇が発生した場合に補償金の税金が免除される規制を撤廃する。		<b>వ</b> .
2006年 解雇が発生した場合に補償金の税金が免除される規制を撤廃する。		2006年	解雇が発生した場合に補償金の税金が免除される規制を撤廃する。

出所 Ebbinghaus&Eichhorst(2006),p.9&19.

# 第3節 ドイツ労働市場の問題点に対する改革提言

ドイツ労働市場の問題点に関して、OECD(OECD Economic Surveys: Germany(2008))は、以下のような改革提案を打ち出した<sup>36</sup>。

第一に、高い失業給付や他の補助金は失業者の働く意欲を損なうことから、失業者への給付 や補助金をより大幅に削減し、給付期間もより短縮すべきというものである。とくに長期失業 者や高齢失業者に対しては、社会扶助の申請を厳格化すると同時に、社会扶助の申請条件に満 たさない失業者には、失業給付の減少と給付期間の短縮のほか、優遇措置の撤廃も行うべきと いう。代わりに、失業者を雇用する企業と再就職に成功した労働者に奨励を与えれば、労働へ の圧力を意欲に転換させ、企業の求人や失業者の再就職をさらに促進することができるとされ、 奨励方法としては、コンビ賃金と税収優遇、社会保険料の減免などがあげられている。

第二に、より確実性と透明性のある措置に基づいて、正規労働解雇規制の緩和や解雇手続き

の簡潔化を推進し続けるべきというものである。とはいえ、こうした失業者の現実によって、非正規雇用の規制緩和を促進することがさらに重要な点である。というのは、長期失業者は失業期間の延長とともに技能も劣りつつあること<sup>37</sup>、企業は高齢者のかわりに若年労働者の採用する傾向が見られる。これらの現実によって、非正規労働はかれらにより適用すると考えられる。しかし、正規労働に就きながら、副業で非正規労働に就く労働者に対する補助金制度が撤廃されるべきである。

第三に、高スピードで進む経済のグローバル化の衝撃を少しでも緩和するには、最低賃金制度は必要かもしれないという。しかし、ドイツ労働市場の多様化の現実から見ると、経済活動と社会保障の維持のために、低賃金部門を低賃金労働者のための労働市場として維持しなければならない。したがって、最低賃金の水準は労働市場の安定と両立することを目指して決められるべきである。具体的に言えば、中小企業が苦境に落ち込むことを避けるために、先進諸国のように全国一律の最低賃金水準を制定すべきである。ただし、地域別及び労働者の年齢・技能などによって最低賃金水準を小幅に調整することも許可すべきであると思われる。労働者の失業と政府支出の増加を避けるために、最低賃金の導入は最初に低い水準から始まり、段階的に引き上げるべきである一方、最低賃金水準を守らない企業が出てくることを避けるために、企業に対する監督を強化すると同時に、独立の監督委員会を設立することも必要である。

以上のように、OECD の提言はアングロサクソン流に倣ってドイツ労働市場を改造することを勧告している。しかし、経済のグローバル化に適応し、英米型に照らして労働市場を改善することは必要であるが、ドイツ型の雇用システムの基本構造は原則的に維持されているので、ドイツの労働市場をそのまま英米型へと移行させることは決して適切ではない。例えば、失業者を一本化し、ひたすら給付の削減や給付期間の短縮を進めることは必ずしも適切な方法ではない。労働市場改革の本来の趣旨は労働能力を持つが、労働への意欲が薄い失業者の就労を促すことであり、就労不能の失業者をなおざりにしてはならない。したがって、さまざまな原因で労働市場へ参入する能力を持たない失業者に対して、厳格な審査をしたうえで、社会的国家の優位性を発揮し、社会扶助や失業給付の増加や延長をはかることが政府の責任であると思われる。

#### 結 論

本稿では、ドイツ労働市場改革の成果と課題というテーマについて、ハルツ改革と最低賃金 制度を中心に考察し、かつ残された改革の課題について分析を行った。

急速に進んでいるグローバル化によって、ドイツの労働市場も対外的な開放を余儀なくされ、 それに伴い、戦後の安定したドイツの労働市場も国民経済的にコントロールされることが困難 となり、大きな変化に直面せざるをえなくなった。厳格な解雇規制のせいで長期失業者が増加 し寛大過ぎる失業給付による政府財政が行き詰まることになった。こうした労働市場の問題に 対して、さまざまな対策が採られてきたが、長期失業者の増加や失業給付の上昇という問題は 依然としてドイツ政府に悩ませている。ドイツの労働市場の問題を一掃すると期待されたハル ツ改革も、十分な成果を上げることができない。それは重要な労働法規と慣行への修正が不徹 底だからと言えよう。

グローバル化がより広く、深く進行するに伴い、伝統的に形成されたドイツの雇用システムが、労働市場の現実に適応せず、労働市場の改革を阻害するようになった。とはいえ、ドイツはアングロサクソン流の改革には独自のやり方を追求しているよう見える。とはいえ、雇用システムを抜本的に見直さない限りは、労働市場の構造的問題を解決することは不可能であり、独自のやり方も失敗に終わると考えられる。ドイツ労働市場改革の成功は、ドイツの伝統的な雇用システムの抜本的な見直しなしにはおぼつかない。

(CHEN Hao、本学大学院国際関係研究科後期課程)

# 参考文献目録

# <外国語文献及び訳書>

- Bachmann Ronald, Bauer Thomas K., Kluve Jochen, Schaffner Sandra, Schmidt Christoph M.(2008), 'Mindestlöhne in Deutschland Beschäftigungswirkungen und fiskalische Effekte,' *RWI: Materialien* Heft 43.
- Bundesagentur für Arbeit(2001), Arbeitsmarkt 2000:Amtliche Nachrichten der Bundesanstalt für Arbeit.
- 蔡和平(2007),「哈茨改革能否扭転德国労働力市場的頽勢」,『中国労働』2007 年第 2、3 期, 中国労働保障部。
- Ebbinghaus Bernhard, Eichhorst Werner (2006), 'Employment Regulation and Labor Market Policy in Germany, 1991-2005, 'IZA DP No.2505.
- Eichhorst Werner(2007), 'Der Arbeitsmarkt in Deutschland: Zwischen Strukturreformen und sozialpolitischem Reflex,' *IZA DP* No.3194.
- 馮英華(2004),「浅析徳国 2010 改革議程背景及内容」,『徳国研究』2004 年第 3 期,中国同済大学徳意志連邦共和国問題研究所。
- Jacobi Lene, Kluve Jochen(2006), 'Before and After the Hartz Reforms: The Performance of Active Labour Market Policy in Germany,' *IZA DP* No.2100.

OECD(2008), OECD Economic Surveys: Germany.

楊偉国,Gerhard Illing,陳立坤(2007),「徳国"哈茨改革"及其績効評估」,『欧州研究』2007年第3期,中国社会科学院欧州研究所。

#### < 日本語文献>

斎藤純子(2008),「ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築」,『外国の立法』第 236 号, 国立国会図書館。

新村出(2008), 『広辞苑[第六版]』,岩波書店。

土田武史(2005),「ドイツにおける社会保障改革の動向」,『クォータリー生活福祉研究』 通巻 54 号 Vol.14 No.2,明治安田生活福祉研究所。

日本財務省・財務総合政策研究所(2003)、「財政金融統計月報」、『国際経済』第614号。

労働政策研究・研修機構(2006a),「ドイツにおける労働市場改革―その評価と展望―」,

『労働政策研究報告書』No.69。

労働政策研究・研修機構(2006b),「最低賃金制度の導入をめぐる議論」,『海外労働情報(2006 年6月)』。

労働政策研究・研修機構(2007),「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」,『労働政策研究報告書』No.84。

労働政策研究・研修機構(2008)、『データブック国際労働比較[2008年版]』。

<その他(新聞、ウェブサイト)>

ドイツ経済紙 Handelsblatt。

ドイツ連邦雇用庁(BA)ホームページ。

http://www.arbeitsagentur.de/

ドイツ連邦銀行(Deutsche Bundesbank)ホームページ。

http://www.bundesbank.de/

ドイツ経済研究所(DIW)ホームページ。

http://www.diw.de/

欧州連盟(EU)ホームページ。

http://www.europa.eu/

欧州統計局(EUROSTAT)ホームページ。

http://www.epp.eurostat.ec.europa.eu/

労働市場・職業研究所(IAB)ホームページ。

http://www.iab.de/

国際労働機関(ILO)ホームページ。

http://www.laborsta.ilo.org/

日本貿易振興機構(JETRO)ホームページ。

http://www.jetro.go.jp/

労働政策研究・研修機構(JIL)ホームページ。

http://www.jil.go.jp/

OECD ホームページ。

http://www.oecd.org/

1 労働政策研究・研修機構(2006a)、7-8ページ。

2 1992 年~2000 年。 Deutsche Bundesbank, Statistik, "Zeitreihe

UJCY01: Arbeitslosenquote/Westdeutschland",<

http://www.bundesbank.de/statistik/statistik\_zeitreihen.php?lang=de&open=konjunktur&func=row&tr=UJCY01>に基づき計算,Lastupdate 2009.07.30,Retrieved 2009.08.24。

³ パートタイム。European Commission,Eurostat,Database, "Part-time employment as a percentage of the total employment for a given sex and age group (%)",<

 $\label{lem:http://nui.epp.eurostat.ec.europa.eu/nui/submitModifiedQuery.do>, Lastupdate~2009.07.23, Retrieved~2009.08.24.$ 

- 4 農業を除く週正規労働時間。ILO,Statistics, "Hours of work-4A Hours of work,by economic activity(Per week)", < http://laborsta.ilo.org/STP/guest>,Lastupdate 2009.08.24,Retrieved 2009.08.24.
  5 1991 年には、失業者全体に対して、ドイツの長期失業者は 36.4%を占める。2000 年には 34.2%である。Bundesagentur für Arbeit(2001),p.25.
- 6 「アジェンダ 2010」はシュレーダー政府によって 2003 年に発表され、ドイツの社会経済改革の方向性を示す綱領である。主な内容は、①失業給付の増加がもたらした財政負担を減らすこと;②税金を大幅に減少すること;③硬直した労働市場を改革すること。「アジェンダ 2010」は社会保障サービスの切り詰めによって、社会保険料の高騰に歯止めをかけ、失業者数の大幅削減を目的とするものである。さらに減税によって企業の国際競争力を高めることも狙っているため、経済界からは大いに歓迎された。日本経済省・財務総合政策研究所(2003)、37ページ;馮英華(2004),p.63-64。
- 7 「支援と要請」というのは、政府や労働局は失業者が就労の要請を申請すると、直ちに就労の支援を 行うことである。支援と要請を強化することを通じて、給付金などのコストが減少することができる。 Eichhorst(2007)p.26-27.
- 8 Jacobi&Kluve(2006),p.7.
- 9 比較のデータは Deutsche Bundesbank から。 Deutsche Bundesbank, Statistik, "Zeitreihe USBA14:Erwebstätige/Deutschland/saisonbereinigt" ,<

http://www.bundesbank.de/statistik/statistik\_zeitreihen.php?lang=de&open=konjunktur&func=row&tr=USBA14>,Lastupdate 2009.07.30,Retrieved 2009.08.24.

- 10 データは EUROSTAT から。European Commission, Eurostat, Database, "Long-term unemployment (12 months or more) as a percentage of the total unemployment for a given sex and age group (%))", <a href="http://nui.epp.eurostat.ec.europa.eu/nui/submitModifiedQuery.do">http://nui.epp.eurostat.ec.europa.eu/nui/submitModifiedQuery.do</a>, Lastupdate 2009.07.23, Retrieved 2009.08.24.
- 11 55~64 歳の労働者対この年齢グループ全体の比率。European Commission,Eurostat,Database, "Employment rates by sex, age groups and nationality (%)",<

http://nui.epp.eurostat.ec.europa.eu/nui/submitModifiedQuery.do>, Lastupdate~2009.07.23, Retrieved~2009.08.24.

12 ハルツ改革は、55歳以上の労働者は定年退職まで労働時間が半減することができる。雇用主はこうしたパート労働者の賃金の20%を支払い、フルタイム賃金の90%と相当する社会保険料を負担しなければならない。政府は残す部分を補助する。一方、こうして労働時間が半減した労働者はフルタイム賃金の70%を受け取ることができると定められた。実際は、こうした労働者は60歳までフルタイムに就き、60歳から定年退職まで他の非正規労働に就きながら、補助金を受け取るのである。OECD(2008),p.87-88。

- 13 労働政策研究・研修機構(2007)、59ページ。
- 14 職業紹介クーポンというのは、失業期間は3か月を超える失業者は雇用局から職業クーポンを申請し、民間職業紹介所に紹介成功の代金で支払う。民間職業紹介所は雇用局で職業紹介クーポンを現金に引き換える。事実は、職業紹介クーポンは雇用局から民間職業紹介所に支払う紹介料金である。料金の額は再就業者の就業期間によって決められる。蔡和平(2007),p.29。
- 15 蔡和平(2007),p.29。
- 16 労働政策研究・研修機構(2006a)、64ページ。
- 17 出所同上、26ページ。
- 18 土田(2005)、5ページ。
- 19 楊偉国ほか(2007),p.32。
- 20 労働政策研究・研修機構(2006a)、71ページ。
- 21 労働政策研究・研修機構(2007)、27ページ。
- 22 新村(2008),1093ページ。
- 23 ドイツ統一後、東部地域における高賃金を求めた労働者に対して、支払うことができず使用者は賃金 交渉を企業及び事業所レベルで行うことを指す。
- 24 全体労働者に対する契約労働者の比率。『Handelsblatt』(2008年1月18/19/20日)。
- 25 斎藤(2008)、82ページ。
- 26 DGB の全国一律の最低賃金に対して、経済界やキリスト教民主同盟・社会同盟から強い抵抗があり、連立与党間で容易に話がまとまらなかった。2007 年 1 月、社会民主党のミュンテフェリング連邦労働社会相が全国統一の最低賃金でなく、部門ごとの最低賃金を導入することを提案した。斎藤(2008)、84 ページ
- 27 ドイツ連邦政府は 2008 年 7 月 16 日、最低賃金関連法案(労働者現場派遣法と最低労働条件法の改正 法案)を閣議決定した。連邦議会で成立すれば、すでに最低賃金が設立されている 3 業種(建設業、建物清掃業、郵便配達業)に加えて、新たに最低賃金を導入する産業分野が拡大する可能性が開かれることになる。ジェトロ記事、「JETRO Deutschland」、<

http://www.jetro.de/j/hp2008all/doko/Jul-Sep/doko28072008a.html>,最終更新日 2008 年 7 月 28 日,最終アクセス日 2009 年 8 月 24 日。

- 28 未熟練者に対して、東部には8ユーロ、西部には8.4ユーロ。技術者に対して、東部には9ユーロ、西部には9.8ユーロ。以上の最低賃金はすべて時給。『Handelsblatt』(2007年12月17日)。
- 29 労働政策研究·研修機構(2006b)。
- 30 出所同上。
- 31 Bachmann, et. al. (2008), p. 8.
- 32 2006 年に失業期間が一年間及び一年以上の失業者は全体失業者に対する割合。OECD,Labour Force Statistics Database, "Economic Surveys Germany",

<a href="http://dx.doi.org/10.1787/280401520357">http://dx.doi.org/10.1787/280401520357</a>>.Lastupdate 2008.03.11.Retrieved 2008.07.23.

- 33 1969年に制定された解雇制限法(2003年改正)は、以下の解雇は、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。①労働者の一身に基づく理由がない場合、②労働者の行動に基づく理由がない場合、③緊急の経営上の必要性に基づかない場合、④事業所委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、⑤労働者を同一の事業所または同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合、等。(すべての比較は個別的解雇に基づいて作成、集団的解雇を除く)。労働政策研究・研修機構(2008)、146ページ。
- <sup>34</sup> OECD(2008),p.85.
- 35 OECD(2008),p.85.
- <sup>36</sup> OECD(2008),p.87.
- 37 Eichhorst(2007),p.22.

The Outcomes and Challenges of Reforms in German Labor Market:

Focused on the Hartz Reforms

Existed a low unemployment rate, the Federal Germany has not made effort to unemployment policy during the post-War. But from the oil shock, especially after the unification, high unemployment has been a persistent problem to German government. Before 21<sup>st</sup> century, so many policies of labor market have been executed in Germany, to lower both the unemployment rate and the benefits. However all of policies were not the drastic resolutions to labor market crises.

Having faced high unemployment rates for more than a decade, the German government implemented a comprehensive set of labor market reforms during the period 2003-2005. This paper describes the context of the German labor market after these so-called Hartz reforms. As results of program evaluation studies post-reform have become available just now. The evidence indicates that the Hartzs seem to have improved the unemployed persons' effectiveness. But on the other side, maintained high unemployment benefits and strict regular employment protection show, that the reforms have not changed the German labor market thoroughly.

To administer statutory minimum wages, the German government has to catch severe critical storm. Too high minimum wage will not only heighten the labor cost, and hit the employees of small and medium enterprises. As result, the employers will indispensable face the dismissal. As well as the government's payments will also rise up. To Germany, it is a challenge, that to make a balance between minimum wage and stability in the labor market.

Generally speaking, to orient itself to the globalism, traditional German labor system must be largely reviewed, both labor Acts and institutions.

(Chen, Hao, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

# 論 説

# 日本と韓国の農村における国際結婚 ~ 実態と原因、問題点を中心に比較・分析~

馬兪貞

# 目次

#### はじめに

1:「農村の国際結婚」の定義および先行研究

1-1:「国際結婚」と「農村における国際結婚」の定義

1-2:背景と原因中心の日本研究、適応と福祉中心の韓国研究

2:日・韓の農村における国際結婚の実態

2-1:1985年頃から始まった日本の行政主導型国際結婚

2-2: 斡旋業者が中心となる韓国農村の国際結婚

3:日・韓における国際結婚の原因とその社会的背景

3-1:農家後継者の結婚難と花嫁不足現象

3-2: 日本の農村に来たアジアの花嫁 (フィリピン人女性を中心に)

3-3:韓国の農村に来たアジアの花嫁 (ベトナム人女性を中心に)

4:国際結婚における各種問題

4-1: 結婚前、結婚過程における問題点

4-2:結婚後における問題点

5:行政・地域社会の対応

5-1:日本-多文化共生の側面から

5-2:韓国-福祉政策の側面から

おわりに

# はじめに

今日、グローバル化により多くの人々がより高い賃金やより良い雇用条件、より良い生活を求めて、国境を越えることが頻繁となった。IMOの調査によると、全世界における移住労働人口は1975年、8千4百万人だったのが、2000年には約1億7千5百万人に至っている。この内アジアの移住労働人口は4千9百70万人であると報告されており、特に、女性移住者は全体移住労働人口の48%を占めている。また、イ・テオクの研究では、アジア地域における移住者の65~70%も女性であり、男性が労働者として移住する反面、女性は各種サービス業や家事労働、国際結婚などの方法で移住していると述べている」。

韓国社会では、最近「多文化・多民族」という言葉がマスコミなどでよく出てくる。血統主義を維持してきた、いわゆる「民族的純粋性」に対する概念が変化している<sup>2</sup>。このような変化の原因となる一つは、韓国社会に急増し新たな文化の形態として拡大している国際結婚である。現在、韓国の国際結婚は、数的増加だけではなく、結婚の動機や背景、結婚後の生活などにおいても多様化が見られる。しかし、国際結婚した夫婦らが相互理解の壁を越えられず、離婚するケースも多く、その理由は具体的に言語・文化の違い、差別から来る夫婦及び家族間の相互理解不足であると思われている。

一方、日本の農村の国際結婚は今や農村だけではなく、日本の社会において 定着している。そして、農村男性と開発途上国からの女性との結婚という形は 韓国と同じ状況である。

また、日本社会においてもすでに国際結婚から生じる問題が存在し、それは 韓国で生じているものと同様である。母語の違いによる意思疎通の難しさや文 化の違いから来る様々な摩擦を含め、韓国と同様に地域社会では国際結婚によ る移住女性や家族に対する拒否や偏見がいまだに内在している。このような 日・韓の農村における国際結婚の社会的問題はなぜ起きるのか。その背景と原 因は何であろうか。

日本と韓国の農村は、始まった時期と数的には違いが存在するが、国際結婚の背景や結婚後に生じる様々な問題においては多くの共通点を持つ。本稿の目的は、日韓共に都市化と工業化を経て農村の結婚難の対策として選択した国際結婚の現状や背景、問題点などを明らかにし、今後、日・韓の農村における国

際結婚生活の様々な問題を解決するための研究に参考として使われることである。

# 1:「農村の国際結婚」の定義および先行研究

# 1-1:「国際結婚」と「農村における国際結婚」の定義

一般的に、国際結婚とは、異なった国の出身者(男女)間での婚姻を指す。 しかし、農村の国際結婚は、通常の国際結婚の意味とは違う。先行研究での定義を考察すると、迎える側からは農村の花嫁不足現象・低出産・高齢化現象により、苦肉の策として農村の男性と外国の女性との結婚を意味している。また、送り出す側からみると、出稼ぎ・仕送りを目的として日本や韓国に来た外国人女性と日本人・韓国人男性との結婚を意味する。したがって、本稿での「農村における国際結婚」は、「農村の結婚できない男性が経済力の低い国の女性を、斡旋業者に紹介してもらうという形の結婚」と定義する。

# 1-2:背景と原因中心の日本研究、適応と福祉中心の韓国研究

日本では、1980年代から農山村の結婚難に対する様々な研究が行われてきた。その先頭に立っていた光岡浩二³は、農山村の花嫁不足問題について分析し、対策を提示してきた。また、ファン・タルギも日本の農村における跡継ぎの結婚難を、農村社会の内部矛盾と不安定構造から分析し、急激な経済発展に対する農村の限界ある対応と都市一農村の価値観の矛盾を指摘した。そして、佐藤隆夫⁴も農村の国際結婚の背景として農村問題と村の結婚観を分析し、国際結婚のプロセスからの問題性を指摘した。さらに、宿谷京子⁵は、アジアからの花嫁に焦点をあて、農村の「国際結婚」に括弧をつけて、経済格差の背景に乗じた形であるこの国際結婚が複雑で本音が見えにくいといい、彼女らの人権や夫との対等な関係を作るための対策などを述べている。1990年代には、農村の国際結婚に関する研究はあまり行われていないが、農村で生活している外国出身の花嫁の社会的受容に関して社会的関心が高まっており、今後このような形の国際結婚についてより深く研究されることを期待している。

一方、韓国では 1990 年代半ばに中国朝鮮族女性が韓国の農村へ大量に結婚 移住をすることにより、朝鮮族女性を中心にした国際結婚家族における夫婦の 葛藤要因および葛藤に関する研究などが行われてきたが、2000年に入ってからベトナムの女性との結婚が急増し、その原因を考察する研究が増えた。キム・ヒョンジェは、ベトナム出身女性結婚移民者について、「韓国農村地域での社会的適応度が高いと予想される」、「年齢が低く、妊娠可能性が高い」ため、農村への移住を積極的に勧める6ことを提案している。また、ハン・クンスでは、韓国で最も問題視されている結婚仲介業者の実態について研究し、ベトナム側との関連システムを捉えている。また、キム・ヒョンミ\*が指摘するように、様々な法令の定義や条件が限定されているため、排除される集団があるなどの問題が多く存在する。実際この法律が適用され、移住女性を保護する機能が働いているのかというところに疑問がある。つまり、適応と生活問題を具体的に支援する次元までは十分効果が現れていないのが現実である。

また、この問題は日本だけではなく、韓国や台湾など、経済的に急成長している国で例外なく起きている。特に、今までこのような形の国際結婚について、国家間の比較を通じて、同様の原因で始まったものではあるが、結果としての現象と対策を分析し、お互い取り入れ可能であるかというところまで比較研究した試みはなかった。したがって、これから中国などの農村にも起きるかもしれないこのような問題は、国際化時代の世界構造の中で共通点としての根本的な原因をより深く分析し、掘り下げる必要がある。

# 2:日・韓の農村における国際結婚の実態

# 2-1:1985年頃から始まった日本の行政主導型国際結婚

韓国より 10 年以上早いといえる日本の農村社会における国際結婚の実態については、日本社会で国際結婚がブームになった初期に重点をおきたい。日本の農村における国際結婚は 1985 年頃から本格化し、山形県の朝日町と大蔵村の 30~39 歳の青年がその筆頭にあった。彼らの主な結婚相手はフィリピンやスリランカ、韓国、台湾などのアジア人女性が大数を占めており<sup>9</sup>、表 2-1 を見ると、日本人同士の結婚件数も総結婚件数も昭和45年から平成 17 年まで約 3 割が減少したのに対し、国際結婚件数は8倍も増加した。この内、2005年の国際結婚件数が5.5%で最も多く、夫日本人・妻外国人のケースにおいては、妻の国籍がフィリピンの件数が非常に伸びていることが分かる。

表 9-	1 .	日本に	なける	+ 事の	国籍別には	ひた低畑	件数の年次推移	
<i>T</i>			X 1 4	T 7 ()	玉   乗骨 月川 い オ		1 + 7 U / 1 + 1 A 1 F A 1 A	

国籍	昭和 45 年	50 年	60 年	平成2年	7 年	12 年	17 年
総数	1,029,405	941,628	735,850	722,138	791,888	798,138	714,265
夫妻とも日本	1,023,859	935,583	723,669	696,512	764,161	761,875	672,784
夫妻の一方が 外国	5,546	6,045	12,181	25,626	27,727	36,263	41,481
夫日本・妻外国	2,108	3,222	7,738	20,026	20,787	28,326	33,116
韓国・朝鮮	1,536	1,994	3,622	8,940	4,521	6,214	6,066
中国	280	574	1,766	3,614	5,174	9,884	11,644
フィリピン	-	-	-	-	7,188	7,519	10,242
タイ	-	-	-	-	1,915	2,137	1,637
米国	75	152	254	260	198	202	177
英国	-	-	-	-	82	76	59
ブラジル	-	-	-	-	579	357	311
ペルー	-	-	-	-	140	145	121
その他の国	217	502	2,096	7,212	990	1,792	2,859
妻日本・夫外国	3,438	2,823	4,443	5,600	6,940	7,937	8,365

出典:「NPO 国際結婚協会」(http://www.itn-wedding.com/data/related.html) 引用。

日本での国際結婚率は、全体結婚率に比べ、5~6%の間をずっと維持しており、韓国のように急激な変化は見せていないが、全体的には増加している。夫婦別に見てみると、昭和 45 年から妻日本人・夫外国人のケースは約 2.5 倍増えたのに対し、夫日本人・妻外国人のケースは昭和 45 年に 2,108 組であったのが、昭和 60 年には 3.6 倍の 7,738 組、さらに、平成 17 年には 15.7 倍の 33,116 組と、急増した(図 2-1 参照)。

昭和 50 年頃、夫日本・妻外国と妻日本・夫外国のケースが逆転した。その理由について、法務省入国管理局が編集協力している雑誌『国際人流』では、①日本の高度経済成長が実感として感じられる頃(昭和 40 年代末期)まではより豊かな生活のイメージも手伝ってか、アメリカ人男性との結婚を希望する

日本人女性が国際結婚の主役であった。②同じ頃から、かつて日本人女性の一部がアメリカ人男性との結婚を希望したように、日本人男性との国際結婚を希望する外国人女性が、近隣諸国を中心に増加することになったと説明している。

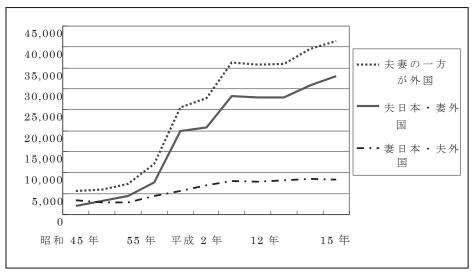


図 2-1 国際結婚の夫・妻別推移

出典:表2-1を元に筆者作成。

これらは、昭和 45 年から 50 年の間、アメリカ人男性と日本人女性との結婚は半分以上減少したのに対し、韓国や中国の外国人女性との結婚が急増していることから証明できる(表 2-1 参照)。

また、地域別にみると表 2-2 のように国際結婚が最も多いのは東京であるが、神奈川県など、関東地方のほぼ全ての県にわたって国際結婚が集中している。この現象を落合は大都市圏への外国人人口の集中と外国人コミュニティの存在などから説明できると述べている $^{10}$ 。

			60. 464	夫妻と	夫妻の一	夫日本	・妻外国			
			総数	も日本	方が外国	総数	韓国・朝鮮	中 国	フィリピン	タイ
	全	围	730,971	686,270	44,701	35,993	6,041	12,131	12,150	1,676
	04 宮	城	13,035	12,604	431	380	165	121	50	15

表 2-2 地域別に見た 2006 年度外国人妻の件数 (2006)

06 山 形	5,661	5,345	316	302	137	94	51	7
07福島	10,512	9,975	537	485	75	168	180	12
08 茨 城	16,029	14,876	1,153	1,007	133	304	338	147
09 栃 木	11,331	10,548	783	678	68	260	195	79
10 群 馬	10,877	9,986	891	754	79	145	365	34
11 埼 玉	40,907	37,814	3,093	2,631	327	1,050	831	103
12 千 葉	36,389	33,308	3,081	2,546	395	934	784	220
13 東 京	89,413	81,111	8,302	6,280	1,118	2,469	1,729	248
14 神奈川	57,046	52,696	4,350	3,318	533	1,114	1,024	189
15 新 潟	11,437	10,955	482	440	40	188	161	14
16 富 山	5,342	5,010	332	313	12	190	89	3
17 石 川	6,267	6,047	220	184	14	93	51	3
18 福 井	4,224	3,933	291	256	73	68	96	3
19 山 梨	4,588	4,180	408	370	42	128	125	27
20 長 野	11,756	10,751	1,005	897	177	276	277	122
21 岐 阜	10,772	9,922	850	769	36	157	484	13
22 静 岡	21,663	20,004	1,659	1,451	113	292	831	40
23 愛 知	46,374	42,473	3,901	3,288	360	769	1,758	66
24 三 重	9,889	9,347	542	471	43	117	191	48
25 滋 賀	7,705	7,358	347	295	46	99	116	9
26 京 都	14,477	13,717	760	522	147	156	145	20
27 大 阪	53,142	49,784	3,358	2,420	935	815	352	86
28 兵 庫	31,044	29,451	1,593	1,189	404	410	222	30
29 奈 良	7,000	6,761	239	182	49	60	36	10
30 和歌山	4,999	4,762	237	207	46	71	54	19
31 鳥 取	2,983	2,858	125	110	10	45	38	8
32 島 根	3,305	3,174	131	121	5	40	57	
33 岡 山	10,292	9,903	389	318	50	163	60	9
34 広 島	16,209	15,526	683	550	65	169	217	6
35 山 口	7,218	6,964	254	181	31	45	79	4

国際関係論集第9号, October 2009

36 徳 島	3,648	3,527	121	109	7	48	29	1
37香 川	5,290	5,130	160	138	9	63	55	4
38 愛 媛	7,460	7,284	176	153	10	65	57	2
39 高 知	3,612	3,517	95	85	9	34	36	-
41 佐 賀	4,270	4,152	118	106	6	32	51	4
42 長 崎	7,009	6,846	163	109	11	43	32	4
43 熊 本	9,313	9,030	283	254	17	111	90	3
44 大 分	6,201	6,018	183	155	7	53	85	4
47 沖 縄	8,853	8,458	395	130	9	43	48	5
50 東京	65,569	58,911	6,658	4,984	939	1,998	1,291	192
51 札幌市	11,644	11,475	169	110	20	47	17	6
53 埼玉市	7,346	6,900	446	371	54	178	94	11
54 千葉市	5,554	5,087	467	378	82	140	98	29
55 横浜市	23,038	21,227	1,811	1,442	249	572	371	94
56 川崎市	10,876	10,165	711	557	109	190	173	18
57静岡市	3,970	3,718	252	219	13	68	110	4
58 名古屋	14,933	13,460	1,473	1,192	210	288	581	27
59 京都市	8,613	8,136	477	297	104	100	48	13
60 大阪市	18,312	16,606	1,706	1,182	506	376	151	40
61 堺 市	4,770	4,546	224	185	64	67	36	2

出典:厚生労働省統計表データベース引用。

次いで、国際結婚が集中しているのは長野、静岡、愛知などの中部地域であるが、1980年代に国際結婚ブームの始まりとなった東北地方は、地方内での差も大きく、全般的にそれほど多くない。山形は 1980年代から行政や自治体主導の国際結婚で有名な地域であり、ここでも、落合はそれを継続するためのなんらかのルートができていると予想している<sup>11</sup>。さらに、落合は国勢調査の続柄情報を用いると、世帯主の「妻」と「嫁」との区別ができるが、「嫁」は東北地方に集中しており、「嫁」としての国際結婚は、「妻」としての国際結婚

とは区別される性質を持っているという12。ここからおそらく専門の仲介ルートが確立していることを推察している。そして、「嫁」は農家で家族労働に従事しているイメージがあるが、実際は7割が無職で「跡継ぎ」の再生産を担う役割を第1に期待されていると述べている。

# 2-2: 斡旋業者が中心となる韓国農村の国際結婚

韓国人の国際結婚の件数は急増する傾向にある。韓国は昔から男児を選好す る意識があったため、男女の性比における不均衡が続いた。また、政府の計画 下で出生率が急激に減少し始めた頃の世代における男女の性比の不均衡は、国 際結婚のひとつの原因であることを証明している。すなわち、80年までには未 婚女性が圧倒的に多かったのが、その後、未婚男性の数が急上昇し始め、85年 には男女同数、2001 年には男性の方が 315,273 人も多くなる。さらに、韓国 社会全体の高学歴化や女性の初婚年齢の上昇があいまって、女性における晩婚 化や独身が増加していることが結婚の不均衡に影響している。その結果、韓国 男性は国内で結婚相手を得られず、外国人女性との国際結婚が激増した。特に、 都市の男性に比べると相対的に国内女性に選択される可能性が低い農村の男性 において、嫁不足現象が深刻であったため、国際結婚の増加率が著しく見られ る。統計庁によると、2006年の婚姻件数 337.528件中、11.57%の 39.071件 が外国人との婚姻だった。特に、2006年に結婚した農漁村の男性 100人中、 41 人が国際結婚であった。統計庁は、「結婚した農林・漁業に従事する男性 8.569 人のうち 41%(3,525 人)が外国人女性と結婚した」と明らかにした。これ は 2005 年の 35.9% よりも 5.1% 高い数値であり、内訳では、ベトナム人女性 との結婚が 2005 年より 55%(1.535 件→2.394 件)増加し、全体の 3 分の 2 以上 を占めた13。

また、表 2-2 のように、市・都別に見ると、全南は全体結婚件数が多くないのに対し、国際結婚は全体結婚の 22.68%も占めており、都市より農村の国際結婚が多いことが分かる。全体結婚件に対する国際結婚率が 2 位(16.13%)の全北も、3 位(15.09%)の慶北も全南よりは少ないが、兼業農業中心の農村部に該当することからも確認できる。

表 2-2 市・都別国際結婚の比率、韓国人男性と外国人女性との結婚(2006)

市都名	全体結婚件数	国際結婚件数	%	順位
江原	9199	1081	11.75	
京畿	751266	6237	8.3	
慶南	22956	2970	12.94	
慶北	18361	2771	15.09	3 位
光州	8666	534	6.16	
大邱	14177	1000	7.25	
大田	9503	589	6.2	
釜山	20893	1974	9.45	
ソウル	82871	1492	13.87	
蔚山	7611	582	7.65	
仁川	17200	1535	8.92	
全南	11074	2512	22.68	1 位
全北	11322	1826	16.13	2 位
濟州	4400	657	14.93	4 位
忠南	14245	2039	14.31	5 位
忠北	9924	1272	12.82	

出典:韓国統計庁(http://www.nso.go.kr/) 引用。

一方、韓国の農村における国際結婚は、斡旋業者が間に入っているケースが大多数を占めている。当初、日本のような行政主導型が存在せず、結婚難に直面していた農村の男性たちの実情に早期に気づいた国内の結婚斡旋業者は、既存の国内結婚斡旋業から国際結婚斡旋業の方に多く移動した。これらを制限する法整備も遅れていたため、この状況は一気に拡散した。特に、韓国での国際結婚業は利益率が高いビジネスであり、専門業者だけでなく、個人が結婚ブローカーになる場合も多い。オンライン上で営業する業者だけでも100余り以上であり、オフライン業者まで合わせれば数百になると推定される。このような状況の中、結婚仲介業者利用者たちの被害事例も増えている。

このような両国の現象はなぜ起きたのか。その背景には一体何があるのか。

社会的変化の下に存在する意識変化はこの形式の国際結婚とどう関わるのか。 以上のことを念頭においてその原因と直結する社会的背景とを考察する。

# 3:日・韓農村における国際結婚の原因とその社会的背景

日本と韓国は高度経済成長期を経験し、目覚ましい発展をした。その過程の中には、都市化と離農現象という共通点がある。その結果、農村は急激に過疎化し、特に跡継ぎとして残された青年たちは結婚難に置かれた。なぜ農村が結婚難に陥ったのか。これは都市化とどのような関係があるのか。また、なぜアジアの花嫁を選んだのか。これら三つの疑問の関連性を考えながら具体的に見ていきたい。また、アジア女性がなぜ日本や韓国行きを決めるのかについても触れてみたい。

# 3-1:農家後継者の結婚難と花嫁不足現象

韓国と日本の農村における国際結婚の共通の原因は、さまざまな要因が複雑に絡まっているが、社会的背景としての原因と、農村の性質と日本人・韓国人女性の意識の変化としての原因に絞って述べる。

江戸時代、明治初期の日本では、日本女性が外国人の妾として存在し、その後、外国人と結婚して海外へ渡ったケースもあった。戦後、アメリカ軍の日本占領期には、米兵と日本人女性との国際結婚が行われていたが、その後、先進国を目標とし、経済だけではなく、文化、学問などの各方面で積極的な国際交流が行われ、ようやく自然な形での外国人と日本人との国際結婚が行われるようになった<sup>14</sup>。

しかし、日本の農村にみる国際結婚は、「嫁キキン」の緊急解決策として行われた。その意味で、佐藤は農村の国際結婚は、まさに日本の旧家族法の「家」的結婚そのものが特徴であり、しかも花嫁は、結婚業者によって親が気に入る「家」的結婚モデルそのままにつくりあげられているといい、個人婚としての国際結婚とは違うこういった点から「社会婚」と称している<sup>15</sup>。

昭和 30 年頃、日本は高度経済成長期において大都市を中心に著しい発展を 見せはじめ、大都市の企業では、大規模な労働力市場の拡大により安価な労働 力を得るため、農山村からの若者を求めていた。これとあいまって、工業化さ れた別の世界という都市への夢を見ていた農山村の若者たちは大量に集団就職のため都市へ移動し、その結果、農村は年寄りと農家の後継者としての長男しか残っていないという現象が起こる。そして、農産物の価格変動による農業収入も不安定であり、結婚して安定した生活を望む女性に対しては、都市の会社員に比べ、大きなマイナス要因であった。さらに、農工間所得格差から、若年女性は農山村を敬遠し、都市へ流れていくこととなり、これが花嫁不足現象の原因となった。

また、他産業との急激な所得格差にも関わらず、農家戸数の減少は激しくない。その理由は男性の労働力を農業外に大量排出しながらも、誰かに家業としての農業を継承してもらうという「いえ」意識に基づき、農業の女性化・高齢化が進んだ点と、農業所得増大の方便として専業農家の第1、2種兼業化が進んだからである。

しかし、都市との所得格差だけで農村の結婚難が起こっているとはいえない。 農業においては質的に変化したのに対し、農村の意識は伝統を守るという昔の考え方のまま残っている。特に跡継ぎの場合には女性が男性の家に婚入し、夫婦が父母や祖父母と一緒に生活する直系家族の形態が一般的であり、ここでの家族は先祖から父系を中心につながる家(いえ)として認識されている。また、農村の女性に対する古い意識には、農村における女性の地位の低さ、権利の弱さが含まれている。

一方、同じ頃、都市を中心に女性の就職率は高くなると共に、進学に対する 意識も変わり、高学歴化につながった。女性は、結婚についても以前の「しな ければならないもの」などの考えから「結婚より仕事が大事」、「遅くてもい いもの」に変わり、女性の晩婚化や生涯独身化が進む。特に、第三次産業とし てのサービス業は、職場において女性の必要性を高め、女性の地位も向上した。

年次		全婚姻		初婚		
4 次	夫 妻		年齢差	夫	妻	年齢差
1976	28.0	25.4	2.6	27.2	24.9	2.3
1985	29.3	26.4	2.9	28.2	25.5	2.7
1995	29.8	27.3	2.5	28.5	26.3	2.2

表 3-1 全婚姻及び初婚の平均婚姻年齢:1976~2004年(歳)

日本と韓国の農村における国際結婚(馬)

2000	30.4	28.2	2.2	28.8	27.0	1.8
2004	31.5	29.2	2.3	29.6	27.8	1.8

出典:厚生労働省統計情報部の「人口動態統計」2004年版引用。

表 3-1 を見ると女性の初婚年齢が 1976 年の 24.9 歳から 2004 年 27.8 歳に約 3 年も遅れている。また、夫と妻の年齢差を年度別に比べて見ても、年齢差が大きい見合い婚が多かった  $70\sim80$  年代に比べ、2004 年には年齢差の少ない恋愛婚に変わっていることが考えられる。

女性は都市化された基準から農村を評価し、農民の青年は都市の青年に劣ることになる。ファン・ダルギ<sup>16</sup>は、農業や農民は女性に「ダサイ」と思われ、都市に比べると農村は全体的に不便で快適でない。また、結婚は過去のように「いえ」と「いえ」の結合ではなく、個人に関係する問題であり、特に農村の男性に不利に作用するといい、農村は単に労働力と食糧の供給地として認識されていた。

一方、韓国社会は 1980 年代後半以降、外国との交流が拡大し、留学や海外 旅行・就職などの理由で中上流層女性たちの国際結婚が行われ始めた。

年齢 32 28 26 24 22 20 1972 1994 2000 2006 (年)

図 3-1 韓国の初婚年齢の推移 (2006)

出典:韓国統計庁(http://www.nso.go.kr/)引用。

1990年代に中国の朝鮮族女性たちと韓国男性との国際結婚が急増したが、農村に残された跡継ぎの男性たちが主となった。特に韓国は儒教の影響で、男尊女卑思想から来る女性地位の低さと、姑との関係維持の難しさも農村の結婚難と大きくかかわっている。また、韓国も女性の高学歴化、高就職率により、高卒の女性(17.3%)より大卒の女性の未婚率(35.8%)が 2 倍以上である。これと共に 30 歳から 34 歳の間の未婚女性も、2006 年 10%を超えた。

図 3-1 のように、1972 年の初婚年齢が男性 26.7 歳、女性 22.6 歳だったのが、30 年で男性は 4 歳、女性は 5 歳遅くなった。男女共に社会的成功のため結婚を後回しにするか、あきらめることからこのような結果につながる。

また、自国の女性と結婚できない事情から、日本や韓国の男性は農村の跡取りのために海外で花嫁を探すこととなる。それが、日本はフィリピン、韓国はベトナムである。

#### 3-2:日本の農村に来たアジアの花嫁(フィリピン女性を中心に)

1980年代にフィリピンからの「ジャパゆき」、つまり「興行」ビザで日本に出稼ぎに来る女性たちが増えた。その背景には、「売春ツアー」として日本人が台湾、韓国、フィリピンなどの観光客となったことが指摘できるが、83年以降、日本人観光客が激減したため、フィリピン女性に「興行」ビザを取らせ、「エンターテイナー」として日本に入国させるようになった17。

フィリピン政府から積極的に彼女らを海外に出す理由は、フィリピン経済は実際、海外から送られたお金によって支えられているからである。1982年、海外雇用庁(POEA: Philippine Overseas Employment Administration)が設立されたが、その目的は失業対策として海外雇用奨励、外貨獲得、海外技術取得などであった。また、国内の低賃金と海外収入の差の大きさは、フィリピン人をさらに海外に出国させる理由となった。

現在、来日しているフィリピン人の状況は、表 3-2 の新規派遣労働者・行き先上位 10 ヵ国と人数(POEA、Annual Report 2004、pp.10-11)を見ると分かるように、フィリピンからの出稼ぎ先として日本が 71,166 人で 1 位を占めている。日本に定着した後、日本人の男性に出会い、結婚にまで至ることが予想できる。

順位・国・地域名	人数	順位・国・地域名	人数
1. 日本	71,166	7. カタール	10,919
2. サウジ・アラビア	58,363	8. レバノン	6,155
3. 台湾	34,030	9. バーレーン	3,683
4. アラブ首長国連邦	26,653	10. 韓国	3,516
5. クウェート	22,640	その他	41,278
6. 香港	16,511	総計	294,914

表 3-2 フィリピンからの出稼ぎ先・人数 (2004)

出典:新規派遣労働者・行き先上位 10 カ国と人数 POEA、Annual Report、 pp.10~11 引用。

一方、なぜ日本ではフィリピンの女性を選んでいたのか。80年代半ばからフィリピン人女性のクラブ・パブが日本で大人気となった。「強くなった」日本女性とは異なり、フィリピン女性には男性に尽くす従順さがあると思い込み<sup>18</sup>、昔の日本女性を求める代わりに彼女らを選んでいた例が多く、これは農村の花嫁に選ばれることにもつながる。

本格的に日本農村とフィリピンの国際結婚が始まったのは、村の役場と結婚業者との提携で農村の結婚難を解決しようとする 80 年代の半ばである。その先頭にあったのが山形県西村山郡朝日町で、宿谷によると、87年の人口は約 1万人、それまでの 30年で約 6,000 人が流出した過疎地域であり、高齢化が進み、65歳以上が人口の 18%強を占めていた。30代の独身男性は 239人、同年代の未婚女性は 50人弱で、嫁 1人に夫 5人という極端なアンバランス状態だった<sup>19</sup>。そこで、町の役場と手を組んだ JPM(ジャパン・フィリピン・マリッジ)プロデュースという民間の国際結婚斡旋業者の企画でフィリピンからの農村花嫁が始まった。その後、大蔵村を始め、地方農村の自治体などでは朝日町を訪ね、農村の結婚難の解決策として、フィリピンの花嫁を迎えるようになった。

#### 3-3:韓国の農村に来たアジアの花嫁(ベトナムの女性を中心に)

農村の国際結婚の始まりともいえる韓国の男性と中国朝鮮族女性との結婚は 1992 年中・韓国交樹立以降急増したため、1999 年まで結婚を通じて韓国に 入国した女性たちは 4 万人を超えた。しかし、韓国と中国朝鮮族社会の文化的 差異を見逃し、文化的差異についての理解の不足は夫婦間の葛藤を生んだ。

1990年代末から東南アジア、ロシアなどの女性との結婚が登場し、フィリピン女性たちとの結婚は「統一教(世界平和統一家族本部)」という特定の宗教団体が主導していた。しかし、フィリピン政府の自国人力流出制限という動きが現れ、国際結婚仲介業者たちはベトナムに目を向けた。

表 3-3 韓国における外国人妻の国籍別婚姻件数 (2007)

妻の国籍	2001	2002	2003	2004	2005	2006
計	10,006	11,017	19,214	25,594	31,180	30,208
日本	976	959	1,242	1,224	1,255	1,484
中国	7,001	7,041	13,373	18,527	20,635	14,608
アメリカ	265	267	323	344	285	334
フィリピン	510	850	944	964	997	1,157
ベトナム	134	476	1,403	2,462	5,822	10,131
タイ	185	330	346	326	270	273
ロシア	157	241	297	318	236	206
モンゴル	118	195	318	504	561	594
その他	660	658	968	925	1,119	1,421

出典:韓国統計庁(http://www.nso.go.kr/)引用。

表 3-3 をみると、韓国農村の男性とベトナム人女性との結婚は年々増えている。改革・開放政策後、ベトナムの経済は急成長した反面、都市と農村間の格差が激しくなり、南部地域は離農のため女性が男性より多くなるという性比の不均衡現状が起きていた。そして、ベトナム南部は異民族との結婚に開放的であり、また、お見合い結婚の場合は花嫁の家にお金を渡す風習があり、これは結婚媒介業者のシステムと類似な側面である。

そして、周辺国の環境変化からも影響があった。2000年1年だけで1万2,863人の台湾の男性が国際結婚媒介業者を通してベトナムの女性と結婚したが、台湾政府は国籍取得要件を強化したため、台湾人との結婚は急減し、その欠員を韓国の男性が代替し始めた(図3-2参照)。

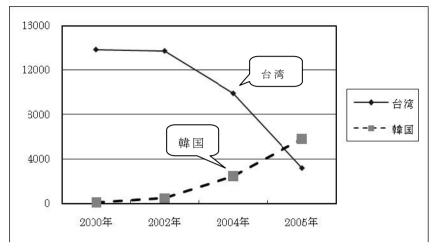


図 3-2 ベトナム花嫁の台湾と韓国行きの推移比較

出典:韓国統計庁(2006年)と台湾経済文化代表処(2006年)の資料に 基づいた統計引用。

韓流ドラマの影響も韓国を選択させる重要な原因のひとつとなった。1997~2005年までベトナムで放映された韓国ドラマは 100編以上であり、テレビだけに接した女性たちは韓国に憧れていた<sup>20</sup>。

表 3-4 農林漁業従事者と結婚した外国人女性の国籍別結婚件数 (2007)

	2005					
国籍	合計	ベトナム	中国	フィリピン	その他	
件数	2,885	1,535	984	198	168	
	2006					
国籍	合計	ベトナム	中国	フィリピン	その他	
件数	3,525	2,394	718	170	243	

出典:韓国統計庁(http://www.nso.go.kr/)引用。

表 3-4 のように、農山村を中心にしてみると、2005 年から 2006 年の 1 年間、ベトナム花嫁の結婚件数は激増したことがわかる。2000 年まで韓国人男性とベトナム女性の結婚は 200 人にも至らなかったが、2001 年に 134 人、2004年には 2,463 人に急増し、2005 年 11 月までには 3226 人に増加した<sup>21</sup>。ベト

ナム女性との国際結婚が急増した理由は①仲介業者の利益率が高く、営業しやすい、②韓国人と肌の色の差があまりないため子供の肌の色に心配がない、③ベトナム女性の結婚適齢期が 20 歳前後で若い、④ベトナム女性のほとんどが初婚で、未婚の母が多くないという点があげられる<sup>22</sup>。

表 3-5 在ベトナム韓国公館のベトナム女性に対する結婚ビザ発給現況

発給所	在ホーチミン	市韓国領事館	在ハノイ韓国大使館		
年度	結婚ビザ発給件数	構成比(%)	結婚ビザ発給件数	構成比(%)	
2000	83	100	0	0	
2002	354	88.5	46	11.5	
2005	3,853	84.3	720	15.7	

出典:在ホーチミン市韓国領事館及び在ハノイ韓国大使館から引用。

韓国男性との結婚が急増している現状は、在ハノイ韓国大使館と在ホーチミン市韓国総領事館のベトナム女性についての結婚ビザ発給の現況で裏付けられる<sup>23</sup>。2000 年、ベトナム南部地域出身の女性が 100%を占めていたが、2005年までは北部出身も徐々に増加している上、その発給件数の格差はさらに広がっている。

一方、ホーチミン市の女性同盟はベトナム女性同盟の全国支部のなかで唯一 合法的結婚支援センターを運営しているが、サービス面などで不法機関(業者) と比べられ、同じくやり方に変えるしかなかったように見受けられる。

仲介費用の配分に関しては仲介業者によって多様であるが、平均約 1,190 万 ウォン (約 130 万円) を要求され、この内 10 万円は結婚が成立した後、花嫁 側の家族に「結婚資金:結納」として渡される<sup>24</sup>。

# 4:国際結婚における各種問題

農村における国際結婚は様々な問題を抱えている。農村の結婚難の解決策と して選ばれた国際結婚の問題は、結婚前(結婚の成立過程における問題)と結 婚後に分けて分析することができる。

#### 4-1:結婚前、結婚過程における問題点

日本の農村における国際結婚当初は、行政の主導下でフィリピンとの国際結婚を進めていたが、その際にフィリピンの市町村と「姉妹関係」を結び、「町間の国際交流」という名の下で、各種費用を日本側の行政が負担する場合がほとんどであった。また、その費用内訳が一切公開されておらず、婿、花嫁の資格、必要条件も差別的に適用されていた。フィリピン女性の必要条件は英語が話せることと、売春婦でないことの証明や仕送りのない女性を条件としてつけているのに対し、男性の条件は精神異常者やアルコール中毒者などの異常がある場合だけを婿の候補から除外している。最初の結婚相手候補になれる必要条件から、このような不平等性が見られる。

一方、韓国農村においても、私設国際結婚仲介業者と連携した「農業民国際結婚費用支援事業」が全国的に散在している。「3年以上郡に実際居住し、農・水・畜産業に従事する 35歳以上未婚男性」を対象とし、この条件をクリアすれば、国際結婚仲介業者に対する手数料約500万ウォンが支給される。今の日本や韓国では、情報通信の発達により、結婚情報会社、国際結婚仲介など、ネット上に多数のアジア女性の写真が載せられ、会員登録制による仲介が続いている。このような人身売買的結婚市場について、各種市民団体、人権団体からの批判も多い。

また、花嫁を商品化する発言も数多く書かれている問題について、当初の日本も韓国も国際的非難を受けたことがあり、特に韓国は政府からの規制もあった。その結果、日本では国際結婚事務所などの結婚仲介業者の活動はなくなったが、インターネット上の結婚仲介サイトは現在も多く存在している。これらは人権を配慮していない扱いであり、ただ自国女性の身代わりとして適切かどうかという点しか考えていないという大きな問題を持つ。

一方、結婚紹介会社から提供する結婚相手情報の不確実さも、相手の男性に大きな被害をもたらしている。斡旋業者による韓国の結婚被害事例は多いが、契約の解約及び違約金関連の被害が最も多く、結婚前、仲介業者から紹介された相手の情報が実際と違っていることで起こる問題である。また、韓国国内で働くことを目的として偽装結婚する女性による被害や、成婚後の追加費用を要求される場合の被害も多数を占めている。しかし、これは韓国男性からの被害事例であり、相手国の女性の被害事例も同じく多いと予想されるが、経済的身

# 国際関係論集第 9 号, October 2009

分の上昇を目指し、実家への仕送りなどを期待して国際結婚を選んだ女性たちは、ある程度の犠牲を甘受する覚悟しているため、結婚過程における被害は明らかになっていない。

# 4-2:結婚後における問題

結婚過程から生じた様々な問題は、結婚後も家族内におけるお嫁さんという立場からの多様な問題を及んでいる。表 4-1 のように日本における夫婦の国籍別離婚数を比べてみると夫婦とも日本国籍の場合、平成 15 年を起点に減少しているが、夫日本・妻外国においては平成 4 年から平成 18 年まで約 2 倍増加したのが分かる。

表 4-1 日本の夫婦の国籍別にみた離婚件数の年次推移

国籍	平成 4 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 18 年
総数	179,191	243,183	283,854	257,475
夫婦とも日本	171,475	232,877	268,598	240,373
夫婦の一方が外国	7,716	10,306	15,256	17,102
夫日本・妻外国	6,174	7,867	12,103	13,713
妻日本・夫外国	1,542	2,439	3,153	3,389
韓国・朝鮮人妻	3,591	2,146	2,653	2,718
中国人妻	1,163	2,318	4,480	4,728
フィリピン人妻	988	2,440	3,282	4,065
タイ人妻	171	435	678	867
その他国出身の妻	261	528	1,010	1,335

出典:人口動態統計(http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/index.html)参照。

一方、韓国でも国際結婚の離婚件数も激増している。表 4-2 を見ると、2 年の間離婚総件数は約 2.5 倍増加し、特にベトナムが 4 倍以上に急激に増加していることが分かる。さらに農村 (韓国において国際結婚が多い 4 つの農業地方)における外国人妻の離婚件数においても、ベトナムの場合は倍近く増加推移である。

表 4-2 韓国の地域別国際結婚の離婚件数 (2004年、2006年)

	2004 年					
妻の国籍別	夫の地域全国	全北	全南	慶北	慶南	
計	1,611	61	79	75	67	
フィリピン	112	8	10	13	4	
ベトナム	147	5	7	12	4	
タイ	42	2	5	4	4	
中国	841	28	39	35	39	
日本	145	8	6	1	3	
その他	128	3	4	5	8	
	2006 年					
妻の国籍別	夫の地域全国	全北	全南	慶北	慶南	
計	4,010	193	202	228	247	
フィリピン	171	13	17	11	8	
ベトナム	610	29	46	77	71	
タイ	33	3	2	5	3	
中国	2,551	127	105	123	139	
日本	202	5	8	3	4	
その他	195	9	8	7	14	

出典:韓国統計庁(http://www.nso.go.kr/)資料参照。

このように、離婚率の増加が激しい事由は何であろうか。異文化接触の中で、 お互い難しさは当然あったはずだが、日本も韓国も相手の言語や文化を認めず、 一方的に日本や韓国の言語教育、文化教育なども行い、同化させようとする不 平等性が見られる。

国際結婚当初、日本の農村ではフィリピンからの花嫁の条件として仕送りしないことを明確にしたが、花嫁は本国に送金するため、働きに出かけるようになった。ここで意見が合わず離婚し、家から逃げ出す嫁もいる反面、風俗業に従事する女性が業者を通じて偽装結婚した場合には、その殆どが結婚後しばら

くすると逃げる場合が多かった。

また、韓国では、夫や姑から妻への暴力、ひいては妻の自殺などの社会問題として広がっている。2006 年女性家族部が実施した「国際結婚移住女性実態調査」の内、家庭内暴力に関する項目をみると、言語暴力(31%)が最も多く、身体的暴力(26.5%)、性的虐待(23.1%)、脅し(18.4%)などという結果報告が出されている<sup>25</sup>。特に、身体的暴力や性的虐待は、平等な関係において考えられないものであるにも関わらず、20%以上を占めていることから、夫側の家族は斡旋業者にお金を払って嫁を連れてきたという認識を持っていることが分かる。つまり、彼女を平等な人間として扱っていないという差別意識が暴力行動という結果として表面に現われていることが説明できる。

一方、日本はすでに現在韓国で起こっている問題について経験しており、今 や国際結婚自体における問題よりは、日本での彼女達の生活における社会的サポートについて日本社会からの関心が増えている状況である。しかし、法律的 に国際結婚課程の保護や人権、子供の教育においての法律政策が確立していな いのは現時点での最大の問題である。

また、国際結婚のピークといえる韓国の 2000 年代には、国際結婚の爆発的増加にともない、政策などが整えられてきたが、国際結婚に関する問題点は現在も続いており、国際結婚した夫婦の離婚率も増加している(表 4-2 参照)。この結果から、現在最大の問題として政策執行上の制限問題が問われている。

もう一つ、韓国での特殊な問題は「農村男性国際結婚支援条例」である。全 南海南郡の場合、紹介業者と提携し、この事業を実施している。結婚費用を援 助する予算の確保は、国際結婚家庭社会統合の支援予算より 10 倍にもなる矛 盾を見せており、韓国の各市民団体や女性人権団体で批判されている。

一方、日本では 80 年代半ばに国際結婚した夫婦の間で生まれた子供たちが 20 代になり、韓国でも 2 世の子供は中学生・小学生になっている。特に、韓国 は国際結婚率が 10%以上を持続し続け、農村の小学校では、2010 年にはクラスの 4 分の 1 をコシアン(韓国人と他のアジア人の子供)が占めるようになる と言われている 26。この子供たちにおける問題は多様であるが、最も注目されるのは情緒不安や学習障害、学校でのいじめである。父母の低い教育水準及び経済・社会地位、言語、文化、教育方式の差異により、子供の教育環境は脆弱である。現在、未就学児童の幼稚園・保育園利用率も一般家庭(56.8%)の半

分(27.3%)に至らない上、小学校以上の学生数は 2008 年現在 18,769 人で、彼らに対するアイデンティティ及び学習能力問題が台頭している<sup>27</sup>。この現実から今後は子供に関する教育問題が拡大すると予想される。

#### 5:行政・地域社会の対応

日本では慣行のように家庭内暴力や花嫁の適応問題などに重点を置いた対応をしてきており、20年が経った今は、農村団体、地方自治体次元でのサービスは全国に散在している国際交流行協会を中心に小さな規模で行われている。現在、フィリピン婦人会や教会などを通じてより深い問題の相談やトラブルの解決方法について情報交換できる場が作られている。しかし、法的対応はいまだにできていないという問題が存在する。

一方、韓国では、国際結婚の不適応問題を解消するため、最近一部の自治体や市民団体を中心に、社会適応と福祉増進のためのサービスが行われているが、体系的で持続的なプログラムはまだ足りない<sup>28</sup>。また、農村の特性上制限条件が多く、現在の政策に基づいた教育や各種サービスを分析してみる必要がある。

#### 5-1:日本-多文化共生の側面から

当初、日本語の適応、家族関係の適応が問題化され、これらを含む DV などの問題に対し、自治体から問題認識後、慌てて言語教室や文化交流教室を作った。しかし、例えば結婚してしばらくすると、夫の暴力が絶えず、家から逃げ出すといったような事例が増加することにより、ホームシックからうつ病、精神的異常を抱える外国人妻のための精神科相談の窓口なども開設された。現在、日本政府における結婚移民者の社会統合政策は、結婚移民者定着支援政策研究報告書を見ると、社会福祉の側面から法的なシステムを通じて集中的に行われている。外国人の社会統合支援システムは自治体次元で作用しており、外国人を支援する地域社会の活動は都道府県の広域自治団体より、市や村の小さい自治体を中心に行われている。その活動は地域によって差異が存在29する。山形県で地域の外国人嫁の支援活動をする山形 JVC30では、外国人女性に通訳員養成講座を開設し、通訳だけではなく社会活動を実践できる多文化社会活動家(social worker)を養成している。専門職ではなく非常勤または派遣の形にし、

当事者を積極的に呼び出し自らサービスの提供者になれることを重視している 31。日本全国には外国人支援ネットワークから多言語を支援するホットラインも設置されている。また、国際交流協会からも協力があり、多言語スタッフ導入・ボランティア養成・子供の言語(日本語と親の母語)・学習などについて支援する。そして、インターネット上では、匿名性が保障されるため、個人的な内容まで相談できる。他人が自分の経験に基づき、自由にアドバイスしたり、参加したりすることができるネットワークとして作られたコミュニティが存在し、全国どこでも利用できる。

しかし、外国人妻と子供の存在については認めるものの、長期的かつ中央政府の次元で彼らを保護できる法律は存在しない。例えば、韓国は多文化家族支援法を制定し、全国的において各市・道の長が指定するところは多文化家族支援センターが様々な生活面での支援を行うこととなっている。これに対し、日本は法律がなくても小規模で支援活動が行われているため、必要ないという声もあるが、支援される対象としての多文化家族が、全国において平等に権限を持つことも大切であろう。

#### 5-2:韓国-福祉政策の側面から

韓国の国際結婚において、最も大きい問題であり、国際的非難を受けているのが、国際結婚業に関する問題である。これに対応し、結婚仲介業法(結婚仲介業の管理に関する法律案)が 2007 年 9 月 11 日(火) 午後国会保健福祉委員会常任委を通過した<sup>32</sup>。しかし、ベトナムやカンボジアの業者と、韓国国内の業者が手を組んだ潜在的組織が多いため、大きい変化はまだ見られてない。

今までの政策を詳しく見てみると、まず、結婚移民者家族の実態把握を通じて 2005 年 8 月、滞留不安の問題の解決に重点を置く 1 次支援対策を発表し、 11 月には生活上の支援に重点を置く 2 次支援対策を発表した。これにより、法務部は配偶者の帰責事由で離婚しても、国内で 2 年以上居住した場合に限って永住資格を与えて自由な就業も許可する政策を施行している。

そして、女性家族部と文化部、自治体主管で韓国語教育、夫婦教育及び文化体験などを実施しているが、まだ微々たる存在で規模も小さい。ただ、法務省の「公認された女性団体確認書」制度が実施されることにより、NGOや各市民団体は政府の経済的支援を受けることができるようになり、韓国語教室、夫婦

教育に積極的である。しかし、最近、仲介業者が移住女性のためのシムト<sup>33</sup>に 事寄せて人身売買などに利用したり、政府の支援金をもらおうとしたりする事 件も発生しており、これらについては新しい対策が求められる。

人権に関しては、「人権を侵害された外国人に対する一定期間就職許容法案」を通じて、滞留外国人の中で売春強要、常習暴行、虐待、深刻な犯罪被害などでその救済訴訟などの手続き中の者を対象に就職を許可した。これは生存権のための措置ではあるが、外国人権益増進委員会の審査を経て確定した人々にだけ可能なものである上、所要時間がかかるため、委員たちの女性暴力に対する認識が弱い場合は救助されにくいという限界がある。

2007年から推進された多文化家族支援法制定は 2008年 2月 9日国会を通過した。この法案に基づき、多文化家族実態調査、生活情報提供および教育支援、平等な家族関係維持のための家族相談および夫婦教育、父母教育、家族生活教育などを推進、家庭暴力被害者の保護・支援、産前・産後健康管理支援、児童保育と教育、意思疎通の困難を解消するための多国語サービスの提供などの多文化家族支援サービスが提供される見込みである。しかし、多文化主義を標榜したこの支援法は、内容的には同化中心政策であり、支援内容も韓国社会と家族への適応プログラム中心になっていることは限界といえる。

また、2007年12月に「第三次女性基本政策」が確定されたが、移住女性は全女性部門で統合されず、「多様性尊重と社会的統合」課題で別に提示している。すなわち、多文化主義を標榜しながらも、韓国社会における結婚移民者への適応支援に焦点を当てているため、彼女らのアイデンティティを尊重していない支援政策である。

#### おわりに

前述のように、農村における国際結婚には様々な問題が存在する。偽装結婚から人身売買に至る結婚成立までの問題や、結婚成立後に発生する言語や文化への適応問題、そこから来る家族暴力や家族妨害などの家族内問題、周りの差別や偏見から来る疎外感や社会的サービスの不備などの社会的問題もまだ解決されていない。また、農村自体の問題を解決し、子供が定着するような環境作りのため、地域経済を活性化させる対策などを先に立てなければならない。こ

#### 国際関係論集第9号, October 2009

れと共に、農村や多文化家族に対する国民の意識自体を転換することが切実に 要求される。

今までの韓国における政策により、不法な国際結婚問題はある程度減少することは考えられるが、日本のように農村自治体の協力を得て、全国において法律による保護や支援が農村隅々まで公平に行われることが、現在最も必要と思われる。

一方、日本の国際結婚においても、結婚移住女性と子供達を同じ国民として認める意識は拡大したが、在日外国人に対する偏見や差別はいまだに内在しており、DV 問題に対する相談も多いのが現実である。したがって、韓国のように、政府次元で彼らの最低限の権利を保護し、支援する法律を定めることも検討する必要がある。

そして、これからの国際結婚は農村と都市という地域別で考えるのではなく一般化されていくことに基づき、移住女性の社会適応問題が本格化していくことが予想されるため、地域社会における結婚移住者の社会適応問題に関する考察が今後の研究課題となろう。

(MA You-jung、本学大学院国際関係研究科後期課程)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> イ・テオク、p.74 参照。

<sup>2</sup> 中央日報、2006年7月15日参照。

<sup>3</sup> 光岡浩二

<sup>4</sup> 佐藤隆夫

<sup>5</sup> 宿谷京子

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> キム・ヒョンジェ、p.250 参照。

<sup>7</sup> ソル・ドンフン (2006) 参照。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> キム・ヒョンミ p.9 引用。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> フィリピン、タイ、英国、ブラジル、ペルーについては、平成 4 年から調査してお り、平成 3 年までは「その他の国」に含まれる。

<sup>10</sup> 落合恵美子他 p.304 引用。

<sup>11</sup> 同上 p.307 引用。

<sup>12</sup> 同上、p.309引用。

<sup>13</sup> 朝鮮日報 2007年3月28日参照。

<sup>14</sup> 宿谷京子、pp.10~12 引用。

<sup>15</sup> 佐藤隆夫、p.10 引用。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> ファン・ダルギ (1992) p.129 引用。

- 17 佐竹眞明/メアリー・アンジェリン・ダアノイ、pp.12-13 参照。
- 18 佐竹眞明、p.177引用。
- 19 宿谷京子、p.42 引用。
- <sup>20</sup> キム・ヒョンジェ、pp.245~247 参照。
- 21 ベトナム・ホーチミン領事館資料参照。
- <sup>22</sup> ソル・ドンフン、ハン・クンス、p.112 引用。
- <sup>23</sup> ベトナム中部地域を境界にし、在ハノイ韓国大使館は中部以北地域居住ベトナム 人を対象にビザ発給業務を官庁し、在ホーチミン市韓国総領事館は中部以南地域居 住ベトナム人を対象にビザ発給業務を官庁する。
- 24 同上、pp.117~118引用。
- <sup>25</sup> ソル・ドンフン、キム・ヒョンミ他、p.9~11 参照。
- 26 朝鮮日報、2007年5月27日参照。
- <sup>27</sup> チョン・ナンピョ、p.112 引用。
- 28 ヤン・チョロ、pp.127~149 引用。
- 29 行政次元で外国人支援を積極的に随行しようとすることで有名な所が神奈川県と川崎市である。川崎の外国人対策には外国人も市民であり、外国人施策は人権優先施策のひとつという考えが前提する。この背景にはオールドカマーである在日韓国・朝鮮人たちが多く居住しており、彼らが地域で当事者活動を蓄積してきたことも関係がある。このような地域性を考慮した施策方針は外国人当事者の声を直接施策に反映する「外国人市民代表者会議」、市職員に対する民族差別についての研修、一般市民に対する多文化・共生理解講座、行政や医療・保険サービスに対する幅広い「多言語パンフレット」の作成と配布などの活動に反映されている。
- 30 Japanese Volunteer Centerの略称である。
- 31 ソル・ドンフン、イム・キョンテク pp.38~39 参照。
- 32 常任委を通過した結婚仲介業法によれば、結婚仲介業とは、会費など一定の金品を受けて結婚仲介を業務とし、実費を受けて非営利結婚仲介業が可能であり、禁固以上の刑の執行猶予を宣告され、その執行が終了された日から2年が経過しない、もしくは、「性売買特別法」または「青少年の性保護に関する法律」を違反した者、または出入国管理法を違反し外国人を虚偽招請した者およびこれを斡旋した者などは結婚仲介業に携わることができない。国内結婚仲介業をしようとする者は市郡区に申告を、国際結婚仲介業をしようとする者は市道知事に登録をしなければならない。また、国内・国際結婚を問わず結婚仲介業者は手数料・会費、解約または解約する場合の手数料・会費返還事項、賠償責任事項、サービス提供方法、期間及び時期に関する事項などを含んだ書面契約書を作成・交付しなければならない上、約款がある時は、約款は契約書内容に含め、契約書内容に対する説明義務と裏面契約書たは二重契約書作成を禁止義務が賦課された。これに違反する場合営業停止、営業所閉鎖措置、3年以下懲役または2千万ウォン以下の罰金という刑事処罰まで可能であり、さらに、虚偽・おおげさ広告を禁止し、これに違反する場合2年以下懲役や1千万ウォン以下の罰金処罰をされる。
- 33 一時的に寝食と生活必需品を提供し、短期間休める場所。人権センター、市民団体や宗教的団体の下で存在するが、まだ少ない上、農村部にはほとんどない。

#### International marriage in the rural areas of Japan and Korea

In the age of globalization, many people have been spending years away from their home countries frequently changing locations in their search for higher wages, better working conditions and better living standards. Around 120 million people around the world have migrated to a different country; and among them, women make up more than 50percent. In Asia, they make up even more of the migrant population at around 65-70percent.

With this change, in recent years "international marriage" has quickly grown as an emerging trend in Korea and Japan. Lately, not only has there been an increase in the number of international marriages, but also the motivations and context for these marriages, as well as how spouses relate have become more diversified. This means that with the increase in international marriages various problems have arisen.

In the rural area of Japan and Korea, even though it cannot be said that the number of international marriages have taken off like in more urban areas, there are many similarities in the various problems that arise in the way people get married and their life thereafter. In these areas, what so called "intermediary system" an individual who arranges marriages professionally. This system allows for many problems beyond the inequality in the "economic gap" between the Korean, Japanese and the foreigner, including discrimination, prejudice, and abuse. Legal groups, autonomous groups, city groups, and citizen groups have been cooperating and working on this topic from all dimensions. Also, the question of how these migrant women can integrate into society is becoming another serious aspect to consider.

(MA, You-jung, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

#### 論 説

スポーツのグローバル化におけるアスリートの移動研究の

# 到達点とその限界

―プロ野球のグローバル化における新たなスポーツ労働移民フロー回路の 拡大と変容へ―

石原豊一

#### 目 次

#### はじめに

1:グローバル化研究の歴史と現在

2:スポーツにおけるグローバル化研究の潮流

3:スポーツ労働移民研究の潮流

3-1: 国際労働力移動としての移民

3-2: 新しい国際労働力移動としてのスポーツ労働移民

3-3: 野球に見るスポーツ労働移民

4:既存のプロ野球のグローバル化研究の検証と新たな枠組みの提示

4-1.: メジャーリーグとラテンアメリカプロ野球に見る中核 - 周辺構造の構築

4-2.: クラインの野球のグローバル化観の変化と新たなプロ野球の連関構造の提示

おわりに

#### はじめに

1980 年代まで目にすることの少なかったグローバル化(Globalization)いう言葉が、それ以降今日に至るまで、地球的な広まりを見せているのは、その語の意味している現象が今まさに加速度的に進展していることを示している(ギデンズ:2001,21-22)。「遠く隔たった地域を相互に結び付けていく世界規模の社会関係の強化」(ギデンズ:1993,85)であるグローバル化は、地球上の離れた地点にいる人々が何らかの媒体を通してつながりを感じることができる現象であり、近代になって生じたスポーツという文化事象1もグローバル化を遂げてきた。

現在の資本と結びついたスポーツの世界的拡大は、グローバル化がもたらした別の諸相である移

民という現象とも結びついた。つまり観客を集める商品としてのプロスポーツの隆盛は「スポーツ 労働移民」2の加速度的な増加を生んだ。

筆者はスポーツにおけるグローバル化の実像を探るべく、現在プロスポーツとして地球的拡大を遂げつつある野球とその拡大の中で国境を渡るアスリートの移動に注目した。、北米プロ野球に包摂されたドミニカ共和国(以下ドミニカ)のプロ野球の観察からは、スポーツの拡大を中核 - 周辺構造の構築による一体化と見る視角を提示し(石原: 2008a)、この構造的拡大の周縁の諸相をイスラエルに発足したプロリーグに見てきた(石原: 2008b)。

本稿ではそれらをふまえた上で、グローバル化研究におけるスポーツの位置づけと、スポーツの グローバル化に伴うスポーツ労働移民研究の変容を概観し、それらの限界を考察した上で、新たな プロスポーツのグローバル化モデルを提示してゆく。

従来米国のヘゲモニーの強い中米カリブ地域や極東でしかプレーされていないと思われがちだった野球は現在南米、欧州、アジア太平洋各地へと世界的普及を遂げている(Gmelch ed.: 2006)。

野球のグローバル化研究の第一人者クラインは、北米プロトップリーグ・メジャーリーグベースボール(以下 MLB)によるラテンアメリカプロ野球包摂の観察から、その資本と結びついた拡大のモデルを従属論的な中核 - 周辺モデルに求めていたが(Klein: 1989,1991b)3、近年では多国籍企業化した MLB のグローバルな事業展開に焦点を当て、プロ野球の近未来に MLB そのものの西半球全体への拡大と選手獲得網の地球的展開を見ている(Klein: 2006)。このモデルは中核たる MLB と周辺の中米カリブ、東アジア地域のプロリーグとの間に構築される「資本主義世界システム」(ウォーラーステイン: 1981)というよりは、無国籍・巨大化した資本である MLB の地球規模での拡大という〈帝国〉(ネグリ&ハート: 2003)的モデルであると言え、この〈帝国〉化した MLB とその下部構造としての各国リーグとの相互に絡み合った「熱帯雨林型」システム4(田中: 1989,11-16)の構築、それに欧州、アフリカへの新たな人材獲得のための普及策のネットワークに拡大に伴う新たなスポーツ労働移民フローの回路を提示する可能性を先行研究のレビューによって探るのが本稿の主眼である。

## 1. グローバル化研究の歴史と現在

グローバル化とは地球上の離れた複数の地点間の単なる繋がりを示すことばではない。そこには 地球規模の相互依存関係が想定され、その拡大の始期は、資本主義の勃興期と重ねられることが多 い。つまり、グローバル化は近代における産業化によって加速化されたと言うことができ<sup>5</sup>、そこ では中核たる欧米による周辺国の従属を通しての世界の一体化であるシステムの構築がイメージ された(ウォーラーステイン:前掲書)。

ここで想定される中核と周辺の相互依存関係は、1960 年代からすでに社会科学者の研究の焦点になっていた。経済的強国=中核と弱国=周辺との不等価交換としての国際貿易(プレビッシュ:1969)やその結果としての周辺の低開発(フランク:1976)を指摘する従属論の下では、周辺の低開発は後進的状態でも資本主義の先行段階でもなく資本主義の帰結であり、第二次大戦後の「現代帝国主義」段階においては中核の多国籍企業は「新国際分業」によって安価な労働力を地球規模で使用することができ、ほとんどの労働者が搾取され、所有者による資金の集中化がおこるとされた(ドスサントス:1983)。

このような中核による周辺の包摂というグローバル化モデルの中では、資本主義の進行による地球規模での制度的・文化的均質化、画一化がおこると考えられた。ギデンズ(1993) は近代性の帰結としてグローバル化をとらえ、西欧の国民国家、資本主義といった諸制度の世界への浸透とそれに伴う周辺文化の衰退にその諸相を見、その先に大前(1994)は市場主義資本主義経済の地球規模での展開を描いた。効率性の追求から起こる「マクドナルド化」(リッツア:1999、2001)や地球規模での文化的収斂の過程を示す「文化帝国主義」(トムリンソン:1997)などの用語はこの延長線上にある。また、カルヴェ(2006)は「ことば喰い」の用語をもって中核文化による周辺文化の侵食を描写した。このような均質化の中心が、第二次大戦以降、冷戦終結の歴史的経緯の中で、西欧から米国に移行していったと考えるならば、世界はアメリカ化されつつあるとも言える。

しかし、現実には政治・経済的な米国の覇権の拡大の下、均質化だけが起こったわけではない。 グローバル化による中核発の文化事象による包摂の波がかえってローカルな文化、アイデンティティを刺激することをロバートソン(1997)は「グローカル化」の語で表し、両者が並存することを指摘した。これを受けて、トムリンソンも、文化帝国主義の「悪しき普遍性」や西洋化の押し付け、それによる均質化と、差異の抑圧を伴わない有益な普遍性との区別の可能性を指摘するようになった(トムリンソン: 2000.124-125)。

リッツア(2005)は、これらを受けて、グローバル化を「実践の世界の普及、大陸を越える関係の拡大、地球規模での社会生活の組織化、世界意識の共有の増大」6と定義しなおした上で、自論への批判に対して、「マクドナルド化」はグローバル化の下位概念を言い表したものに過ぎず、「グローカル化」に代表される多元化論と相反するものではないとした。「さまざまな地域で独自な成果をもたらすグローバルなものとローカルなものの相互浸透」(同上,144)である「グローカル化」と「マクドナルド化」、アメリカ化に代表される資本主義の浸透による均質化である「グロースバル化(grobalization)」の同時進行こそが、現在のグローバル化の位相であり、その下では「中央で構想され、管理される社会形態」(同、4)である「無(nothing)」が増殖されていく。

経済・社会面から見れば、このような中核発のグローバルな包摂の流れとローカルレベルでのアイデンティティ再活性の波は、国境を越えた強大な市場の展開の中、中産階級を分解し格差の拡大を生む(フリードマン:2000)。この延長線上にあるのは、グローバル化の進展による人間社会の分裂である。バウマン(2001,2008)はこれを世界の「液状化」ととらえ、富者と貧者に二分された人々のつながりの喪失というグローバル化の先にある世界像が浮かび上がらせた。

これらが指摘するグローバル化した富者とローカル化した貧者という概念は、地理的な空間を超える。富者の住まう中核と、貧者の集まる周辺は「脱領土化」(アパデュライ:2004)した世界では、どこにでも存在しうるものとなる。グローバル経済の下、国民国家の境界を越えてヒト・モノが集中する「世界都市」(サッセン:1992)では、高層ビルの聳え立つ中心街の周囲には無数のスラムが存在し、今はなき世界経済の中心であったニューヨークのワールドトレードセンターは、長者と低賃金移民労働者がともに働く場になる(伊豫谷:2005)。このような空間を共有する両者の間にはほとんど接触がなく、アイデンティティの共有も見られないが、グローバル化のもたらした「想像の世界」で(アパデュライ:前掲書)の下では、富者・貧者同士相互においては空間を越えたアイデンティティの共有である「遠隔地ナショナリズム」(アンダーソン:2005)が興る。

このようなグローバル化論の文脈は、地理的な中核 - 周辺モデルの限界を指摘する。その先にあるのは、統一性のない多様性としての世界社会(ベック: 2005.317-318)である。

以上のようなグローバル化の流れからは、加速度的なグローバル化の進展を生んだ近代が、グローバル化の進展によって変容を遂げてゆく様がうかがえる。

ベック(前掲書)は近代を、諸制度、領土、国家の枠組みができ社会の中で機能分化が進んだ「第一の近代」と、グローバル化の進展によりそれらの枠組みが崩壊する「第二の近代」とに分けて提示した。「第二の近代」下では社会と国家の一致は崩壊、超国籍企業が国民国家の枠を超えて生産・合理化・解雇・雇用を行うことになる。同じくサッセン(2001)も、グローバル化の先に超国家的組織や民間の越境的法制度などの別の支配組織の出現を想定した。

このような世界では、巨大化・無国籍化した資本が自由に展開し、その舞台で個人の移動も自由になってゆく。ここではかつて中核、周辺と呼ばれたものは地理的な場を越え地球上どこにでも存在し、周辺に求められた低廉な賃労働は中核にも回帰する。言い換えれば、このような世界では、もはや地理的な中核 - 周辺関係は可視化せず、その一方で搾取のネットワークは顕在化する。このような〈帝国〉ネットワークのもとでは、人類のほとんどは搾取・従属の対象となってゆく(ハート&ネグリ:前掲書,65) 8。

これら一連のグローバル化理論の展開から見えるものは、グローバル化を推し進めた近代性そのものの変質である。

#### 2. スポーツにおけるグローバル化研究の潮流

スポーツ社会学の権威、マグガイヤー(1999)はグローバル化を「人間同士を良い意味でも悪い意味でも結び付ける政治的、経済的、社会的な相互依存性のネットワークの拡大」と定義した。そのほとんどが欧米生まれであるスポーツを通じた地球規模のネットワークの拡大をどうとらえるのかというスポーツのグローバル化研究も、前章のグローバル化研究の流れを受けて、単一の力による均質化から、均質化と多様化の混在した相互依存の増大という文脈への変化を見せている。

スポーツのグローバル化研究は、1980 年代から、メディアの役割、ポストモダニゼーション、商品化などをキーワードに展開された。米国資本と結んだプロアイスホッケーリーグ・NHLのカナダ社会への影響力増大にカナダ国民のアイデンティティ衰退を見たキッドは、アメリカ化の文脈でスポーツのグローバル化を論じた(Kidd:1981)。これに対し、マッカイ&ミラーは豪州におけるスポーツの商品化の観察からスポーツの拡大における米国の影響を認めながらも、アメリカ化は、アマチュアスポーツが資本と結びついたプロスポーツに包摂されてゆく現象を示す言葉にしかすぎず、スポーツのグローバル化をこの言葉だけでは説明することはできないとした(Mckay&Miller:1991)。ワグナーはスポーツの地球規模の広がりは均質化を生むが、それは必ずしも一方向の流れではとらえることはできないとし、「世界化(Mundialization)」。と呼ぶべきものであるとした(Wagner:1990)。又、ドミニカ野球の北米プロリーグ MLBによる包摂に周辺の低開発をみたクラインは(Klein:1989)、野球の普及を、中核たる米国の文化事象を介した周辺への支配力の拡大とみなし、文化帝国主義の用語をもってこれを表した(Klein:1991b)。

これらを踏まえて、マグガイヤー(前掲論文)は、両大戦後の米国スポーツの地球規模の拡大の流れを「とてつもなく長い構造化のプロセス」であると規定し、そのグローバルな相互依存関係に「不均等な権力関係」を見た。そして、米国的大衆消費文化を代表するプロスポーツの導入の過程をアメリカ化とみなす一方で、スポーツの拡大の始まりに関しては、その始まりを産業化の発祥地である英国に求めた。そして1920年代からの欧米諸国の覇権争いの結果、北米スポーツが中心となりアメリカ化が第二次大戦後に進んだとしながらも、スポーツに地球的拡大の全体像に関しては、スポーツの普及先である周辺でのローカリティの維持、受け入れたスポーツの再解釈も含めて考察する必要があるとした。

グットマンは、政治経済的強者の文化は広がりやすいが、歴史的には政治的経済的ベクトルと文化的なそれとの不一致が見られることがあったことを指摘した(Guttman: 1991)。そして、「近代スポーツ」を産業化に伴う「伝統スポーツ」の形式化であると定義して近代とスポーツの関連を強調

した上で、周辺のスポーツ受容は、中核内部における「伝統スポーツ」の消滅と本質的には変わらないとし、強者の文化を弱者が自ら受容する「文化へゲモニー」の語をスポーツの世界的普及にあて、伝統から近代、世俗化・合理化などのグローバルな変容の本質を考えるに当たってスポーツの普及を「近代化」の概念で読み解いた(グットマン:前掲書)。

これらスポーツのグローバル化プロセスにおいて形成される地球規模のネットワークの下では、 差異が縮小する一方で多様性も又、刺激される(マグガイヤー:前掲論文)。諸研究においても、欧 米発の文化的均質化を超えた議論がなされている。

フーリアンは、英国支配下の反植民地闘争の中で発達したアイリッシュスポーツや南アフリカ共和国におけるアフリカーナ・ナショナリズム創造へのサッカーやクリケットの利用にグローバルスポーツのローカルな意味を見出し、スポーツのグローバル化を一元的に捉えずこれを文化帝国主義、アメリカ化などの均質化とクレオール化、グローカル化などの融合化、多様化など様々なモデルに分類できるとした(Houlihan: 1994)。

文化帝国主義の視点から MLB とドミニカ野球の関係をみたクラインも、一方ではドミニカ人の野球受容に米国に対する抵抗のツール獲得という側面があることを指摘、これを「抗争の場 (contested terrain)」  $^{10}$ の語で表した(Klein: 1991a,b)。 さらにメキシコ野球についての研究においては、周辺のローカルなアイデンティティがスポーツの普及により刺激されるとした(Klein: 1995,1997)。

近年のスポーツの普及には巨大メディアが大きな役割を果たしているが(Maguire:1999)、ケーブル TV、インターネットの発達によるスポーツ産業の統合、スポーツのグローバルな普及の中にあっても、ローリティは完全には喪失しない(Miller et al:2003)。ラグビーのプロ化に注目したデンハムも、巨大メディアという資本と結びつき拡大するこのスポーツにおいて、そのローカルな歴史的浸透が、グローバルな普及の阻害要因になっている姿にグローカル化を見、スポーツの普及による均質化には異論を唱える(Denham:2004)。

スポーツのグローバル化は文化帝国主義なのかという今一度行われた問い(Guttmann: 2006) を受ける形で、Gems(2006)は、米国発祥のスポーツが、米国の影響力の拡大と歩調を合わせるかのように普及するのと平行して、普及先でスポーツがナショナル・アイデンティティの核や、米国への抵抗の装置となった様を叙述している。

#### 3. スポーツ労働移民研究の潮流

以上のように、均質化と多様化を包含しつつ相互依存の拡張を進めるグローバル化という現象

の中、スポーツもその普及を通じて周辺のローカリティを刺激しつつ、資本と結びついた富の生産 装置として機能し、地球的拡大を遂げつつある。その場での人間の移動も量的に拡大する一方、質 的にも変容を遂げている。本章ではこれまでの議論を踏まえて、グローバル化した世界での人間の 移動に注目し、スポーツのグローバル化に伴って起こったスポーツ労働移民研究の動向を概観する。

#### 3-1. 国際労働力移動としての移民

国境を越えた経済活動の拡大である「国際化」はその機能的統合である「グローバル化」へと移行しつつあり、その結果、資本と労働の移動について地球規模の市場システムが構築され、先進国に本拠を置く多国籍企業の地球規模の事業展開により「不自由労働者」が出現する(ディッケン:2001)。例えば、資本、産業に乏しい途上国が立地、税制面での優遇、女性の深夜労働許可などの法制面での受け入れ策により先進国の企業の工場の誘致を行うと、多国籍企業はより低賃金の労働力を求めて製造拠点の移転を繰り返す(コーエン:1993,293・294)。資本主義の拡大はより低廉な労働力を求めて世界規模で「奴隷(ヘロット)」(同上,303)を発見し、彼ら底辺の労働者は、グローバル化した世界経済の中、国境を越えた移動を繰り返すようになる。

この文脈から浮かんでくるのは、富を求めての貧しい途上国から豊かな先進国への移動という国際的な労働力の移動の図式であるが、近年の研究の多くは人間の移動の要因を単に経済的なものだけに求める図式には反対している(サッセン:1992、Massey et al.:1993、カースルズ&ミラー:1996、Castles:2002)。

サッセンは、アジア・カリブ地域から米国への労働力の流入が米国内での失業率が高い 1970~80 年代という時期に増加したことから、労働力の不足が移民を促すという論を否定、この移動を繊維工業などの衰退的・後進的産業における低賃金労働力の必要性と途上国における市場経済の浸透による農村社会の解体とそれにともなう農民の都市、さらに先進国の移動というモデルに求めた(サッセン:1992,37-54、2001,148)。つまりサッセンは、移民ないし国際的な人口移動という現象は、世界経済の確立にともなって構造的に作り出された安価な労働力供給システムとして展開される外国人労働者の利用であるとする。しかし、このヒトの移動は最貧層から始まるわけではなく、生産の国際化、世界的経済システムを管理調整する中心としての「世界都市」での低所得不安定職種の創出、国民的枠組みを超えた経済空間形成など様々な社会的要因が絡んでくるとした上で、移民の受入国・送出国双方を結ぶメカニズムとして過去の植民地あるいは現在の擬似植民地的結びつき、経済の国際的展開、そして労働者の募集の組織化を挙げている(サッセン:2001,148-149)。

マッセイは、1960 年代以降の移民現象を、産業化した諸国の基本的構造としての国際的人口移動であるとし、個々人の最大収入を求めての移動であるとする「新古典派」、送出国に残された家

族と受入国に渡った移民双方を含めた家計における収入リスクの軽減の結果であるとする「新経済学派」、経済のグローバル化にともなう構造的要因を重視し、先進国の者が就く高収入・高威信の職と途上国の者が就く低廉労働に着目した「二重市場論」などの既存の理論を分析する中で、現在の移民の流れは単一の分析レベルでは理解不能であるとし、血縁・友情・コミュニティなどを重視する「ネットワーク理論」や初期移民開始後の国家の統制困難な地下組織・NGOなどの後続の移民促進の制度に着目する「制度理論」などの国際的なヒトの移動の要因としての人的ネットワークを重視する理論にも着目した(Massey et al.: 前掲論文)。

カースルズ&ミラー(前掲書)は、近年の移民の傾向から地球規模化・加速化・多様化・女性化という特徴を提示し、移民という現象を経済格差の結果であるとしながらも(同,137)、最貧国の最貧者の富裕国への移動がまれにしか起こらず、移民の多くは経済的・社会的変動を経験している地域からの中流階層出身であることから、貧困こそが労働力の国際移動の主要因であるという「貧困説」を否定、政治的・文化的な受入国と送出国の関係を重視した(同,21-22)。

サッセンも、移動には金銭が必要であることから移民は最貧層からは始まらないことを指摘しているが、移動した者の多くは母国に帰ることを望んでいると指摘(サッセン:前掲書,2·3)、同様に木前(1988)も渡航先への移住を目的とした長期移民のほか、出稼ぎが終わると母国へ帰還する短期移民が増加していることを労働力の国際移動の特徴として挙げている。

これら諸研究からうかがえる移民という現象は、貧困な地域から富裕な地域への富の獲得を目指した労働力の国際移動という単純な図式ではとらえきれないグローバルなヒトの流れであり、近年では富裕な先進国の若者が芸術や芸能での自己実現を目的として英米などの文化的な中核国に渡る「文化移民」11(藤田:2008)、自己実現のためにイスラエルにできた短期間のプロ野球リーグに参加する先進国の若者(石原:2008b)など金銭的な豊かさを求めるという経済的動機とは正反対とも言える理由から国境を越える短期移民という現象も発見されている。

#### 3-2. 新しい国際労働力移動としてのスポーツ労働移民

前項で移民という現象には、経済的なものの他、様々な要因が絡んでくるとしたが、国際的な 労働力の移動の主要因は、森田(1988)が言う様に、資本主義世界経済の形成と展開に求めることが できる。そこで展開されるのは、世界資本主義の体系内における周辺から中核への労働力の巨大な 流れである。このような労働力の移動に関して、スポーツによる国際労働力移動に着目したミラー は、これを「文化的国際分業(New International Division of Cultural Labor)」と定義づけ、バス ケット選手の国際移動の観察から、プロスポーツの世界の労働力移動にも他の労働力移動と同じ中 核による周辺の人的資源搾取という従属論的構図を見た。ここでは周辺は供給過剰なローカル労働 市場とみなされ、これを中核である米国のスポーツ資本が利用することになる。メディアの発達により巨大産業化したプロスポーツ資本は、トップ選手には莫大な報酬をもって報い、当該スポーツの世界的普及に伴ってアスリートは「労働コスモポリタン」となって世界中を渡り歩くようになる、その一方で海外労働市場、つまり周辺の競技の場は、選手育成の場と化し、底辺のアスリートは低賃金に甘んじることになる。彼はこのようなスポーツの労働力移動の構図の始まりを1990年代の米国バスケットリーグ、NBAに見、これに他の北米スポーツが追随したとする(Miller et al.:前掲論文)。

このようなスポーツによる労働移動研究の活発化の端緒となるのが、ベール&マグガイヤーの研究である。ここで論じられているのはスポーツの技能により富を求めて国境を渡る人々から窺えるグローバル化の諸相である(Bale & Maguire ed.: 前掲書)。ここで展開される各論者の語る様々なスポーツにおける人間の移動は、中核から周辺へのスポーツの伝播、普及とそれとは逆方向のアスリートの流れである。ウェールズからイングランドへのラグビー選手の移動(Williams:1994)、スコットランドからイングランド(Moorhouse:1994)への、また旧植民地からフランス(Lanfranchi:1994)へのサッカー選手、同じく旧植民地から英国へのクリケット選手(Hill:1994)、奨学生として米国へ渡る途上国の水泳や陸上の選手(Bale & Sang:1994)、あるいは北米からカリブ海地域の冬季リーグやメキシコプロ野球に参加するマイナーリーガーの季節的移動(Arbena:1994)は、スポーツ労働移民の移動の主要因が、経済的なものであることを端的に示している。

しかし、カナダから欧州(Genest: 1994)、米国からフィンランド(Olin&Penttila: 1994)へ移動 するアスリートの分析からは、その移動に経済的要因以外のものが関わることを示している。

これらを受けて、スポーツの拡大とその中で起こるアスリートの移動は、中核から周辺へのスポーツの普及とそれとは逆方向のスポーツ労働移民というシステムと、それを補完する経済以外の諸要因という構図で語られるようになる12(Magire&Pearton: 2000, Chiba&Jackson: 2006)。

現実には、拡大するプロスポーツの世界のアスリートの移動を一元的に捉えることは非常に難しい。このある意味特殊な労働力の国際移動を、マグガイヤーはカナダ人を中心とするアイスホッケー選手の移動分析から中核 - 周辺間の人間の移動であるとしながらも、金銭以外の移動要因にも注目、これをスポーツの伝道を目的とする「開拓者(Pioneers)」、金銭目的の「傭兵(Mercenaries)」、競技終了後も移転先に移住する「定着者(Settlers)」、スポーツの技能を携えて様々な国境を渡る「遊牧民的コスモポリタン(Nomadic Cosmopolitans)」13、移動の結果母国へのアイデンティティを確認する「帰還者(Returnees)」に分類した(Maguire: 1996)。マグガイヤー自身もこの分類にはさらなる検証が必要であるとするなど、不完全と思われる部分もあるが、この分類はその後のスポーツ労

働移民研究の基礎となっている。

千葉・海老原(1999)はこれを発展させ、アスリートの越境については、海外への移籍と移籍先への帰化という2つの側面から分析する必要があるとし、前者を10種、後者を5種に分類した。彼らが、アスリートの国際移動を「移籍」と「帰化」の2側面に分ける必要があるとしたのは、スポーツ労働移民が、しばしば季節ごとの短期の移動に留まることに由来すると考えられる。このことに関しては、マグガイヤー&パートンが、ラグビー、クリケットなど季節に応じて南北半球を移動する「季節(seasonal)パターン」、陸上・スキー・テニスなど興行のために世界各地を転戦する「転戦(transitory)パターン」に一時的被雇用者としてのスポーツ労働移民のパターン分けを試みている(Maguire&Pearton:前掲論文)。これらの分類に共通しているのもやはり経済的要因だけでは説明しきれないエリートアスリートの国際的移動という構図であり、資本主義世界経済の進展に伴う政治・歴史・地理・社会・文化的要素が絡み合った結果としてのスポーツ労働移民が語られている。

マギー&サグデンは、サッカー選手の移動観察から「開拓者」、「帰還者」に代えて「Ambitionist(野心家)」、「Exile(亡命者)」、「Expelled(追放者)」を追加した。又、スポーツの広がりは中核から周辺へ、アスリートの移動は周辺から中核へ流れるというモデル自体は肯定しながらも、競技の普及度と地域内での相対的な経済力から、第三諸国経済のブラジルやナイジェリアがサッカー大国として、その周辺諸国からアスリートを集める中核たる欧州への選手の集散地として機能することも指摘している (Magee&Sugden: 2002)。

マグガイヤーは、これを受けて、世界システム論からの資源・製品の収奪という視点からのスポーツ労働移民理解の必要性をあらためて説き、アスリートの移動の主流はあくまで周辺から中核への流れであるとした(Maguire: 2004)。

スポーツのプロ化とその世界的拡大に伴う相互依存関係の中でのスポーツ労働移民は、資本主義の拡大に伴う国際労働力移動と同じく、その主要因を経済的なものに求めながらも、貧困から脱出する富裕国への流れという単純な図式だけでは説明できるものではなく、歴史的・文化的・政治的な多様な要因が絡んだものと解釈できる。アガーガードも、新たに、既に巨万の富を築きながらサッカーの技能をもって国境を渡る欧州から米国プロサッカーに移籍したデビッド・ベッカム(Devid Becham)のようなスター選手を'Celebrity Superstar'の類型で示し、トップアスリートにとってもはや金銭だけが移動要因になるわけでないことを示した(Agergaard: 2008)。

#### 3-3. 野球に見るスポーツ労働移民

前項で見てきたように、スポーツの商品化とグローバル化に伴うアスリートの移動に関する研究は、サッカー、クリケット、ラグビーなど帝国主義の時代のヘゲモニー国家・英国生まれのスポ

ーツと、戦後の覇権国家米国生まれのスポーツのうち早い段階に国際戦略を打ち出したバスケット ボールについてのものが多い。

筆者はスポーツのグローバルな普及を、ヘゲモニー国家発の文化の周辺への拡大と、商品化した中核発のスポーツの資本と結びついたプロスポーツとしての拡大に大別し、後者の例を1950年代以降、現在に至るまで拡大を遂げている野球に見た(石原:2008a)。特に、インターネットに代表されるメディアが急速に普及した1990年代に進んだ、北米トップリーグ・MLBを頂点とする各国のプロリーグをその下位に序列化しながら包摂した相互依存関係の構築とそのグローバルな拡大、さらにその中での人間の移動の観察・分析からは、グローバル化という現象の本質とその将来を考察する上でのヒントを得ることができると考えられる。

野球における労働力の移動研究の動向も、他のスポーツのそれ同様、多くは周辺による中核への人的資源の供給と、その結果としての周辺の低開発という構造の構築とその拡大という視点 (Klein:1989、1991b)、つまりヒトの移動に関する経済的要因の重視と、それを補完する経済決定論だけでは解明できないスポーツ労働移民の論証(千葉:2001、Chiba:2004)というものである。

クラインは、MLBによる包摂を受けたドミニカ共和国がアマチュア野球、冬季プロ野球の衰退を生むなど初め低開発論に論点の重きを置いたが、後には、ミラー(Miller et al.: 前掲論文)と同じく北米野球に出稼ぎにいったドミニカ人野球選手のドミニカ経済に与えるプラスの影響を強調している(Klein: 2006)14。

千葉は、日本プロ野球に集うスポーツ労働移民の分析からアスリートの国際移動の主要因を経済的なものに求め(Chiba:前掲論文)、高橋&ホーンによる1980年代から2000年代前半までの日本から米国球界への移籍の分析もアスリートの移動における経済的要因の大きさを説いている(Takahashi&Horne:2006)。しかし、イスラエルに発足した新興のプロ野球リーグに参加した先進国からの選手の自己実現という動機は(石原:2008b)、他のスポーツ同様、アスリートの移動が経済的な要因だけに留まらないことを示唆している。

## 4. 既存のプロ野球のグローバル化研究の検証と新たな枠組みの提示

以上、ここまで近年のグローバル化研究をふまえた上で、スポーツのグローバル化とスポーツ 労働移民研究を概観してきた。

中核からの均質化と、その波を受けての周辺のローカリティの再活性化というふたつの潮流を包含する形で進むグローバル化現象の中、その量を増大させている人間の国境を越えた移動は、その主要因を経済的なものに求めながらも、その細部の分析においては、経済的な要因だけでは語れな

いことが明らかになってきている。そして、メディア、交通機関が加速度的に発達する今日においては、経済的な要因では理解できない人間の移動が起こってきている。

以上のような、近年進展の度合いを増すグローバル化現象の中での移民の量的増大の中、スポーツのグローバル化およびスポーツ労働移民研究は社会の多様性と人間の歴史をひとつのフレームワークに統合しようとする「世界システム論」的視点からなされることが多かったと言える(小林: 2001)。

小林(同上)は、メラネシアへのスポーツ普及という事例から、スポーツのグローバル化には様々な位相があり、それを一義的に語ることの困難さを述べているが、今後のグローバル化研究においては、大きな枠組みの提示と平行したその末端における多様な位相の分析から、将来に起こりうる変化を探っていくことが必要である。本章では、筆者が研究の対象とする野球におけるスポーツ労働移民研究について、これまでのレビューを踏まえた上で、特にクラインの諸説の変化を追い、新たなスポーツのグローバル化の枠組みを提示したい。

#### 4-1. メジャーリーグとラテンアメリカプロ野球に見る中核 - 周辺構造の構築

野球の資本と結びついたグローバル化を論じてきたクラインは、ドミニカ野球の MLB による 包摂に中核 - 周辺構造を見、MLB の影響の強化によるドミニカプロ野球の衰退を低開発とみなしたが(Klein:1989,1991b)、一方でドミニカ野球の諸相に米国に対する対抗の姿勢を発見し、ドミニカにおける野球を周辺の弱者が中核の強者に対する不同意を表す「抗争の場」であるとした (Klein:1989,1991a)。さらに北米プロ野球・「オーガナイズド・ベースボール」 15 に包摂されたメキシコプロ野球チームの観察からメキシコ人たちが独自のプレースタイルを確立し、野球の受容によるアメリカ化とは対極にあるローカリティの再活性化が見られることを論証した(Klein:1995,1997)。

ここで想定される野球のグローバル化像は、中核としての MLB と周辺としてのマイナーリーグ やドミニカ、メキシコに代表されるラテンアメリカのプロ野球である。メディア、インフラの発達した 1950 年代以降、MLB は全米に拡張し、国内のマイナーリーグを完全にファーム化してゆく。 その波は歴史的に米国の後背地であった中米・カリブ地域に及び、米国へゲモニーの強さから野球 の普及度が強くプロ野球の存在していた地域では、プロリーグは「オーガナイズド・ベースボール」 に組み込まれるか、北米野球のオフシーズンの選手育成のための冬季リーグへと転換し、中核に送るべき人的資源を育成する「輸出加工区」と変容を遂げる(Klein: 1989,1991b)。

ここに見られるのは、資本主義世界システムの構図である。この構図の先にあるのは、1990 年 代以降のMLBの国際戦略によるアジアのプロ野球の包摂とMLBを頂点とした世界規模でのヒエ ラルキー構造の形成である(谷口:2004,36·37)。ここでは、MLB を頂点とし、日本や韓国のプロリーグを半周辺、経済力のない北米マイナーリーグ、ラテンアメリカ野球を周辺とする構造が構築され、その中で「上昇移籍」や「下降移籍」を繰り返すスポーツ労働移民の増加が見られる<sup>16</sup>。

#### 4-2. クラインの野球のグローバル化観の変化と新たなプロ野球の連関構造の提示

しかし、中核 - 周辺モデルは、さらなるグローバル化研究の進展を受けて大きな変化を遂げる。 クラインが新たに提示したモデルは、地理的な中核 - 周辺構造ではなく、多国籍企業化した MLB の事業の地球的拡大と国際的選手獲得網のさらなる充実、そして新たな選手獲得網構築のための普 及策である<sup>17</sup>。

この先にあるのは、MLBと直接の資本関係のあるマイナーリーグ、提携関係のあるラテンアメリカ、アジアのプロリーグ、そして新たな選手育成の場、野球の草の根普及の役割を担う独立リーグ18の事実上の下部組織としての包摂である。その中では、MLBと下部構造の各リーグは、各々「熱帯雨林型」の相互依存関係を構築しながらコロンビア、中国、パナマ、カナダ、ニカラグア、イスラエルに拡大している。

この新たな連関構造の中、スポーツ労働移民フロー回路は拡大し変容を遂げている。そこでは MLB の「労働力貯水池」の地球規模の拡大が見られ、その結果現れるのはプロアスリートの質的 な変容である。

先に述べた1999年以降発足した諸国のリーグの本質はいずれも上位リーグへの選手の供給を目的とした「ファーム」で、これらのリーグに集う選手の観察からはモザイク状に拡大するグローバル化の本質が見えてくる。その場では、育成の対象である有望選手と、低賃金でプレーする人数あわせの従来プロの舞台には上がることはなかったレベルのアスリートが混在している。

近代産業化の進展と歩調を合わせて発展を遂げたスポーツは、「伝統スポーツ」に見られた混沌を脱し、競技者と観客の区別を明確にした(グットマン:前掲書)。この文脈においては、トップアスリートが高額の報酬を手にするプロスポーツの出現はある意味必然であり、近代性が「本来的にグローバル化していく」という言葉を借りるならば、スポーツがプロ化しグローバルな展開を遂げるのも必然であると言え、そのグローバルなスポーツシーンを渡り歩くのはトップアスリートであると考えられてきた。しかし、近年のプロスポーツの拡大は、その裾野における競技レベルの低下を生み、そのことはプロスポーツそのものと、スポーツ労働移民の質的変容を招いている19。このことは従来のスポーツのグローバル化研究、スポーツ労働移民研究の射程には入っていないものである。

#### おわりに

以上本稿では、グローバル化研究の潮流の中でのスポーツ労働移民についての先行研究を概観 し、その限界を提示し、新たな理論的枠組みを提示した。

既存の研究の限界は、競技を職業として国境を渡るプロアスリートであるスポーツ労働移民の研究に際してその射程をトップアスリートに置いていることにある。しかし、グローバル化の進展に伴いプロアスリートそのものが現在変容遂げている。野球で言えば、それそのものが地球規模に拡大しようとしている MLB を頂点とする相互連関構造の強化は、「労働力貯水池」のグローバルな拡大を生み、そのことはプロ野球の裾野の拡大を意味している。本稿ではこの連関構造の拡大をプロ野球のグローバル化における新たなスポーツ労働移民フロー回路の拡大と変容と位置づけ、その帰結としてのプロ野球の底辺の拡大が従来スポーツ労働移民にはなりえなかったアスリートまでもがプロ野球選手として国境を越えるという現象を生む可能性を示した。ここで生じた新たなスポーツ労働移民は従来の枠組みでは収まらないものであり、その分析は筆者の今後の課題である。

競技者と観客を分離したスポーツ、ナショナル・アイデンティティにより自他を区別する国民国家概念などを生み出した近代という時代は現在我々が所与のものとして受け入れている枠組み形成の時代であったと言える。「液状化」(バウマン:2001,2008)などのことばは、現在その枠組みがグローバル化の進展により崩れつつあることを示唆している。本稿で提示したプロスポーツにおける新たな枠組みの下で出現するスポーツ労働移民の存在も現代社会が次の時代への移行期にさしかかっていることを示す諸相であると考えられるが、これについての検証も又今後の課題である。

(ISHIHARA Toyokazu、本学大学院国際関係研究科後期課程)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> グットマン(1997)は近代産業社会を迎える以前の身体運動である「伝統スポーツ」とそれ以後の「近代スポーツ」を区別した。本稿で用いる「スポーツ」の語は後者をさす。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Bale&Maguire ed. (1994)に代表されるスポーツの技能をもって国境を移動するアスリートの移動研究では、これを'Sport Labour Migration'としている。

 $<sup>^3</sup>$  金光(1999)も、1990 年代以降の日本プロ野球と MLB との関係から、野球のグローバル化を MLB による世界規模での「選手の掠奪、興業の侵略」とみなしている。

<sup>4</sup> 田中は、「世界システム」を論ずるにあたって、これを「地球上に存在する社会システムのうち、自ら上位の社会システムをもたない最上位システム」と定義し、ウォーラーステインのいう「世界=帝国」のような一個のシステムがそのまま国家であるあるようなシステムを「主体型世界システム」、それ自体国家ではない現在の世界的連関を「非主体型システム」と名付けている。そのうち、下位主体と上位主体の連関が直線的ではなく複雑に絡み合ったものを「熱帯雨林型」とし、その典型を中世欧州に求めているが、「スポーツ労働移民」がその相互を頻繁に移動する現在のプロ野球の地球規模のMLB以外の諸リーグ連関はこの「熱帯雨林型」であるといえる。

<sup>5</sup> グローバル化と近代性の結びつきを強調するのはキデンズ(1993)である。これに対し、トムリンソン(2000; 1999, 88-89)は、近代性が「本来的にグローバル化していく傾向がある」と言えるのかどうかについて疑問を呈している。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Lechner, Frank (2005) "Globalization", Ritzer ed, *Encyclopedia of Social theory*, Sage.からの接用(リッツァ: 2005, 142)

<sup>7</sup> アパデュライ(2004)は「想像の世界」を形成する要素として空間を越えた人々のアイデンティティの共有であ

る「エスノスケープ」、境界を越えるテクノロジー、マネー、媒体の広がりである「テクノスケープ」、「ファイナススケープ」、「メディアスケープ」、グローバルなイメージの連鎖である「イデオスケープ」を挙げ、これらのダイナミズムは中核と周辺という区別を疑わしいものにしていくとしている。

- 8 ハート&ネグリ(2003)は、ウォーラーステインの「資本主義世界システム」に代わる、地政学的空間に引かれた線を横断する資本と情報の織りなす新自由主義的グローバリズムの存立構造を「〈帝国〉」概念で提示し、多国籍企業に代表される巨大資本による人々の搾取に今後の世界像を見た。「〈帝国〉」と米国の一致については、彼らは強調しないが、ジョクス(2003)は彼らが射程に置かない軍事的位相にも着目、「〈帝国〉」と米国の重なりを強調した。
- 9 この用語の射程には、米国発のアメリカ化も当然含まれる。しかし、ワグナーは、スポーツの広がりを論じる際には、例えば日本発の柔道が、五輪スポーツになるように、世界のさまざまな場所の身体運動が、グローバルスポーツに変容する可能性を見逃してはならないとした。そしてこのスポーツの拡大の根底にあるものは人々の嗜好であり、従ってこれに「帝国主義」のような用語を当てはめることは適切でないとした。
- 10 クラインは、例えば、弱国・ドミニカの野球チームが米国のチームを倒したり、大リーグのマーチャンダイズの拡大に対してドミニカ人ファンが地元チームの野球帽を選ぶことによって米国資本に対する不同意を示すように、スポーツを通じた中核である米国に対する憤慨や対抗心を表明する場をこの用語で示した。(Klein: 1991.116-120)。
- 11 藤田のフィールドワークに登場するのは英米文化にあこがれて短期間「移住」した日本人の若者たちであるが、「文化移民」は先進国間の移動にだけ見られる現象ではない。筆者自身、絵画・彫刻などの「アフリカン・アート」を学ぶべく、「アーチスト」が多く住むセネガルの首都・ダカール沖にあるゴレ島に住み着た日本人の若者(女性)に出会ったことがあるし(2004.3)、本章で述べられているイスラエルに渡った先進国出身の「プロ野球選手」や同じく「プロ野球選手」になるべく米国での常勤の仕事を辞めてニカラグアに渡った若者(筆者によるフィールドワーク、2008.12-2009.1)なども「文化移民」の範疇に入れることができる。
- 12 経済決定論を排する要因は旧帝国と旧植民地の文化的紐帯に求められることが多い(Giulianotti: 2002)。しかし、この帝国主義の残滓とも言える中核と周辺の連関は、スポーツの商品化に伴ってかつての帝国主義によって築かれたシステムが再生されただけと捉えられることもできる(Maguire & Stead: 1996)。
- 13彼らは「スポーツ経験を旅するために使う国際的な雇用によって動機づけられた」(千葉・海老原:1999)スポーツ労働移民でそこで想定されているのはマラソンやスノーボードのトップアスリートである。
- 14 Miller et al. (2003)は、2002 年シーズン開幕時におけるドミニカ人の大リーガー89人、マイナーリーガー1561人という数字を挙げ、北米のプロ野球選手の約25%がドミニカ選手で占められ、彼らが母国に持ち帰る富のため、ドミニカにおけるスポーツ産業は国内5位の産業となっていることを論証している。同じくKlein(2006)も、MLB全30球団が選手育成のための「アカデミー」を置くようになった結果、ドミニカ人有望株の契約金が高騰し、米国人と比べて遜色ないレベルにまで達している近年の状況から、ドミニカがかつてのような単なる低廉な労働力の供給地ではなくなっていることを示唆している。
- 15 「オーガナイズド・ベースボール」とは、MLB と 3A からルーキー級まで4段階にランク分けされた MLB 各球団と選手育成契約を結んだファームチームで構成される「ナショナル・アソシエーション(NA)」をあわせた呼称である。メキシコプロ野球「リガ・メヒカーナ・デ・ベイスボル」の各球団は MLB 球団とは選手育成契約は結んでいないものの、NA に加盟するマイナーリーグとみなされ、3A 級にランク付けされている。
- 16「上昇移籍」、「下降移籍」は千葉・海老原(前掲論文)の用語で、競技レベル・収入においてより上位・下位の国・リーグへの移籍を表す。谷口(前掲書)は MLB の世界規模のスカウティングの展開により、日本などからトップ選手が MLB へ流入すると、それらの選手に押し出された選手がマイナーリーグより待遇のいい東アジアのプロ野球リーグへ移籍する流れができつつあることを述べている。
- 17 Klein(2006)は MLB の近未来像を東アジア、豪州の環太平洋、中南米カリブ海地域への球団の拡張と、日本に代表される米国外の資本のよる球団経営に求め、MLB は米国の枠を超えた超国籍化した企業連合になる可能性を提示している。球団自体のこのような拡張はともかく、試合の日本、ラテンアメリカでの開催、ドミニカ、ベネズエラでのマイナーリーグ設置、ブランド化したマーチャンダイズ(川本:2003,22)、テレビ放送の地球規模での展開(谷口:2004,78-84)、欧州・アフリカへの普及活動(Klein:2006)など、MLB はその事業においては地球規模に拡大しつつあると言える。
- 18 独立リーグ(Independent League)は、「オーガナイズド・ベースボール」に属さないプロ野球組織である。 北米でのプロ野球発足時は、そもそも全てのリーグが「独立リーグ」であったのだが、MLB によるマイナーリーグのファーム化の過程で NA の下にマイナーリーグが再編されるにつれて、独立リーグは姿を消していった。MLB がその事業の国際化を進めた 1990 年代半ばになって再び出現し、現在では 8 リーグ 73 球団がカナダを含めた 北米に展開されている。日本にもこのモデルは持ち込まれ 2005 年に発足した四国アイランドリーグ(現四国九州アイランドリーグ)ほか計 3 リーグ 16 球団が活動している。 これらはいずれも MLB や日本プロ野球にとって

投資を要しない選手育成の場と野球の地方への普及の役割を果たしており、そこでプレーする選手たちは、低 廉な報酬で野球という労働に携わっている。

19 例えば、2007年に発足したイスラエル野球リーグにおいては、一部選手にとってはレベルの低下したプロ野球が一種のレジャーや自己実現の場に変容していた(石原:2008b)。同じく、1999年に発足したコロンビアリーグにも、金銭目的ではなくプロ野球選手という夢の実現のために米国での職を辞めて参加した選手がいた(筆者によるフィールドワーク、2008.12-2009.1)。これらのスポーツ労働移民は従来のトップアスリートを射程に置いた枠組みでは理解しがたい。

#### 参考文献

Agergaard, Sine (2008). "Elite Athletes as Migrants in Danish Women's Handball", *International Review for the Sociology of Sport*, 43, 5-19.

アンダーソン、ベネディクト、糟谷啓介他訳(2005)『比較の亡霊』作品社

アパデュライ、アルジュン、門田建一訳(2004)『さまよえる近代:グローバル化の文化研究』平凡社

Arbena, Josph L..(1994). "Dimensions of International Talent Migration in American Sports", The Global Sports Arena, 99-109.

Bale, John & Maguire, Joseph ed.(1994). The Global Sports Arena: Athletic Talent Migration in an Interdependent World, Frank Cass.

Bale, John&Sang, Joe (1994). "Out of Africa: The 'Development' of Kenyan Athletics, Talent Migration and the Global Sports System", The Global Sports Arena, 206-225.

バウマン、ジーグムント、森田典正訳(2001)『リキッド・モダニティ:液状化する世界』大月書店

-----、長谷川啓介訳 (2008) 『リキッド・ライフ:現代における生の諸相』大月書店

ベック,ウルリッヒ、木前利秋・中村健吾監訳(2005)『グローバル化の社会学―グローバリズムの誤謬―グロー バル化への応答』国文社

カルヴェ、ルイ=ジャン、砂野幸稔訳(2006)『言語学と植民地主義:ことば喰い小論』三元社

カースルズ,ステフェン&ミラー,マーク J.、関根政美・関根薫訳(1996)『国際移民の時代』名古屋大学出版会

Castles, Stephen (2002). "Migration and Community Formation under Conditions of Globalization", International Migration Review, 36, 1143-1168.

千葉直樹(2001).「越境するプロ野球選手」,『現代スポーツ評論』4,156-161.

Chiba, Naoki (2004). "Pacific Professional Baseball Leagues and Migratory Patterns and Trends: 1995-1999," *Journal of Sport & Social Issues*, 28, 193-211.

千葉直樹,海老原修(1999)「トップ・アスリートにおける操作的越境からのシークレット・メッセージ」、『スポーツ社会学研究』7,44-54.

Chiba, N. & Jackson, Steve (2006). "Rugby Player Migration from New Zealand to Japan", Football Studies.9, 4-15. コーエン,ロビン、清水知久訳(1993) 『労働力の国際移動―奴隷化に抵抗する移民労働者―』明石書店

Denham, David (2004). "Global and Local Influence on English Rugby League", Sociology of Sport Journal, 21,206-219.

ディッケン,ピーター、宮町良弘監訳(2001) 『グローバル・シフト:変容する世界経済地図』古今書院 ドスサントス,テオトニオ、青木芳夫ら訳(1983)『帝国主義と従属』拓植書房

藤田結子(2008)『文化移民:越境する日本の若者とメディア』新曜社

フランク,アンドレ・G、大崎正治訳(1976)『世界資本主義と低開発:収奪の〈中枢-衛星〉構造』柘植書房フリードマン,トーマス、東江一紀、服部清美訳(2000)『レクサスとオリーブの木:グローバリゼーションの正体』草思社

Genest, Simon (1994). "Skating on Thin Ice? The International Migration of Canadian Ice Hockey Players", The Global Sports Arena, 112-125.

Gems, Gerald R. (2006). "Sport, Colonialism, and United States Imperialism", Journal of Sport History, 33, 3-25.

ギデンス,アンソニー、松尾精文,小幡正敏訳(1993)『近代とはいかなる時代か?:モダニティの帰結』而立書 房

-----、佐和隆光訳 (2001) 『暴走する世界: グローバリゼーションは何をどう変えるのか』 ダイヤモンド社

Giulianotti, Richard (2002). "Soccer Goes Glocal", Foreign Policy, 131, 82-83.

Gmelch, George ed. (2006). Baseball without Borders: The International Pastime, University of Nebraska Press.

Guttman, Allen (1991). "Sport Diffusion: A Response to Maguire and the Americanization Commentaries", Sociology of Sport Journal 8,185-190.

———— (2006). "Globalization as Imperialism?", Journal of Sport History, 33,1-2.

グットマン, アレン、谷川稔ら訳(1997)『スポーツと帝国:近代スポーツと文化帝国主義』昭和堂

Hill, Jeffrey (1994). "Cricket and the Imperial Connection: Overseas Players in Lancashire in the Inter-war Years", *The Global Sports Arena*, 49-62.

Houlihan, Barrie (1994). "Homogenization, Americanization, and Creolization of Sport: Vareties of Globalization", Sociology of Sport Journal, 11,356-375.

石原豊一(2008a)「ベースボールにみるグローバル化一MLBによるドミニカプロ野球包摂を中心に一」、『立命 館国際研究』21、111-129.

-----(2008b)「ベースボール拡大の諸相--イスラエルプロ野球にみるスポーツ産業のグローバル化--」。『ス

ポーツ産業学研究』18,21-29. 伊豫谷登士翁(2005)『グローバリゼーションとは何か:液状化する世界を読み解く』平凡社新書 ジョクス,アラン、逸見龍生訳(2003)『〈帝国〉と〈共和国〉』青土社 金光千尋(1999)「日本のプロ野球:その近くて遥かな未来」、『スポーツ社会学研究』7.1-6. 川本、タック(2003)『メジャーリーグ世界制覇の経済学』講談社 木前利秋(1988)「西ドイツにおける外国人労働力導入の構造」、森田桐郎編、『国際労働力移動』、東京大学出版 会,219-247. Kidd, B (1981). "Dependency and the Canadian State", Hard, M&Brown, W.C ed. Sport in the sociocultural process, 707-721. Klein, Alan, M. (1989). "Baseball as underdevelopment: The Political Economy of Sport in the Dominican Republic", Sociology of Sport Journal 6, 95-112 — (1991a) . "Sport and Culture as Contested Terrain: Americanization in the Caribbean", Sociology of Sport Journal 8,79-86. — (1991b). SUGARBALL: The American Game, the Domincan Dream, Yale University Press —— (1995). "Tender Machos: Masculine Contrasts in the Mexican Baseball League", Sociology of Sport Journal, 12, 370-388. (1997). Baseball on the Border: A Tales of Two Laredos, Princeton University Press. - (2006). Growing the Game: The Globalization of Major League Baseball, Yale University Press. 小林勉(2001)「途上国に押し寄せるスポーツのグローバリゼーションの実相―メラネシアの事例から」、『スポ ーツ社会学研究』9,83-93. Lanfranchi, Pierre (1994). "The Migration of Footballers: The Case of France, 1932-1982", The Global Sports Arena, 63-77. Magee, Jonathan & Sugden John (2002). "The World at their Feet: Professional Football and International Labor Migration", Journal of Sport and Social Issues, 26, 421-437. マクガイヤー, ジョセフ、東方美奈子・松村和則訳(1999)「スポーツ化とグローバル化:プロセス社会学のパ ースペクティブ」『スポーツ社会学研究』7,13-22

Maguire, Joseph (1996) "Blade Runners: Canadian Migrants, Ice Hockey, and the Global Sports Process",

(2004). "Sport Labor Migration Reserch Revisited", Journal of Sport and Social Issues, 28,

— (1999). Global Sport: Identities, Societies, Civilizations, Polity Press.

Journal of Sport & Social Issues, 20, 335-360.

277-482.

Maguire, J.& Pearton, Robert (2000). "Global Sport and the Migration Patterns of France '98 World Cup Finals Players: Some Preliminary Observations", Soccer & Society, 1, 175-189.

Massey, Douglas S. et al.(1993). "Theories of International Migration: A Review and Appraisal", Population and Development Review, 19,431-466.

Mckay, Jim & Miller, Tobby (1991). "Old Boy to Men and Women of the Corporation: The Americanization and Commodification of Australian Sport", Sociology of Sport Journal 8,86-94.

Miller, Toby et al. (2003). "The Over-Production of US Sports and the New International Division of Cultural Labor", *International Review for the Sociology of Sport*, 38,427-440.

Moorhouse, H.F., (1994). "Blue Bonnets over Border: Scotland and the Migration of Footballers", *The Global Sports Arena*, 78-96.

森田桐郎(1988)「資本主義の世界的展開と国際労働力移動」,『国際労働移動』東京大学出版会, 1-54.

ネグリ,アントニオ&ハート,マイケル、水嶋一憲ら訳(2003)『帝国:グローバル化の世界秩序とマルチチュード の可能性』以文社

Olin, Kalevi&Penttila, Matti(1994). "Professional Sports Migration to Finland during the 1980s", *The Global Sports Arena*, 126-140.

大前研一、田口統吾訳(1994)『ボーダレス・ワールド』新潮文庫

プレビッシュ, ラウール、大原美範訳(1969)『ラテン・アメリカの開発政策』アジア経済出版会

リッツア,ジョージ、正岡寛司監訳(1999)『マクドナルド化する社会』早稲田大学出版部

ロバートソン,ローランド、 阿部美哉訳(1997)『グローバリゼーション:地球文化の社会理論』、東京大学出版会サッセン,サスキア、森田桐郎訳(1992)『労働と資本の国際移動―世界都市と移民労働者―』岩波書店

------、伊豫谷登士翁訳(2001)『グローバリゼーションの時代:国家主権のゆくえ』平凡社

Takahashi, Yoshio & Horne, John (2006). "Moving with the Bat and the Ball:Preliminary Reflections on the Migration of Japanese Baseball Labour", *International Review for the Sociology of Sport*,41-1,79-88. 田中明彦(1989) 『世界システム』東京大学出版会

谷口輝世子(2004)『帝国化するメジャーリーグー増加する外国人選手と MLB の市場拡大戦略』明石書店 トムリンソン,ジョン、片岡信訳(1997)『文化帝国主義』青土社

-----、----、(2000)『グローバリゼーション:文化帝国主義を超えて』青土社

Wagner, Eric A. (1990) . "Sport in Asia and Africa: Americanization or Mundialization?", Sociology of Sport Journal 7,399-402.

Williams, Gareth (1994). "The Road to Wigan Pier Revisited: The Migration of Welsh Rugby Talent since 1918", *The Global Sports Arena*, 26-38.

ウォーラーステイン,イマニュエル、川北稔訳(1981)『近代世界システム:農業資本主義とヨーロッパ世界経済の成立』岩波書店

# Attainment points and the limits of previous studies about the "Sports labor migration" in the Globalized Sports

Spectator sports as show business are already familiar of us. Flow of wealth between the capitals which piled up vast profit through sports and the general public as sport fans who offer them the wealth in various ways is unfolded in those stages. Professional athletes mediate both. Those professional athletes can make the enormous wealth over sports to visible. And the quantities of borderless athletes are increasing every year and transforming their character.

Sports are extremely modern cultural phenomenon. If the modern ages are defined as the ages of the expansion of capitalism, it can be said that the study about the human movements over sports is a heavy-duty work in the search for essence of the globalization which made acceleration in modern ages and its result. In this paper, the previous works of the globalization of sports and 'sports labor migration' are reviewed and their limits are pointed out. And then the new model of globalization of sports is assumed as an example of the professional baseball and the transformation of the 'sports labor migration' also is presented as the hint for searching the result of industrialization and globalization which sprung up in the modern age.

(ISHIHARA, Toyokazu, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University)

# 『国際関係論集』執筆要項および原稿形式について

(『国際関係論集』第7号より適用)

#### (投稿資格)

『国際関係論集』に投稿することができる者は、以下に掲げる者とする。ただし、第三号に掲げる 者を除き、立命館大学国際関係学会会員であることを条件とする。

- 一 国際関係研究科博士課程後期課程の在学者
- 二 国際関係研究科在籍の研究生
- 三 その他研究科執行部が適当と認めた者

#### (提出期日)

『国際関係論集』に投稿する原稿の提出期日は、発行前年度の6月末日とする。

#### (提出形式)

MS Word で作成された電子データを提出する。

#### (原稿字数)

原稿は、原則として日本語の場合は 20,000 字以内とし、英語の場合は 10,000words 以内とする。(注、図、表、写真その他を含む。)

#### (英語表題)

英語表題を付す。

#### (要旨)

日本語で書かれた原稿の場合、250words 程度の英語要旨を付すことを原則とする。 同様に英語で書かれた原稿の場合、500 字程度の日本語要旨を付すことを原則とする。

#### (ページ設定)

- 用紙サイズ・・・B5
- ・文字数と行数の指定・・文字数:35 字送り:10.5p 行数:31 行送り:18pt

- ・ 余白・・30 mm 25 mm 25 mm 25 mm (上-下-内側-外側)
- 級じ代の位置:左 開きページ:指定あり
- ・ ヘッダー・・15 mm フッター・・17.5 mm

奇数/偶数ページ別指定:指定あり 先頭ページのみ別指定:指定あり

#### (ヘッダーについて(フッターはなし))

- ・1p 目にはなし → 2p 目以降作成
- ・双方とも2行改行した後に記入
- ・フォントサイズは8
- ・偶数ページのヘッダー 左寄せして「国際関係論集 号, Month Year」を記入

例:国際関係論集第1号, April 2006

・奇数ページのヘッダー 右寄せして「論文タイトル (氏名の名字)」を記入

例:経済成長を目的とした IT 産業育成に潜む阻害(山本)

#### (脚注について)

- ・形式・・・文末脚注、「1、2、3·・」表記のものを利用
- フォントサイズ…8 ※ぶら下げインデントを利用することが望ましい

## (全体的なフォント(以下 F)等)

- ・冒頭の「論説」··F サイズ: 10.5、太文字 ・論文タイトル··F サイズ: 14
- ・章タイトル・F サイズ: 10.5 ・節タイトル・F サイズ: 10
- ・氏名・ $\mathbf{F}$  サイズ: 10.5 ・「目次」・ $\mathbf{F}$  サイズ: 10
- ・目次内容・・Fサイズ:8・本文・・Fサイズ:9

# (所属等)

本文末に所属および職名を記す。以下の例に従うものとする。

「(ローマ字表記の氏名、所属)」を表記

例:(YAMAMOTO Taro,本学大学院国際関係研究科後期課程)

以上

#### 編集後記

国際関係論集の発行は、今年度で9回目となる。グローバル化の深化が加速度的に進む中、国境を越えた交流が爆発的に増える一方、貧富の差の拡大や9.11テロといったグローバリゼーションの負の側面も目立つようになってきた。また、イラク戦争、北朝鮮核開発問題、グルジア紛争といった国家の存在を意識せざるを得ない事態も頻発している。

こうした中、国際関係論研究を志し国際関係研究科博士課程後期課程へ進学する院 生数は大幅に増加した。彼らの研究テーマは、国家を超える共同体構築の可能性を扱 うもの、国家をめぐる問題を扱うもの、国境を超える人の交流に焦点を当てるものと 多様でありながら、いずれも現在の国際関係に根差した問題意識を反映するものとな っている。研究者としての第一歩を踏み出した院生諸君には、一層の研鑽を期待する とともに、教員スタッフ並びに国際関係研究科としても、更なる教育・研究指導の充 実に努めたい。

2009年10月1日

国際関係学部副学部長(大学院担当) 足立 研幾

立命館国際関係論集 第9号

2009年10月1年発行

編集·発行 立命館大学国際関係学会

代表 板木雅彦

603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL (075) 465-1211 FAX (075) 465-1214

印刷所 株式会社 図書 同朋舎

600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町2

# **RITSUMEIKAN**

# KOKUSAIKANKEI RONSYU

The Ritsumeikan Journal of International Studies: Special Edition for Postgraduate Students

The Ninth Number October 2009

## **CONTENTS**

ARTICLES		
State, Ambiguity, and War Dead : Dispute on Yasukuni Shr 1950s to 1970s	ine in Post-War Japan ITO, Ken'ichiro	from 1
The possibility of a republican principle, Laïcité as a norm: Its	s root and actuality SASAKA, Kayo	25
Toward the Development of ASEAN Security Community (AS Identifying the Key Factors	C): Agus Trihartono	43
The views of Russia in Tokugawa Japan (the end of the 18th-centuries)	beginning of the 19th SHIPITKO, Uliana A.	69
A Comparative Study on the Civil Society in Korea and Japan-Both the Countries' Movement Aiming at 「the Civil Participal		93
Rethinking the resistance movements and nation-building in	modern Korea KIM, Yong Chan	119
The Outcomes and Challenges of Reforms in German Labor M. Reforms	Iarket: Focused on the F CHEN, Hao	Hartz 139
International marriage in the rural areas of Japan and Korea	MA, You-jung	159
Attainment points and the limits of previous studies about the Globalized Sports	e "Sports labor migratio ISHIHARA, Toyokazu	n" in 187

Published by ISARU The International Studies Association of RITSUMEIKAN UNIVERSITY